目　　次

（ 平 成 30 年 ）

○第１回臨時会

第１日目（１月16日）

会議録署名議員の指名 …… 3
会期の決定 …… 3
議案第１号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第７号） …… 3
議案第２号　吉の浦会館備品購入事業の改定契約について …… 8
決議第１号　議員定数・報酬等調査特別委員会設置に関する決議 …… 9
決議第２号　議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議 …… 11
決議第３号　焼却施設「青葉苑」への米軍ごみ受け入れに対する抗議決議 …… 13
意見書第１号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する意見書 …… 15
決議第４号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する抗議決議 …… 15

○第２回定例会

第１日目（３月５日）

会議録署名議員の指名 …… 23
会期の決定 …… 23
諸般の報告 …… 23
行 政 報 告 …… 23
平成30年度　施政方針 …… 26
議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例 …… 33
議案第４号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 …… 35
議案第５号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 …… 36
議案第６号　中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例 …… 37
議案第７号　中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 …… 39
議案第８号　中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 …… 43
報告第１号　専決処分の報告について …… 45
報告第２号　平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について …… 45

第２日目（３月６日）

議案第９号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）　49
議案第10号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）　55
議案第11号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）　58
議案第12号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）　60
議案第13号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）　61
議案第14号　平成29年度中城村水道事業会計補正予算（第１号）　63
議案第22号　財産の取得について　64
同意第１号　教育委員会委員の任命について　66
諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　68
諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて　69

第３日目（３月７日）

議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算　75
議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算　81
議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算　85
議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算　87
議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算　89
議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算　91
議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算について　93

第４日目（３月８日）

議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例　99
議案第４号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例　112
議案第５号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例　112
議案第６号　中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例　113
議案第７号　中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例　113
議案第８号　中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例　114
議案第９号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）　114
議案第10号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）　121
議案第11号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）　123
議案第12号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）　123
議案第13号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）　124
議案第14号　平成29年度中城村水道事業会計補正予算（第１号）　124
議案第22号　財産の取得について　124

第５日目（３月９日）　休　　会（金）　中学校卒業式

第６日目（３月10日）　休　　会（土）

第７日目（３月11日）　休　　会（日）　防災訓練

第８日目（３月12日）
議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算 …… 129
議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算 …… 139
議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 …… 139
議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 …… 140
議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算 …… 140
議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算 …… 140
議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算について …… 140

第９日目（３月13日）　委 員 会（火）　委員会審議

第10日目（３月14日）　委 員 会（水）　委員会審議

第11日目（３月15日）　委 員 会（木）　委員会審議

第12日目（３月16日）　委 員 会（金）　委員長取りまとめ

第13日目（３月17日）　休　　会（土）

第14日目（３月18日）　休　　会（日）

第15日目（３月19日）　委 員 会（月）　委員会審議（連合審査）

第16日目（３月20日）　委 員 会（火）　委員会審議（連合審査）

第17日目（３月21日）　休　　会（水）　春分の日

第18日目（３月22日）　小学校卒業式
議案第23号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）請負契約について …… 145
議案第24号　財産の取得について …… 146
一般質問
７番　金　城　　章　議員 …… 147

２番　比　嘉　麻　乃　議員 …… 159

第19日目（３月23日）
一般質問
３番　大　城　常　良　議員 …… 175
１番　石　原　昌　雄　議員 …… 187
４番　外　間　博　則　議員 …… 192
11番　新　垣　徳　正　議員 …… 198

第20日目（３月24日）　休　　会（土）

第21日目（３月25日）　休　　会（日）

第22日目（３月26日）
一般質問
９番　仲　眞　功　浩　議員 …… 211
８番　伊　佐　則　勝　議員 …… 222
12番　新　垣　博　正　議員 …… 227
５番　仲　松　正　敏　議員 …… 233

第23日目（３月27日）
一般質問
10番　安　里　ヨシ子　議員 …… 245
15番　宮　城　重　夫　議員 …… 249
６番　新　垣　貞　則　議員 …… 258
14番　新　垣　善　功　議員 …… 270

第24日目（３月28日）
議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の
勤務条件に関する条例 …… 283
議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算 …… 286
議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算 …… 295
議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算 …… 296
議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算 …… 297
議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算 …… 298
議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算 …… 299
議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算について …… 300
選挙第１号　中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 …… 301

選挙第２号　南部広域行政組合議会議員の選挙 …… 303
発議第１号　閉会中の議員派遣について …… 304
発議第２号　閉会中の所管事務調査について …… 305
請願第１号　４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書 …… 307

第１回　臨　時　会

平成30年第１回中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　平成30年１月16日
閉　会　　平成30年１月16日

会　期　１　日間

日　次	月　　日	曜日	開議時刻	会議名	事　　項
第１日	１月16日	火	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第１号、２号の説明、質疑、討論、採決 意見書及び抗議決議の説明、質疑、討論、採決 閉会

平成30年第１回中城村議会臨時会（第１日目）

招集年月日	平成30年１月16日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成30年１月16日　（午前10時00分）		
	閉会	平成30年１月16日　（午後０時37分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	８番	伊佐則勝	９番	仲眞功浩
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 1 号

日　　程	件　　名
第　1	会議録署名議員の指名
第　2	会期の決定
第　3	議案第１号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第７号）
第　4	議案第２号　吉の浦会館備品購入事業の改定契約について
第　5	決議第１号　議員定数・報酬等調査特別委員会設置に関する決議
第　6	決議第２号　議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議
第　7	決議第３号　焼却施設「青葉苑」への米軍ごみ受け入れに対する抗議決議
第　8	意見書第1号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する意見書
第　9	決議第４号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する抗議決議

○議長　與那覇朝輝　ただいまより平成30年第１回中城村議会臨時会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、８番　伊佐則勝議員及び９番　仲眞功浩議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１月16日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日１月16日の１日間に決定しました。

続きまして、日程第３　議案第１号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第７号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは議案第１号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第７号）について、御提案申し上げます。

議案第１号

平成29年度中城村一般会計補正予算（第７号）

平成29年度中城村一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203,474千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,066,329千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

平成30年１月16日提出

中城村長　　浜　田　京　介

第１表　　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14　国庫支出金		1,344,793	25,714	1,370,507
	1　国庫負担金	856,213	24,523	880,736
	2　国庫補助金	481,681	1,191	482,872
15　県支出金		1,489,601	124,025	1,613,626
	1　県負担金	418,631	12,261	430,892
	2　県補助金	1,035,962	111,764	1,147,726
18　繰入金		272,302	23,235	295,537
	2　基金繰入金	272,301	23,235	295,536
21　村債		268,661	30,500	299,161
	1　村債	268,661	30,500	299,161
歳　入　合　計		7,862,855	203,474	8,066,329

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		1,073,032	3,150	1,076,182
	1　総務管理費	911,814	3,150	914,964
3　民生費		3,177,507	51,431	3,228,938
	1　社会福祉費	1,335,950	51,431	1,387,381
7　商工費		119,958	3,905	123,863
	1　商工費	119,958	3,905	123,863
8　土木費		557,128	12,578	569,706
	2　道路橋梁費	327,879	12,578	340,457
	4　都市計画費	66,407	0	66,407
10　教育費		883,018	132,410	1,015,428
	5　社会教育費	312,017	132,410	444,427
歳　出　合　計		7,862,855	203,474	8,066,329

第２表　地方債補正

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業債	千円 26,000	証書借入 又　は 証券発行	年５％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 28,100	同じ	同じ	同じ
都市公園整備事業債	0				3,500			
社会教育施設整備事業債	0				24,900			

読み上げて御提案申し上げます。

歳入、14款国庫支出金、１項国庫負担金、補正前の額８億5,621万3,000円、補正額2,452万3,000円、合計で８億8,073万6,000円。２項国庫補助金、補正前の額４億8,168万1,000円、補正額119万1,000円、合計で４億8,287万2,000円。

15款県支出金、１項県負担金、補正前の額４億1,863万1,000円、補正額1,226万1,000円、合計で４億3,089万2,000円。２項県補助金、補正前の額10億3,596万2,000円、補正額１億1,176万4,000円、合計で11億4,772万6,000円。

18款繰入金、２項基金繰入金、補正前の額２億7,230万1,000円補正額2,323万5,000円、合計で２億9,553万6,000円。

21款村債、１項村債、補正前の額２億6,866万1,000円、補正額3,050万円、合計で２億9,916万1,000円。

歳入合計、補正前の額78億6,285万5,000円、補正額２億347万4,000円、合計で80億6,632万9,000円。

続いて歳出でございます。歳出、２款総務費、１項総務管理費、補正前の額９億1,181万4,000円、補正額315万円、合計で９億1,496万4,000円。

３款民生費、１項社会福祉費、補正前の額13億3,595万円、補正額5,143万1,000円、合計で13億8,738万1,000円。

７款商工費、１項商工費、補正前の額１億1,995万8,000円、補正額390万5,000円、合計で１億2,386万3,000円。

８款土木費、２項道路橋梁費、補正前の額３億2,787万9,000円、補正額1,257万8,000円、合計で３億4,045万7,000円。４項都市計画費、補正前の額6,640万7,000円、補正額はゼロ、合計も同額でございます。

10款教育費、５項社会教育費、補正前の額３億1,201万7,000円、補正額１億3,241万円、合計で４億4,442万7,000円。

歳出合計、補正前の額78億6,285万5,000円、補正額２億347万4,000円、合計で80億6,632万

9,000円でございます。

続いて、第２表　地方債の補正。３枠あります。まず１枠目、道路整備事業債、補正前の限度額2,600万円、補正後の限度額2,810万円。２枠目、都市公園整備事業債、補正前の限度額はゼロ、補正後の限度額が350万円。３枠目、社会教育施設整備事業債、補正前の限度額がゼロ、補正後の限度額が2,490万円。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前、補正後、３枠とも同じでございますので、一括して読み上げて御提案申し上げます。起債の方法、証書借入又は証券発行、利率年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。補正前、補正後、同じでございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時０８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１７分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　おはようございます。議案第１号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第７号）について、質疑を行いたいと思います。

まず12ページ、先ほど村長のほうからも説明があったのですが、７款１項２目観光費、13節委託料320万2,000円、測量設計委託料とあるのです。これは馬場広場と理解はしているのですけれども、今回これを補正に上げた理由を教えていただけますか。これは１点目ですね。

２点目に15ページ、10款５項４目17節公有財産購入費、ただいま副村長の説明のあったとおり、一括交付金で３筆の1,546坪を購入するという話であるのですが、これは場所がどこなのか。３筆あるのですが、そこの場所を教えていただきたいと思っています。以上２点、お願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長　屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　大城議員の御質疑にお答えいたします。

まず補正の理由については、一括交付金に採択されたということでございます。前々からチャレンジはしておりましたが、やっと認めていただいたということで、今回の補正ということになっております。

馬場の整備理由については、皆さん御存じのとおり、村としては中城城跡を利活用するために今までイベントを開催しております。ただ、課題がありまして、やはりイベント前に雨が降ると地盤が軟弱になってぬかるみ等になると。そういうことでイベントの実施が危ぶまれるという状況もたびたびありまして、今回一括交付金を利用いたしまして、馬場の改修を計画しているということでございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

吉の浦会館の建物のホール以外の部分、約半分と、隣にございます教育相談室、プレハブがありますけれども、その建物が建っている部分と、向かいにある吉の浦会館の駐車場の約８割の部分に相当するところになっております。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　１点目、馬場の改修のための委託設計料というお話ですが、これは根

本的に馬場を設計委託した場合には本工事が伴うということになるのかどうか。それをひとつお願いします。

あと、用地買収の件は３筆で1,546坪ということで、これは１億3,000万円余りの予算になるのですが、一括交付金で購入できた理由は何なのか。普通、公有財産は一括交付金では買えないとか、いろいろ話を聞いているのですが、おりた理由をひとつ説明をお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長　屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

今回、一括交付金の採択がありまして、今回委託費を計上しております。工法とか、いろいろなもの、測量設計等をいたしまして、次年度に本工事が入るということであります。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

平成28年度に護佐丸歴史資料図書館がオープンいたしまして、今後、公共駐車場の整備と役場庁舎の移転等を計画しております。現在、吉の浦周辺に本村の振興施設等の集約を図り、効果的な振興策を展開しております。今後も村の振興策を継続的に促進していくための唯一の課題であります吉の浦会館敷地の一部が民有地であることで、これからの継続的な促進に弊害があるというところで、今後の課題の改善策として中城村振興対策推進事業として、敷地の購入事業を認めていただいております。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　１点目、確かに城跡跡の馬場というのは確かにぬかるんで、何かイベントをする場合には雨が降れば大変厳しい状況にあるということを私も存じているので、ぜひひとついい方向で改修していって、いろいろなイベントに関しても支障のないようなやり方でやっていただきたいと思っております。

あと、公有財産の用地購入は、今言われたとおり、建物等いろいろな場面があるのですが、ぜひこれも我々がいつも言っているとおり、できるだけ賃貸ではなくて購入したほうがいいということも踏まえながら、それものっとっているだろうと思っていますので、できる限り購入をする前提で進めていただきたい。

最後に、1,546坪買ったとして、賃貸している坪数は幾らぐらい残っているのか。それがわかるのであれば教えていただきたい。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

現在、吉の浦公園周辺を含め、賃貸をしているのはこの３筆でございますので、賃貸の全ての土地を購入しようと考えております。

○議長　與那覇朝輝　以上で３番　大城常良議員の質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時２６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４４分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第１号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第７号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第１号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第７号）は原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第２号　吉の浦会館備品購入事業の改定契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第２号　吉野浦会館備品購入事業の改定契約について、御提案申し上げます。

議案第２号

吉の浦会館備品購入事業の改定契約について

吉の浦会館備品購入事業について、下記のとおり改定契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号の規定により、議会の議決を求める。

記

１	契約の目的		吉野浦会館の備品購入
２	改定契約金額		金1,953,202円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		金144,681円
３	契約の相手方	住　所	沖縄県浦添市港川458番地
		商　号	株式会社オキジム
		氏　名	代表取締役社長　新里　哲郎

平成30年１月16日提出

中城村長　浜　田　京　介

提 案 理 由

吉の浦会館の備品購入契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を必要とする。

次のページには改定契約書がございます。重要な部分を抜粋して読み上げて御提案申し上げます。まず事業名が、吉の浦会館備品購入事業。原契約額が2,026万800円、改定後の契約金額が2,221万4,002円でございます。特約事項といたしまして、この契約は議会の議決を経るまでは仮契約書とし、議決後は本契約書にかわり効力を有するものとする。それぞれの記名がございい

ます。

次のページには、添付書類といたしまして明細書等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時４８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第２号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第２号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第２号　吉の浦会館備品購入事業の改定契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第２号　吉の浦会館備品購入事業の改定契約については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１０時５５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０５分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

日程第５　決議第１号　議員定数・報酬等調査特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　それでは提案します。

決議第１号

平成30年１月16日

中城村議会議長　與那覇　朝　輝　殿

提出者
中城村議会議員　石　原　昌　雄
賛成者
中城村議会議員　比　嘉　麻　乃
賛成者
中城村議会議員　安　里　ヨシ子

議員定数・報酬等調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条、及び中城村議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

本議会における適正な議員定数及び報酬について調査、研究を行うことを目的として、特別委員会を設置するため。

議員定数・報酬等調査特別委員会設置に関する決議（案）

中城村議会委員会条例（昭和62年条例第13号）第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり、特別委員会を設置するものとする。

１．特別委員会の設置目的

特別委員会は、本村において議会に求められる役割と責任を十分に果たしていくため、本村議会における適正な議員定数及び報酬について調査、研究を行うことを目的として、設置する。

２．特別委員会の名称

特別委員会の名称は、「議員定数・報酬等調査特別委員会」とする。

３．特別委員会の付議事項

特別委員会において調査、研究を行う事項は、次のとおりとする。

(1) 本村における適正な議員定数に関する事項

(2) 本村における議員の報酬に関する事項

４．特別委員会の定数

特別委員会の委員定数は、８人とする。

５．特別委員会の調査期限

特別委員会の設置日から調査終了まで。閉会中も調査を行うことができる。

議員定数・報酬等特別委員会名簿。議員名石原昌雄、比嘉麻乃、大城常良、伊佐則勝、安里ヨシ子、新垣徳正、仲座　勇、宮城重夫、以上８名です。

○議長　與那覇朝輝　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第１号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、決議第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから決議第１号　議員定数・報酬等調査特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、決議第１号　議員定数・報酬等調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり決定されました。

続きまして、日程第６　決議第２号　議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員　それでは読み上げて、提案にかえさせていただきます。

決議第２号

平成30年１月16日

中城村議会議長　與那覇　朝　輝　殿

提案者
中城村議会議員　新　垣　博　正
賛成者
中城村議会議員　新　垣　貞　則
賛成者
中城村議会議員　仲　松　正　敏

議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条、及び中城村議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由

本村議会における議会基本条例を制定するための調査、研究を行うことを目的として、特別委員会を設置するため。

議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議（案）

中城村議会委員会条例（昭和62年条例第13号）第５条第１項の規定に基づき、下記のとおり、特別委員会を設置するものとする。

１．特別委員会の設置目的

特別委員会は、本村において議会に求められる役割と責任を十分に果たしていくため、本村議会における議会基本条例を制定するための調査、研究を行うことを目的として、設置する。

２．特別委員会の名称

特別委員会の名称は、「議会基本条例調査特別委員会」とする。

３．特別委員会の付議事項

特別委員会において調査、研究を行う事項は、次のとおりとする。

(1) 議会基本条例の制定に関する事項

４．特別委員会の定数

特別委員会の委員定数は、７人とする。

５．特別委員会の調査期限

特別委員会の設置日から調査終了まで。閉会中も調査を行うことができる。

議会基本条例調査特別委員会名簿、議員名新垣博正、外間博則、仲松正敏、新垣貞則、金城　章、仲眞功浩、新垣善功、以上です。

○議長　與那覇朝輝　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第２号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、決議第２号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから決議第２号　議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、決議第２号　議会基本条例調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり決定されました。

続きまして、日程第７　決議第３号　焼却施設「青葉苑」への米軍ごみ受け入れに対する抗議決議を議題といたします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員

決議第３号

平成30年１月16日

中城村議会議長
　與那覇　朝　輝　殿

提出者
中城村議会議員　新　垣　博　正
賛成者
中城村議会議員　宮　城　重　夫
賛成者
中城村議会議員　安　里　ヨシ子

焼却施設「青葉苑」への米軍ごみ受け入れに対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

提案理由

村民、県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、今回の米軍ごみ受け入れに対し厳重に抗議するため。

焼却施設「青葉苑」への米軍ごみ受け入れに対する抗議決議（案）

在沖米軍のごみを処理していた民間処理業者 倉敷環境が、廃棄物処理法違反で営業停止され、それに伴い中城村、北中城村両村で運営する中城村北中城村清掃組合は、「キャンプ瑞慶覧ごみ受け入れ協議会」を設立、本村議会への、協議内容等の十分な説明も無いまま、新たな廃棄

物処理業者 環境ソリューションとの間で米軍ごみ収集運搬に関わる契約が締結され、年末繁忙期の平成29年12月23日（土）に、米軍ごみが焼却施設「青葉苑」に搬入された。社会的にも注目される重要事案であるにも拘らず、なお且つ、此れまでの施政方針においても、米軍ごみの受け入れについては、一切示されておらず、12月定例議会、及び清掃組合議会でも閉会後の事後報告での対応であり、この様な対応は過去例の無い、それこそ議会軽視と言わざるを得ない。予てより危険ごみの混入等の指摘がある中において、基地内への立ち入り検査もままならない状況下で、分別のチェック体制等に懸念を示す住民の要請にもかかわらず、今回、この様な拙速な判断は、単にごみ処理の問題だけに止まらず、これまで米軍基地から派生する様々な事件、事故に対し、基地の整理縮小、ひいては全米軍基地の撤去を決議してきた経緯がある。おりしも隣接する宜野湾市の保育園、また小学校に米軍ヘリの部品が落下する事故が発生し、本村議会においては、いち早く米軍機の飛行停止、基地撤去の抗議決議が全会一致で採択されたばかりである。

この様な状況下で、米軍基地のごみを受け入れる事は、過重な基地負担で苦しめられる沖縄県民、及び中城村民の心情を著しく逆なでするものである。

よって、本村議会は今回の米軍ごみ受け入れに抗議するとともに、下記の事項を強く要請する。

記

１．今回の米軍ごみ受け入れに至った経緯及びその根拠となった一切情報を議会へ公開すること
２．速やかに住民説明会を開催すること
３．平成30年４月１日からの契約を議会の同意なしに更新しないこと

以上、決議する。

平成30年１月16日
沖縄県中城村議会

宛先
中城村北中城村清掃事務組合管理者　新垣邦男

○議長　與那覇朝輝　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第３号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、決議第３号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　決議第３号　焼却施設「青葉苑」への米軍ごみ受け入れに対する抗議決議に対し、賛成の立場で討論いたします。

今回のキャンプ瑞慶覧区域内米軍ごみを青葉苑に搬入する決定を下した経緯について、中城村北中城村清掃事務組合議会には何ら諮らず、管理者の一存でごみ受け入れ連絡協議会を立ち上げて進めておりますが、行為そのものが組合議会及び両村議会並びに村民をないがしろにするものであり、説明責任とプロセスが欠如していると言わざるを得ません。よって、本意見書に対し賛成をいたします。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論はございませんか。

新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　今、議題になっている焼却施設「青葉苑」への米軍ごみ受け入れに対する抗議決議に対して、反対の立場から討論します。

ごみ焼却施設「青葉苑」の建設については、財政の厳しい中で防衛施設庁の高率補助を活用することを決めた。その高率補助交付の際に、補助事業者等は補助事業により設置したごみ処理施設において、キャンプ瑞慶覧から排出される廃棄物を、これら防衛施設の環境保全上支障を生じないように適正に処理することを条件に交付を受けた経緯から受け入れざるを得ず、今回の件は緊急避難的なものであり、管理者の判断はやむを得ないものと理解し、よって抗議決議には反対をいたします。以上。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　これで討論を終わります。

反対の意見もありますので、採決は起立によって行いたいと思います。

決議第３号　焼却施設「青葉苑」への米軍ごみ受け入れに対する抗議決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長　與那覇朝輝　「起立多数」です。したがって、決議第３号　焼却施設「青葉苑」への米軍ごみ受け入れに対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第８　意見書第１号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する意見書及び日程第９　決議第４号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する抗議決議については関連しますので、一括議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、日程第８　意見書第１号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する意見書及び日程第９　決議第４号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する抗議決議を一括議題といたします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　それでは意見書第１号を読み上げて、御提案申し上げます。

意見書第１号

平成30年１月16日

中城村議会
　議長　與那覇　朝輝　殿

提出者
　中城村議会議員　大　城　常　良
賛成者
　中城村議会議員　仲　松　正　敏
賛成者
　中城村議会議員　外　間　博　則

米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの
不時着に対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

（提案理由）
村民、県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、今回の不時着に対し厳重に抗議するため。

米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの
不時着に対する意見書（案）

平成30年１月６日午後４時過ぎ、米軍普天間飛行場所属のＵＨ－１Ｙヘリコプターがうるま市伊計島の海岸に不時着した。更にその２日後、ＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターが読谷村儀間の一般廃棄物最終処分場敷地内に不時着した。

伊計島での不時着に関し、米軍は「警告灯が点灯したので、事故を避けるため緊急着陸した」と説明しているが、現場は、100メートルほど先に住宅地があり、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事につながりかねず、断じて容認できるものではない。同じく、読谷村での不時着に関しても、事故現場は民間住宅地及び大型リゾートホテルからわずか250メートルしか離れてなく、周辺で作業する農業者や観光客などを巻き込む重大事故にもつながるおそれがあり、断じて容認できるものではない。

昨年は、１月に今回と同じ伊計島の農道に米海兵隊ＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターが不時着した。その後も、ＣＨ－53Ｅ大型輸送ヘリコプターが東村高江に不時着した後炎上する事故や、ＭＶ－22オスプレイが伊江島補助飛行場、石垣空港に緊急着陸するなど、様々な軍用機のトラブルが相次いで発生し、村民・県民の不安と恐怖は極限に達している。

本村議会では、これまでも米軍の事件・事故が発生するたび、在沖米軍基地の全面撤去を関係機関に対して強く要請したにもかかわらず一向に聞き入れられることなく、またしてもこのような軍用機の不時着が発生したことは、安全管理に対する米軍当局の認識の低さを露呈するものであり、本村においてもいつ何時、多発する米軍機による事故が発生しかねない現状に対し、激しい憤りを覚えるものである。

よって、本村議会は、村民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の不時着に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

１．原因を徹底的に究明するとともに、迅速に公表すること。
２．普天間飛行場に所属する全機種の飛行を全面的に禁止し、５年以内の運用停止を遵守すること。
３．日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年１月16日
沖縄県中城村議会

あて先
衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣　外務省沖縄担当大臣　沖縄防衛局長

決議第４号

平成30年１月16日

中城村議会
議長　與那覇　朝輝　殿

提出者
中城村議会議員　大　城　常　良

賛成者
中城村議会議員　仲　松　正　敏
賛成者
中城村議会議員　外　間　博　則

米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの
不時着に対する抗議決議

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

（提案理由）
村民、県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、今回の不時着に対し厳重に抗議するため。

米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの
不時着に対する抗議決議（案）

平成30年１月６日午後４時過ぎ、米軍普天間飛行場所属のＵＨ－１Ｙヘリコプターがうるま市伊計島の海岸に不時着した。更にその２日後、ＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターが読谷村儀間の一般廃棄物最終処分場敷地内に不時着した。

伊計島での不時着に関し、米軍は「警告灯が点灯したので、事故を避けるため緊急着陸した」と説明しているが、現場は、100メートルほど先に住宅地があり、一歩間違えば住民を巻き込む大惨事につながりかねず、断じて容認できるものではない。同じく、読谷村での不時着に関しても、事故現場は民間住宅地及び大型リゾートホテルからわずか250メートルしか離れてなく、周辺で作業する農業者や観光客などを巻き込む重大事故にもつながるおそれがあり、断じて容認できるものではない。

昨年は、１月に今回と同じ伊計島の農道に米海兵隊ＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターが不時着した。その後も、ＣＨ－53Ｅ大型輸送ヘリコプターが東村高江に不時着した後炎上する事故や、ＭＶ－22オスプレイが伊江島補助飛行場、石垣空港に緊急着陸するなど、様々な軍用機のトラブルが相次いで発生し、村民・県民の不安と恐怖は極限に達している。

本村議会では、これまでも米軍の事件・事故が発生するたび、在沖米軍基地の全面撤去を関係機関に対して強く要請したにもかかわらず一向に聞き入れられることなく、またしてもこのような軍用機の不時着が発生したことは、安全管理に対する米軍当局の認識の低さを露呈するものであり、本村においてもいつ何時、多発する米軍機による事故が発生しかねない現状に対し、激しい憤りを覚えるものである。

よって、本村議会は、村民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の不時着に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

１．原因を徹底的に究明するとともに、迅速に公表すること。
２．普天間飛行場に所属する全機種の飛行を全面的に禁止し、５年以内の運用停止を遵守すること。
３．日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

平成30年１月16日
沖縄県中城村議会

あて先
駐日米国大使　在日米軍司令官　在日米軍沖縄地域調整官　在沖米国総領事

以上、御提案を申し上げます。

○議長　與那覇朝輝　これで提出者の趣旨説明を終わります。

意見書と抗議決議は、別々に採決いたします。

これから意見書第１号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する意見書に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから意見書第１号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第１号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する意見書は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第９　決議第４号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する抗議決議に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第４号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、決議第４号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから決議第４号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する抗議決議を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、決議第４号　米軍ＵＨ－１Ｙヘリコプター、及びＡＨ－１Ｚ攻撃ヘリコプターの不時着に対する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで臨時議会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉　会（１２時３７分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　與那覇　朝　輝

中城村議会議員　伊　佐　則　勝

中城村議会議員　仲　眞　功　浩

第２回　定　例　会

平成30年第２回中城村議会定例会会期日程表

開　会　　平成30年３月５日
閉　会　　平成30年３月28日

会　期 24 日間

日　次	月　　日	曜日	開議時刻	会議名	事　　項
第１日	３月５日	月	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告､施政方針 議案第３号、４号、５号、６号、７号、８号に対する説明 報告第１号、２号に対する説明
第２日	３月６日	火	午前10時	本会議	議案第９号、10号、11号、12号、13号、14号、22号に対する説明 議案第22号、及び同意第１号、諮問第１号、２号に対する説明、質疑、討論、採決
第３日	３月７日	水	午前10時	本会議	議案第15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号に対する説明
第４日	３月８日	木	午前10時	本会議	議案第３号、４号、５号、６号、７号、８号、９号、10号、11号、12号、13号、14号に対する質疑､討論､採決
第５日	３月９日	金		休　会	中学校卒業式
第６日	３月10日	土		休　会	
第７日	３月11日	日		休　会	防災訓練
第８日	３月12日	月	午前10時	本会議	議案第15号、16号、17号、18号、19号、20号、21号に対する質疑（委員会付託）
第９日	３月13日	火	午前10時	委員会	委員会審議
第10日	３月14日	水	午前10時	委員会	委員会審議
第11日	３月15日	木	午前10時	委員会	委員会審議
第12日	３月16日	金	午前10時	委員会	委員長取りまとめ
第13日	３月17日	土		休　会	
第14日	３月18日	日		休　会	
第15日	３月19日	月	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）
第16日	３月20日	火	午前10時	委員会	委員会審議（連合審査）
第17日	３月21日	水		休　会	春分の日
第18日	３月22日	木	午後２時	本会議	小学校卒業式　　議案第23号、24号に対する質疑、討論、採決　一般質問　２人
第19日	３月23日	金	午前10時	本会議	一般質問　４人
第20日	３月24日	土		休　会	
第21日	３月25日	日		休　会	
第22日	３月26日	月	午前10時	本会議	一般質問　４人
第23日	３月27日	火	午前10時	本会議	一般質問　４人
第24日	３月28日	水	午前10時	本会議	中城村選挙管理委員会委員、及び同補充員の選挙 南部広域行政組合議員の選挙 委員長報告、質疑、討論、採決、及び請願、発議等採決 閉会

平成30年第２回中城村議会定例会（第１日目）

招集年月日	平成30年３月５日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	平成30年３月５日　（午前10時00分）		
	散会	平成30年３月５日　（午前11時27分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 1 号

日　　程	件　　名
第　1	会議録署名議員の指名
第　2	会期の決定
第　3	諸般の報告
第　4	行政報告
第　5	平成30年度　施政方針
第　6	議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例
第　7	議案第４号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第　8	議案第５号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第　9	議案第６号　中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例
第　10	議案第７号　中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第　11	議案第８号　中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
第　12	報告第１号　専決処分の報告について
第　13	報告第２号　平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

○議長　與那覇朝輝　皆さん、おはようございます。ただいまより平成30年第２回中城村議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番安里ヨシ子議員及び、11番新垣徳正議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日３月５日から３月28日の24日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、本議会の会期は本日３月５日より３月28日までの24日間に決定しました。

日程第３　諸般の報告を行います。

諸般の報告について

平成29年12月８日より、平成30年３月４日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

１　例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、平成29年12月、平成30年１月、２月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

２　一部事務組合議会、介護保険広域連合議会、後期高齢者医療広域連合議会の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。その他の詳しい資料等は議会事務局にも置いてありますので、閲覧してください。特に今回は新年度の予算案等もありますので、よろしくお願いいたします。

３　請願・陳情、要請等の処理について

期間中に受理した陳情、要請等は３件受理し、３月２日の議会運営委員会で協議した結果、１件は総務常任委員会に付託し他２件は資料配付といたしてあります。

４　沖縄県町村議会議長会関係について

○２月20日（火）定期総会が自治会館内で開催され、議長、事務局長が出席しております。

○２月22日（木）町村議会議員・事務局職員研修会が南風原町で開催されております。

５　中部町村議会議長会関係について

○１月26日（金）１月定例会が読谷村で開催され、議長、事務局長が出席しております。

６　その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で諸般の報告を終わりますけれども、中部広域町村圏事務組合の報告書を載せてありますが、本年度よりクルーズ船とか、新聞等で御存じだとは思うんですけれども、今まで５万トン級だったのが、15万トン級に本年度からふえてきまして、乗客数も平成29年度までは２万2,000人だったのが、今年度は13万3,000人と倍どころか、飛躍的に伸びます。それに対する対応が課題になるかなとは思いますので、御参照よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４　行政報告を行います。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは行政報告の前に、このたびの職員の不祥事に対するおわびと報告をさせていただきたいと思います。新聞等報道にありました本村職員の不祥事に対し、村民並びに議会に対し深くおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。職員の服務規律等につきましては、機会あるごとに注意喚起を徹底してまいりましたが、住民の奉仕者であ

り、また率先して法令等を遵守すべき立場にある職員が、公務員にあるまじき行為をし、逮捕、起訴されたことに対し、まことに申しわけなく思うとともに、住民の皆様の信頼を裏切ることになりましたことは、まことに遺憾であり、心より深くおわびいたします。

今後は、職員に対し一層の綱紀粛正の徹底を図り、二度とこのようなことが起きないよう再発防止に努め、信頼回復に向けまして職員一丸となって全力を挙げて取り組んでいく所存でございます。また全職員が公務員としての自覚を持つよう、改めて強く指導してまいります。このたびは大変、御迷惑をおかけし、申しわけございませんでした。

それでは行政報告を行います。まずは１枚の行政報告（主要事項）を読み上げて、御報告を申し上げます。

平成29年12月から平成30年２月までの行政報告でございます。

12月19日、サッカーキャンプ誘致等意見交換会がございまして、これは吉の浦会館で中城村で開催をさせていただきました。

12月21日には、宜野湾地区の交通安全運動の出発式。そして例年どおりと申しますか、イルミネーションの点灯式がございました。

12月22日、第１回総合教育会議が開かれまして、公立幼稚園等の設置について、これからどういう方針でやっていくか等を議題として話し合われております。これから最終決定を行うための会議が模様されてくることになります。

12月27日には、ふれあいもちつき大会に参加をしております。

年が明けまして、１月４日、本村の初興し（ハチウクシー）、これは吉の浦会館で高齢者・善行者等のたくさんの村民の方々で新年をやりました。

１月10日には、新春の集いで祝辞を述べております。

１月11日から12日では、福岡県大牟田市のほうに中城村北中城村清掃事務組合の視察研修が行われております。

１月14日には、第46回ごさまるトリムマラソンで激励の挨拶をしております。

２月に入りまして、２月１日には、川崎フロンターレの歓迎セレモニーがございました。例年どおり川崎フロンターレ、今回はチャンピオンとしての歓迎式典でございました。

２月６日には、沖縄県子ども子育て会議を県の町村会の代表として参加をしております。

２月11日には、中城中学校70周年記念式典がございました。大変、歴史のある中学校の式典をみんなでお祝いをしたところでございます。

２月18日には、おきなわマラソンが、これも例年どおり開催をしております。

以上でございます。

続きまして、平成29年度主要施策の執行状況調書（第４・四半期分）でございます。

事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて、御報告申し上げます。

まず総務課、12節不動産（土地）鑑定評価依頼業務、平成29年12月１日、随意契約、58万1,040円、100％、那覇不動産鑑定株式会社。

続いて企画課、13節マイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム改修業務委託、平成30年１月９日、随意契約、269万4,600円、100％、株式会社オーシーシー。13節平成30年７月予定改版データ標準レイアウト改修業務委託（総務省）、平成30年１月11日、随意契約、62万1,000円、100％、株式会社オーシーシー。同じく13節平成30年７月予定改版データ標準レイアウト改修業務委託（厚生労働省）、平成30年１月11日、随意契約、45万3,600円、100％、株式会社オーシーシー。

続いて企業立地・観光推進課、13節中城城跡基盤強化調査測量設計委託業務、平成30年１月

30日、指名競争入札、329万4,000円、96.8%、株式会社双葉測量設計。

続いて都市建設課、13節平成29年度南上原地区出来形確定測量委託業務、平成29年12月19日、随意契約、583万2,000円、89.4%、株式会社与那嶺測量設計。13節平成29年度調査業務（その４）、平成29年12月25日、随意契約、529万2,000円、89.8%、株式会社与那嶺測量設計。13節平成29年度調査業務（その５）、平成30年１月19日、随意契約、524万8,800円、89.9%、株式会社与那嶺測量設計。15節南上原地区築造工事（29－６工区）、平成29年12月22日、指名競争入札、4,323万7,800円、93.5%、有限会社ピース造園土木。15節村道ウフクブリ線災害普及工事（H29年災２号）、平成30年１月18日、指名競争入札、893万1,600円、100%、有限会社ヒロ建設。15節、平成29年度交通安全対策交付金事業、平成30年１月30日、指名競争入札、149万400円、83.1%、沖縄道路興業株式会社、15節南上原地区築造工事（29－７工区）、平成30年２月５日、指名競争入札、4,519万440円、93.4%、有限会社北浜土木。15節南上原地区築造工事（29－８工区）、平成30年２月27日、指名競争入札、4,584万6,000円、93.1%、株式会社全沖産業。17節村道若南線道路整備事業、平成29年12月22日他、随意契約、15万9,930円、100%、北上原地内１筆、新垣地内１筆。17節平成29年度市町村道未買収用地取得事業、平成30年１月12日、随意契約、43万4,700円、100%、新垣地内１筆。18節中城村内公園遊具設置工事、平成30年１月18日、指名競争入札、1,709万1,000円、97.9%、有限会社公園沖縄。19節村道中城城跡線改良舗装事業、平成30年２月15日、随意契約、724万8,969円、100%、登又地内１筆。22節物件移転補償費、平成29年12月７日他、随意契約、2,276万2,730円、100%、南上原地内５件。

続いて教育総務課、18節中城南小学校管理備品購入事業、平成29年２月19日、指名競争入札、387万7,200円、87.6%、株式会社オキジム。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　続いて、教育行政報告を行います。教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　おはようございます。教育行政の報告を行います。

主なものだけを報告して、詳細は後でごらんください。

12月10日日曜日、空手の演武会が吉の浦会館で行われ、小学生から大人まで演武大会を行っています。そこでの激励の挨拶を行いました。

22日は、定例の教育委員会会議、教育の日の制定について、学校法人尚学学園の推薦入学についての話し合いを行っています。それから第１回の総合教育会議、先ほど村長から報告があった件です。同じく学校法人の尚学学園との締結を村長とともに理事長と交わしております。

１月７日は、成人式が行われて、参加者125名の主催者挨拶を行いました。

12日から14日まで、福岡県福智町交流事業に行きまして、児童が14名、福智町の児童との交流、ホームステイ、文化、自然、雪体験などの学習を行って、子供たちが県外に出かけて行って、非常にいい体験ができたのかなと思っています。

26日、第１回の定例教育委員会会議が行われて、少人数学級の教諭の給与等の条例についての話。それから男女混合名簿についての話が行われました。

30日から31日まで、ＪＦＡこころのプロジェクト「夢の教室」、夢先生ということで、中城中学校の２年生を相手に県内出身のハンドボール銘苅淳選手、それからオリンピックのメダリストである水泳の松田丈志選手の講演会が行われました。トップと触れ合うということで、とてもいい経験、夢に向かっての努力することの大切さを知るいい機会となりました。

２月10日土曜日、中頭地区の学力向上実践推進大会が嘉手納町で行われ、本村の久場っ子クラブが、地域での居場所づくりの実践報告を行っています。

16日金曜日、教職員の定期人事異動が行われました。

20日、第２回定例教育委員会議が吉の浦会館で行われ、教職員（管理職）の人事異動の内示について、それから中城村特定教育施設の保育料を定める規則の一部を改正について等を話し合っています。

以上で終わります。

○議長　與那覇朝輝　以上で行政報告を終わります。

日程第５　平成30年度施政方針を行います。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは平成30年度施政方針を行います。

平成30年度　施　政　方　針

はじめに

平成30年度一般会計予算をはじめとする関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政経営に対する基本的な考え方として施政方針を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年は私が村長に就任して10年目を迎えることになります。これまで村民の皆様が豊かな暮らしができる村づくりを目指して、子育て支援や教育環境、住宅環境など、中城村が少しでも前進できるよう、たくさんの可能性を考え、職員一丸となって知恵を絞りながら、この歴史ある中城村の経営を行ってまいりました。

「ひとりひとり違う輝きを持って　僕らはここに生まれ　そして育ってゆく　大きな夢を描こう」

普天間かおりさんは、中城村の歴史や輝き、そして先人の方々が築き上げてきた誇りが次世代へ継承される、その想いを子ども達に伝わるよう中城南小学校の校歌という形で授けてくれました。中城村にはたくさんの輝きをもった子ども達がいます。また、地域を誇りに思い、地域のために尽力してくれる大人もいます。全ての方々が安心して生活でき、豊かな暮らし、夢を描ける暮らしが追い求められるよう、時代の流れに適応しながらも、進化し、着実に前進できる、しっかりとした村政経営を図ってまいります。

これから審議いただきます平成30年度予算については、歳入では人口増による住民税や固定資産税の増加など、一定の増加があります。しかし、子育て支援などで必要とされる扶助費や公共事業費など、歳出も増加傾向にあり、依然として厳しい財政状況の中、限られた財源をいかに効果的に活用できるか、常に考えながら取り組んでいく所存であります。

このような状況の中でも、引き続き重点的に力を入れていきたい事業として、子育て環境の充実があげられます。未来の中城村を担う人材の育成は最重要事項として考え、平成30年度では教育環境をさらに前進させたいと考えております。まず、教育環境を向上させるため、指導主事を増員させます。これまで指導主事は１人で小中学校の状況を把握する必要がありましたが、今後は２名体制とし、小学校と中学校の専門性を活かした学校支援を行い、これまで以上に教育環境の改善、児童生徒の学力向上などに努めます。また、中城南小学校では児童増加に伴い、新たな校舎建築等の学習環境の整備に向けた調整を進めているところではありますが、中城小学校、津覇小学校は空き教室が存在する状況です。これまで課題であった空き教室の状況を、今後は逆にチャンスと捉え、その一手として、中城小学校、津覇小学校の低学年ではクラス人数を15人程度の少人数学級になるようモデル事業を展開させます。このことによって、

細かい学習指導や多くの発表の場の提供など、学力向上や社会性の向上を推進させることができます。また、このような少人数学級は県内では事例が無いことから、中城村が先頭となってチャレンジし、子ども達のためにさきがけた教育環境の整備や、個に応じた指導の充実を目的として実施してまいります。

以上のことを踏まえまして、これより平成30年度の施政方針を述べさせていただきます。

１　新庁舎建設

現庁舎は昭和40年に建設され、老朽化による建替えが課題でありました。平成25年度に策定しました庁舎建設基本計画に基づき、基本設計・実施設計を進めております。

新庁舎は、高い耐震性や安全性を確保した建物であることはもちろん、災害等の発生時には、救援・救助活動や災害復旧活動を迅速に行う機能を有しており、情報の収集・発信をする防災拠点としての役割を担っております。また、村民がわかりやすく、親しみをもって利用していただける施設を目指し、ユニバーサルデザインを取り入れた安全性の高い施設となります。庁舎内は、高齢者、車いす利用者、子ども連れの方、オストメイトなどに対応した多目的トイレの設置をいたします。授乳室やキッズスペースを子育て関連の窓口付近に併設しており、安心して手続きが行えるようにします。

また、住民税申告や小さなイベント時に利用する多目的スペースの設置も行い、村民への情報発信の場と、総合情報コーナーを設けることによって、村民の誰もが利用できる空間として、村民同士の交流を促す拠点になることを期待しております。

村民へのサービス向上を図るため、住民異動や戸籍、健康保険、福祉、税関係などの窓口を利用しやすい１階へ集約して配置し、これまで以上に利便性が高い施設を目指します。プライバシーに配慮した窓口カウンターを設置し、様々な相談ができる体制を整備します。

駐車場出入口は３か所設けており、周囲の交通環境にも影響が少なくなるよう十分に配慮し、議会施設や職員が業務を行う執務室については、円滑に職務を行えるように会議室や書庫の整備を充実させます。

このような機能を盛り込んだ庁舎建設を進めるために、平成30年度は建設工事の着手を行い、平成32年度の工事完成に向けて事業を実施してまいります。

２　歴史の継承、人材育成

琉球王国が成立する過程で重要な役割を果たした我が村の英雄護佐丸。沖縄戦でも奇跡的に戦禍を免れ、築城時からの姿を現在も留めている中城城跡は、学術的にも注目されるグスクとなっております。この貴重な文化財を後世へと継承していくため、今後も保存整備を継続して進めてまいります。

昨年、護佐丸歴史資料図書館は開館１周年を迎えることができました。長年の課題であった資料図書館の整備ができ、子どもから大人までたくさんの方々にご利用いただいております。１周年記念イベントでは、800人以上の方々にお越しいただき、地域に親しまれる施設として根付いてきました。琉球史を分かりやすく学べる歴史展示室では、小中学校で実施している、ごさまる科の授業受け入れのほか、各種団体など村内外から多くの方々が見学にいらっしゃいます。資料図書室では、郷土や一般の図書、ＣＤ、ＤＶＤなどを計画的に購入し、所蔵資料の充実を図ってまいります。今後も村民の皆様の憩い集える施設として、学力向上と人材育成を推進する資料図書館の運営を行ってまいります。

先ほど述べましたとおり、中城小学校及び津覇小学校においては、児童数の減少により空き教室があります。そこで新たな試みとして、

「中城村学力向上モデル事業」を平成33年度までの４年間実施してまいります。１年生から３年生までを、15名程度の少人数学級にすることで、学習における大事な低学年の時期に、個に応じたよりきめ細かな指導を行うことができ、高学年に向けての学習意欲や生活面での指導を強化しながら、基礎的・基本的な知識などの学力向上を図ります。また、将来においては高校や大学への進学へ繋がり、社会性や所得向上へ繋がっていくものと期待が出来ます。

さらに、平成29年度に締結した中城村と沖縄尚学学園の協定によって、平成30年度からは中城村の児童生徒を対象に、沖縄尚学学園への推薦入学制度を導入します。近年は社会的変化が著しいことから、予測困難な時代にも柔軟に対応でき、グローバル社会に寄与する人材の育成が求められます。児童生徒の可能性を引き出すためにも、進路の選択肢を増やすことは非常に重要なことだと考えております。

幼児教育や学校教育においては、家庭・学校・地域と連携しながら、幼児・児童・生徒の健全育成に努めます。また、学習支援員やICT専門員の配置、各種検定への補助を行うとともに、琉球大学との連携・協力を推進し、自ら学ぶ意欲を育て、確かな学力の向上に取り組みます。

児童生徒の自主性、将来に向けての夢の実現、国際性豊かな児童生徒の育成を行う取り組みとして、トップアスリートによる「夢の教室」を行うとともに、外国語指導助手の配置を増員、強化し、小中学生の国際的な視点を持つために必要とされる語学力の向上や、ＥＳＬキャンプ及び海外短期留学の派遣も実施します。

さらに、成長過程にある子ども達にとって「食べる」ということは、心身の健全な発達の根幹を支えるものであり、学校給食及び食育は非常に重要だと認識しております。中城村は優良な畑や農家が多く存在することから、新鮮で安心安全な地域の特産物を活用した地産地消に取り組み、学校と連携し、正しい食事の在り方や望ましい食習慣など、食育の果たす重要な役割について推進します。

３　高齢者の力

本村の高齢者人口は、年々増加しております。豊かで活力に満ちた地域を実現するためには、高齢者の力は非常に重要であると考えております。高齢者の知識と経験は中城村にとって重要な財産なのです。昨年、村内ではカジマヤーのパレードがありました。たくさんの風車が回り、華やかなカジマヤーの方を地域の方々が拍手で迎える姿は、とても心が温かくなる瞬間でした。子どもからお年寄りまで、全ての方が中城村に住んで良かったと思える、そういった村づくりを進めていかなければなりません。そのためにも、村老人クラブ連合会などが活発に活動できるよう支援を行うことや、できる限り介護が必要な状況に陥ることなく、その人らしい生活を持続することができるよう、各公民館や吉の浦会館で実施している介護予防体操を充実させます。また、ヨガ教室や大正琴サークルなど各教室を継続しつつ、新たにフラダンス教室を設けます。さらに、認知症予防として、会話や手芸等が楽しみながらできるよう認知症カフェを開所し、外出のきっかけを促します。

これまでの中城村を支えてくれた先輩方の力を今後も活用させていただき、また、村を発展させるためにも、様々なことをご教示いただきながら、たくさんの方が輝ける村づくりを推進してまいります。

４　子育て支援

平成29年度に行った特定不妊治療費助成事業では、５人の赤ちゃんが誕生し、現在妊娠中の方が４人いらっしゃいます。経済的負担の軽減を図ることで、命の誕生の一助になれたことは

非常に喜ばしく、今後もこの事業は継続してまいりたいと思います。

出生数は年々増加し、ますます明るい兆しと発展をとげておりますが、各家庭の子育てに関しての問題が多様化しております。安心して子どもを産み、健やかに子育てができる環境整備として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援ができるよう、それぞれの段階に応じた事業やサービスを提供していく必要があります。

妊娠期においては、様々な準備が必要であり、特に初産の方にとっては喜びが大きい一方で、少なからず出産や親になる不安があるかもしれません。そのようなことが少しでも解消できるよう、専門職がサポートし、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行います。

また、今後の子育て世代包括支援センターの本格実施に向け、平成30年度は産婦健康診査を実施し、医療機関との連携を密に行い、産後の支援強化を図ります。さらに、乳幼児健康診査、健康相談などの既存事業も含めた情報共有の強化を図り、住民サービスを高めた事業が展開できるよう努めてまいります。

こども医療費助成事業に関して、昨年度から中学校卒業までの医療費を自動償還方式で対応してまいりました。村民の方々からは病院を利用しやすくなった、早期治療へ繋がった等の声がありました。しかし、事業を開始してまだ１年しか経過していないことから、事業のことを把握できていない村民の方々がいる可能性もあります。そのため、今後もこの事業を継続しながら、全ての子育て世代が医療機関を利用しやすいよう周知を図り、子どもの健康を守りたいと考えております。さらに、沖縄県では今後、現物給付導入の動きもありますので、制度導入に向けてしっかりと体制を整え、経済的負担の軽減を図ってまいります。

子育て世代にとっては、保育の充実は必要不可欠なものとなり、待機児童対策は重要な課題です。中城村子ども・子育て支援事業計画の目標である「平成31年度中に待機児童ゼロ」の達成に向け、計画的に認可保育園の新増改築や小規模保育事業の設置による定員増を図ります。さらに、心理士による保育園への訪問指導や、発達が気になる園児又はその親、対応する保育士への支援に努め、共働き世帯やひとり親世帯などが安心した子育てができるよう、環境の整備を推進します。

沖縄県の社会的問題として子どもの貧困があげられ、貧困状態で暮らす子どもの割合は３人に１人であり、これは全国と比べると２倍近く高い状況です。中城村では、子どもの貧困問題に対応するため子ども支援専門嘱託員の配置、子どもの居場所づくり事業による食事の提供、生活指導、学習支援等を行ってまいります。また、沖縄県が実施している「無料塾」との連携による学力向上を図り、将来的な貧困の連鎖の解消に努めます。

さらに、子どもの貧困問題については、親の働き方についても踏み込んで考えていく必要があると感じております。厚生労働省の調査によりますと、大人が１人しかいない世帯の子どもの貧困率は、大人が２人以上いる世帯に比べ、約５倍も高いという結果が出ております。経済的な問題は、子どもに多大な影響を与え、教育格差を生む一因にもなります。この問題については様々なアプローチがあると思いますが、中城村では、子育てと就業との両立を支援するため、ひとり親世帯に特化した職員採用について積極的に検討し、この問題に一石を投じたいと考えております。

心痛い問題として児童虐待があります。児童虐待はどのようにしたら根絶できるのか常に模索する必要があり、そのために的確な現状把握や各種関係機関との調整が求められます。虐待の要因として親のストレスや生活環境など様々な問題がありますが、子どもの変化にいち早く

気付くために、保育所や教育機関等を対象とした各種研修会の開催や、児童相談員の家庭訪問などを行い、児童虐待が未然に防げるよう環境を整備します。また、問題が生じている場合には、改善となるよう個別の相談や適宜支援方法、関連機関との連携を図ることで、早期発見、早期対応を行い、この課題の改善に努めてまいります。

５　産業経済の活性化

今年度中に本村の特産品である島にんじんの普及や販路拡大を目指して、11月11日を島にんじんの日として定めたいと考えております。そのためにも、島にんじんの栽培技術向上、栽培面積の拡大、認知度及び消費拡大につながる事業を今後も展開してまいります。

しかし、本村の農業は衰退傾向にあり、兼業率の高さに加え、就業者数の減少や労働力の高齢化等の問題を抱えており、担い手の確保・育成、経済性の向上など、安定した営農の実現に向けた仕組みづくりが急務となっております。そのため、中城村の農業を取り巻く社会情勢や、国及び沖縄県の動向等を踏まえ、本村の農業振興を総合的且つ計画的に推進するため「中城村農業振興ビジョン」の作成に取り組みます。

また、昨年、再発足いたしました村農業青年クラブや生産組織の育成にも努め、県などの関係機関と連携し、営農指導を強化することで、農業経営の改善及び栽培技術向上を目指してまいります。

園芸作物については、収益性の高い品目の栽培の推進及び伝統野菜である島にんじん、島だいこんは、品質向上に向けた研究の継続に併せ、新たに発掘された、島とうがらしや、島ねぎの普及、栽培面積の拡大に努め、生産拡大及び販路拡大に向けた取り組みを行い、特産品としてのブランド化を目指してまいります。

島人参焼ドーナツに次ぐ、新たな特産品開発についても継続し、今年度から「特産品を活用したキャリア教育事業」による商品開発を教育委員会、中城中学校と連携しながら行ってまいります。

耕作放棄地の対策といたしまして、昨年、新体制でスタートしました農業委員・農地利用最適化推進委員を中心に現況調査を行い、遊休農地所有者等に働きかけを行い、農地の貸し手の確保を行うとともに農地中間管理事業を活用し、地域の担い手へ農地利用の集積・集約に努めてまいります。

水産業では、より良い漁業環境づくりのため、老朽化が顕著な物揚場や船揚場の実施設計を行い、機能保全計画に基づき漁港施設の維持管理に努めるとともに、水産資源の保全など、漁業組合や関係機関と連携した取り組みを行ってまいります。

また、企業誘致については迅速な対応と村民ニーズの把握に努め、積極的に取り組んできました。将来にわたって企業の定着発展を図るために、長期的な視点に立脚し、土地利用との整合性を十分考慮し、企業の配置誘導とともに、計画的な立地環境の改善、関係法令・諸計画等に基づき産業集積に努めます。さらに、村商工会の育成や地域の活性化を図るため様々な活動を行い、企業の経営基盤の安定と組織強化を図ってまいります。そのため、地域の商工業者が求める支援ニーズに対応し、関係機関との連携による金融、経営革新、販路拡大支援など、地域経済の要となる中・小規模企業支援の強化を図るため、村商工会と連携してまいります。

６　観光振興

中城城跡の入客数は、年間13万人前後で推移しております。中城城跡での主要イベントであるプロジェクションマッピングは、昨年、これまでの内容を刷新した「覚醒～護佐丸の願い～」を開催し、世界で活躍するトップアーティスト

と村内・県内伝統芸能者とコラボレーションしたことにより、２日間で10,140人の方にご来場いただきました。誘致イベントについては、世界遺産劇場「伊藤園ゆずプレミアムＬＩＶＥ」を誘致でき、全国に中城村及び世界遺産中城城跡をアピールすることができました。

近年、中城湾港への大型クルーズ船寄港の増加による外国人観光客が急激に増えております。その誘客対策として、ＩＣＴを活用したアプリケーションや外国語版パンフレットの利用促進を図ります。さらに、世界遺産中城城跡を活用したイベントの実施や民間イベントの誘致活動等に努め、観光関連施設やキャンプ誘致と連動した観光振興に取り組みます。

また、今年度設立する中城村観光協会では、中城村の魅力を高めた観光振興を図るため、国内外の方々との交流を促進し、地域文化の維持発展に寄与するものと考えております。中城城跡をはじめとした、豊かな自然や景観、歴史や文化などの資源を活用することで、より一層の発展が見込め、観光客受け入れ体制の整備や新たな観光プログラムの創出を推進するとともに、中部広域市町村圏事務組合、東海岸サンライズ推進協議会と連携を図り、観光客の誘客に努めてまいります。

７　都市基盤・生活環境の整備

南上原の区画整理区域を中心に、本村は全国でも屈指の人口増加率を継続しております。事業所、商業施設の開業も相次いでおり、ごみの排出総量は確実に増加傾向にあることから、ごみ減量化は喫緊の課題であります。環境衛生の確保、有限である資源の有効活用、環境負荷の軽減といった循環型社会形成のためにも、行政と住民が協力し「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に、分別収集の徹底による再資源化及びごみ減量化の啓発や環境教育、指導を実施してまいります。

ごみ減量化と同時に、処理施設の確保も重要な課題であります。現在、中城村・北中城村・浦添市の３市村によるごみ処理の広域化及び浦添市への処理施設の建設準備を進めており、ごみ処理能力の向上や効率化、経費削減が期待されます。平成28年11月に基本合意に至り、これまで協議及び準備を重ねてまいりましたが、平成30年度からは基本計画の策定といった具体的な作業がスタートし、平成39年度の供用開始を目標にプロジェクトを推進してまいります。

また、本村は豊かな自然と農地に恵まれている反面、山野や農道といった人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶ちません。不法投棄の件数及び量は減少傾向にありますが、職員による継続的なパトロール、監視カメラや警告看板の設置、違法な収集業者を利用しない、また不法投棄は犯罪行為であるといった意識の啓発活動など、地域との連携のもと継続して対策を実施いたします。

さらに、交通安全の推進について、国道329号、県道29号、村道潮垣線及び奥間南上原線は周辺地域をつなぐ幹線道路であることから、地域住民や村外の方々の交通量も増加しており、特に集落内の交通安全確保が課題となっております。そのため、年４回の交通安全運動及び飲酒運転根絶運動をはじめ、通学路などにおける交通安全指導、注意箇所への看板設置など、地域と協力した活動を展開してまいります。

昨年は、大雨による道路災害が３件発生しました。いつ起こるかわからない災害に対して、地域で協力しあえる組織を目指すため、各地域において自主防災組織の結成を推進し、消火や救助、救護等に必要な防災資機材等の整備に向けた支援を実施します。また、災害に強く、安心して暮らせる村づくりを推進するため、災害時の食糧、災害対策の備品整備を行うとともに、防災マップの機能強化を行い、災害が起きる前に危険箇所等の対策が出来ないかを常に考え、

地域との連携を強化しながら、安心安全な村づくりに努めてまいります。

８　平和社会を創出するために

昨年９月、チビチリガマが荒らされるという衝撃的な事件が発生しました。記事の内容を確認しますと、沖縄戦の悲惨さや、二度と起こしてはいけない歴史が風化され、子ども達へ教育されていない部分があると感じております。これは、戦争体験者の証言が重要である一方で、恐怖で思い出したくない、又は高齢化によって声を聴く機会が少なくなってしまったことがあると感じております。一番問題なのは、私たちが体験者の証言を調査し、まとめてもそれが次世代へ継承できていない現実です。このままではたくさんの犠牲者を出した沖縄戦からは何も学ばず、平和社会はいつしか崩れてしまう懸念があります。そのためにも、中城村では沖縄戦の実態を、聞取り調査や戦争遺跡の分布調査、文献資料の収集などを行い、記録として残し、村民の平和に対する意識を高め、平和の尊さを次世代に受け継いでいきます。さらに、戦争の悲惨さや平和の尊さを学び、考える場として平和企画展を開催することや、村内の中学生を青少年平和学習交流団として被爆地長崎県へ派遣し、全国から集う平和大使との交流を通して、平和への理解を深め、戦争の恐ろしさを継承する先導的役割を担う人材の育成に努めます。

多くの命が奪われた沖縄戦から、70年余りの月日が経ちました。決して風化させてはならない歴史です。1985年に宣言された「中城村非核宣言」の理念に基づき、戦争を知らない世代がその悲惨さを後世へと継承していくためにも、今後も平和教育を実施し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願ってまいります。

９　健全な行財政経営、組織強化

歳入の基本である税務行政の目標は、自主財源である村税の自主納税体制の確立と滞納繰越額を抑制し、安定した税収を確保することにあります。

平成29年度は、滞納処分の強化として、不動産の差押を実施、その差押物件の不動産公売を執行しました。

平成30年度においても、滞納管理システムを活用した、財産調査、時効管理等を継続して行い、滞納者の生活実態の把握に努めながら適切な滞納整理を行い、徴収率の向上と滞納繰越額の縮減を図ってまいります。

また、失業や疾病等により生活が厳しい納税者の方には、法律に基づいた徴収、換価猶予制度を適用し、納付環境を緩和しつつ完納に繋げてまいります。

さらに、口座振替推進の一環として、役場窓口における口座振替受付サービスを開始し、口座振替の促進とコンビニ収納を含めた円滑な収納体制を構築することにより納税環境を整備しつつ、納税者の皆様のより一層の納税意識の向上に努め、信頼される公平・公正な税務行政を保つことに取組んでまいります。

社会経済情勢の変化等に伴う行政事務の複雑化・多様化が指摘されておりますが、中城村においてはそれに加え、南上原地区を中心とした予想を上回る人口増加という、全国的にも珍しい傾向が示されております。こうした新たな村民の皆様に永住していただくためには、「住みたい村」を体現するような行政サービスの提供が不可欠であります。

質の高い行政サービスを実現するため、職員の専門的知識と実践力を高める研修等への派遣の継続実施は当然のことではありますが、今年度はそうした研修等で得た知識を、他の職員にも広く共有するための研修報告会を実施し、組織力の強化に努めてまいります。

また、平成20年度より本村には女性管理職の登用がございませんが、これは、職員の男女比

のバランスや異動のタイミング、適材適所の人材登用等様々な要因によるものであります。女性リーダー育成のための研修の実施等、女性管理職の登用に向けた取り組みを積極的に実施してまいります。

行政組織の強化に向けた取り組みについて、一番の課題は職員の意識改革であると考えております。

「できない」から「実施するにはどうしたらよいか」、「今まで通り」から「もっと効率的にできる方法はないか」

こうした職員の意識改革を促すために、組織内外におけるコミュニケーションの活性化の促進や人材交流を積極的に行い、柔軟な発想や幅広い視野をもった人材育成に取り組んでまいります。

以上、平成30年度の施策を述べさせていただきました。厳しい財源状況の中、各種事業を展開するための予算編成としては、

会　計　名	予　算　額
（１）一般会計予算（案）	8,495,130千円
（２）国民健康保険特別会計予算（案）	2,254,487千円
（３）後期高齢者医療特別会計予算（案）	138,780千円
（４）土地区画整理事業特別会計予算（案）	261,603千円
（５）公共下水道事業特別会計予算（案）	272,375千円
（６）汚水処理施設管理事業特別会計予算（案）	2,507千円
（７）水道事業会計予算（案）	648,907千円

の規模となっております。地域の声を聴き、輝ける中城村になるようにこれまで以上に努力し、一歩二歩と着実に前進できるよう、職員一丸となって邁進していく所存であります。

議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

平成30年３月５日

中城村長　浜　田　京　介

○議長　與那覇朝輝　以上で施政方針を終わります。

10分間、休憩します。

休　憩（１０時５６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０８分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続きまして、日程第６　議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例について、御提案申し上げます。

議案第３号

中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の
勤務条件に関する条例

中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成30年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提　案　理　由

中城小学校並びに津覇小学校における学力向上モデル事業の実施にあたり、村費による教育職員を任用するためこの条例を制定する必要がある。

中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間
その他の勤務条件に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、本村の中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において「教育職員」とは、中城村立小学校に勤務する村費負担教諭をいう。

（給与等）

第３条　教育職員の給与等及び退職手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）を準用する。また、雇用保険、健康保険、厚生年金、災害補償は中城村一般職非常勤職員の例による。

２　前項の給与等の支給方法については、中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の適用を受ける職員の給与の支給方法を準用する。

（勤務時間その他の勤務条件）

第４条　教育職員の勤務時間その他の勤務条件については、沖縄県の公立学校に勤務する職員に適用する沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）を準用する。

（委任）
第５条　この条例の施行についての必要な事項は、規則で定める。

附　則
この条例は、平成30年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第７　議案第４号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第４号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第４号

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成30年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提　案　理　由
中城村の一般職員等と期末手当支給の基準日が異なっているため、職員に準じるよう改正する必要があるため提案する。

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年中城村条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第４条　特別職の職員の期末手当は、６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する特別職の職員及び基準日前30日以内に退職し、又は死亡した特別職の職員に対して支給する。 ２　（略）	（期末手当） 第４条　特別職の職員の期末手当は、６月10日及び12月10日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する特別職の職員及び基準日前30日以内に退職し、又は死亡した特別職の職員に対して支給する。 ２　（略）

附　則

（施行期日）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第８　議案第５号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第５号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第５号

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第８号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成30年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提　案　理　由

中城村の一般職員等と期末手当支給の基準日が異なっているため、職員に準じるよう改正する必要があるため提案する。

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年中城村条例第８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　議員に対する期末手当は、６月１日及び12月１日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する議員及び基準日前30日以内に退職し、又は死亡した議員に対して期末手当を支給する。 ２　（略）	（期末手当） 第５条　議員に対する期末手当は、６月10日及び12月10日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する議員及び基準日前30日以内に退職し、又は死亡した議員に対して期末手当を支給する。 ２　（略）

附　則

（施行期日）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第９　議案第６号　中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第６号　中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第６号

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成30年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提　案　理　由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成30年４月１日から施行されることに伴い、中城村国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章　本村が行う国民健康保険の事務（第１条） 第２章　本村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第２条・第３条） 第３章　　（略） 第４章　　（略） 第５章　　（略） 第６章　　（略） 附則 第１章　本村が行う国民健康保険の事務 （本村が行う国民健康保険の事務） 第１条　本村が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第２章　本村の国民健康保険事業の運営に関する協議会 （国民健康保険運営協議会の委員の定数） 第２条　本村の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。	目次 第１章　本村が行う国民健康保険（第１条） 第２章　国民健康保険運営協議会（第２条・第３条） 第３章　　（略） 第４章　　（略） 第５章　　（略） 第６章　　（略） 附則 第１章　本村が行う国民健康保険 （本村が行う国民健康保険） 第１条　本村が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第２章　国民健康保険運営協議会 （国民健康保険運営協議会の委員の定数） 第２条　国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

附　則

（施行期日）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

以上でございます。

○**議長　與那覇朝輝**　休憩します。

休　憩（１１時１５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１９分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

続きまして日程第10　議案第７号　中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　議案第７号　中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第７号

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成30年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提　案　理　由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第２号）が平成29年３月27日に公布され、平成30年４月１日から施行されることに伴い、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税額） 第２条　前条の者に対して課する保険税の課税額	（課税額） 第２条　前条の者に対して課する保険税の課税

は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）	額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第９条第２号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（２）　後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （３）　介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第９条第２号に規定する第２号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）	
２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が540,000円を超える場合においては、基礎課税額は540,000円とする。	２　前項の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が540,000円を超える場合においては、基礎課税額は540,000円とする。
３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。	３　第１項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。
４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び	４　第１項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第９条第２号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前

資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は160,000円とする。	条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は160,000円とする。
（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第４条の２　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、次条の税率を乗じて算定する。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次条、第５条の２、第17条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次条、第５条の２、第17条において同じ。）以外の世帯 （２）・（３）　（略）	（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第４条の２　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、次条の税率を乗じて算定する。 （１）　特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次条、第５条の２、第17条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次条、第５条の２、第17条において同じ。）以外の世帯 （２）・（３）　（略）

附則

（施行期日）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

（適用区分）

この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○**議長　與那覇朝輝**　休憩します。

休　憩（１１時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２３分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第11　議案第８号　中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　議案第８号　中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御提案申し上げます。

議案第８号

中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（平成20年中城村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成30年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提　案　理　由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成29年10月12日に公布され、平成30年４月１日から施行されることに伴い、中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中城村後期高齢者医療に関する条例（平成20年中城村条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保険料を徴収すべき被保険者） 第３条　中城村が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 （１）（略） （２）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第１項（法第55条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第55条第１項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（法第55条第１項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際中城村に住所を有していた被保険者 （３）法第55条第２項第１号（法第55条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている２以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際中城村に住所を有していた被保険者 （４）法第55条第２項第２号（法第55条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第２項第２号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際中城村に住所を有していた被保険者 （５）法第55条の２第１項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の２第１項及び第２項の規定の適用を受け、これらの規定により中城村に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者	（保険料を徴収すべき被保険者） 第３条　中城村が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 （１）（略） （２）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第１項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院をいう。以下同じ。）をした際中城村に住所を有していた被保険者 （３）法第55条第２項第１号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている２以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際中城村に住所を有していた被保険者 （４）法第55条第２項第２号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際中城村に住所を有していた被保険者

附　則

（施行期日）

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　提案理由の説明を終わります。

日程第12　報告第１号　専決処分の報告（沖縄県市町村総合事務組合規約の変更について）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　報告第１号　専決処分の報告について、御報告申し上げます。

報告第１号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成30年３月５日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、議会の議決により指定された事案について専決処分したので、議会に報告する必要がある。

これが、この案件を提出する理由である。

添付書類といたしまして、専決処分書あるいは規約等で、新旧対照表等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第13　報告第２号　平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　報告第２号　平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、御報告申し上げます。

報告第２号

平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の３第２項の規定により、平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別冊のとおり報告します。

平成30年３月５日　提出

中城村長　　浜　田　京　介

別冊のとおりでございますけれども、中城村は借り入れ等はございませんので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散　会（１１時２７分）

平成30年第２回中城村議会定例会（第２日目）

招集年月日	平成30年３月５日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成30年３月６日　（午前10時00分）		
	散会	平成30年３月６日　（午前11時01分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 2 号

日　　程	件　　名
第　1	議案第９号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）
第　2	議案第10号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
第　3	議案第11号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
第　4	議案第12号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）
第　5	議案第13号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
第　6	議案第14号　平成29年度中城村水道事業会計補正予算（第１号）
第　7	議案第22号　財産の取得について
第　8	同意第１号　教育委員会委員の任命について
第　9	諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第　10	諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長　與那覇朝輝　皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第９号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは議案第９号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）について御提案申し上げます。

議案第９号

平成29年度中城村一般会計補正予算(第８号)

平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,934千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,029,395千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第３表　債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

平成30年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　村税		2,117,880	4,100	2,121,980
	1　村民税	863,401	4,100	867,501

款	項	補正前の額	補正額	計
3　利子割交付金		1,062	936	1,998
	1　利子割交付金	1,062	936	1,998
4　配当割交付金		2,614	1,462	4,076
	1　配当割交付金	2,614	1,462	4,076
5　株式等譲渡所得割交付金		2,063	2,486	4,549
	1　株式等譲渡所得割交付金	2,063	2,486	4,549
6　地方消費税交付金		282,721	11,270	293,991
	1　地方消費税交付金	282,721	11,270	293,991
7　ゴルフ場利用税交付金		26,370	△95	26,275
	1　ゴルフ場利用税交付金	26,370	△95	26,275
8　自動車取得税交付金		8,324	2,654	10,978
	1　自動車取得税交付金	8,324	2,654	10,978
9　地方特例交付金		8,875	1,301	10,176
	1　地方特例交付金	8,875	1,301	10,176
12　分担金及び負担金		2,257	60	2,317
	2　負担金	2,257	60	2,317
13　使用料及び手数料		135,352	11,097	146,449
	1　使用料	104,120	11,097	115,217
14　国庫支出金		1,370,507	△35,609	1,334,898
	1　国庫負担金	880,736	△4,325	876,411
	2　国庫補助金	482,872	△31,284	451,588
15　県支出金		1,613,626	△63,302	1,550,324
	1　県負担金	430,892	△1,039	429,853
	2　県補助金	1,147,726	△62,433	1,085,293
	3　委託金	35,008	170	35,178
17　寄附金		32,048	4,553	36,601
	1　寄附金	32,048	4,553	36,601
18　繰入金		295,537	12,862	308,399
	2　基金繰入金	295,536	12,862	308,398
20　諸収入		118,338	14,991	133,329
	4　雑入	113,935	14,991	128,926

款	項	補正前の額	補正額	計
21　村債		299,161	△5,700	293,461
	1　村債	299,161	△5,700	293,461
歳　　入　　合　　計		8,066,329	△36,934	8,029,395

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　議会費		107,430	△1,342	106,088
	1　議会費	107,430	△1,342	106,088
2　総務費		1,076,182	△13,988	1,062,194
	1　総務管理費	914,964	△9,792	905,172
	2　徴税費	100,571	△2,528	98,043
	3　戸籍住民基本台帳費	48,876	△815	48,061
	4　選挙費	9,523	△730	8,793
	6　監査委員費	1,621	△123	1,498
3　民生費		3,228,938	59,215	3,288,153
	1　社会福祉費	1,387,381	128,229	1,515,610
	2　児童福祉費	1,841,557	△69,014	1,772,543
4　衛生費		858,197	1,592	859,789
	1　保健衛生費	462,771	1,097	463,868
	2　清掃費	395,426	495	395,921
6　農林水産業費		159,265	△27,731	131,534
	1　農業費	147,726	△27,512	120,214
	3　水産業費	10,306	△219	10,087
7　商工費		123,863	△2,717	121,146
	1　商工費	123,863	△2,717	121,146
8　土木費		569,706	△9,854	559,852
	1　土木管理費	28,463	△1,879	26,584
	2　道路橋梁費	340,457	△803	339,654
	4　都市計画費	66,407	△3,371	63,036
	5　下水道費	125,883	△3,801	122,082
9　消防費		266,100	△477	265,623
	1　消防費	266,100	△477	265,623

款	項	補正前の額	補正額	計
10　教育費		1,015,428	△36,451	978,977
	1　教育総務費	107,265	△4,334	102,931
	2　小学校費	158,923	△711	158,212
	3　中学校費	64,335	△897	63,438
	4　幼稚園費	109,106	△4,039	105,067
	5　社会教育費	444,427	△22,104	422,323
	6　保健体育費	131,372	△4,366	127,006
11　災害復旧費		76,661	△5,181	71,480
	2　土木施設災害復旧費	56,656	△2,085	54,571
	3　文化財施設災害復旧費	20,004	△3,096	16,908
歳　出　合　計		8,066,329	△36,934	8,029,395

第２表　繰　越　明　許　費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
3　民生費	2　児童福祉費	安心こども基金事業補助金	335,271
6　農林水産業費	1　農業費	北浜地区海岸保全施設整備事業	1,782
8　土木費	2　道路橋梁費	村道若南線道路整備事業	27,828
		中城城跡線改良舗装事業	10,340
	4　都市計画費	中城村都市計画マスタープラン策定業務	5,676
10　教育費	2　小学校費	中城南小学校校舎増築設計業務委託事業	29,243
	4　幼稚園費	中城幼稚園遊具整備事業	5,530
	5　社会教育費	中城村振興対策推進事業	131,410
11　災害復旧費	2　土木施設災害復旧費	村道災害復旧事業	36,534

第３表　債 務 負 担 行 為 補 正

（追加）　（単位：千円）

事　項	期　間	限 度 額
中城城跡線改良舗装事業	平成30年度	55,087

第４表　地　方　債　補　正

<table>
<tr><th rowspan="2">起債の目的</th><th colspan="4">補　正　前</th><th colspan="4">補　正　後</th></tr>
<tr><th>限度額</th><th>起債の方法</th><th>利率</th><th>償還の方法</th><th>限度額</th><th>起債の方法</th><th>利率</th><th>償還の方法</th></tr>
<tr><td>防災施設整備債</td><td>千円
18,600</td><td rowspan="2">証書借入
又　は
証券発行</td><td rowspan="2">年５％以内
（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）</td><td rowspan="2">特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。
ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。</td><td>千円
18,200</td><td rowspan="2">同　じ</td><td rowspan="2">同　じ</td><td rowspan="2">同　じ</td></tr>
<tr><td>道路整備事業債</td><td>28,100</td><td>22,800</td></tr>
</table>

それでは読み上げて御提案申し上げます。

歳入のほうから、第１表歳入歳出予算補正の歳入の款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて、御提案申し上げます。

１款村税、１項村民税、補正前の額８億6,340万1,000円、補正額410万円、合計で８億6,750万1,000円。

３款利子割交付金、１項利子割交付金、補正前の額106万2,000円、補正額93万6,000円、合計で199万8,000円。

４款配当割交付金、１項配当割交付金、補正前の額261万4,000円、補正額146万2,000円、合計で407万6,000円。

５款株式等譲渡所得割交付金、１項株式等譲渡所得割交付金、補正前の額206万3,000円、補正額248万6,000円、合計で454万9,000円。

６款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、補正前の額２億8,272万1,000円、補正額1,127万円、合計で２億9,399万1,000円。

７款ゴルフ場利用税交付金、１項ゴルフ場利用税交付金、補正前の額2,637万円、補正額９万5,000円の減、合計で2,627万5,000円。

８款自動車取得税交付金、１項自動車取得税交付金、補正前の額832万4,000円、補正額265万4,000円、合計で1,097万8,000円。

９款地方特例交付金、１項地方特例交付金、補正前の額887万5,000円、補正額130万1,000円、合計で1,017万6000円

12款分担及び負担金、２項負担金、補正前の額225万7,000円、補正額６万円、合計で231万7,000円。

13款使用料及び手数料、１項使用料、補正前の額１億412万円、補正額1,109万7,000円、合計で１億1,521万7,000円。

14款国庫支出金、１項国庫負担金、補正前の額８億8,073万6,000円、補正額432万5,000円の減、合計で８億7,641万1,000円。２項国庫補助金、補正前の額４億8,587万2,000円、補正額3,128万4,000円の減、合計で４億5,158万8,000円。

15款県支出金、１項県負担金、補正前の額４億3,089万2,000円、補正額103万9,000円の減、合計で４億2,985万3,000円。２項県補助金、補正前の額11億4,772万6,000円、補正額6,243万3,000円の減、合計で10億8,529万3,000円。３項委託金、補正前の額3,500万8,000円、補正額17万円、合計で3,517万8,000円。

17款寄附金、１項寄附金、補正前の額3,204万8,000円、補正額455万3,000円、合計で3,660万1,000円。

18款繰入金、２項基金繰入金、補正前の額２億9,553万6,000円、補正額1,286万2,000円、合計で１億３億839万8,000円。

20款諸収入、４項雑入、補正前の額１億1,393万5,000円、補正額1,499万1,000円、合計で１億2,892万6,000円。

21款村債、１項村債、補正前の額２億9,916万1,000円、補正額570万円の減、合計で２億9,346万1,000円。

歳入合計、補正前の額80億6,632万9,000円、補正額3,693万4,000円の減、合計で80億2,939万5,000円。

続いて歳出でございます。１款議会費、１項議会費、補正前の額１億743万円、補正額134万2,000円の減、合計で１億608万8,000円。

２款総務費、１項総務管理費、補正前の額９億1,496万4,000円、補正額979万2,000円の減、合計で９億517万2,000円。２項徴税費、補正前の額１億57万1,000円、補正額252万8,000円の減、合計で9,804万3,000円。３項戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,887万6,000円、補正額81万5,000円の減、合計で4,806万1,000円。４項選挙費、補正前の額952万3,000円、補正額73万円の減、合計で879万3,000円。６項監査委員費、補正前の額162万1,000円、補正額12万3,000円の減、合計で149万8,000円。

３款民生費、１項社会福祉費、補正前の額13億8,738万1,000円、補正額１億2,822万9,000円、合計で15億1,561万円。２項児童福祉費、補正前の額18億4,155万7,000円、補正額6,901万4,000円の減、合計で17億7,254万3,000円。

４款衛生費、１項保健衛生費、補正前の額４億6,277万1,000円、補正額109万7,000円、合計で４億6,386万8,000円。２項清掃費、補正前の額３億9,542万6,000円、補正額49万5,000円、合計で３億9,592万1,000円。

６款農林水産業費、１項農業費、補正前の額１億4,772万6,000円、補正額2,751万2,000円の減、合計で１億2,021万4,000円。３項水産業費、補正前の額1,030万6,000円、補正額21万9,000円の減、合計で1,008万7,000円。

７款商工費、１項商工費、補正前の額１億2,386万3,000円、補正額271万7,000円の減、合計で１億2,114万6,000円。

８款土木費、１項土木管理費、補正前の額2,846万3,000円、補正額187万9,000円の減、合計で2,658万4,000円。２項道路橋梁費、補正前の額３億4,045万7,000円、補正額80万3,000円の減、合計で３億3,965万4,000円。４項都市計画費、補正前の額6,640万7,000円、補正額337万1,000円の減、合計で6,303万6,000円。５項下水道費、補正前の額１億2,588万3,000円、補正額380万1,000円の減、合計で１億2,208万2,000円。

９款消防費、１項消防費、補正前の額２億6,610円、補正額47万7,000円の減、合計で２億6,562万3,000円。

10款教育費、１項教育総務費、補正前の額１億726万5,000円、補正額433万4,000円の減、合計で１億293万1,000円。２項小学校費、補正前の額１億5,892万3,000円、補正額71万1,000円の減、合計で１億5,821万2,000円。３項中学校費、補正前の額6,433万5,000円、補正額89万7,000円の減、合計で6,343万8,000円。４項幼稚園費、補正前の額１億910万6,000円、補正額403万9,000円の減、合計で１億506万7,000円。

５項社会教育費、補正前の額４億4,442万7,000円、補正額2,210万4,000円の減、合計で４億2,232万3,000円。６項保健体育費、補正前の額１億3,137万2,000円、補正額436万6,000円の減、合計で１億2,700万6,000円。

11款災害復旧費、２項土木施設災害復旧費、補正前の額5,665万6,000円、補正額208万5,000円の減、合計で5,457万1,000円。３項文化財施設災害復旧費、補正前の額2,000万4,000円、補正額309万6,000円の減、合計1,690万8,000円。

歳出合計、補正前の額80億6,632万9,000円、補正額3,693万4,000円の減、合計で80億2,939万5,000円でございます。

続いて第２表繰越明許費、款、項、事業名、金額の順に読み上げて御提案申し上げます。

３款民生費、２項児童福祉費、安心こども基金事業補助金３億3,527万1,000円。

６款農林水産業費、１項農業費、北浜地区海岸保全施設整備事業178万2,000円。

８款土木費、２項道路橋梁費、村道若南線道路整備事業2,782万8,000円。中城城跡線改良舗装事業1,034万円。４項都市計画費、中城村都市計画マスタープラン策定業務567万6,000円。

10款教育費、２項小学校費、中城南小学校校舎増築設計業務委託事業2,924万3,000円。４項幼稚園費、中城幼稚園遊具整備事業553万円。５項社会教育費、中城村振興対策推進事業１億3,141万円。

11款災害復旧費、２項土木施設災害復旧費、村道災害復旧事業3,653万4,000円。

続いて第３表債務負担行為、事項、期間、限度額の順に読み上げます。中城城跡線改良舗装事業、期間が平成30年度、限度額が5,508万7,000円。

第４表地方債補正、補正前と補正後で読み上げて御提案申し上げます。

起債の目的、防災施設整備費、補正前の限度額が1,860万円、補正後の限度額が1,820万円。道路整備事業債、補正前の限度額が2,810万円、補正後の限度額が2,280万円。起債の方法は証書借入又は証券発行。利率が年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。これは両方に共通しております。補正前と補正後に共通しております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　本件の詳細の説明は去る３月２日に副村長と企画課長から説明を受けておりますので、これで提案理由の説明を終わります。

日程第２　議案第10号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第10号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について御提案申し上げます。

議案第10号

平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,981,938千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成30年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　国民健康保険税		368,362	△4,315	364,047
	1　国民健康保険税	368,362	△4,315	364,047
4　国庫支出金		1,016,814	△80,348	936,466
	1　国庫負担金	608,776	△34,536	574,240
	2　国庫補助金	408,038	△45,812	362,226
5　療養給付費交付金		10,001	17,967	27,968
	1　療養給付費交付金	10,001	17,967	27,968
6　前期高齢者交付金		176,704	802	177,506
	1　前期高齢者交付金	176,704	802	177,506
7　県支出金		186,901	△832	186,069
	1　県負担金	26,901	△832	26,069
8　共同事業交付金		822,590	1,902	824,492
	1　共同事業交付金	822,590	1,902	824,492
10　繰入金		259,736	152,621	412,357
	1　他会計繰入金	259,735	152,621	412,356

款	項	補正前の額	補正額	計
12　諸収入		6,309	△809	5,500
	1　延滞金・加算金及び過料	3,002	△1,500	1,502
	4　雑入	3,305	691	3,992
歳　　入　　合　　計		2,894,950	86,988	2,981,938

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		44,414	△1,107	43,307
	1　総務管理費	33,073	△302	32,771
	2　徴税費	11,293	△805	10,488
2　保険給付費		1,511,137	92,373	1,603,510
	1　療養諸費	1,270,569	93,453	1,364,022
	2　高額療養費	224,934	2,200	227,134
	4　出産育児諸費	15,132	△3,360	11,772
	5　葬祭諸費	500	80	580
3　後期高齢者支援金等		291,002	△826	290,176
	1　後期高齢者支援金等	291,002	△826	290,176
4　前期高齢者納付金等		1,039	11	1,050
	1　前期高齢者納付金等	1,039	11	1,050
6　介護納付金		148,155	△1,822	146,333
	1　介護納付金	148,155	△1,822	146,333
7　共同事業拠出金		822,630	9,537	832,167
	1　共同事業拠出金	822,630	9,537	832,167
8　保健事業費		38,527	△1,578	36,949
	1　特定健康診査等事業費	17,180	△60	17,120
	2　保健事業費	21,347	△1,518	19,829
11　諸支出金		15,483	400	15,883
	1　償還金及び還付加算金	15,482	400	15,882
12　予備費		22,501	△10,000	12,501
	1　予備費	22,501	△10,000	12,501
歳　　出　　合　　計		2,894,950	86,988	2,981,938

歳入歳出を読み上げて、御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。歳入、１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、補正前の額３億6,836万2,000円、補正額431万5,000円の減、合計で３億6,404万7,000円。

４款国庫支出金、１項国庫負担金、補正前の額６億877万6,000円、補正額3,453万6,000円の減、合計で５億7,424万円。２項国庫補助金、補正前の額４億803万8,000円、補正額4,581万2,000円の減、合計で３億6,222万6,000円。

５款療養給付費交付金、１項療養給付費交付金、補正前の額1,000万1,000円、補正額1,796万7,000円、合計で2,796万8,000円。

６款前期高齢者交付金、１項前期高齢者交付金、補正前の額１億7,670万4,000円、補正額80万2,000円、合計で１億7,750万6,000円。

７款県支出金、１項県負担金、補正前の額2,690万1,000円、補正額83万2,000円の減、合計で2,606万9,000円。

８款共同事業交付金、１項共同事業交付金、補正前の額８億2,259万円、補正額190万2,000円、合計で８億2,449万2,000円。

10款繰入金、１項他会計繰入金、補正前の額２億5,973万5,000円、補正額１億5,262万1,000円、合計で４億1,235万6,000円。

12款諸収入、１項延滞金・加算金及び過料、補正前の額300万2,000円、補正額150万円の減、合計で150万2,000円。４項雑入、補正前の額330万5,000円、補正額69万1,000円、合計で399万6,000円。

歳入合計、補正前の額28億9,495万円、補正額8,698万8,000円、合計で29億8,193万8,000円。

続いて歳出。１款総務費、１項総務管理費、補正前の額3,307万3,000円、補正額30万2,000円の減、合計で3,277万1,000円。２項徴税費、補正前の額1,129万3,000円、補正額80万5,000円の減、合計で1,048万8,000円。

２款保険給付費、１項療養諸費、補正前の額12億7,056万9,000円、補正額9,345万3,000円、合計で13億6,402万2,000円。２項高額療養費、補正前の額２億2,493万4,000円、補正額220万円、合計で２億2,713万4,000円。４項出産育児諸費、補正前の額1,513万2,000円、補正額336万円の減、合計で1,177万2,000円。５項葬祭諸費、補正前の額50万円、補正額８万円、合計で58万円。

３款後期高齢者支援金等、１項後期高齢者支援金等、補正前の額２億9,100万2,000円、補正額82万6,000円の減、合計で２億9,017万6,000円。

４款前期高齢者納付金等、１項前期高齢者納付金等、補正前の額103万9,000円、補正額１万1,000円、合計で105万円。

６款介護納付金、１項介護納付金。補正前の額１億4,815万5,000円、補正額182万2,000円の減、合計で１億4,633万3,000円。

７款共同事業拠出金、１項共同事業拠出金、補正前の額８億2,263万円、補正額953万7,000円、合計で８億3,216万7,000円。

８款保健事業費、１項特定健康診査等事業費、補正前の額1,718万円、補正額６万円の減、合計で1,712万円。２項保健事業費、補正前の額2,134万7,000円、補正額151万8,000円の減、合計で1,982万9,000円。

11款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、補正前の額1,548万2,000円、補正額40万円、合計で1,588万2,000円。

12款予備費、１項予備費、補正前の額2,250万1,000円、補正額1,000万円の減、合計で1,250万1,000円。

歳出合計、補正前の額28億9,495万円、補正額8,698万8,000円、合計で29億8,193万8,000円でございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第３　議案第11号　平成29年度中城村後

期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第11号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について御提案申し上げます。

議案第11号

平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,537千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成30年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　後期高齢者医療保険料		79,448	11,308	90,756
	1　後期高齢者医療保険料	79,448	11,308	90,756
2　使用料及び手数料		30	25	55
	1　手数料	30	25	55
4　繰入金		44,280	1,155	45,435
	1　一般会計繰入金	44,279	1,155	45,434
6　諸収入		2,087	58	2,145
	1　延滞金、加算金及び過料	2	19	21
	4　雑入	1,418	39	1,457
歳　入　合　計		126,991	12,546	139,537

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		4,250	152	4,402
	1　総務管理費	2,173	93	2,266
	2　徴収費	2,077	59	2,136
2　後期高齢者医療広域連合納付金		121,891	12,394	134,285
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	121,891	12,394	134,285
歳　出　合　計		126,991	12,546	139,537

同じく読み上げて、御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。歳入、１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、補正前の額7,944万8,000円、補正額1,130万8,000円、合計で9,075万6,000円。

２款使用料及び手数料、１項手数料、補正前の額３万円、補正額２万5,000円、合計で５万5,000円。

４款繰入金、１項一般会計繰入金、補正前の額4,427万9,000円、補正額115万5,000円、合計で4,543万4,000円。

６款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、補正前の額2,000円、補正額１万9,000円、合計で２万1,000円。４項雑入、補正前の額141万8,000円、補正額３万9,000円、合計で145万7,000円。

歳入合計、補正前の額１億2,699万1,000円、補正額1,254万6,000円、合計で１億3,953万7,000円。

歳出、１款総務費、１項総務管理費、補正前の額217万3,000円、補正額９万3,000円、合計で226万6,000円。２項徴収費、補正前の額207万7,000円、補正額５万9,000円、合計で213万6,000円。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額１億2,189万1,000円、補正額1,239万4,000円、合計で１億3,428万5,000円。

歳出合計、補正前の額１億2,699万1,000円、補正額1,254万6,000円、合計で１億3,953万7,000円でございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第４　議案第12号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第12号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）について御提案申し上げます。

議案第12号

平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）

平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表　繰越明許費」による。

平成30年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　繰　越　明　許　費

款	項	事　業　名	金額（千円）
1　土地区画整理事業費	1　南上原土地区画整理事業費	南上原土地区画整理事業	202,230

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第５　議案第13号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第13号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について御提案申し上げます。

議案第13号

平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,315千円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ316,389千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は「第２表　地方債補正」による。

平成30年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
３　繰入金		122,597	△515	122,082
	１　一般会計繰入金	122,597	△515	122,082
６　村債		66,200	△800	65,400
	１　村債	66,200	△800	65,400
歳　入　合　計		317,704	△1,315	316,389

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　公共下水道費		198,233	△1,315	196,918
	１　公共下水道費	198,233	△1,315	196,918
歳　出　合　計		317,704	△1,315	316,389

第２表　地　方　債　補　正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
下水道整備事業	66,200	証書借入又は証券発行	年５％以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は、低利に借換えすることができる。	65,400	同じ	同じ	同じ

読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。歳入、３款繰入金、１項一般会計繰入金、補正前の額１億2,259万7,000円、補正額51万5,000円の減、合計で１億2,208万2,000円。

６款村債、１項村債、補正前の額6,620万円、補正額80万円の減、合計で6,540万円。

歳入合計、補正前の額３億1,770万4,000円、補正額131万5,000円の減、合計で３億1,638万9,000円。

続いて歳出、１款公共下水道費、１項公共下水道費、補正前の額１億9,823万3,000円、補正額131万5,000円、合計で１億9,691万8,000円。

歳出合計、補正前の額３億1,770万4,000円、補正額131万5,000円の減、合計で３億1,638万9,000円でございます。

続いて、第２表地方債補正、まず起債の目的が下水道整備事業。補正前の限度額が6,620万円、補正後の限度額が6,540万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年５％以内。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は、低利に借換えすることができる。補正前、補正後は同じでございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第６　議案第14号　平成29年度中城村水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第14号　平成29年度中

城村水道事業会計補正予算（第１号）について
御提案申し上げます。

議案第14号

平成29年度中城村水道事業会計補正予算（第１号）

第１条　平成29年度中城村水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
第２条　平成29年度中城村水道事業会計予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入				
第１款	資本的収入	52,001 千円	△500 千円	51,501 千円
第２項	出　資　金	2,000 千円	△500 千円	1,500 千円

（科目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出				
第１款	資本的支出	146,841 千円	△500 千円	146,341 千円
第１項	建設改良費	137,053 千円	△500 千円	136,553 千円

平成30年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

以上でございます。
○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。
日程第７　議案第22号　財産の取得についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
村長　浜田京介。
○村長　浜田京介　議案第22号　財産の取得について御提案申し上げます。

議案第22号

財産の取得について

観光振興地基盤強化整備事業（公共駐車場整備事業）用地として下記の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 所　　在　　地　　中城村字安里下原208番地　他２筆
2. 面　　積　　10,395平方メートル
3. 取得予定価格　　226,207,000円
4. 契約の相手方　　別紙のとおり

平成30年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

観光振興地基盤強化整備事業（公共駐車場整備事業）用地に供する土地を取得することについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別　紙

土地の表示	面積（㎡）	所有者
中城村字安里下原208番地	1,557.0	
中城村字安里下原209番地	1,875.0	
中城村字安里下原210番地	6,963.0	
合　　計	10,395.0	

別紙のほうには、所有者及び面積等が土地の表示も含めて書かれております。図面等を添付しております。それと売買契約書の写し等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

続きまして、日程第８　同意第１号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　同意第１号　教育委員会委員の任命について御提案申し上げます。

同意第１号

教育委員会委員の任命について

下記の者を中城村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　うるま市
氏　　名　　仲　村　春　吉
生年月日　　昭和16年生

平成30年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

教育委員会委員の任期が、平成30年３月31日をもって満了するため新たに委員を選任する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　それでは同意第１号について、質疑をいたします。

まず今、提案されているその方は、２期目ということなんですけれども、年齢的にいえばかなりいかれていると。そして満了したら80歳を越してしまうというような状況にあります。今、中城村においては校長を経験した方とか、非常に若い人材がいっぱいおられるわけですけれども、今回の選任に当たって、どのような経緯なのか。推薦があったのか、あるいは募集とかそういったものの打診といいますか、その辺につ

いて、考慮されたかどうかお伺いいたします。

○**議長　與那覇朝輝**　教育長　比嘉良治。

○**教育長　比嘉良治**　お答えいたします。

募集はやっていません。継続をお願いをして、というのはごさまる科の事業がございまして、この郷土の歴史等に詳しいお方が春吉先生に匹敵するような方がいらっしゃらなくて、それが主な理由ですけれども、まだ体力的にもかなり元気でいらっしゃるということで、教育委員会の会議の中でお願いして、承認を得たという経緯でございます。以上です。

○**議長　與那覇朝輝**　仲眞功浩議員。

○**９番　仲眞功浩議員**　確かにそういう文化財とか、いろいろ詳しいのはよく承知しております。ただこういう方はいろいろ委員会がございます。文化財保護委員会とか、あるいは検討委員会とか、いろいろな委員会がありますのでその中において、こういう方々の知識そういうものを活用していただいて、この教育委員に当たっては、やはりもう少し若い人材がいっぱいおられるんです村内に。そういう方々の活用というものをやっていただきたいと思います。私はこの人材がこの人の経験とか、能力とか、そういうものは一切、全然問題にしないんですけれども、ただやはり中城村内における人材育成、そういうものの面から考えますと、やはり村内におられる在住している若い先生方、あるいは校長上がりの先生方とか、そういう教育関係に詳しい人材がいると。そういうものをぜひ登用していただきたいと。先ほど年齢のことも少し触れましたけれども、やはり若い人材を登用していただきたいというのが、本心であります。そういう意味ではこの人選に関してはもう少し再考いただけないかなとそういう思いがあります。以上です。

○**議長　與那覇朝輝**　ほかに質疑ございますか。

休憩します。

休　憩（１０時４１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５０分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　これで質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、同意第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

仲眞功浩議員。

○**９番　仲眞功浩議員**　私は反対の立場で討論します。

確かに、この方をもってかえがたいというところは、これは私も素直に認めるところであります。ただ、これが果たして教育委員会でこの力量というのを発揮できるかと。あるいは教育委員会でしか発揮できないのかと。そういうものに関しては非常に疑問があります。というのは、いろいろ文化財保護委員とか、あるいはいろいろな検討委員会とか、そういうすばらしい委員会が設置されております。その中においてこそ、初めてこの方の力量というのは発揮できるのではないかと私はそう思っております。そしてあと１点は、やはり中城村内の人材がたくさんおられる。そういう方からぜひ登用していただきたいと。よく言われる適材適所ですか、そういう意味からもこの方はやはり委員会において、この中城村の歴史教育とか、そういうものを引っ張っていただきたいなと。教育委員会ではなくて、もっとこの方の力量が発揮できるのは、そういう委員会ではないかとそういうふ

うに信じております。そういう２つの点から今回は人選を改めていただきたいとそういう意味を込めて、この同意事項には反対の立場とします。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ございますか。

新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　今回の同意第１号教育委員会委員の任命につきまして、私は賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

先ほど、御高齢のことを大分気にされていて、若い登用が必要ではないかというお話もございますが、仲村春吉先生自体が今現在、歴史文化に関わっておられますが、この履歴書を見ても皆さん御存じのように教諭の経験がすごく長いんですね。教育の現場をすごく歩いてこられた方だなというふうに私も認識しております。それで教育委員会においては、仲村春吉先生は高齢ではありますが、ほかの委員の皆さんがまだ若い教育委員の方もいらっしゃいますので、高齢をまず理由にすることはないのかなというふうに思います。春吉先生のその経歴等、また人格からして私は教育委員会として教育委員としてふさわしいと思っておりますので、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ございますか。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　同意第１号　教育委員会委員の任命について、私、今回は賛成の立場で討論をしたいと思います。

今、徳正議員が言われたとおり仲村春吉先生、非常に人格的にもすばらしい方でありまして、私も何度か話もいたしますけれども、その中でもやはり教育の考え方、あるいは文化財、そういったものに関してもすばらしい考えをお持ちの方で本当にいい人材ではあるんですけれども、やはりさっき言ったとおり年齢的なものだけが私はちょっと引っかかっておりまして、ネックになっていると。先ほど言われた反対意見を言われた仲眞議員のほうもこれからの人材育成のためにも後継者をつくらないといけないということを考慮しても今回は私は賛成の立場で、この方を推薦をするということに関しては賛成であります。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありますか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

本案は反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は御起立お願いします。

「起立多数」

○議長　與那覇朝輝　「起立多数」であります。したがって、同意第１号　教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第９　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第１号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住　　所：中城村字
氏　　名：新　垣　幸　枝
生年月日：昭和25年生

平成30年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

人権擁護委員が平成30年６月30日で任期満了するので、当人を再推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年５月31日法第139号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、諮問第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては諮問のとおり答申することに決定しました。

日程第10　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

諮問第２号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住　　所：中城村字
氏　　名：奥　間　章　夫
生年月日：昭和23年生

平成30年３月５日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由
人権擁護委員が平成30年６月30日で任期満了するので、当人を再推薦したいため、人権擁護委員法（昭和24年５月31日法第139号）第６条第３項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第２号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、諮問第２号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は諮問のとおり答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては諮問のとお

り答申することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１１時０１分）

平成30年第２回中城村議会定例会（第３日目）

招集年月日	平成30年３月５日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成30年３月７日　（午前10時00分）		
	散会	平成30年３月７日　（午前10時33分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 3 号

日　　程	件　　名
第　1	議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算
第　2	議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算
第　3	議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第　4	議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第　5	議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第　6	議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算
第　7	議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算について

○議長　與那覇朝輝　皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算について御提案申し上げます。

議案第15号

平成30年度中城村一般会計予算

平成30年度中城村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,495,130千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年３月５日提出

中城村長　　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1　村税		2,441,522
	1　村民税	905,750
	2　固定資産税	1,374,339
	3　軽自動車税	71,124
	4　村たばこ税	90,308
	5　特別土地保有税	1
2　地方譲与税		42,247
	1　地方揮発油譲与税	11,843
	2　自動車重量譲与税	30,003
	3　特別とん譲与税	400
	4　地方道路譲与税	1
3　利子割交付金		1,954
	1　利子割交付金	1,954
4　配当割交付金		4,092
	1　配当割交付金	4,092
5　株式等譲渡所得割交付金		4,549
	1　株式等譲渡所得割交付金	4,549
6　地方消費税交付金		318,068
	1　地方消費税交付金	318,068
7　ゴルフ場利用税交付金		25,606
	1　ゴルフ場利用税交付金	25,606
8　自動車取得税交付金		10,877
	1　自動車取得税交付金	10,877
9　地方特例交付金		9,158
	1　地方特例交付金	9,158
10　地方交付税		1,161,143
	1　地方交付税	1,161,143
11　交通安全対策特別交付金		1,800
	1　交通安全対策特別交付金	1,800

款	項	金　　額
12 分担金及び負担金		2,280
	2 負担金	2,280
13 使用料及び手数料		163,542
	1 使用料	130,063
	2 手数料	33,479
14 国庫支出金		1,654,880
	1 国庫負担金	904,088
	2 国庫補助金	743,558
	3 委託金	7,234
15 県支出金		1,203,084
	1 県負担金	439,991
	2 県補助金	726,791
	3 委託金	36,302
16 財産収入		11,973
	1 財産運用収入	11,975
	2 財産売払収入	1
17 寄附金		32,807
	1 寄附金	32,807
18 繰入金		584,636
	1 特別会計繰入金	1
	2 基金繰入金	584,635
19 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
20 諸収入		124,094
	1 延滞金、加算金及び過料	4,014
	2 村預金利子	1
	3 貸付金元利収入	1
	4 雑入	120,078
21 村債		666,818
	1 村債	666,818
歳　入　合　計		8,495,130

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1　議会費		102,711
	1　議会費	102,711
2　総務費		1,773,720
	1　総務管理費	1,606,902
	2　徴税費	96,232
	3　戸籍住民基本台帳費	52,078
	4　選挙費	15,564
	5　統計調査費	1,216
	6　監査委員費	1,728
3　民生費		3,273,990
	1　社会福祉費	1,241,397
	2　児童福祉費	2,032,593
4　衛生費		846,359
	1　保健衛生費	474,243
	2　清掃費	372,116
5　労働費		3,776
	1　労働諸費	3,776
6　農林水産業費		200,170
	1　農業費	172,428
	2　林業費	1,319
	3　水産業費	26,423
7　商工費		136,015
	1　商工費	136,015
8　土木費		442,976
	1　土木管理費	26,949
	2　道路橋梁費	244,529
	3　河川費	4,379
	4　都市計画費	36,764
	5　下水道費	130,355
9　消防費		262,230
	1　消防費	262,230

款	項	金　　額
10 教育費		846,673
	1 教育総務費	126,374
	2 小学校費	168,305
	3 中学校費	60,644
	4 幼稚園費	111,384
	5 社会教育費	251,899
	6 保健体育費	128,067
11 災害復旧費		36,145
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 土木施設災害復旧費	4
	3 文化財施設災害復旧費	36,140
12 公債費		550,364
	1 公債費	550,364
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳　出　合　計		8,495,130

第２表　地　　方　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 168,818	証書借入 又は 証券発行	年５％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。
施設整備債	24,600			
防災施設整備債	18,900			
庁舎建設事業債	423,900			
道路整備事業債	30,600			
計	666,818			

それでは歳入から読み上げて、御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算、歳入、１款村税、１項村民税、金額が９億575万円。２項固定資産税、13億7,433万9,000円。３項軽自動車税、7,112万4,000円。４項村たばこ税、9,030万8,000円。５項特別土地保有税は費目存置。

２款地方譲与税、１項地方揮発油譲与税、1,184万3,000円。２項自動車重量譲与税、3,000万3,000円。３項特別とん譲与税、40万円。４項地方道路譲与税は費目存置。

３款利子割交付金、１項利子割交付金、195万4,000円。

４款配当割交付金、１項配当割交付金、409万2,000円。

５款株式等譲渡所得割交付金、１項株式等譲渡所得割交付金、454万9,000円。

６款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、３億1,806万8,000円。

７款ゴルフ場利用税交付金、１項ゴルフ場利用税交付金、2,560万6,000円。

８款自動車取得税交付金、１項自動車取得税交付金、1,087万7,000円。

９款地方特例交付金、１項地方特例交付金、915万8,000円。

10款地方交付税、１項地方交付税、11億6,114万3,000円。

11款交通安全対策特別交付金、１項交通安全対策特別交付金、180万円。

12款分担金及び負担金、２項負担金、228万円。

13款使用料及び手数料、１項使用料、１億3,006万3,000円。２項手数料、3,347万9,000円。

14款国庫支出金、１項国庫負担金、９億408万8,000円。２項国庫補助金、７億4,355万8,000円。３項委託金、723万4,000円。

15款県支出金、１項県負担金、４億3,999万1,000円。２項県補助金、７億2,679万1,000円。３項委託金、3,630万2,000円。

16款財産収入、１項財産運用収入、1,197万2,000円。２項財産売払収入は費目存置。

17款寄附金、１項寄附金、3,280万7,000円。

18款繰入金、１項特別会計繰入金は費目存置。２項基金繰入金、５億8,463万5,000円。

19款繰越金、１項繰越金、3,000万円。

20款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料、401万4,000円。２項村預金利子及び貸付金元利収入は費目存置。４項雑入、１億2,007万8,000円。

21款村債、１項村債、６億6,681万8,000円。

歳入合計84億9,513万円でございます。

続いて歳出。１款議会費、１項議会費、１億271万1,000円。

２款総務費、１項総務管理費、16億690万2,000円。２項徴税費、9,623万2,000円。３項戸籍住民基本台帳費、5,207万8,000円。４項選挙費、1,556万4,000円。５項統計調査費、121万6,000円。６項監査委員費、172万8,000円。

３款民生費、１項社会福祉費、12億4,139万7,000円。２項児童福祉費、20億3,259万3,000円。

４款衛生費、１項保健衛生費、４億7,424万3,000円。２項清掃費、３億7,211万6,000円。

５款労働費、１項労働諸費、377万6,000円。

６款農林水産業費、１項農業費、１億7,242万8,000円。２項林業費、131万9,000円。３項水産業費、2,642万3,000円。

７款商工費、１項商工費、１億3,601万5,000円。

８款土木費、１項土木管理費、2,694万9,000円。２項道路橋梁費、２億4,452万9,000円。３項河川費、437万9,000円。４項都市計画費、3,676万4,000円。５項下水道費、１億3,035万5,000円。

９款消防費、１項消防費、２億6,223万円。

10款教育費、１項教育総務費、１億2,637万4,000円。２項小学校費、１億6,830万5,000円。３項中学校費、6,064万4,000円。４項幼稚園費、１億1,138万4,000円。５項社会教育費、２億5,189万9,000円。６項保健体育費、１億2,806万7,000円。

11款災害復旧費、１項農林水産施設災害復旧費及び２項土木施設災害復旧費は費目存置。３項文化財施設災害復旧費3,614万円。

12款公債費、１項公債費、５億5,036万4,000円。

13款諸支出金、１項普通財産取得費は費目存置。

14款予備費、１項予備費、2,000万円。

歳出合計、84億9,513万円でございます。

続いて第２表地方債。まず起債の目的で５項目あります。限度額、起債の目的、臨時財政対策債、限度額が１億6,881万8,000円。続いて施設整備債、2,460万円。防災施設整備債、1,890万円。庁舎建設事業債、４億2,390万円。道路整備事業債、3,060万円。合計で６億6,681万8,000円でございます。全て起債の方法が証書借入又は証券発行。利率が年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第２　議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第16号

平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算

平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,254,487千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の最高額は、500,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（２）　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年３月５日提出

中城村長　　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　国民健康保険税		365,066
	1　国民健康保険税	365,066
2　一部負担金		2
	1　一部負担金	2
3　使用料及び手数料		430
	1　手数料	430
4　国庫支出金		1
	2　国庫補助金	1

款	項	金　　額
5　県支出金		1,677,153
	1　県補助金	1,677,152
	2　財政安定化基金支出金	1
6　連合会支出金		1
	1　連合会補助金	1
7　財産収入		1
	1　財産運用収入	1
8　繰入金		206,688
	1　他会計繰入金	206,687
	2　基金繰入金	1
9　繰越金		2
	1　繰越金	2
10　諸収入		5,142
	1　延滞金・加算金及び過料	1,832
	2　預金利子	1
	3　受託事業収入	1
	4　雑入	3,308
10　村債		1
	1　村債	1
歳　　入　　合　　計		2,254,487

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1　総務費		42,122
	1　総務管理費	32,359
	2　徴税費	9,715
	3　運営協議会費	48

款	項	金　　額
2　保険給付費		1,462,142
	1　療養諸費	1,227,710
	2　高額療養費	215,439
	3　移送費	2
	4　出産育児諸費	18,631
	5　葬祭諸費	360
3　国民健康保険事業費納付金		699,414
	1　医療給付費分	511,529
	2　後期高齢者支援金等分	135,827
	3　介護納付金分	52,058
4　共同事業拠出金		1
	1　共同事業拠出金	1
5　財政安定化基金拠出金		1
	1　財政安定化基金拠出金	1
6　保健事業費		38,647
	1　特定健康診査等事業費	17,967
	2　保健事業費	20,680
7　基金積立金		1
	1　基金積立金	1
8　公債費		51
	1　公債費	51
9　諸支出金		2,108
	1　償還金及び還付加算金	2,107
	2　延滞金	1
12　予備費		10,000
	1　予備費	10,000
歳　　出　　合　　計		2,254,487

読み上げて、歳入歳出、御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算の歳入、１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、３億6,506万6,000円。

２款一部負担金は費目存置。

３款使用料及び手数料、１項手数料、43万円。

４款国庫支出金は費目存置。

５款県支出金、１項県補助金、16億7,715万2,000円。２項財政安定化基金支出金は費目存置。

６款連合会支出金及び７款財産収入については費目存置。

８款繰入金、１項他会計繰入金、２億668万7,000円。２項基金繰入金は費目存置。

９款繰入金は費目存置。

10款諸収入、１項延滞金・加算金及び過料、183万2,000円。２項預金利子、３項受託事業収入は費目存置。４項雑入、330万8,000円。

11款村債は費目存置。

歳入合計、22億5,448万7,000円でございます。

続いて歳出。１款総務費、１項総務管理費、3,235万9,000円。２項徴税費、971万5,000円。３項運営協議会費、４万8,000円。

２款保険給付費、１項療養諸費、12億2,771万円。２項高額療養費、２億1,543万9,000円。３項移送費は費目存置。４項出産育児諸費、1,863万1,000円。５項葬祭諸費、36万円。

３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分、５億1,152万9,000円。２項後期高齢者支援金等分、１億3,582万7,000円。３項介護納付金分、5,205万8,000円。

４款共同事業拠出金及び５款財政安定化基金拠出金は費目存置。

６款保健事業費、１項特定健康診査等事業費、1,796万7,000円。２項保健事業費、2,068万円。

７款、基金積立金は費目存置。

８款公債費、１項公債費、５万1,000円。

９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、210万7,000円。２項延滞金は費目存置。

12款予備費、１項予備費、1,000万円。

歳出合計、22億5,448万7,000円でございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第３　議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第17号

平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,780千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した後期高齢者医療に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年３月５日　提出

中城村長　　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　後期高齢者医療保険料		90,002
	1　後期高齢者医療保険料	90,002
2　使用料及び手数料		27
	1　手数料	27
3　寄付金		1
	1　寄付金	1
4　繰入金		46,836
	1　一般会計繰入金	46,835
	2　他会計繰入金	1
5　繰越金		1
	1　繰越金	1
6　諸収入		1,913
	1　延滞金、加算金及び過料	2
	2　償還金及び還付加算金	320
	3　預金利子	1
	4　雑入	1,590
歳　入　合　計		138,780

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　総務費		5,211
	1　総務管理費	2,389
	2　徴収費	2,822
2　後期高齢者医療広域連合納付金		132,948
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	132,948

款	項	金　　額
3　諸支出金		321
	1　償還金及び還付加算金	320
	2　繰出金	1
4　予備費		300
	1　予備費	300
歳　　出　　合　　計		138,780

読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算、歳入、１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、9,000万2,000円。

２款使用料及び手数料、１項手数料、２万7,000円。

３款寄附金は費目存置。

４款繰入金、１項一般会計繰入金、4,683万5,000円。２項他会計繰入金は費目存置。

５款繰越金、１項繰越金も費目存置。

６款諸収入、１項延滞金、加算金及び過料は費目存置。２項償還金及び還付加算金は32万円。３項預金利子は費目存置。４項雑入、159万円。

歳入合計、１億3,878万円。

続いて歳出でございます。歳出の１款総務費、１項総務管理費、238万9,000円。２項徴収費、282万2,000円。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、１項後期高齢者医療広域連合納付金、１億3,294万8,000円。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、32万円。２項繰出金は費目存置。

４款予備費、１項予備費、30万円。

歳出合計、１億3,878万円でございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第４　議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第18号

平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算

平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ261,603千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した土地区画整理事業費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年３月５日提出

中城村長　浜 田 京 介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　使用料及び手数料		1,560
	2　使用料	1,560
2　繰入金		160,000
	1　基金繰入金	160,000
3　繰越金		2
	1　繰越金	2
4　諸収入		41
	1　雑入	41
5　保留地処分金		100,000
	1　南上原区画整理事業保留地処分金	100,000
歳　入　合　計		261,603

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　額
1　土地区画整理事業費		261,602
	1　南上原土地区画整理事業費	261,602
3　予備費		1
	1　予備費	1
歳　出　合　計		261,603

歳入から読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算、歳入、１款使用料及び手数料、２項使用料、156万円。

２款繰入金、１項基金繰入金、１億6,000万円。

３款繰越金、１項繰越金は費目存置。

４款諸収入、１項雑入４万1,000円。

５款保留地処分金、１項南上原区画整理事業保留地処分金、１億円。

歳入合計、２億6,160万3,000円でございます。

歳出、１款土地区画整理事業費、１項南上原土地区画整理事業費、２億6,160万2,000円。

３款予備費は費目存置。

歳出合計、２億6,160万3,000円でございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第５　議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第19号

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算

平成30年度中城村公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272,375千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第230条第１項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第２表地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第４条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年３月５日提出

中　城　村　長　　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1　使用料手数料		40,060
	1　使用料	40,000
	2　手数料	60
2　県支出金		54,000
	1　県補助金	54,000
3　繰入金		130,355
	1　一般会計繰入金	130,355
4　繰越金		1
	1　繰越金	1
5　諸収入		4,759
	1　預金利子	1
	2　雑入	4,758
6　村債		43,200
	1　村債	43,200
歳　入　合　計		272,375

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1　公共下水道費		147,689
	1　公共下水道費	147,689
2　公債費		124,486
	1　公債費	124,486
3　予備費		200
	1　予備費	200
歳　出　合　計		272,375

第２表　　地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 43,200	証書借入 又は 証券発行	年５％以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は、低利に借換えすることができる。
計	43,200			

読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算、歳入、１款使用料手数料、１項使用料、4,000万円。２項手数料、６万円。

２款県支出金、１項県補助金、5,400万円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金、１億3,035万5,000円。

４款繰越金は費目存置。

５款諸収入、１項預金利子は費目存置。２項雑入、475万8,000円。

６款村債、１項村債、4,320万円。

歳入合計、２億7,237万5,000円。

続いて歳出でございます。歳出、１款公共下水道費、１項公共下水道費、１億4,768万9,000円。

２款公債費、１項公債費、１億2,448万6,000円。

３款予備費、１項予備費、20万円。

歳出合計、２億7,237万5,000円でございます。

第２表地方債。まず起債の目的、下水道整備事業、限度額が4,320万円。起債の方法が証書借入又は証券発行。利率が年５％以内。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは、繰り上げ償還又は、低利に借換えすることができる。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第６　議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算について御提案申し上げます。

議案第20号

平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算

平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,507千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法第220条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した汚水処理施設管理事業に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間の流用。

平成30年３月５日提出

中 城 村 長　浜 田 京 介

第１表　歳　入　歳　出　予　算

（歳　入）　（単位：千円）

款	項	金　額
1　使用料及び手数料		2,502
	1　使用料	2,501
	2　手数料	1
2　寄附金		1
	1　寄附金	1
3　繰入金		1
	1　基金繰入金	1
4　繰越金		1
	1　繰越金	1
5　諸収入		2
	1　預金利子	1
	2　雑収入	1
歳　入　合　計		2,507

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	金　　額
1　汚水処理施設管理費		2,426
	1　汚水処理施設管理費	2,426
2　予備費		81
	1　予備費	81
歳　　出　　合　　計		2,507

読み上げて御提案申し上げます。

第１表歳入歳出予算、歳入、１款使用料及び手数料、１項使用料、250万1,000円。２項手数料は費目存置。

２款寄附金及び３款繰入金は費目存置。

４款繰越金も費目存置。

５款諸収入も費目存置でございます。

歳入合計、250万7,000円。

歳出、１款汚水処理施設管理費、１項汚水処理施設管理費、242万6,000円。

２款予備費、１項予備費、８万1,000円。

歳出合計、250万7,000円でございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第７　議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算について御提案申し上げます。

議案第21号

平成30年度中城村水道事業会計予算について

みだしのことについて、地方公営企業法第24条第２項の規定により議会の議決を求める。

平成30年３月５日提出

中　城　村　長　　浜　田　京　介

平成30年度中城村水道事業会計予算

（総則）

第１条　平成30年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）	給水栓数	5,980	栓
（２）	年間配水量	2,382,370	㎥
（３）	一日平均配水量	6,527	㎥
（４）	主要な建設改良事業	村内配水管布設工事及び設計委託業務	

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　水道事業収益	526,110	千円
第１項　営業収益	480,100	千円
第２項　営業外収益	46,008	千円
第３項　特別利益	2	千円

支　　出

第１款　水道事業費用	495,673	千円
第１項　営業費用	490,392	千円
第２項　営業外費用	3,980	千円
第３項　特別損失	301	千円
第４項　予備費	1,000	千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に不足する額　122,233　千円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額　7,537　千円、過年度損益勘定留保資金　114,696　千円、で補填するものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	31,001	千円
第１項　補助金	29,000	千円
第２項　出資金	2,000	千円
第３項　固定資産売却代金	1	千円

支　　出

第１款　資本的支出	153,234	千円
第１項　建設改良費	143,260	千円
第２項　企業債償還金	8,974	千円
第３項　予備費	1,000	千円

（一時借入金）
第５条　一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。
（予定支出の各項の経費の金額の流用）
第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
（１）営業費用、営業外費用及び特別損失との間
（２）建設改良費及び企業債償還金との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）
第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
（１）職員給与費　43,056　千円

（棚卸資産購入限度額）
第８条　棚卸資産の購入限度額は、2,067千円と定める。

平成30年３月５日　提出
中城村長　浜　田　京　介

平成30年度中城村水道事業会計予算。

第１条（総則）平成30年度中城村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条（業務の予定量）業務の予定量は、次のとおりとする。（１）給水栓数、5,980栓。（２）年間配水量、238万2,370㎥。（３）一日平均配水量、6,527㎥。（４）主要な建設改良事業、村内配水管布設工事及び設計委託業務。

第３条（収益的収入及び支出）収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。第１款水道事業収益、第１項営業収益、４億8,010万円。第２項営業外収益、4,600万8,000円。第３項特別利益は費目存置。

続いて支出、第１款水道事業費用、第１項営業費用、４億9,039万2,000円。第２項営業外費用、398万円。第３項特別損失、30万1,000円。第４項予備費、100万円。

続いて第４条（資本的収入及び支出）資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億2,223万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額753万7,000円、過年度損益勘定留保資金１億1,469万6,000円で補填するものとする。

収入のほうの第１款資本的収入、第１項補助金、2,900万円。第２項出資金、200万円。第３項固定資産売却代金は費目存置。

続いて支出の第１款資本的支出、第１項建設改良費、１億4,326万円。第２項企業債償還金、897万4,000円。第３項予備費、100万円。

第５条（一時借入金）一時借入金の限度額は2,000万円と定める。

第６条（予定支出の各項の経費の金額の流用）予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（１）営業費用と営業外費用及び特別損失との間。（２）建設改良費及び企業債償還金との間。

第７条（議会の議決を経なければ流用するこ

とのできない経費）次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（１）職員給与費、4,305万6,000円。

第８条（棚卸資産購入限度額）棚卸資産の購入限度額は、206万7,000円と定める。

平成30年３月５日提出、中城村長　浜田京介。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１０時３３分）

平成30年第２回中城村議会定例会（第４日目）

招集年月日	平成30年３月５日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成30年３月８日　（午前10時00分）		
	散会	平成30年３月８日　（午後３時19分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 4 号

日　　程	件　　名
第　1	議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例
第　2	議案第４号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
第　3	議案第５号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第　4	議案第６号　中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例
第　5	議案第７号　中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第　6	議案第８号　中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
第　7	議案第９号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）
第　8	議案第10号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
第　9	議案第11号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
第　10	議案第12号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）
第　11	議案第13号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
第　12	議案第14号　平成29年度中城村水道事業会計補正予算（第１号）
第　13	議案第22号　財産の取得について

○議長　與那覇朝輝　皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金城　章議員。

○７番　金城　章議員　では議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例について質疑をさせていただきます。

この条例に関するものは、学力向上を目的とする職員採用と給与等の問題だと理解しておりますがそれでいいのか。また、私のコミュニケーション不足なのか、この件も報道等で知りましてまだ理解しておりませんので、何点か質疑します。

まず１点目であります。この採用教員の給与です。その財源は捻出する予定なのか。

次、学力向上を目的とするこの案件でありますけれども、この教育方針、今までと変わりない教育方針でいくのか。また全国各地でいろんな学力向上に取り組んでいる状況があります。そういう点を取り入れていくのか。この教育方針をどう考えているのか。

それと教育は教育者で教育のレベルが違うと思います。その教育者はどのような人材を確保する予定なのか。

また、これは私はすばらしい案件だとは思っております。しかしながら４年という期間限定でありますが、これは私の考えだといい結果が出ると思います。しかし、また４年後の財源というのはどこから捻出していくのか。

それとまた、この教員のレベルアップを図るための、教育者の資質向上のためにどんな対策を打っていくのか。これだけ、以上。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時０３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０５分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　お答えいたします。

財源に関しては村長からオーケーが出ましたので、教育委員会としてはこれを実施する方向で決めたということになります。

それから教育方針というお話がありましたけれども、基本的には本村の子供たちの課題として、自分の考えを堂々と意見を述べることが苦手な状況が見受けられます。この少人数の学級をやることによって、教師が個に応じたきめ細かな指導ができると考えて、そういう財源が伴うのであれば教育的な価値としてやるに値するものではないのかと考えました。

それから教師の指導力という話がありましたけれども、学力向上に関することというのはやはりいろいろな要素がかかわって来ると思っています。もちろん教師の授業力、学級経営能力、生徒指導教育相談の力、保護者とのかかわり、学校長の経営能力、それから保護者の面では子の教育に関して両親を初めとして、どれぐらい子供にかかわりを持って育てているか、幼いころからのしつけはどうしつけてきたか、それから心の教育です。仲間と楽しく生活することができるか等々、もろもろの要素があるかと思います。我々にできることとしては教師の指導力の向上ということで、勉強もスポーツもそうですけれども、指導者の力というのはとても重要なことだと思っています。採用する前に、やる気はあるのか、それだけの素養を持っているのかということを課長、主幹と３名で面接を実施して決めていきました。その中で７名を確保することができたということであります。採用前にもしこれが実現するのであれば、私のほうから３月の下旬に集めて、教師の心構えや服務に

ついての話をする計画をしております。それから指導主事により７名に対して、年間に21回程度の授業研究会を実施していって資質の向上を図りたいと考えているところです。

４年後どうするのかということに関して、私も議員がおっしゃるようにこの部分、とても悩んだ件の一つでして、教育委員会としてはこのモデル事業の成果を見て継続できるのであれば継続したいと思っていますけれども、その財源とのかかわりが大きいですので、今の段階ではこれは結論は出すことはできないと考えています。以上でよろしいでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは金城　章議員の質疑に対しまして、お答えをいたします。

ただいまの事業に関する財源につきましては、いろいろな補助金を検討してまいりました。それで沖縄振興特別推進交付金も含め、今チャレンジをしているところでございます。補助金に関しましては、現時点ではまだ一括交付金の交付決定も受けておりませんので、これからチャレンジしている段階であり、申請中の中で、もしそれが交付決定が認められない場合は一般財源でも対応をしていく事業ではないかと考えております。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　もう一度確認のため、この教育方針というのが教育長の今の答弁で余りぴんと来ないのですけれども、確かに教育長のおっしゃるとおり教育は教育者の指導によって変わると思います。教育でも、どのようなことでも、指導者によって変わることは当然であります。しかしながら、これを始めていく段階で今の教育長の答弁では、今までどおりの教育方針だけ、ただ子供の人数だけ減らしたような答弁で受け取りました。そうではなくて、先ほど言ったように全国各地にいろんな教育方針があると思います。子供たちのレベルアップのためにいろんな教育をしている学校があります。そういういい学校の教育方針を目指して、せっかく中城村で、今、財源の件もありましたけれども、一般財源からも捻出しながらこの教育をやると言ったら、こういった特殊といいますか、秀でた教育をぜひ方針として取り入れていただけないかと。それによって子供たちのレベルアップは図られると私は考えております。いいことではあるのですけれども、この税源の問題、ことしの予算と新聞報道の予算の差がありますけれども、これは教育者の採用の人材によっての差なのか。この教育方針というのは、ぜひ固めていただきたい。どこに行くのか。今までどおりで、ただ人数を減らしただけで、教師が要するにコミュニケーションをとったり、一人一人に目が行き届くことは当然でありますが、しかしどうやって教育するのか教育委員会でこれはぜひ考えて、このものに対しては取り組んでいただきたい。

それと４年後はわからないと教育長はおっしゃいますけれども、これがレベルアップ、学力向上を目的とするものでありますので、どういった感じでこの学力向上が図られるのか。これも私はちょっとわからなくて、これまで本村でも学力向上に向けてやってきたと思いますけれども、それと変わるような教育を目指していただきたい。以上、もう一度また教育方針について、教育長。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　基本的には先ほど申し上げたように人数を15名程度にすることで、きめ細かな指導ができるということでの学力向上を図っていきたいということであります。アクティブラーニングという視点、それから今度新しく英語の小学校への導入に関しての件とか、道徳の教育化ということに対しても対応できるようにしたいということがありますけれども、もう１つは学力という捉え方の問題です。知育

だけでは学力が育たない部分があると思います。ですから、支持的な風土づくりという面で、少人数の中で子供たちが助け合いながら学ぶとか、お互いを認め合いながら学ぶとか、そういう心の部分も育てないとだめだと思っています。もちろん健康、体力も含めて、そしてもちろん短期的には成績がよくなったということが考えられますけれども、長い目で見て長期的な10年後、20年後の状況の中で、私は教育の一つの役割として、この学力を向上させること、生きる力をつけることによって、貧困の問題も改善できる一つの策ではないのかと。納税者に育てるという部分も教育の一つの役割ではないのかと考えています。ですから短いスパンでの知力の向上だけではなくて、そういう総合的な人間力という言い方をしますけれども、そこら辺の成長を図っていけたらと考えています。またいろんなことに関して、今金城議員がおっしゃっているように、これからいろんなアドバイスを受けながら取り組んでいきたいと思っています。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　今の教育長の答弁、やはりきめ細かな指導ができるということは、確かに人数が減ればそれなりの教育ができると思います。また、人間性の構築も確かにできるだろうと。しかし、これは私は一応賛成ではあります。先ほどから言っていますように、この教育の仕方によってはやっぱり違うだろうと。今、中城村の子供たちがこの教育を受けられることはすばらしいこと。前任者の呉屋教育長からあったように、経済力で教育レベルも変わっていくということを前に答弁いただきましたけれども、先ほどから私が言っているのは、教育方針によって生徒、子供たちのレベルアップが変わると。今経済力のある人は、要は私立とか、こういういろんな感じの秀でたところに子供たちを預けて、それなりの教育をすると。それがこの教育方針によって、中城村の子供たちがそういう教育を受けられるような方針です。そこにぜひ方針的なことは考えていただきたいと思います。以上です。

○議長　與那覇朝輝　以上で金城　章議員の質疑を終了します。ほかに質疑はありませんか。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　それでは議案第３号中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例に関して、質疑を行いたいと思います。

まず最初に、金城議員と重なる部分もあるかと思うのですけれども、ぜひ了承して答弁のほうはお願いしたいと思います。この議案自体がこれは本当に県内、あるいはまた国内でもまれに見ない事業だということで新聞でも相当の評価と、それからいろいろ村民からも問い合わせがありまして、本当にやるのか、それともできるのか、財源あるのかとか、そういった話がございまして、それはまだ我々は聞いてもないし、決定もしていないということで今は答えている段階であります。それでは質疑に入らせていただきます。

まず１点目です。学力向上モデル事業と言えば、国・県の補助対象になると思いますが、一括交付金事業の中に今回もこれは申請はしているという形で、約3,600万円計上されております。また提案理由の中に、村費で新年度予算にも3,281万7,000円計上されておりますけれども、これは二重計上ということで私は思っているのですけれども。例えば一括交付金、これは４月から始まる事業の中で、それが本当に一括交付金が取れれば、単費の予算を引き下げるということが可能なのか。それが１点です。

２点目が、学力向上及び空き教室の活用を目的とした事業と説明を受けておりますけれども、これは中城小学校、それから津覇小学校、中城南小学校、３小学校の全国学力調査の結果、南小学校と、それから下地区の中城小学校、津覇

小学校、この２小学校とは相当の学力差が今発生しているのかどうか。それをちょっと聞かせてください。また空き教室については、これは教育委員会で利活用について、さらに踏み込んだ話はなかったのかどうか、それを教えてください。

３点目が、やはりこの議案は大幅な教育環境の変化に伴うものだと思っております。それを事前に議会に説明がないというのは、私はこれは議会軽視としか考えられないと判断しているものですから、そこのところをひとつ、また教育長なり、所見をお願いしたいと思います。

先ほどもありました４年間のモデル事業ということになっておりますけれども、先ほども金城議員のほうからも４年後はどうするのかという中で、教育長の答弁は成果を見ながら、あるいは財源を見ながらどうするのかというのは決めていくということではあるのですけれども、それでは教育の放棄にしかならないのかと、モデル事業としてやはり検証した結果、これは大変いいことだというのであれば、やはり２年間をめどにしていって、その２年間を検証して、３年目あたりからは、これを継続するかどうか。一旦打ち切って検証を行い、それからさらに数年間して立ち上げていくのか。それともやはり継続は力なりという言葉もあるものですから、そのまま５年目、６年目という継続の方法は考えられないのかどうか。その４点、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時２３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは大城議員の御質疑に対しましてお答えをいたします。

財源につきましては、当初予算の中では沖縄振興特別推進交付金を活用してということで財源内訳のほうにもあると思いますけれども、国・県支出金の中に80％の充当を見込んでおります。今後、教育委員会からも先ほど答弁ございましたけれども、事業の主体としては本村にとって子供たちにとって重要な事業ということで位置づけておりますので、今後財源につきましても各種交付金、補助金の活用を検討しながら一般財源も含め、財源に充てていきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時２４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２６分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

教育総務課主幹　安田　智。

○教育総務課主幹　安田　智　お答えいたします。

中城南小学校と下地区の中城小学校、津覇小学校の学力における数値的な差につきましては、中城南小学校におきましては開設以来、客観的なテストの全国の学力調査におきましては、全国レベルを維持している結果が出ております。その反面、中城小学校と津覇小学校におきましては、教科によっては全国レベルに達するときもあるのですが、まだそれが継続的に維持できるというところまでの力が定着してないというのが現状で、やはりちょっと格差があると今教育委員会としても捉えているところです。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　大城議員から議会軽視という言葉が出たものですから、私のほうであえて答弁をさせていただきますけれども、今回については報道が先に出たということだけの話でございまして、我々は通常どおりの手順を踏んで、皆さんに議会前に説明をして、そして議会において我々が議案を提案して、そこで審議をしていただいて、それから賛成か、あるいは反対か

といった議会の、もちろん反対はないほうが一番いいですけれども、議会の同意を得ると。新聞報道が先んじたがために今のような誤解が出てきたと思います。決してこれは議会軽視でも何でもありませんし、私も議員経験者としてあえて述べさせていただきますけれども、そういうことは一切ございませんし、また今までも私が村長になってから、例えば第３子以降の保育料無料化だとか、あるいは国や県に先んじて医療の中学校までの無料化だとか、いろんな政策の中でも同じような形で提案をさせていただきました。たまたま今回は新聞報道が先んじて出たということだけの話でございますので、その辺は御理解をいただきたいと。逆に新聞記者の取材能力を褒めていただきたいぐらいのことでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというのが１つと、そして意欲としてあえてお話しさせていただきますけれども、今回の教育委員会から上がってきたこの提案については、これは大城議員も先ほど冒頭でお話しましたけれども、沖縄県でも初めての試みであり、また国においてもそうそうあるものではないと。我々中城は下地区の人口減によって空き教室ができて、それでしょうがなくこういう事態に陥ったということではないわけです。私どもは南上原に小学校ができて、そこから津覇小学校、中城小学校の生徒たちが吸い上げられて、たまたま今人口増にもかかわらず空き教室が出たと、下地区のほうにです。そこを利用して御承知のとおり、空き教室を使った学童の政策をやったり、あるいは今回15人学級でやれないかと教育委員会から提案があったり、いろんな面で逆に非常に大きなチャンスが訪れている自治体だと思っています。人口増でかなりの財源もふえてまいりました。もちろん厳しい財政状況には変わりありませんけれども、子供たちに投資ができる環境ができてきたということでございますので、もちろん最大限の努力はさせていただきます。財源については一括交付金、あるいはほかの文科省予算、いろんなものでやらせていただきます。ただ先ほどから言いますとおり、私の考えとしても今回の案件については何が何でも、自己財源を使ってでも、そして子供たちへの未来への投資という大きな題目がありますので、それについてこれは村民一丸となって、そして議会も一丸となって取り組んでいけるものではないかと考えておりますので、ひとつ御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　大城議員の空き教室の利用の件についてお答えします。

　現在、村長のほうからも答弁があったとおり、学童と放課後子ども教室ということでの活用をしておりまして、それ以外については現在教育委員会では話は出てはいない状況です。以上です。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　４年後の件ですけれども、この検証という面で科学的に効果があったと、統計的に有利さがあるとかということは対象となる児童がいないので、科学的な根拠での成果というのは得られないと思っています。今考えているのは、琉球大学のほうと連携をしてアンケート調査であったりとか、そういう方向でこの効果を検証していきたいと今考えています。科学的に効果があるかどうか得るためには、ランダムにこの35人のクラスと15名の同じ質を要する児童を分けて、同じ指導者で指導をしていくという形をとらないと科学的に実証することは無理だということですので、そういうことではなくて琉球大学のほうと連携して、子供たちの効果を見ていきたいということで、おっしゃるように当然のことながら１年目、２年目、３年目と相談しながら４年後どうするかということに関しては決めていきたいということであっ

て、ただ現在、今の段階で４年後どうするということはまだ決定はできないとお答えいたします。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　今の教育長の意気込み、私もこれは非常に買いますし、私も常日ごろから教育は費用対効果ではないという話もよくさせていただいております。今回もいろいろと費用は３年、４年で１億5,000万円ぐらいかかるかとは思うのですけれども、それについてまた１点目から２回目の質疑をしたいと思います。まず一括交付金について、今申請をしている段階と、あるいはまたいろいろな補助があればその辺も探していくということなのですけれども、これは４月からの事業計画になっているものですから、果たしてそれに、これは一括交付金に間に合うのかどうか、ちょっとまた答弁をお願いしたいと思います。

２点目に空き教室の利用状況はもう今のところはこれしか考えていないみたいですので、それはそれで教育委員会ともいろいろ話し合われたと思うのですけれども、学力の差というのはこれは主幹が言われたとおり、今、中城小学校、津覇小学校と上地区にはちょっと開きがあるという中で、中城南小学校といえば建設当時からいろいろほかの市区町村の方々がほかから入って来られて、教育熱心な家庭が多いという中でこれはやはり学力、私も教育長が言われる学力の経済学、それをちょっと借りて読んでみたのですけれども、その中でも家庭の中での学力の向上というのも50％を占めているということで、果たしてこれは15人学級にしてもそれなりに成果が本当に出るのだろうかと。読んでみましたら少人数学級でも余り効果がないというようなページもあるものですから、本当にそれに付随して、教育長はこれを読み込まれたと思うのですけれども、それも踏まえながらの今回の議案の提出なのかということも思っているので。これは主幹、学校だけの教育、あるいは学校とそれから生徒、父母、家庭、それからおじいちゃん、おばあちゃん、そういうのも含めてトータル的な学力差ではないのかという主幹の考えがあるのであれば、ちょっとそこをもう１回お願いしたいと思います。

あと村長の言われた、これは決して議会軽視ではないということなのですけれども、これは全国でも余りないような事例を本村でやるということになれば、これは確かに話題にもなりますし、我々はこれを本当に新聞に出てしまってから、まさかそういうのがあるのかなという状態でしか判断できないものですから、それについては大きな教育の変化があるのであれば、議案を提出する時点で議会にも事前に知らせておかないといけないということで、我々もいつでも全員協議会は持てますし、収集があればいつ何どきでも来られますので、そういった配慮というのはぜひほしかったというのも１点であります。

４点目は教育長が言われた、これは３年の経過を見て、それから５年目以降はどうしても判断をしかねるということなのですけれども、この４年間を例えば実証実験で本当に終わらせてしまうのか、１億5,000万円近くの予算をかけて。あるいはそれ以降も本当にこれがいい事例で、本当に県内でも率先した事業だということで、他市町村にもいろいろとどんどん分け与えていける事業なのかというのも、これは本当に今それを立ち上げるのであれば、中城が先進的な事例ということになろうかと思いますので、そこはぜひ将来的なものも含めて重々に考えてやっていかないといけない。その覚悟をもう１回、教育長に答弁をお願いしたいと思っております。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは大城議員の御質疑にお答えをいたします。

沖縄振興特別推進交付金につきましては、ただいま申請の段階でございます。毎年交付決定につきましては、４月初日の交付決定を受けておりますので、現段階での確定をするということは難しいところではございます。今当初予算においても、教育委員会の小学校費のほうに予算の計上をしている段階ですので、４月の段階で予算等の組み替え、今後も各種補助金の活用も検討しながら財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田　智。

○教育総務課主幹　安田　智　大城議員の質疑の南地区と下地区の２小学校における学力差に関連する要因につきましては、いろいろと先ほどからお話が出ていますように、家庭教育の保護者の熱心さも一つの要因になりますし、経済的な部分、収入の部分でも要因になってくるかと思っております。あと今、発達障害という教育支援を必要とする児童生徒に関しても、これは特別支援教育に関連していきますが、次年度支援を必要とする児童、これは先生方からのこの１年間、子供たちの様子を見ていて支援学級レベルではないのですけれども、やはりどうしても学習に影響を及ぼす子供たちという人数の割合が年々増えてきているというのも事実です。この調査で中城小学校は支援を要する生徒が43名、津覇小学校が61名、中城南小学校125名と人数が出されてきています。これを在籍数で割りますと中城小学校が14%、津覇小学校が24%、中城南小学校が17%という数字が出ております。この数字のとおり中城小学校、津覇小学校の割合的には、中城南小学校は大規模校になってきていますから、もっと多いのかなと思ったら、やっぱり津覇小学校のほうが24%と支援が必要な生徒がかなりいると今捉えておりますので、やはり学力にもその辺は影響してきているのかと考えております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　少人数で効果があるのかという話ですけれども、実際にアメリカでは実証の実験として向上したという効果が見られます。ただ、これがどこに行っても同じような効果が出るかというのは多少ブレがあるのかというのは考えています。効果があるということで私は進めたいと考えているわけで、このやる方向で進めようというときに、実は一番悩んだのが中城南小学校で実施できないのだけれども、果たして公教育でそういうことでいいのかと自問自答をしながら、ほかの教育長の先輩方にもいろいろ相談をしながら、一番悩んだのがその件です。校長会でも話を先に出したというのが、そのことがとても気になっていて、校長の皆さんに意見を聞いて進めようと結論づけたのは、ではこれをやらなければ何の効果も得られないだろうし、これをやることによって２つの小学校の子供たちにはよりよい方向に変容するということを自分の中で思ったものですから、やる方向で進めようということで、教育委員会の皆さんからもいろんな意見をいただきましたけれども、最終的に私のこういうふうに考えているということを話しましたら同意をもらいましたので、それに向けて今進んでいるところですけれども、少人数でやることによって、やはり先生方はそれだけの教材を研究する時間の確保であったり、子供たちにかかわる人間的な部分でのかかわりの部分も出てきますし、この効果も実際にアメリカでは実証されていますので、もちろん自分としては効果が出るという結論で、ぜひこの子供たちの力を伸ばしたいということで、そういうふうに今進んでいるところです。当然４年後も続けていきたいというのはやまやまではあるのですけれども、財政的な状況が伴ってきますので、そこら辺が今、私として４年後も継続するということを言えない部分でして、もう一つは今、教員の多忙化の問題が上げ

られていますけれども、この事務的な部分も当然のことながら半数以下に減りますので、そういう多忙化の防止にもつながっていくのかということも考えています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　最後の質疑になりますけれども、今出ている予算額があるのですけれども、それはどういった予算になっているのか。例えば職員７名採用するに当たって、全部給料に回っていくのかどうか。それは給料だけの話なのか、ほかにまたいろいろな予算の使い道があるのかどうか。それも最後の質疑ですので、よろしくお願いします。今教育長が言われた、それをするに当たっての７名の職員に対して多忙化も、これは多分ほかの教職員に対しての多忙化と私は判断しているのですけれども、それはどういう多忙化というかということで、７名を入れた段階でこの７名が少人数学級に入ります。そこで授業をしながら空き時間をほかのいろいろな実務のある、例えばほかの教職員と連携しながらの多忙化を削減してく、そういう話をしておられるのかどうか。この２点、これは最後ですので答弁だけをお願いします。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは大城議員の質疑にお答えしていきたいと思います。

現在計上しています予算については、教諭の７名の人件費の計上となっています。内訳としましては、給料、各種手当、共済費です。この試算については、クラスを担任として持ちますので、現在いる県の教諭と同様にその水準を支給していきたいということで計上をしています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　今の多忙化防止ということに関してですけれども、教員の時数が減るということではありません。同じように時数をやるのですけれども、例えば通知表を書く、それから指導要録を書く、日常の単元テストの採点をする時間であったりとか、人数がふえると校務分掌もそれだけ軽減されるわけですので、その校務分掌による、この部分の軽減ということが起こってきます。ですから教師の授業の時数が減るということはないですけれども、そういう事務の部分の量が減ることによって、教材研究を充実させたり、子供たちへのかかわる時間を確保していきたいと。低学年になればなるほどやはり手がかかってきますので、そういうことを考えています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　以上で大城常良議員の質疑を終了します。ほかに質疑はありませんか。

新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　それでは議案第３号中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例について質疑をいたします。

まずこの提案理由の中に学力向上モデル事業として実施するに当たりということがあります。誰がそれを発想したのか、そしてそのモデル事業の基本的計画はあるのかどうか。計画なくして予算つけるというのはおかしくないですか。普通は基本計画をつくって、そこに実施計画をつくって、そこにまた予算が伴うものは予算をつけていくのが常套手段ではないのか。それと教育委員会ではどのように話し合われたか。教育長はもっぱら校長会の話をしていますけれども、教育委員会は何のためにあるのか。教育委員会でしっかり煮詰めて、熟慮して実施計画をつくっていくべきではないか。どのような方法でいくのか、ただいまのは答弁でしょう。議会には文書でもって示してほしい。教育委員会の中でどういう議論がなされたのか。会議録を見ますと、何もやられていない。教育委員会の方々も疑問視しているのです、これ。それで進めるのですか。読んでみましょうか、議事録の中を。なぜ校長会に上げる前に、なぜ教育委員

会のほうに持ってこなかったかという意見もあるし、そしてまた果たして学力向上ができるかどうか。小学校１年、２年、３年をやって、では４年、５年、６年とそのままこれは学力向上がいくのかどうか。前の安里教育長の場合は、小学校は学力が全国レベルで平均でいっているから、中学校もいくだろうと安易な考えがあるのです。しかし委員の中でも校長経験者の意見として、小学校まで学力はいいのだけれども、中学校へ行くとぽっと落ちると。そういう発言があるわけです、みんなこの中で。そして教育は平等にやるべきです。中城南小学校も、それから下の小学校もやるべきだけれども、これは平等性に欠けて果たして父兄の皆さん方と相談をしたのか、話し合いがあったのかどうか。教育長、あなたは何か問題があったら現場の校長が対応するということですけれども、それでいいのかどうか。まずは基本計画がない中で、そして我々に提示しているのは一括交付金を使うということで今、教育総務課長は答弁しています。これは可能なのか。私は非常に厳しいと見ていますけれども。というのは、財務省とか文科省の中では、財務省は40人学級、文科省は30人学級ともめています。そういう国がもめている中でそれを実行して、一括交付金を使えるかどうか。４月１日にならないとわからないというそんな、ある程度の予算のめどはつけるべきではないか。つけてから計上するべきではないか。それと一括交付金が使えなければ、財源の持ち出しもするという、こんな二重な予算編成があるのか。これは村長、まさしく議会を無視しているのです、こういうのは。これを一括交付金を使うということで事業を出したからには、まず一括交付金を申請して、その申請がだめだったら、また改めて補正で上げるべきではないのか。こんな予算のつけ方どこにあるのか。これが使えなかったら、これを使おうというそんな曖昧な予算を提示していいのか。これに問題があるのです。これはまさしく議会を何と見ているかわからない。議会軽視だと思うのです。特に教育長、教育委員会というのは何のためにあるか。教育委員会で何の協議もしていない。総務課長は基本計画も何でつくらないのか、皆さん方は。こういうのは我々議員に提示する場合は基本計画、実施計画もつくっていくべきではないか。あなた方の実施計画を見ると、財政計画としか思えない。こんな実施計画では私は通らないと見ていますけれども。たった１枚。村に対して年度ごとにこれを持っていきます。目標、実績、そしてその都度検証していく。そういうものはやらないで、いきなりこうして議会に上げてくる。それと教育委員会の皆さん方とじっくり相談をしたかどうかです。確かに発想はいいです。教育長が示したこの本を４回も読みました。少数学級にすれば学力が上がるということは確かに少しわかります。これにはいろんな条件があるのです、言うように。学力は学校と家庭です。幾ら学校で、学力を上げようとやっても、家庭での考え方なのです。これには親御さんが高卒なのか、大卒なのかによっても違うし、年収によっても全然違うと書かれているのです。そしてこの著書を、教育委員の皆さん方は読んでいるのかどうかです。

そして安田教育総務課主幹、この下地区と上地区の子供たちに差がありますよね。なぜなのか。そういうのを教育委員会で検証したことはありますか。なぜ中城南小学校は全国平均。下地区はそれ以下だと、ある学科については全国平均もあると思うが。そういうのは教育委員会の中で議論はしていないのですか。この議事録を見る限りには全くなされていない。会議録を見ますと。それで中城の教育行政が成り立つのですか。まさしく教育委員会がなくてもいいと言わんばかりのトップダウン式でやっているとしか考えられないです。そしてきょう見ましたら、皆さん方は読書何とか、実施要綱をつくっ

ています。この前の12月のあれで、村長も交えて。そういうのもやるのに、これも大事でしょう。なんでそういうのは行政も交えて、しっかり真剣に話し合って、計画書をつくっていくべきではないのか。教育長、これは基本計画はあるかどうか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　これを実施するに当たりつくった資料は学力向上モデル事業としての４カ年間の、導入するための動機であったりとか、このような子供たちに対する良好な結果が得られるだろうということと、現状としてこの中城小学校と津覇小学校に空き教室があるということで、きめ細かな指導をやっていきたいということをこの資料として提案しまして、基本計画はつくっていません。

それから校長会が先で、何で教育委員会が後かということでありますけれども、先ほども話しましたが、これを進めることに関して現場としてどう考えるかということを校長の皆さんに意見を聞きたかったということで、教育委員会が後になったとかという捉え方ではなくて、現場の校長の意見をお聞きしたかったということであります。それから議員がおっしゃるように、確かに教育委員の話し合いの中では早すぎるのではないかという意見がございましたり、高学年はどうなのかと。中学校の学力の問題もあるしという意見もありましたけれども、いろいろな小学校の低学年で学力を定着できるようになると、中学年、そして高学年、そして中学校へとつなげる様子ができてくるということを話しましたら同意を得たということであります。学力の向上という部分で中学校の話が出ていますけれども、議員がおっしゃっているように家庭の問題だったりとか、いろんな要素が考えられて、中学校ではまた生徒指導の面とか、いろいろな要素が考えられるかと思いますけれども、この低学年で地力というのですか、その部分をつけることによって、以後の継続的な学力につなげていきたいというのが私の思いであります。以上です。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは新垣善功議員の質疑にお答えをいたします。

現段階での申請の状況としましては、確定を申し上げることはできませんが、補助金を活用した当初予算の提案と予算の計上をしているところであります。二重計上ということではございません。例えば交付決定に基づきまして、もしその補助金の内容ですとか、補助金の予算編成、単独予算も考えながら、予算の編成が必要になってきた場合につきましては、今後の議会の中で財源の内訳の補正が出てくると考えております。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　これは安田主幹に質疑しましたけれども、こういう上地区と下地区の学力の差があるということは教育委員会の中では協議をされていませんよね。されていますか。ではされていたら、これにどういう対策をとっていくかというのが教育委員会ではないですか。教育委員会の機能が全く機能されていない。機能させるようにしないと、はっきり言って皆さん方が無視している。

そして教育長、やらないよりはやったほうがいい、こんな安易な考えでは困ります。行政の事業をやるには計画書をつくって、そしてある程度のめどがついて、これはいけるのだというめどがない。これは悪い結果が出るのをわかりながらやるというのは、こんな大金を使って、結果が悪く出るようなことではいけないわけです。結果をよく出すような計画書をつくらないといけない。

それと教育総務課長、これは今の状況では私は厳しいと見ているのだけれど、個人的な考えで。これではまた財源内訳すればいいという安

易な考えだと思うのだけれども、これを出して一括交付金がもし許可にならなければどうするのか。一旦は今のものを白紙に戻して、また補正で上げてくるのかどうか。それともそれでそのまま通すのか。もう一括交付金は使えないから、すぐ一般財源から出すと、それでいいのか。そういう予算の編成でいいかどうか。これは基本的なことなのです。我々議会の議決を得られないと、予算執行はできないでしょう。１円でも２円でも使うときは常に議会の議決を得なければならないし、これは村長だって議員をしているからそのぐらいわかるでしょう。これができないならこれで補うという、こんなでたらめな予算編成で私はおかしいと思う。皆さん方は新しい事業の中で、ちゃんと一括交付金を使っている中で使うことになっているのです。もし不許可になった場合、一般財源を使うということなのですか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　先ほどから少し答弁もさせていただきましたけれども、現在において一括交付金の確定が望めませんので、一括交付金に今チャレンジしていると担当課長からもお話ありましたけれども、できるだけ一般財源を使わないほうが当然いいわけでございまして、ただ先ほど答弁したとおり、しかし自己財源、一般財源を使ってでもやりたい事業ということはおわかりになっていただきたいと思います。ですから、事業としてはどういう財源になるか。これから一括交付金、補助金いろんなことでチャレンジはいたしますけれども、しかしそれが叶わない場合でも自己財源、一般財源を使ってでも、これはやらせてくださいという話でございますので、御理解いただきたいと思います。過去にもこういう計上の仕方はあったと記憶しておりますけれども、うまくいった事例もありました。私の記憶の中でも、中城小学校のフェンスのものとかは、これは本当できるかどうかわからなかったのですけれども、何とか頑張りたいということで計上もさせていただいて、うまくいった例もございますし、我々の立場としては、なるべく一般財源を少なく済まして、そしてより大きな効果を得ていきたいというのが基本でございますので、今回の計上が、先ほど議員も議会軽視のお話が出ましたけれども、そういうことでは決してありません。こういうやり方でチャレンジをしている最中でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　チャレンジすることはいいけれども、村長、プロセスというのがあるでしょう。手順というのがあるでしょう。教育委員会もそうでしょうか。あなた方は手順を踏んでいないのです。教育委員会を飛び越えて、校長会に話して、教育委員会に何も話していない。寝耳に水ということになっているでしょう。私はプロセスを大事にしたいのです、村長。そのための議会と執行部の中ではないですか、緊張関係を持ちながら。それをこれができなければこれを使うという、その時点において、またそれを議論して、これは一括交付金を使おうとしたけれどもできなかったと。そうであればその時点でまた補正を組んで出してもらえればいいのではないのか。

それは今見通しはないわけでしょう。現実に。だから今４月１日に決定しても、今教育委員は話をどんどん進めています。では４月１日にもしこれができなければもう１回また議会を開いて皆さん方はやるつもりなのか。そういう気持ちはなかったのでしょう。

それと教育長、なぜ基本計画をつくらないのか、その理由を聞きたい。企画課長、実施計画をつくったのはどこでつくったのか、今回の。どこでつくったのか。これは財政支出の計画みたいだよ。実施計画というのは、どのように手順を踏んでやって、どうしていくのだというの

が実施計画で、基本計画もそうだけれども、私はこの条例については中身は別に問題がないのです。ただやり方がおかしいわけ。これは条例で別に質疑をする必要はない。これは私はいいと思います。ただそれをつくるには、根拠となるものがないといけないわけ。それをなしにつくるというのは、いかがなものかと思うわけです。皆さん方は基本計画をつくって、それで実施計画をつくって、そして実施していっているのです。それで予算を幾らつけて、何年度は幾ら使うという。何でつくらなかったかその理由を聞かせてください。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１１時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１２分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは新垣議員の御質疑にお答えしていきたいと思います。

財政側と調整をする中で、実施計画の作成、それと議員への運営委員会での説明に用いました資料等を用いて、財政側と調整をするということで実施計画からスタートしています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１１時１３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１５分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

先ほど申しました実施計画、そして議員の方々に説明した概要というのですか、モデル事業。そのもととなるのは、やはり総合計画があります。ただ、その中に細かくいろいろな実施しようとする事業を網羅しているということではないのですが、やはり学校教育の充実等ということで今回は進めています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　以上で新垣善功議員の質疑を終了します。ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時１６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２１分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員　議案第３号について質疑いたします。新聞で報道されているように、村教育委員の指導主事を現在の１名から２名体制にふやすということも触れられておりますが、これもこの議案の教職員の人数をふやすことに応じて導入されるものだと私も認識はしているのですけれども、関連があるのかも含めて。そしてどのような体制で具体的に臨むのかをお聞かせください。

もう１点は事業効果を検証するために、包括協定を結んでいる琉球大学との協力、アンケート調査等を実施するということも触れられております。この事業効果について、どのような事業効果を想定されているのか。その辺ももうちょっと具体的にお示しいただければと思います。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田智。

○教育総務課主幹　安田　智　私のほうからは琉球大学との連携で、この検証につきましてはとよむネットはこれまで教育委員会と琉球大学とのかかわりはずっと維持して、これまで行ってきております。そういう背景もありまして、今回のこの少人数授業に関しても琉球大学の協力も得ながら、このアンケート等の内容の中身、そして実施方法についても検討をしていきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　お答えいたします。

この指導主事の二人制に関しては、自分も36カ年間、教職生活を送ってきましたが、この主幹の経験がございます。４月当初から実は村長、副村長に対して指導主事の増員をできないかということはずっと話をしてきました。そこで、なぜそういったことを話したかというと、朝早くから夕方遅くまで自分も中体連関係であるとか、校長会の事務局であるとか、いろんな仕事をやってきましたけれども、この36カ年の仕事の中で、この仕事が一番忙しかったです。精神的にもやはりこういうふうな議会対応というのも初めての経験だし、いろんな村全体のことを１人で計画を立てないといけないというプレッシャーもありました。さらに中学校の経験しかないものですから、小学校に対する指導助言等も非常に困りました。ですから、そういったことで小学校も中学校も１人ずつ指導主事を置くことによって、さらに質の向上を目指したいというのが一番大きな理由です。もう１つは、今度の学習指導要領の編成の中で、道徳が教科化されていきます。そして英語が小学校で導入されてきます。３、４年生から外国語活動が始まるというものに備えて、小学校の道徳を専門でやってきた教頭を主幹に、そして中学校の英語の教師を指導主事にという２人体制で現場の教育環境の充実、教育活動の充実を図っていきたいと、それが最も大きな理由で、今度この少人数の指導を導入したいとか、それから新しく教育の日を制定するための事務的な作業も出てきます。いろんなことにさらに忙しくなるであろうということも一つの理由として上げられます。以上です。

○議長　與那覇朝輝　新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員　ただいまの答弁で十分よくわかりました。学校現場は多忙化を極めているということをよく耳にします。そういった中で、人数をふやすべきところはふやしていくという気持ちがよく伝わってまいりました。ぜひよりよい結果が出るよう、取り組んでいただくことを希望します。そして事業効果の件についても、ぜひ議会にもこのような事業効果を検証していきたいということを具体的にわかるような時期が来ましたら、ぜひ前もって交渉していただきたいと思います。議員の中からもいろいろと指摘はされてきましたが、特に上地区と下地区の人口格差もそうですけれども、あと少子化対策、そしてまた経済格差等も潜在的にはあるのかと感じております。そういったところが教育力の格差、学力の格差等に影響しているという部分ももしかしたら調査すれば如実に表れてくるかもしれません。この辺は福祉課がこれまで子供の貧困対策等でもアンケートをとってまいりました。その辺も含めて、連携しながらこの取り組みを期待いたします。

ちょっとあと１点だけ聞かせていただきたいのですけれども、本村には村学力向上対策推進員会という組織があると思いますが、これらの委員会の意見は今回の少人数学級等、あるいはまた学力向上対策で今回のこの案件に対して、声が反映しているのかどうなのかをお伺いいたします。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田智。

○教育総務課主幹　安田　智　お答えいたします。

本村の学力推進委員会は年３回実施しております。今回のこの少人数に関する事業に関しては、これには触れておりません。今は新学習指導要領が控えておりますので、その内容に特化して話を進めてきた状況になります。

○議長　與那覇朝輝　新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員　ぜひこういった組織も含めて、いいことはいいことなりに共通認識を持って進めてもらいたいと希望しますので、

これは答弁はいりませんので、ぜひ情報をオープンにして認識を共有していただくことをお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　以上で新垣博正議員の質疑を終了します。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第３号は、文教社会常任委員会へ付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例については文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休　憩（１１時３３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４４分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

日程第２　議案第４号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については、３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第４号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第４号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第４号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第４号　中城村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第３　議案第５号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については、３月５日に説明済みでありますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時４６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４８分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第５号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第５号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第５号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第５号　中城村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第６号　中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第６号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第６号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第６号　中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第６号　中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第７号　中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第７号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第７号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第７号　中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第７号　中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案の

とおり可決されました。

日程第６　議案第８号　中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については３月５日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第８号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第８号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第８号　中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第８号　中城村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１１時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

日程第７　議案第９号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

本件については３月６日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　それでは議案第９号平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）について質疑をしたいと思います。

まず３款１目のほうです。19節負担金補助及び交付金の欄をお願いします。その中で安心こども基金事業補助金ということで4,097万3,000円計上されているのですけれども、これは副村長の事前説明では設計変更という話を聞いているのですけれども、この設計変更による金額で誘因実数とかの減にならないのかどうか、詳細を教えてください。

２点目に、施設型保育給付費負担金1,910万4,000円、その説明では保育士が足りなくて、園児が９名減になったという旨の話を聞いているのですけれども、これがどういう状況でこうなったのかどうか教えてください。

３点目に６款５目です。この13節の委託料、中城第２地区農道舗装工事調査測量設計委託料で1,253万円の減額になっているのですけれども、その説明の中で2,600メートルから787メートルに変更になったということを聞いているのですけれども、これは年度別に申請するとの説明があったのですが、年度別になった段階で当初本村が予定している農道整備に何ら支障はないのかどうか、それをちょっと教えてください。

４点目が10款になるのですけれども、１目の15節工事請負費400万円のこれも減額補正でこれは中城幼稚園の敷地の工事費の中の減額、400万円ということなのですけれども、減額補正になった詳細教えていただきたいと思います。以上４点、お願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　大城議員の御質疑にお答えします。

安心こども基金、減額4,097万3,000円はひよ

この家保育園の建設事業になります。国の基準額より建設費が下回ったということで減額になっております。国の基準が約２億3,500万円、ひよこの家保育園の建設費が１億9,400万円ということで、4,100万円の減額となっております。

施設型保育給付費負担金につきまして、1,910万4,000円につきましては、今年度、中城みなみ保育園、ゼロ歳児で２名の保育士不足、ゼロ歳児６人。はるゆめ保育園で１名の保育士不足、ゼロ歳児３人。合わせて９人の入所ができませんでした。月１人当たりの単価が約17万5,000円掛ける９人の一二月、約1,900万円の減額となっております。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは大城議員の質疑にお答えします。

当初、農林水産課でも満額の予算要求をしてまいりましたけれども、補助金の確定に伴ってことしは全額は認められないということになりまして、1,253万円の減となっております。支障はないかということに関しては次年度、またさらにことしできなかった分を県のほうに補助金要請をいたしまして、できるだけ事業期間内に終わるように努めてまいりたいと思っています。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　大城常良議員の御質疑に答えていきたいと思います。

中城幼稚園敷地の工事請負費の400万円の減額ですが、当初、中城幼稚園の園庭及び駐車場について返還するということで計上をしていました。平成29年度に入りまして、地主のほうと交渉する中で継続して契約をしていただきましたので、今回400万円の減となっています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　それでは再度質疑します。

安心こども基金のほうはひよこの家保育園の建設金額が少なったというのか、それだけを国との間での予算の大幅な違いということになるかと思うのですけれども、先ほど見た園児との関連は一切ないということで考えてよろしいわけですね。それをもう１回答弁をお願いします。

それから施設型、そのほうも中城みなみ保育園が２名の保育士が減になっていると、あとははるゆめが１人ということで、それがトータル、９名の園児の減となっている原因だろうと思うのですけれども、これは当初からの問題ではなかったと思うのですけれども、急にそういうマイナスに、保育士が減になった何か理由があるのかどうか。これをひとつお願いします。

４点目です。地主との契約が継続されたということなのですが、これはどれぐらいの継続期間をさらに延長したのかどうか。それをもう１回教えてください。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　入所定員につきましては103名、それは当初より変わっておりません。現在も103名で設計し、建築へと進んでおります。

保育士の定員不足については、産休・育休という報告を受けています。平成30年度の４月よりは復帰して保育士の不足はありません。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは契約期間についてですが、現在単年度で契約するということで、現在は３月31日で今年度の契約となっていまして、来年度４月以降も幼稚園の方針が決まりましたら、その辺、調整をしていきまして、平成30年度、平成31年度ということで契約を更新していきたいということで地主とはお話を現在進めている状況です。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　１点目のほうです。別に園児数とは関連しないということですので、それは本当によかったと思っております。

２点目の保育士の３名の減というのも４月からは大丈夫だということですので、それはそれでしっかりと対応していただけるだろうと思っているので、これもまたよろしくお願いしたいと思います。

３点目です。農道の件なのですが。2,600メートルから787メートルになったのは補助金が減額されたということだが、これは最終的に、恐らく平成32年か平成33年に終了するという事業だったと思うのですけれども、この農道舗装というのは。それに関しては、もう全然問題ないということで考えてよろしいですね。

では最後です。４点目、とりあえず契約が今年度いっぱいということの話でありますので、ぜひこれはいろいろと幼稚園の件はたくさんの問題が含まれている話ですので、いろいろと器具の問題とか遊具の問題もあるものですから、そこら辺もまたとりあえず私は一般質問を出しているので、そこでもまたよく聞きたいと思っているので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長　與那覇朝輝　以上で、大城常良議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　それでは議案第９号平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）について、３点ほど質疑をさせていただきます。

まず初めに第２表です。そこの繰越明許で安心こども基金事業補助金、これが３億3,527万1,000円が計上されておりますけれども、多分にこれはひよこの家、ラポール保育園関係だろうと思いますが、この両保育園、いつごろの開園予定なのか。また開園することによって、どの程度の待機児童が解消されるのか、それをお伺いします。

それから中城城跡線改良舗装事業費、これが5,508万7,000円、これは債務負担行為が計上されておりますけれども、この議案の内容を見た限りにおいて、これは平成30年、単年度の事業のようであります。したがって、あえて債務負担行為を必要とするようなものではないのではないかとそういう推測をするわけですけれども、あえて債務負担行為を提示したのはどういうことなのか御説明をお願いしたいと思います。

それから３点目です。３款１項１目28節繰出金で１億5,262万1,000円の増額が計上されております。これに関しては、12月の補正予算でも5,973万5,000円の増額補正がなされております。そこでその12月の合計になりますと、２億1,235万6,000円とかなり大きな数の補正となります。当初予算の計上は２億円でした。当初予算の同等以上の補正予算。最終的には、これは幾らになるのですか。４億ですか。膨大な金額に繰出金ということになるわけですけれども、何が起こってこのような大きな数字、補正ということになっているのか。その辺について御説明を願いたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　仲眞功浩議員の御質疑にお答えします。

繰越明許費の安心こども基金事業、ひよこの家保育園、ラポール保育園の繰り越し予算であります。ラポール保育園は９月１日、開園予定。ひよこの家保育園は10月１日、開園予定であります。ひよこの家保育園につきましては、現在使っている施設のホール等を活用しながら県とも協議して103名の子供たちが入所予定であります。そのまま10月1日に103名が新築の施設へ移動することになります。ラポール保育園については定員128名でありますが、当初は115名スタートということで協議をしております。在園児が60名おりますので、約半分は新しく入所できると思います。

待機児童につきましては、平成30年４月１日、今現在の予定では46名の待機児童の予定であります。内訳としては３歳児が６名、１歳児が40名でありますので、ラポール保育園では全部は多分解消は無理かもしれませんけれども、随時小規模保育、ＣＥＣ幼稚園、マシュー保育園の建てかえによって、平成31年度末には待機児童ゼロで取り組めるようにいきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　債務負担行為の件で質疑がありましたので、お答えします。

今回、城跡線については単年度事業ではなくて、平成30年の２月28日、先月交付決定通知が来まして、平成29年度は1,252万円、平成30年度予算として5,508万7,000円決定しています。16日に契約案件の入札をしますが、今回の議会で追加議案として契約案件の承認をする必要がありますので、追加議案として上げたいと思います。本来はこの城跡線については、毎年単年度事業ということで国庫債務負担行為を受けてやっているものですから、２カ年またがりの事業となっていて、30年度完了となります。以上です。

○議長　與那覇朝輝　健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　それでは仲眞議員の質疑にお答えします。

まず繰出金の増額分なのですが、１億5,262万1,000円、この大きな要因は国保会計へ繰り出す医療費が昨年度と比較しても大分高騰しているということが大きな原因であります。まず昨年と比較しても、まず通院の件数及び手術にかかる費用など大きい増額がありまして、それを一般会計で今回繰り出しをして国保会計で歳出していくことで計上しております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　２回目の質疑に移らせていただきますけれども、繰越明許の件については大体大まかなことはわかりました。ただ、開園時期がおくれている。これはほとんど、９月、10月といいますと、もう後半近いので大分大変だなという印象を受けるわけですけれども。中でもラポール保育園のおくれ、そういうものが非常に大きい影響を与えてしまっている。そのおくれによって、新年度初めに約60名の児童が入園ができないというのは非常に大きいインパクトが生じてしまうということで、それを大変懸念しておりますけれども、これは大分当初計画よりは開園時期がおくれているのではないかという気がしますけれども、その辺のおくれている要因というのは何があるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それからこの債務負担行為ですけれども、この件に関しては今課長の説明がありましたけれども、大体納得できますけれども。これは要するに現在、この議案には直接含まれていないのですけれども、後ほど追加議案として出てくると。これは先ほど説明があったように、一応平成29年から平成30年にまたがる継続事業として提案されるので、そういうことによって継続議案として計上されるので債務負担行為をしなければならないと、そういう理解でよろしいのかどうか。その辺をもう１回確認したいと思います。

それから繰出金の件。これは本当に余りにも大きすぎるような気がするのです。当初予算２億円、補正予算の合計が２億1,000万円以上と倍増ということで、この辺は全く予測できないものだったのか。実際にどういうものの医療で、そのように大きな補正を必要とするような事態になっているか。これはいつごろから起こり始めているのか。そしてさらに現在も続いているのか。それとも、ひと段落して落ち着いている状況にあるのか。その辺を再度お伺いしたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

ラポール保育園の開園おくれにつきましては、県との農地法の調整に時間を要したことと、開発行為で土地が斜面となっておりますので、その用地関係、構造でいろいろ協議がおくれて９月１日の開園となっております。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

城跡線については普通補助の場合は単年度債と、先ほど言った国庫債務負担行為があって、今回２年度にまたがって事業継続ですので、平成29年予算と新年度予算に城跡線が計上していますけれども、その中で5,508万7,000円は計上して、先に債務負担行為を起こして発注をし、この契約案件を19日か20日に追加議案として承認を得たいと思っています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　それではお答えします。

まず当初予算で繰出金は当初２億円が組まれていましたが、ただこれまでの決算ベースで申し上げますと、全ての年において３億円近く、多いときで４億近くの決算ベースでありました。ただ当初予算を組むときに全体の予算との整合性といいますか、バランスもありますので、当初予算は若干抑え気味に計上されたというのがあります。それからこの繰出金の中には、その他の繰出金という部分が赤字の補塡になる部分で他の項目は法定内繰り入れと言いまして、これは法定的に一般会計から繰り入れなさいという金額になります。一番今回の増額の要因は、やはりその他の繰出金、これが赤字補塡の部分になります。ただ医療費についての今後の見通しなのですけれども、昨年度に比べまして、ことしは特に増加傾向がありまして、平成28年度はこれまでの傾向よりは下がっていました。それと比較するとことしの伸びが非常に大きかったというのが大きい要因になります。この途中での補正もありましたが、それもやはり今回の入院件数でありますとか、通院件数の増加と、あと高額の入院、これは高額手術が大きな要因となっております。月にしても昨年度の同月と比較しても10件近くの手術件数がふえたというのが大きな要因だと思っております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　では３回目の質疑をさせていただきます。

この両保育園ともかなり進捗状況としてはおくれているという感じを受ける。それは先ほどもいろいろ課長の説明がありましたけれども、手続等がその辺ももろもろでかなりおくれている。これは両保育園の園長にとっては、そういう手続関係とか開発行為とか大変厳しいのはわかっているのです。不慣れなのです。その辺に関して、村はどれぐらいサポートしてくれているのかと、そういうのは非常に私はクエスションマークをつけるところがあります。彼らは非常に困って、いろいろ手さぐりでやりながらというような状況も多々あるような話も聞こえます。そういうものによってサポート体制というのをもう少し村当局はしっかりさせていただけないかと思います。特にこの保育園関係は経営者の皆さんが女性の方が多くて、こういう開発行為とか、手続行為というのに非常に不慣れなところがあるのです。その辺については、やはりこういうおくれが生じてきますので、計画より進捗が早ければ早いほど、我々は待機児童の解消に跳ね返ってくるというのははっきりしているわけです。特にラポール保育園の関係で見ますと、２倍も収容人数がふえると。本当に一緒になって建設計画というものを、もう少しサポート体制を充実していただきたいと要望をいたします。

それからこの繰出金の件なのですけれども、課長は私が指摘するようなことをちょっと漏らしましたけれども、本当にこの当初予算の２億円というのは非常に、設定の仕方がバランスを

とるためにそういう設定をしたのだということをおっしゃっていますけれども、これは果たして本当にいい予算編成の仕方かなというのを、これは非常に疑問に感じます。課長はおっしゃっていますように、この５年の実績を見てみますと、２億8,000万円以下というのはほとんどないのです。実際に実績として。おっしゃるように最近はこの３カ年平均をとってみますと、繰出金が３億円超しているのです。そういうものを考慮するならば、やはりこの２億円というのは余りにも行き過ぎると。後でこういうふうに膨大な補正予算というのが出てくるというのは、これは誰が見ても明らかだと思うのです。この件に関しては平成30年度当初予算、それにも全く同じことが言える。ここでも２億円しか計上していない。今おっしゃったように医療傾向というのはどんどんふえてきている。３億円を超すでしょうと。ことし４億円ですね、見通しとして。平成30年度も私は最低３億円ぐらいだろうというのは、３カ年平均を見るとやっぱり３億円を超していますからやっぱり３億円を超しているのではないかな。そういう中にあって、こういう大きな補正予算も年度末になって補正するようなということは避けていただきたい。最初からこれだけでは収まらないというのははっきりしている中で、ただバランスをとるということだけでこういうのをやるのはいかがなものか。やはり予算が足りそうにないのは足りそうにない。どうせこれは財調から繰り入れしなければならないわけですから、バランスをとるとか余りそういう格好をつけないで、財調が必要なものはちゃんと最初から繰り出すと、そういう予算編成にしていけば今年度末になって、このように膨大な補正は出てこないのではないかと。12月段階で5,000万円なっているから、次の段階ではそんなに対して補正額は上がらないだろうというのは予想していたのですけれども、さらに図らんや３倍の１億5,000万円ということで、非常に何でだろうとびっくりしている状況です。その辺もしっかりと予算というのは格好をつけるのではなくて、これは明らかに実績から３億円を超すということは予想されるのです。この辺はやはり我々にもそういうことは余り言わせないようなことをやっていただきたいと思います。以上で質疑を終わります。

○議長　與那覇朝輝　これで仲眞功浩議員の質疑を終了いたします。ほかに質疑はありませんか。

金城　章議員。

○７番　金城　章議員　では補正予算８号について、確認の意味で質疑をします。

３款１項５目１節の報酬、減がありますよね、277万6,000円。これは嘱託員がやめたのかどうなのか。

それと６款１項３目１節の報酬。これも嘱託員報酬の減ですけれども、これの件です。これは農業指導員だと思うのですけれども、農業指導員は意外と各地域を回って、逆にふえていくのかと思っているのだけれども減っているものですから、ちょっと聞きたいと思います。

それと同じく19節です。負担金、補助金及び交付金の災害に強い栽培施設の設備事業補助金、1,000万円余りが減になっていますけれども、そこの施設が変わったのかどうか。

それと10款の１目の学校管理費、そこの１節の報酬です。これは非常勤報酬ですけれども、これは１人分ですか。そこも非常勤がやめたのかどうか。また報酬が管理されています。以上でお願いします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　金城　章議員の御質疑にお答えをします。

介護保険事業費の嘱託員報酬、マイナス277万6,000円につきましては、介護保険事業、包括支援センターの保健師嘱託員、保健師を４月

から募集しましたけれども、現在まで見つからず20万円の掛ける一二月、240万円の減額となっております。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは金城　章議員の質疑にお答えします。

農業振興費報酬です。112万円の減となっている理由は、当初予定していた農業指導員の方が週３回という出勤に変わったことに伴うことによる減です。

続きまして同じく負担金、補助金及び交付金です。災害に強い栽培施設の整備事業補助金1,070万8,000円の減は、当初ハウスを予定していたのですけれども、その後方が平張ハウスに変更になったため、1,070万8,000円の減となっています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは金城　章議員の質疑に対してお答えしていきたいと思います。

学校管理費の一般非常勤のマイナス248万8,000円ですが、当初、免許保持者の予算を組んでいる部分と、なかなか支援員が探せない部分がありまして、月の途中からの採用等もありまして、今回減額の補正をしています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　以前からよく保健師とか栄養士とかはちゃんと採用したほうがいいのではないかとよく言うのですけれども、こういうふうに保健師とかが見つからない状況はもっと考えたほうがいいのではないかと思います。嘱託のこの給料ではなくて、特別職でもありますので、またこれはどうにか給料面とか保障面を考えて雇い入れないと、こういう保健師もしかり、栄養士もこれから見つからないと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

それと農業指導員報酬、この指導員の都合で減らしたのか。それと本当は農業指導員というのはもっと活動的に活躍してもらって、そこをもっとふやすべきだと、農業指導に積極的にかかわらせていただきたいと思います。

災害に強い栽培施設の整備事業補助金ですが、これは当初からこういう平張りではなく、ビニールハウスで設定するという話で1,000万円の差が出ているものですから、作物によってこの変更をしたのか。

あとは学校管理費もそうですけれども、採用が一般非常勤でありながら採用が難しかったみたいですけれども、先ほどの条例にもありましたけれども職員の採用もまたかかってくるはずですので、こういう意味でもぜひ一度振り返ってみて考えていただきたいと思います。以上。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは金城　章議員の御質疑にお答えします。

当初予定していた農業指導員の日数なのですけれども、本人と調整した結果、週３回にしていただきたいということがありまして、では本人の希望によりまして週３回の出勤ということになりました。

続きまして、災害に強い栽培施設の整備事業なのですけれども、当初はビニールハウスで予算計上は行っていたのですけれども、菊栽培なものですから平張りでも可能ということがありまして、金額の安い平張りハウスに変更いたしました。以上です。

○議長　與那覇朝輝　以上で金城　章議員の質疑を終了いたします。ほかに質疑はありませんか。

新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　休憩でお願いします。

○**議長　與那覇朝輝**　休憩します。

休　憩（１４時１７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２０分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時２０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時３０分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第９号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第９号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第９号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第９号　平成29年度中城村一般会計補正予算（第８号）は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第10号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件については３月６日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

仲眞功浩議員。

○**９番　仲眞功浩議員**　それでは議案第10号平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてお伺いします。

歳入関係なのですけれども、国庫負担金として3,453万6,000円の減、それから国庫補助金、これが4,581万2,000円の減で、国庫支出金として合計では8,034万8,000円の減額になっております。一方一般会計繰入金が１億5,262万1,000円。これは先ほどの質疑と同一の金額になりますけれども、増額計上になっております。これは療養諸費用の増額分をほとんど単費で負担させられているという格好になっていると思いますけれども、なぜそういう状態になっているのか。これはなぜなのか私には理解できないので、なぜそういうことになるのか。これは制度の変更なのか、あるいは中城村においては国庫支出金、それの適用が受けられないような療養費とかそういうものが多く発生しているのか。その辺をちょっと御説明願いたいと思いますけれども。

○**議長　與那覇朝輝**　健康保険課長　仲村盛和。

○**健康保険課長　仲村盛和**　それではお答えします。

まず歳入のほうの国庫支出金と補助金のほうです。まず当初の予算計上のときに過大の歳入見込みを行っていたというのが大きな原因でありまして、制度の変更とかそういったものはございません。以上です。

○**議長　與那覇朝輝**　仲眞功浩議員。

○**９番　仲眞功浩議員**　今の課長の答弁ですと、ちょっとショックです。先ほども一般繰出金の予算編成の仕方がおかしいのではないのかというお話をしましたけれども、今度はここに来て

この国保の予算の仕方が間違っていましたと、そういうふうなニュアンスですよね。過大に予算計上をしておりましたと、制度の変更とか何でもない。ただそういうことでれっきとした過去の実績とかそういうものを抜きにして、先ほど言ったように予算のバランスをとるためにこういうことをやられていたら、こちらにもまた悪影響を及ばせているわけです。我々はこんなことをされたらこの予算審議というのがどうなのかと、全くどうしていいかわからない状況なのです。最初から実際には裏づけのない予算を計上して、議会に審議させているというような事態を招いている。先ほどのものと一緒です。これは審議する側として、非常に納得できない。予算とはこんなものなのかと、そういうことになりますので、これは本当にしっかりしていただけないですか。支出のバランスをとるためにやるとかそういうことは一切抜きにして、やはり必要なものは必要ということで、財源が足りなければ財調から出していいのではないですか。後になってこういういろんな制度の変更があったとか、そういうものを推測しながらこの質疑をするということを、非常に腑に落ちないです。これはただ皆さんの予算編成のやり方が間違っていた、あるいは見積もりが違っていただけの結果ですということになってしまうと、この辺についてちょっと改めていただけないでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１４時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　それではお答えします。

財政当局と相談をしながら、改善していきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　これはぜひ改善してください。こんなに根拠のない数字でもって議会に予算審議をさせるというのは一番腹立ちます、これは議会にとっては。補正予算はなぜ起こったかと聞いたら、今の答弁では過大に見積もっていましたとかそういうことで簡単に片づけられたら、では我々は何のためにこんな審議をしてきたのと。これはどう見ても国庫補助金、国庫支出金、これに該当しないのが出てきて、その分だけ村の単費で負担しなさいとそういう感じしかこれから受けられないです。療養の増額に対しては。聞いたら最初からわかっていて、この見積もりを高くしていて、これが現実のものになりますといったら、審議する側としてはこの答弁は一番腹立ちます。何も根拠のない、実績も踏まえていない、データに基づいて計上をして、前年の予算額と比較してバランスをとるような感じ。もうこんな感じしか受けないのです。こういうことはぜひやめて、やはり実績とかそういうものがちゃんとあるわけだから、そんな大きな数字の変更というのが月末になって、３月になってですよ。こんな大きい数字の変更が出てくるというのはどう見てもおかしいものですから、その辺は絶対改善していただきたいと思います。これはできますか。

○議長　與那覇朝輝　健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　お答えします。

改善に向けて調整していきます。

○議長　與那覇朝輝　以上で仲眞功浩議員の質疑を終了いたします。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第10号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第10号　平成29年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第11号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件については３月６日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第11号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第11号　平成29年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第12号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件については３月６日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第12号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第12号　平成29年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

日程第11　議案第13号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本件については３月６日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第13号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第13号　平成29年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第14号　平成29年度中城村水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件については３月６日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第14号　平成29年度中城村水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第14号　平成29年度中城村水道事業会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第22号　財産の取得についてを議題とします。

本件については３月６日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　休憩でお願いします。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１４時５１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５７分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１６分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第22号　財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第22号　財産の取得については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１５時１９分）

平成30年第２回中城村議会定例会（第８日目）

招集年月日	平成30年３月５日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成30年３月12日　（午前10時00分）		
	散会	平成30年３月12日　（午後２時17分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 5 号

日　　程	件　　名
第　1	議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算
第　2	議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算
第　3	議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第　4	議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第　5	議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第　6	議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算
第　7	議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算について

○議長　與那覇朝輝　皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件については、３月７日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

まず歳入予算については、全般にわたって一括して質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　おはようございます。議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算について。歳入について質疑をしたいと思います。

まず30ページ、13款のほうです。５目商工使用料の件なのですけれども、その１節中城城跡観覧料です。その件で、これは前年度に比べて13万円の減額で予算計上をされているのですけれども、これは新年度、何万人の入場を予定しているのかどうか。あと前年以上の入場者は見込めないのかどうか。それが１点目です。

２点目に34ページ、これは14款７目の３節文化財施設災害復旧費、3,060万円計上されているのですけれども、そのほうで中城城跡の崩落災害復旧工事費だと思いますけれども、これは新年度、平成30年度以内で全て復旧工事は終了するのか。そして中城城跡は世界遺産であるものですから、それに見合った景観等も考えられた工事になるのかどうか。そこを教えてください。

あと３点目です。37ページ、これは15款の２目２節のほうです。児童福祉費県補助金、これが前年度に比べて３億9,332万1,000円の減額になっているのですけれども、それの大きな事業は何なのか。説明のほうではマシュー保育園とかＣＥＣ幼稚園とか、小規模も含まれているのかどうか。そこら辺の説明をお願いしたいと思います。以上３点、よろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長　屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　大城常良議員の御質疑にお答えいたします。

中城城跡施設使用料の前年対比の13万円の減ですが、実は入客数は前年よりもふえておりますが、イベントの無料の入客者が伸びたために実質的な料金を取る人数については減になっている状況でございます。入客数はふえているということで御理解いただきたいと思います。

それから目標としましては、常に15万人を目標にしておりますが、この二、三年の現状としましては、13万人前後になっている状況です。これを課としては、職員一丸となって目標の15万人に向けて努力しているところでございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、中城城跡の災害に伴う復旧工事でございます。平成29年度から事業実施をしておりまして、基本的には平成30年度で完了をするという予定でございます。景観等につきましてのお話ですけれども、基本的には現況復旧というところでございまして、景観をよくするという工事ではございませんが、工事の種類にも修景工と言って、修理の景色の景に工事ということで、現状に近いところまでの工事となっております。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　大城議員の御質疑にお答えします。

37ページの県補助金、民生費、県補助金、減額の３億9,332万1,000円につきましては、今年度ひよこの家保育園、ラポール保育園の保育所整備事業の完了ということで減額となっております。マシュー保育園、ＣＥＣ幼稚園の補助金につきましては、名称が安心こども基金から33ページの保育所整備交付金に変わります。また

国庫補助金から、県の職員とも相談して、14款県補助金での計上が望ましいということで、県補助金のほうに平成30年度は計上しております。比較をしても３億9,300万円余りふえていますので、マシュー保育園、ＣＥＣ幼稚園の整備交付金は33ページに計上しております。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　それでは１点目のほうからです。30ページのほうから。今課長の答弁にありましたイベントがちょっと多くて、入場者は多いのですけれども、やはり入場料に換算したら減額になっているという答弁ですけれども、やはり本村の観光の一つの最も大きい収入源ですので、そこも踏まえてイベントもやりながら、今13万人が大体年間の入場者数だろうということなので、それに付随していく何かをやはり探していかないと。例えば中城村はクルーズ船との連携をどうするのかとか、そういったものも今から相当考えていかないと。やはり船舶の４万トンか５万トン級が15万トン級にふえ、客が大幅にふえた場合、それを本城跡に誘致するためにはどうしたらいいのかと。そういうのも考えながら、今後はぜひ取り組んでいただいて、入場者、それから観光誘致も含めながらの対応をしていただきたいとこれは切に願いますので、ぜひそこは対応していただきたいと思います。

２点目です。先ほど課長からありましたとおり、これは平成30年に終了ということで、景観に対しては現行に近い工事ということなのですけれども、あそこのほうは木々が茂っておりまして、大きい石も横たわっていたと。それが崩れて現状の崩落事故に至ったのですけれども、そこの石は解体して退かすのか。それともそれはそのまま置いての復旧になるのか。それは図面等があるのであれば示していただきたいのですけれども、それが可能なのかどうか、ちょっと教えてください。

３点目は財源の移譲ということです。県のほうに移って、県からの支給になるということですので、それはまた恐らく同じように新年度も今年度も保育所、小規模保育所に関しても十分進んでいくだろうと思いますので、ぜひ十分対応していただいて、その点はやっていってください。では１点だけお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

崩落している岩と土砂につきましては、中に含まれている遺物の調査をした後に撤去をするということとなっております。詳細な図面は持っておりません。以上です。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　やはり本村の重要な観光資源の一つでありますので、世界遺産と言われましても本村にとって大事なものなので、ぜひ工事の進捗状況を十分見ながら、本当にその補修内容でいいのかということも考えながら、図面があるのであればぜひ提出していただいて、そういうふうにやっていきますということを明確にしながらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長　與那覇朝輝　以上で大城常良議員の質疑を終了いたします。ほかに質疑はありませんか。歳入についての質疑です。

休憩します。

休　憩（１０時１３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１９分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

次に歳出に移っていきます。１款議会費についての質疑をお願いいたします。

休憩します。

休　憩（１０時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２６分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして２款総務費に対する質疑を行います。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　２款、歳出の総務費について質疑をしたいと思います。

まず、１項１目総務管理費、13節の防災マップ作成業務委託ということで199万1,000円計上されているのですけれども、これの説明をお願いしたいと思います。

２点目に２項１目戸籍住民基本台帳費の19節通知カード、個人番号カード事務負担金ということで402万2,000円が計上されているのですけれども、個人番号カードが導入されて、かれこれ２年か３年たつのですけれども、現在の申請件数と交付件数の状況を教えていただきたいと思います。以上、２点です。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

防災マップ作成委託料の件ですけれども、現在作成されている防災マップにつきましては、たしか平成24年度末に作成されたものでございます。その後、沖縄県におきまして津波浸水想定区域の見直し、それから新たに津波災害警戒区域の指定、それが想定されることから、平成30年度におきまして防災マップを見直しまして、全世帯へ配布を検討しているところでございます。

○議長　與那覇朝輝　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それではお答えをいたします。

個人番号カードの申請件数と、あと交付件数についてですが、平成30年の２月末現在で申請が1,455件、交付が1,065件となっておりまして、人口に対する交付率が5.1％となっております。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　これは第１回目が平成24年に作成されたということで、かれこれそれから６年になるのですけれども、やはり県のマップも相当違ったというところもありまして、それに付随してのマップの作成ということになろうかと思うのですけれども、これは冊子でつくって各世帯に配布するのか。お願いします。

２件目の通知カードも1,455件申請があって1,065件の交付があるということで、5.1％という段階では３年ぐらいたってもまだまだ浸透していないなという感じではあるのですけれども、これはあと95％ぐらいがやられていないということなのですが、それに関しての何か問題等があるのかどうかです。全く問題ないということなのか、それはまたあと二、三年、あるいは５年後ぐらいに、これがないために支障が出てくるのか。それをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

平成24年度に作成した防災マップにつきましては、たしかサイズがＡ１、あるいはＡ２の折り曲げ式の防災マップであったと記憶しております。今回、平成30年度に作成する防災マップにつきましても、同様な方法で作成し、各家庭への配布を予定しております。

○議長　與那覇朝輝　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それではお答えいたします。

この交付率、中城村は5.1％ですけれども、沖縄県でも現在のところ8.1％と、中部圏内でもまだ６％という状況です。その交付がなされないということでの支障と言いますと、やはり

確定申告の際にマイナンバーカードでの手続が容易に行えるとか、あとは身分証明証のかわりにもなりますので、そういった面でそれなりに支障は出るのかと思います。また今後普及に向けては担当課としても取り組んでいきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　マップに関しては、きのうも防災講演会がありまして、村内でも防犯に関してはいろいろな考え方があるものですから、ぜひひとつ全世帯によく行き渡るように。そして防災に関しての説明も十分行政として万全を期してやっていただきたいと思っております。

個人番号カードに関しましては、今、中部、それから県も余り変わらないパーセンテージだということで、恐らく支障も余りないだろうということではあるのですけれども、やはり年配の方々はこれがないために銀行での取り扱いとか、そういうのを心配している方もいるものですから、ぜひそれも踏まえてちゃんと説明を果たしていただきたいと。どういうことで支障がありますと、小さい支障でも。銀行とかそういうところでは全く問題はないですというのであればそれでいいのですけれども、やはり支障がある場合には、銀行ではそういったところでちょっと支障を来しますというのも説明をしながら進めていただきたいと思っています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに質疑はありませんか。

金城　章議員。

○７番　金城　章議員　総務管理費の１項４目財産管理費、15節庁舎建設請負費、６億6,694万円。これは先ほどの歳入でも４億2,390万円の事業債です。多分これは事業債で設定されていると思うのですけれども、基金の利用等はどのようにやっていくのかだけ、説明お願いできますか。最初で予算準備はしないといけないのか。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３７分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

庁舎建設工事につきましては本体工事及び外構工事につきまして、現時点での概算工事費、これは去る議会のほうでも説明をいたしましたけれども16億6,735万円、それの40％相当分である６億6,694万円を工事費として計上しております。財源としましては、基金から庁舎建設基金の繰り入れが３億9,441万7,000円を基金から取り崩しております。そのほかにつきましては、起債等を充当したいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　以上で金城　章議員の質疑を終了いたします。ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４５分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

休憩します。

休　憩（１０時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４７分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　それでは議案第15号平成30年度中城村一般会計予算について質疑をします。

56ページです。先ほどと関連します。２款総務費、１項１目13節です。防災マップ作成業務委託料が199万1,000円計上されています。これ

は平成24年ではなくて、平成25年に作成されていますので。それでその目的は何でしょうか。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

今回作成を予定しております防災マップにつきましては、先ほどの答弁と重複しますけれども、まず平成25年度に作成した防災マップに記載されております津波浸水区域の県においての見直しがあったということと、それから新たに津波災害警戒区域、それが指定される。その動きがあるものですから、それに対応した防災マップにつくり直すというのが目的でございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　この防災マップは平成25年４月に、もしものときの備えにということで防災マップを作成しています。その中で指定避難場所一覧表があります。そこで老人福祉センターがそこに入っていますけれども、老人福祉センターは昭和52年に建設されて、旧耐震診断で建設されています。昭和56年に建設基準法が開始され、新耐震基準が作成されました。ということは老人福祉センターは昭和56年以前に建設されていますので、建物震度５度の地震では倒壊する危険性があるということで、避難所には適しないのではないかと思っていますけれども、これは今後も作成するところにこの避難所、老人福祉センターは今後もここに載せる考えなのか。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

御指摘のとおり老人福祉センターにつきましては、避難所として指定されております。しかしながら、現在社会福祉協議会が入居をしておりまして、そういう関係からそこで職員がいるということで、避難所としても常時職員がいるところに避難するというものはこれも一つのメリットであるということで考えております。今回の防災マップにおける避難所の記載につきましては、これはまず防災計画をどのようにするかということを考えたいと思います。防災計画の中での見直しがあれば、当然防災マップの中では見直しをすべきだと考えております。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　那覇市のほうも那覇市民会館ですけれども、旧耐震でつくられているということで、これも指定避難所から外して新しく建設されています。それからきのう東日本大震災から７年の月日が過ぎましたけれども、東日本大震災の地震の爪痕はまだ残っています。日々新しい未来の復興に向けて、みんな頑張っています。またこの教訓を生かして防災力を高めないといけません。きのう久場とそれから北浜で、避難訓練を実施していますけれども、障害者の方や認知症の方へ、障害者向けの防災マップを作成する考えはありますか。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

津波浸水区域の見直しであるとか、災害区域の指定であるとか、それを念頭に今作成を予定しておりましたが、今の御意見で障害者等に対応するような防災マップの作成ができないかということで考えた場合に、これはやはり内部での検討が必要だろうと考えています。もし予算が今190万円程度計上はされておりますけれども、ほかの方法でもできるのか、あるいは福祉の担当でできることがあるのか。その辺も含めて庁内で検討したいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　以上で新垣貞則議員の質疑を終了します。

休憩します。

休　憩（１０時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５５分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして歳出、３款民生費についての質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時５５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　それでは議案第15号平成30年度中城村一般会計予算の３款１項５目19節の負担金及び補助金、75ページです。ふれあい事業補助金として新規に472万2,000円が計上されていますけれども、それに関しての事業内容というのはどういうものでしょうか。お伺いいたします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

ふれあい事業は現在健康保険課のほうで実施しております。その健康保険課から福祉課のほうに業務が移ります。その業務を看護師を配置し、社会福祉協議会のほうへ委託ということで社会福祉協議会が平成30年度からは14カ所ですか、事業を担ってもらうということになります。

○１５番　宮城重夫議員　これは現在やっている、各ボランティが行っていますよね。それをそっくりそのまま社協が引き継ぐということですか。

○福祉課長　仲松範三　そうです。はい。社協の職員とも調整し、社会福祉協議会がやるべき事業ということで引き受けてもらいました。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　平成29年度までは各自治会に４款１項１目19節で各自治会に補助金が約10万円ぐらい補助されていたのですけれども、その補助金はなくなるということですか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　各自治会への補助金も計上されている470万円の中に入っています。事業はそのまま継続し、社会福祉協議会が現在の事業をそのまま引き継ぐことになりますので、各自治会の補助金も計上されております。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　現在、地区のふれあい事業の会長は自治会長が当たっておりますけれども、その自治会長はそのことに関しては認識しているのか。あと１点はこの補助金の額は従来どおりなのか、以上、２点。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　先日の自治会長会で福祉課から社会福祉協議会へということは説明しております。補助金も従来どおり計上して支出します。

○１５番　宮城重夫議員　自治会はいいということですか。

○福祉課長　仲松範三　自治会長の中には説明する時期が遅いというお叱りは受けました。

○議長　與那覇朝輝　以上で宮城重夫議員の質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時０３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０８分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時１３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２６分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続きまして４款衛生費に対する質疑を行い

ます。

休憩します。

休　憩（１１時２７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２８分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして５款労働費に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１１時２８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３６分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして６款農林水産業費に対する質疑を行います。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　第６款農林水産業費について質疑をしたいと思います。

１項５目農地費、15節です。中城地区農道舗装等工事請負費3,541万円の件なのですけれども、今回の場所とそれから工事の総メートル数を教えてください。そして図面があるのであれば、これは後でも結構ですので提出していただきたいと思います。

２件目が２項２目漁港建設費の13節委託料になるのですけれども、中城漁港用地等利用計画変更委託ということで66万5,000円が計上しているのですが、これの説明をお願いしたいと思います。以上２点、よろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは大城議員の質疑にお答えします。

中城地区農道整備工事の距離、約1,400メートルです。場所は舗装の図面を後で委員会で提出したいと思います。場所は、ほとんどが安里地区になります。

続きまして、中城村漁港用地等利用計画委託料ですけれども、現在敷地内の施設がありまして、その中で養殖場、利用計画の目的が海ブドウとなっていまして、その海ブドウを魚介類ということで変更手続を県、国のほうに出す予定で、そのための委託料となっています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　1,400メートルの安里地区ということなので、これは後で図面のほうをお願いしたいと思います。２点目です。海ブドウから魚介類への施設の変更ですか。これは当初海ブドウの養殖のテストを行っているという話を聞いたことがあるのですけれども、魚介類への変更というのはどういう意味で、海ブドウから魚介類に変更したということになるわけですか。何か施設の中身をちょっと海ブドウの養殖から何かの魚介類の養殖に変えるとか、そういう変更なのか。そこをちょっともう１回お願いします。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

現在の施設の用途が海ブドウだけになっているものですから、海ブドウではなくて魚貝類というような用途に変更すれば、今後いろんなことが出てきたときにそれに対応できるということで今回変更しようということで、委託料の予算を提出しています。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　ということは海ブドウに限定するのではなくて、魚貝類全般ということの変更になるわけですね。わかりました。以上です。

○議長　與那覇朝輝　以上で大城常良議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終了いたします。

続きまして歳出、第７款商工費に対する質疑を行います。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　第７款商工費について質疑をしたいと思います。

これは１項２目観光費、19節負担金補助及び交付金になるのですけれども、その中の一番下のほうです。中城観光協会補助金、1,402万2,000円、これは予算説明では単費で賃金に充てると副村長からは聞いているのですけれども、この職員数は何名なのか。どういう体制でやっていくのか。２点目が今年度の基本計画、運営計画等はもう作成済みなのか。その２点、お願いします。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　大城常良議員の御質疑にお答えいたします。

まず観光協会の職員数ですが、今現在のところですが、事務局長１人に職員３名、これは地域おこし隊を充てることとしております。それから臨時職員１人に出向職員１人を今予定をしております。これから総会をして理事会等で諮っていく予定でございます。それから事業計画等については、今課のほうで事業計画案は作成しておりますが、これも理事会の承認を得てということになりますが、現在案としては作成されております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　事務局長１人、それと職員が地域おこし隊ですか、これが３名で、臨時１人で出向が１人と。トータルしますと６名ほどになるのですけれども、その1,400万円余りというのは、全てこれの給与ということで考えてよろしいわけですか。あともう１点は、理事会でこれから詰めるということなのですけれども、この理事会というのはもう立ち上がっているのか。それはどれぐらいのメンバーで出されているのか。それをお願いしたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　ではお答えします。

理事のメンバーはまだこれからでございます。今回予算をお願いしているものについては人件費と、それから事務費でございます。事務所を設置するために、デスクとかＩＴを整備したいという主なものでございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　事務局長はこれからだということが想定されますけれども、これは私、一般質問でも出してあるので、そのときまた詳細は伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。きょうはこれで終わります。

○議長　與那覇朝輝　これで大城常良議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

休憩します。

休　憩（１２時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続きまして８款土木費に対する質疑を行い

ます。

休憩します。

休　憩（１３時３０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３６分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして歳出、９款消防費に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１３時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３８分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして歳出、10款教育費に対する質疑を行います。

新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　それでは議案第15号平成30年度中城村一般会計予算について質疑をします。

まず１点目です。10款教育費、３項２目教育振興費、19節対外試合派遣補助費が組まれています。55万9,000円計上されていますが、どういった内容か説明をお願いします。

２点目です。10款教育費、６項保健体育費です。３目公園施設費、13節の委託料です。その中で1,263万6,000円の予算が計上されています。去年は報酬と委託料で予算は計上されていますが、ことしはなぜ報酬がなくなっているか、その理由を説明してください。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは新垣貞則議員の御質疑にお答えします。

19節対外試合派遣費補助、55万9,000円ですが、中学校における中体連、また中文連の派遣に伴う補助をこれまでは人材育成でやっていましたが、この部分を教育総務課の中学校費として今回計上して、その派遣を補助していきたいということで今回計上しています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

10款６項３目13節委託料につきましては、護佐丸陸上競技場の芝管理の委託料でございます。平成28年度いっぱいまでは嘱託による芝管理人がいましたけれども、平成29年度も当初予算は計上しておりましたが、退職した後のかわりとなる芝管理人が見つけられず、探してはみましたが、そういう人材がいなかったものですから、平成30年度は委託料のみで計上しております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　対外試合の派遣補助は多分中城村の人材育成条例規則の一部改正に伴って、それで沖縄一になったら助成回数は１回だと、後は父母の負担、それから児童の負担になるということでやっていますけれども、今回この予算の中には１回なのか、それとも２回、３回も助成するのか、それをちょっと教えてください。

それから次、２点目です。芝管理は平成29年度の予算、１節報償費では幾ら組まれていますか。

それから13節のほうです。平成29年度の委託料は幾ら組まれていましたか。

それから今回、平成30年度は1,263万6,000円計上されています。去年と比較して幾らの増額をしていますか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは対外試合

の派遣の回数等ですが、例えば中頭で優勝等をしまして県大会等に派遣された場合、その場合には離島ということであれば離島の部分も補助していきたいと。例えば県大会で優勝をしまして、九州または全国と行きますと、その部分両方派遣費を補助していきたいということで、回数等については制限はございません。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

手元に今平成29年度予算の資料がございません、あと、議員からの資料提供の御依頼もございましたので、それにて報告したいと思います。平成30年度の護佐丸陸上競技場の芝管理における委託費と平成29年度当初の委託料プラス芝管理の報酬と、総額としては差はないと思います。同等ぐらいの額で委託をしております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　１点目の対外試合の補助の件です。子供たち、駅伝でも去年優勝していますので、ちょっと１回ではどうしても父母と生徒たちの負担が大きいということで、２回とか。沖縄一になったら九州大会、それから全国大会に行きますので、これは見直してくださいという要請をしましたので、それの資料を後でください。

それから前回も言いましたけれども、外部のコーチの方々も今いますけれども、監督。これは人材育成基金条例には支給の対象外になっています。それで皆さんもわかるように、外部コーチは朝も午後も子供たちの夢をかなえるために、生徒優先に指導を頑張っています。それでこの外部コーチを今後教育委員会としてどういう支援を考えていますか。それをお聞かせください。

それから２点目です。今、生涯学習課長から芝管理委託料が去年は管理委託費が204万円です。それから13節芝管理委託料が768万8,000円です。合計で970万円余りの予算が組まれている。そしたら差が大体220万円の増額になっています。それでちょっとお願いがあるのですけれども、その1,263万6,000円の予算、何が具体的にどう変わりましたか。そしてその資料を後日でもいいですので、資料を提供できますか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではまず内容、現在この派遣の要綱等について案を作成しています。その部分については案として予算が通りましたら交付予定ではありますが、提供していきたいと思います。外部コーチの件については、現在対外試合の派遣費については子供たち、生徒の部分ということで考えていますので、外部コーチの支援等については、まだ今後何かないかというのを教育委員会の中でも考えてはいきたいと思います。以上です。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

委託料の詳細につきましては、作業内容及び工程表の資料を後で提供していきたいと思います。以上です。

○議長　與那覇朝輝　以上で新垣貞則議員の質疑を終了します。

休憩します。

休　憩（１３時５０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５２分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして11款災害復旧費に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１３時５２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５３分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして歳出12款公債費に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１３時５３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５６分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

続きまして13款諸支出費は費目存置ですので飛ばしまして、14款予備費に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２　議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本件については３月７日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１３時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０４分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第３　議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については３月７日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１４時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０６分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○**議長　與那覇朝輝**　「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は、文教社会常任委員会に付託することに決定しました。

日程第４　議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本件については３月７日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１４時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第５　議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件については３月７日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第６　議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題といたします。

本件については３月７日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１４時１３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１５分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第７　議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算についてを議題といたします。

本件については３月７日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算については、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１４時１７分）

平成30年第２回中城村議会定例会（第18日目）

招集年月日	平成30年３月５日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成30年３月22日　（午後２時00分）		
	散会	平成30年３月22日　（午後５時09分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	欠席
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員	10番	安里ヨシ子		
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 6 号

日　　程	件　　名
第　1	議案第23号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）請負契約について
第　2	議案第24号　財産の取得について
第　3	一般質問

○議長　與那覇朝輝　これより本日の会議を開きます。

（１４時００分）

日程第１　議案第23号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは議案第23号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）請負契約について、御提案申し上げます。

議案第23号

村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）請負契約について

村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める。

記

１　契約の目的　：村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）
２　契約の方法　：指名競争入札
３　契 約 金 額　：金58,298,400円
　うち取引に係る消費税
　　及び地方消費税の額：金 4,318,400円
４　契約の相手方　：代表者　住　所　沖縄県宜野湾市志真志四丁目２番２号
　　名　称　株式会社富士建設
　　氏　名　代表取締役　手登根明

平成30年３月22日提出

中城村長　浜田　京介

理　由

村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０７分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第23号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第23号　村道中城城跡線改良舗装工事（10工区）請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第２　議案第24号　財産の取得についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第24号　財産の取得について御提案申し上げます。

議案第24号

財産の取得について

中城村振興対策推進事業（吉の浦会館敷地内の私有地の買い取り事業）として下記の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

１	所　在　地	：中城村字安里下原191番地　他３筆
２	面　　積	：5,154平方メートル
３	取得予定価格	：127,700,000円
４	契約の相手方	：別紙のとおり

平成30年３月22日提出

中城村長　浜田京介

提案理由

中城村振興対策推進事業（吉の浦会館敷地内の私有地の買い取り事業）として、土地を取得することについは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定

により、議会の議決を必要とする。
　これが、この議案を提出する理由である。

以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１９分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第24号　財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第24号　財産の取得については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１４時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時３０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続きまして、日程第３　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に金城　章議員。

○７番　金城　章議員　こんにちは。まず通告書を読む前に、今年度で退職なさる屋良課長、新垣　正課長、長年御苦労さまでした。退職しても、またいろいろな形でお会いできることを楽しみにしております。今回、お２人にも質問があり、最後の答弁ですので、いい答弁をいただきたいと思います。

それでは通告書を読みあげて質問します。大枠１．庁舎建設について。①庁舎建設の進捗状況と今後の計画はどうか。②庁舎建設の予算、計画はどう考えているのか。③用地購入は終えたかどうか。

大枠２．村財政について。①中城村の財政運営予算の現状況と将来を見据えた財政計画をどう考えているか。②本村の５年、10年後の償還金額の総額は幾らか。③毎年の予算増をどう考えているか。

大枠３．観光振興についてであります。①観光協会設置について、今後の運営をどう行っていくか。②魅力を高めた観光振興を図ると施政方針に掲げてあるが、どのように進めていくか。③運営の予算計画はどう考えているのか。

大枠４．人材育成と貧困問題についてであります。①人材育成の取り組みをどのように行っていくか。これは施政方針から少し抜き出してありますので、ぜひ。②保育所、幼稚園児の育成をどう行うか。③保育士の給与は、臨時と正職の差をどう考えているか。④嘱託職員の報酬、また非常勤と臨時、正職との給与の差をどのよ

うに考えているか。⑤教育の格差と貧困の連鎖の解消に努めるとは、どのような取り組みを行っていくか。⑥教育環境の整備について、どのように進めていくか。これも施政方針に載っていました教育長の考えを、今後の教育方針をぜひお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは金城　章議員の御質問にお答えいたします。

大枠１番につきましては都市建設課と総務課のほうでお答えさせていただきます。大枠２番につきましては企画課、大枠３番につきましては企業立地観光推進課、大枠４番につきましては教育委員会総務課、福祉課でお答えをさせていただきますが、私のほうで御質問の観光振興について、観光協会設置についての所見を少し述べさせていただきます。御承知のとおり、もう数年ほど前から、観光協会設置については、この議会の中でもいろいろ議論を交わしてまいりました。平成30年度、４月には立ち上げをしたいということで、今その準備をしているところではございます。やはり中城村はこれから観光協会を中心とした形で、観光分野は役場から少し切り離したところに位置づけをして、我々がサポートしていくという形が一番いいだろうということで、その準備をしているところでございます。お尋ねの予算面などにつきましても、当初はどうしても、私どもの支援も必要になってくるのは当然でございますけれども、行く行くは独自でいろいろな事業をしながら、費用対効果を高めていくという形がとれるのではないかということで、我々もスタートしてから、しっかりと支援をしながら見守っていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠４の人材育成と貧困問題についてですけれども、将来の中城村を担う人材、そしてグローバル社会の今日、世界で活躍する人材の育成をすることが求められていて、とても重要なことだと捉えています。教育委員会としましては、教育環境を整備し、子供たちがよりよい環境で教育活動ができるように努力をしていきたいと思っています。詳細については、②については主幹、⑥は教育総務課長から答えさせます。以上です。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　こんにちは。３月定例会をもって退職しますので、今回の金城章議員への答弁を、次期課長に迷惑をかけないような答弁をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

大枠１についてお答えします。①について。今年度は、基本設計を終え、実施設計と同時に開発許可申請は３月19日に許可となっています。農振除外、それから農地転用申請を提出し、許可待ちの状況です。今後の予定としては、事業認定申請の準備をしており、事業認定習得後、土地の契約、磁気探査業務、工事発注と進めていく予定です。

③について。土地取得を行う年度には、土地収用法第18条に基づく事業認定を県から受ける必要があるため、新年度に入って、現在準備している事業認定申請、国税の協議を行い、用地買収する予定です。時期としては夏ごろを予定しています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　新庁舎の予算についてお答えいたします。

新庁舎建設に係る平成30年度の予算につきましては、総額で８億3,723万1,000円を計上しております。内訳としましては、磁気探査業務委託料が1,990万9,000円、工事請負費が６億6,694万円、工事に係る施工管理委託料が776万6,000円、用地購入費が１億1,448万5,000円、

物件等補償費が2,584万2,000円、その他の経費としまして238万9,000円でございます。新庁舎建設事業完了の平成32年度までに年次的に予算を計上したいと考えており、現段階で、平成31年度に７億4,669万円、平成32年度に５億8,699万円、また現庁舎の取り壊しの経費としまして、平成33年度に5,000万円を予定しております。

次に大枠４の職員の人材育成の取り組みについてお答えいたします。少子高齢化の進行、住民の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化している時代に適切に対応するため、職員一人一人が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に取り組み、厳しい財政状況の中でも、より効果的な行政運営が行える人材を育成するため、平成19年３月に中城村人材育成基本方針を策定しております。自己啓発や自己研修への取り組みの奨励、職場研修の推進、各種研修機関等での職場外研修の推進、村民との交流を通じて行う意識改革など、基本方針に基づきました人材育成を行っており、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に④の常勤職員と非常勤職員の給与差についてお答えいたします。村の常勤職員については、村が必要とする人材として競争試験による採用を原則としております。給料につきましても、人事院及び沖縄県人事委員会が示した給料表に基づき、条例で定められた額を支給しております。一方、嘱託職員や臨時職員等の非常勤職員につきましては、ある事業の実施期間において、一時的に雇用される職員であり、特例として選考による採用を行っております。報酬等につきましては、常勤職員との給与の権衡を考慮し、予算の範囲内で支給することとしております。非常勤職員の中には、常勤職員と同様な業務を行っている職員もおりますが、一般的に業務内容は常勤職員の補助的な業務に当たる場合が多いことから、給与には差があるものでございます。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは大枠２の①から③までお答えをしていきたいと思います。

まず①でございます。本村の財政運営の現状につきましては、南上原土地区画整理事業の進展による人口増加などによりまして、自主財源のかなめであります村税について、毎年増加が見込まれております。一方、扶助費におけます障害者福祉サービス等給付費、または保育給付費などの社会保障関係費も増加傾向にあります。また、新庁舎建設事業や中城南小学校増築事業などの普通建設事業費が予定されていることなど、依然として歳出予算の増加が見込まれてきております。今後とも、質の高い住民サービスの提供をするためにも、職員一人一人が厳しい財政状況を理解し、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に、適切な予算執行と歳出の抑制を図りまして、健全な財政運営に取り組む必要があると考えております。

続きまして②でございます。平成30年度から試算しまして、５年後の平成35年度の元利償還金の合計額は４億4,562万7,000円でございます。10年後の平成40年度元利償還金の合計額は４億2,673万3,000円と考えております。

続きまして③でございます。平成30年度予算につきましては、前年度比14億7,599万8,000円の約21％増となっております。人口の増加等によりまして、自主財源である村税の伸びが顕著であるものと考えております。増額の一番の要因といたしましては、新庁舎建設事業が本格的に開始されることが挙げられます。また、義務的経費である扶助費の自然増に伴いまして、障害者福祉サービス等給付費や保育給付費なども著しく増加している状況にあります。予算額は、今後も増加していく見込みであると考えております。新庁舎建設完了予定年度、平成32年度までは今年度と同額の予算で推移すると考えてお

ります。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　金城章議員の御質問にお答えする前に、退職のねぎらいの言葉をいただきまして、大変ありがとうございました。退職の日、３月31日まで全力投球で頑張っていきたいと思っております。

では答弁をさせていただきます。大枠３の①ですが、中城村観光協会の運営については、中城村観光協会設立準備委員会において、観光協会の組織運営及び活動方針を検討してまいっております。平成29年12月11日、中城村観光協会設立準備委員会から答申を受けておりますので、その答申を踏まえて、承認された事業計画等に基づいて運営されていくものと考えております。

次に②でございますが沖縄観光は質の高い沖縄観光の実現として、観光の付加価値を高めることが最大の課題と言われております。美しい海、沖縄らしい風景など観光資源に対しては高い評価があるものの、一方、観光施設、食事等の観光内容については、相対的に低い評価が出ております。本村における観光産業の振興や多様な観光ニーズの対応は、現在十分ではない状況であります。しかし、本村の持つ丘陵斜面域森林、沿岸地域の海浜などの沖縄らしい自然に本村は恵まれていると思います。また、中城城跡など多くの文化財を有していることから、魅力を高める観光振興の開発、グリーンツーリズムや既存施設を活用したイベント誘致、スポーツイベントと連動した観光ツーリズムの検討ができるものと考えております。

次に③でございますが、観光協会の運営についてですが、補助金に頼らず自走できる組織を目指すためには、体制の強靭化をする必要があります。収益事業が軌道に乗るまでの当面の間は、組織体制及び補助金を要請することになりますが、村からの補助金については、可能な限り期限を定め計画的に減額していくよう努めるものと考えております。御質問の運営の予算計画につきましては、現在のところ中城村観光協会設立準備委員会で答申を受けた歳入歳出を御説明したいと思います。歳入総額で3,268万4,000円、うち補助金を3,188万3,000円、これについては予想される委託費を含んでの補助金として認識いただければと思っております。それから会費80万円、その他で事業収入1,000円と費目存置をしております。歳出については、同額の3,268万4,000円、主に人件費でございますが、人件費で1,242万8,000円、事務局長１人、職員３人、給与、賞与、保険等でございます。それから人件費、臨時職員４人ということで853万6,000円、旅費で72万円、事業費で1,000万円、これは独自事業とイベント誘致、商品開発、事務費、これはパソコンとかデスクの準備をする用品に充てております。それから消耗品100万円という答申を受けておりますが、本年度の予算要求につきましては、1,402万2,000円の計上をお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　金城　章議員の御質問にお答えします。

大枠４の②、保育所については、保育所保育指針をもとに、保育の目標・運営方針を策定しています。年間、月間、週間計画を策定し、子供たちの健康、安全、安定した生活ができるような環境を用意し、健全な心身の発達を図っております。

③臨時保育士の給料は、平成27年度に日当6,800円から7,200円へ改定しました。本年度より月額17万2,300円に改定し、交通費2,000円を支給しています。今後については、改定が必要か検討します。

⑤経済的な理由により塾などに通えない子供たちの学習のおくれが、貧困の要因になると考

えられます。それを防止するために、要保護、準要保護世帯の児童生徒を対象に、無料塾事業の取り組みを県と連携して強化していきたいと思います。また、本年度無料塾に通っていた中学３年生全員が高校に合格するという成果も上がっております。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田　智。

○教育総務課主幹　安田　智　大枠４の②幼稚園園児の育成について答弁いたします。

平成30年度４月から幼稚園の新学習指導要領が完全実施となっております。本村の両幼稚園においても新学習指導要領を踏まえ、幼児の生きる力の基礎の育成と、小学校教育との円滑な接続が進められるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは金城　章議員の大枠４⑥の環境整備についてお答えします。

平成30年度については、中城小学校並びに津覇小学校、中城中学校において、校務用のパソコンの整備、中学校においては、校務用支援ソフトの導入、中城小学校並びに津覇小学校のトイレの洋式化の工事などや、中城南小学校においては、平成31年度建築工事に向けて、増築設計等を行うなど、そのほか年次的に教育環境の整備に取り組みます。以上です。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　それでは再質問をさせていただきます。

新庁舎は、用地購入を終えての開発、それと建築業者への発注はいつになるのか、また議会承認を予定しているのはいつなのか、お答えできますか。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

庁舎建設については、９月定例会に議案として議会の議決を予定しています。８月から準備して、庁舎建設を発注していきます。ＪＶ方式になろうかと思います。10月の定例会で行っていきたいと思います。以上です。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　８月の臨時会かと思っていたものですから、ちょっとおくれ気味かと思いますけれども、早目の施行を、課長の退職前に早目の業者発注ができるように、段取りしていただきたいと思います。

次に予算の件で伺います。２番村財政について。最近、別の市町村で財政運営が困難であり、国保関連などいろいろな面で、財政が厳しいとよく言われますけれども、本村としても償還額４億5,000万円ということですが、償還額は私が考えている額より低いかと思いまして、五、六億円、もう少しいくのかと思っていました。償還金は、今まで一番最高額って、何億円が本村で償還できるのか。ピークとして。そこはわかりますか。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは金城　章議員の御質問に対してお答え申し上げます。

単年度の借り入れの元金の償還につきましては、担当の資料と確認をしてみましたが、平成28年度で５億7,269万6,000円という、ピーク時の想定をしておりました。今後も、庁舎建設、これから中城南小学校の増築等もございますが、それを超える金額にはならないと認識しているところでございます。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　それと、財政調整基金からの取り崩しも、大分少なくなっていると思いますけれども、この基金は今後、基金の財政はどのように積み上がっていくと予定していますか。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それではお答えします。

財政調整基金、その他の目的基金等がございまして、まずその他目的基金の中で、ふるさと納税につきましては、今、平成29年の現時点でも3,000万円余りの寄附がございますので、そちらを、平成30年度にまた積み立てていきたいと考えております。財政調整基金につきましては、各補正のたびに積み立てができるわけではございませんので、前年度の剰余金がどれだけ出るかというところで、積み立てをしていきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　基金の積み立ても、ぜひ定期的な積み立てをする考えで、これから進めていっていただきたい。先ほどの庁舎建設の部分もしかりですけれども、長年放置して、基金の積み立てもなかったぐらいですので、ぜひこの点はやっていただきたい。これからもいろいろな物件、箱物等、いろいろ出てくるはずですので、ぜひこれはやっていただきたい。別の市町村では、議員の政務調査費も削るぐらいの自治体もありますので、そこはぜひやっていただきたいと思います。

今年度の予算、各課からの要求と、現予算との差が約12億8,000万円、全要求を満たすことは不可能だと思いますけれども、やはりそれに対して12億8,000万円も入れて、皆さん、各課でやりたいことがあると。これから先、各課の要求で、本当に急なものに対してはすぐ出さないといけないと思います。しかし、こういう要求が多い中で、本当に予算として出すべき予算が、きちんととれるかどうか。この要求額12億8,000万円を超過するということでしたら、財政としてはまだまだ必要ということですよね。これから全要求をのめるぐらいの財政運営をぜひ。

予算のヒアリングで、大小あるかもしれませんけれども、この要求額をどのように決めているのか。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは金城　章議員の御質問にお答えいたします。

まず予算の金額の話の前に、各事業、各課からの事業の実施状況でどういう事業をやりたいかというので、まず先にヒアリングを行いまして、村として住民サービスにおける必要性の順位を決めていきます。それに対して予算をつける仕組みになっていくのですが、その中で重要性を見ながら、まず第４時総合計画における各課の主要事業に合致するのかということで、予算をつけていくところでございます。今回、当初予算での各課からの要求との差が12億円がございましが、それを検討しながら必要なものは予算措置をしながら、今年度、再来年度実施できるものについては、そこで考えていくことで、予算の編成をしてきております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　サービスの必要性で、各課の案件が割り振りされると、わかりました。

先ほどの答弁で、償還のピーク時が５億7,000万円、これからもこういったいろいろな物件で、現在でも４億3,000万円でしたか、これからあと１億円の償還がふえることで、今要求をする各部署の案件は、要するにできるかどうかは、どうですか。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　お答えします。

起債の単年度の償還つきましては、ピーク時の５億7,200万円から、さらに起債が発行できるかという御質問に対しましては、各事業の内容等を確認しまして主要事業になるかどうかを検討しながら、起債の対応もしていきながら考えていきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　続きまして４番の人材育成に移りたいと思います。先ほど、福祉課長、

保育所の保育士に対して、給与はこれからまた改正の必要性があるという答弁でしたけれども、今現在、中城村の保育所、この保育士はどういう現状ですか。待機児童ゼロを目指して、認可園が多くなりますけれども、それに対して吉の浦保育所ですか、中城村の保育士の状況はどういう状況ですか。何名が正職で何名が非常勤なのか。また、この保育人数に対して保育士は足りているかどうか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

平成30年度予定で答弁したいと思います。保育所の入所人数は150名近くを予定しております。保育士が25名の確保し、足りております。そのうち、９名が本職員、16名が一般非常勤職員であります。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　村長、以前、認可保育園をつくるために、そこに安定した職場が見つかるだろうということで、認可保育園をふやしました。今の状況、非常勤が16名、そこは村営としては、目指すべきものは、保育士の半数以上は正職でないといけないと思うのですが、福祉課長、もう一度だけ。この保育士、非常勤と臨時と正職の仕事の違いがありますか。仕事の内容で、正職と臨時で仕事の内容で何が違うのか。正職員ができることを、非常勤の職員にできないものがあるか。また現状で、正職が取り組んでいるのを非常勤が取り組んでいるのか。何が違うのか教えてください。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１５時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時１１分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

16名の一般非常勤職員に関しましては、基本的には補助的な役割を果たすものだろうと思います。しかし、吉の浦保育所では、職員と同等にクラス担任を行っております。また、違いと言いますと、各年齢児に応じまして、正規職員を配置して、そこにクラス担当として何名かの臨時職員がいます。本職員はその年齢児の責任者となり、相談、指示をしたりしています。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　保育士に関して、責任の度合いも違いますか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　子供たちに対しての責任の度合いは同じものだと考えております。先ほど答弁したとおり、１歳児であれば四、五人の保育士が配置されており、その中で正職員が１人います。やはりその正職員は一般非常勤職員保育士の意見を聞き、相談をしながら指示をしますので、少し責任の度合いはあると思います。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　保育士の非常勤と正職は同じ仕事をしていると、村長。やはり半数以上は正職を雇い入れて、ぜひこの対応を図っていただきたいと。そこで一言、村長どうですか。正職員をふやす予定はあるかどうか。考えはあるかどうか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

お気持ちは重々、私の胸にも響いております。これは言う必要もないようなことではありますけれども、当然財政的な部分で判断をして、そのバランスをとっていくわけですから、それは役場の職員も全員正職がいいと思います。保育士も、全員正職のほうがもちろんいいと思います。これはしかし、公務員だけの世界ではなくて、日本の全ての職種にも関連してくると思いますけれども、全てが、それが充足できるわけはございませんので、ただ一つ言えるのは、今

の保育所に関してだけ所見を述べさせていただきますけれども、いろいろなところで民間委託、あるいは民営化という話がちょくちょく出てきます、保育の部分は。しかし私の考え方からすると、我々中城村に、公が責任を負うべきものが絶対に外せられないものが保育だと思っていますので、一つの器は絶対になくしてはいけないものだということで、常に補充はしているつもりでもございます。また、保育以外にでも、例えば給食センターなどについて、十分民主化が進んでおりますけれども、そこの部分も子供の命に関する部分ですから、口に入れるものについては、公で責任を負わなくてはいけないということのこの２つは、私の中では維持していきたいものでございますので、その中において、全てが正職ということであると維持ができなくなってくるという可能性が出てきますので、財政的な部分で。その辺はまたこれはもう議員も御承知のとおりだと思いますので、ぜひ議理解をいただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　村長、公の責任ということを言われましたけど。やはり公が、役所が主体となって、この吉の浦保育園から、やはり半数以上も正職がいることを訴えれば、先ほど話しました、認可保育園をつくるときに「安定した仕事場につけるんだ」ということを村長は言いました。これもいいことだと思っておりまして、今はこの認可園が、保育士を雇うのに精いっぱいで、正職が少ない。吉の浦保育所から正職をふやしていかないと、認可園にも物が言えないのではないかと思います。ぜひこの考え、村長は心に響いたとおっしゃいましたので、ぜひ少し考えていただきたいと思います。

このことは、嘱託員報酬とかそういうものも役場の職員と同じだと思います。同等の仕事をしていると思います。それであって給料の差があると。特に私は保健師とか栄養士とか、こういう免許保持者の仕事というのはきちんとした正職であるべきだと思います。そうでなければ、本議会でもよく議員の皆さんが言いますけれども、せめてボーナスをつける嘱託員とか、特殊な人には。そう言う考えを持ってもいいのではないかと思います。

先ほど、企画課長からもありましたとおり、少しは一般財源から使っても逆にいいのではないかと思います。今度教育費でも、新しい教育で一般財源から出しますね。違う方向で人材育成との絡みで、ぜひどうしても免許の必要なところは、やっていいんじゃないかと思います。どうしてそういうかというと、平成30年度から、国保が県に広域化になりますけれども、広域化になっても、保険負担額はやはりまた村に戻るということですよね。今と現状は変わらないと思っています。財政が厳しくても保育士の免許を持っている人に一生懸命頑張ってもらって、そこでまたしばらくは赤字かも知れません、しかし、10年後にはまたいい方向に進んでいくと思います。村の負担額が減るだろうと思います。この保育士もまたしかり、保育士の数が本当に正職で安定していれば、また子供たちに目をかける気持ちも、また一段といい輝きになってくるのではいかと思いますけれども、ぜひ職員を初め、こういうのはぜひ前向きに、10年間赤字にすると思っても、後で戻ってくるものには、ぜひ積極的な投資をしてもいいのではないかと思っております。村長は心にとめたと言いましたので、ぜひ考えを入れていただきたいと思います。

もう一つ、この本議会前日、初日に、教育長の15人学級の取り組みの話がありましたけれども、15人学級も委員会審議で初めて聞きました、人数だけ減らしての学級だという話ですけれども、考えはいまだ変わらずですか。特殊な教育方針とか、教育関連のいろいろな方法を取り入れるということは考えていないですか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　本村の教育方針というのは、村長の心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～を受けて、新しい時代の教育の基本理念に基づく教育目標、教育方針を掲げています。心身ともに健康で、豊かな知性と豊かな人間性を育み、激動社会、激動変化の社会をたくましく生きる人を育成すると、中城村の教育に基づいて推進しているところでございます。

知育、徳育、体育と、バランスのとれた子供たちを育成したいということで、まず知育の面で、人数が少なくなると、子供たちに対する、個に応じたきめ細やかな指導ができるということで、15名程度の学級を進めていきたいということであります。以上です。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　確かに、少人数でありましたら、豊かな人間性の指導、また心身も安定してできるかもしれません。しかし、初日にも言いましたけれども、今後、知的教育ももっと違う教育方針で考えてほしいと願っております。これは４年間取り組みますので、そこでぜひいい面があれば変えていっていただきたいと願っております。

続いて学校の建設です。今回中城南小学校は３階建ての増築の予定ですけれども、何年間の予定で大丈夫ですか。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１５時２３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時２３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは金城　章議員の中城南小学校の増築の件ですが、現在の推計の人口等を見ますと、平成34年ということで、33クラスを予定して建築を見込んでいます。以上です。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　設立以来、ずっと増築増築で来ましたけれども、今の３階建てでは平成34年までの予定。その後の子供たちの今の保育園、幼稚園がいますけど、４年後、今ゼロ歳児が何人いるかで把握できると思いますけれども、その後もまた増設しないといけないということですか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

先ほどの推計というのが、今のゼロ歳児等も含めた人数を含めて、先ほど33クラス予定ということで考えています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　続いて大枠３．観光振興に移りたいと思います。先ほど課長から補助金の話も出ました。観光協会の補助金ですが今議会で1,422万2,000円、これを提出しました。ほとんどが人件費です。事務局体制についてお伺いします。私、北中城村に聞きまして、北中城村は事務局長を全国公募して、大人数から事務局長を選定したという話を聞きました。その件について、今回、屋良課長が退職して、そこの事務局長になるということで、委員会では聞きましたけれども、そういうことは検討、全国的な事務局長公募とかは、考えたのかどうかだけお聞かせください。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今の御質問は、当初、最初に考えたのがお隣の北中城村が、全国公募からのものでしたから、こういうやり方もあるのだということで、検討の中には入れましたけれども、私の頭の中でずっと占めていたのは、他市町村が観光協会を設立した経緯と、我が村が観光協会を設立する経緯は少し違うようなところがございます。私どもは、ある程度、公の部分で、観光協会が担

うべき部分も企業立地・観光推進課のほうでやってきたという実績がございます。例えばキャンプ誘致の件、そして全てのイベントの掌握も含めて、そういうものが移管するということから始まっていくと思います、今回の観光協会も。そこで、観光協会独自のまた新たな事業、あるいは役場の窓口から観光協会に変わったということで、ほかのいろいろな旅行会社だとか航空会社との関連性などは、より柔軟になっていくだろうという考えのもとからでありますので、適材適所で考えたのが、そのまま観光協会に、企業立地の部分が当てはまっていくには、今の形が一番いいだろうということから結論づけて、実はこの人事も含めて検討をして、こういう結果になったという次第でございます。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　今の村長の答弁ですけれども、今の企業立地・観光推進課で取り組んでいます事業というのは、主に一括交付金事業ですね。そこで一括交付金ももうなくなる、そういうところで、観光協会を設立して、本当に今成果が出せるのかどうか、今、私もちょっと疑問でありまして、ことし、一番観光協会で全国的にも有名な徳島市の観光協会が破綻したというニュースが流れました。今、観光協会も非営利団体の活動をしている団体が多いと思いますけれども、そこに対して、今、こういう大きい全国的にも知られた観光協会で、観光人数の多いところがそういう状況になると。中城村で観光協会を設置するときに、ずっと補助金が出ると。先ほど課長は、補助金は期間限定という話をしましたけれども、本当にどのぐらいで補助金なしで観光協会が運営できるのか。また先ほど課長は、いろいろな観光施設の活用とか、これから観光協会がやるべき仕事とか、話が出ました。そのことも企業立地・観光推進課でうたったことがほとんどではないかと受け取りましたけれども、これをそのまま、村長の答弁にあるとおり移行すると。企業立地・観光推進課は、消滅するのかどうかも踏まえて、これからの期限はどう考えているかだけお聞かせ願えますか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

先ほどの答弁と少し重なりますけれども、結局、公がやるべき仕事を、どんどん民間に移管していきたいということが一つでございます。

先ほどの保育の話とは反対の話をあえてさせていただきますけれども、公でできるものは公でやっていくのが一番いいことでございますので、特に観光協会というのは、我々公が持つべきようなものでもないような気がいたします。離せるものであれば観光協会を設立して、そして商工会のモチベーションのアップにもなりますので、商工あるいは農林含めて、いろいろな形で相乗化効果が生まれてくるだろうということで、数年前からこの議論をさせていただいていると思いますし、また議員もその考えはわかっているものだと私も理解をしております。それを、まずスタートは、ですからほかの団体と多少違うのは、持ち物を持ちながらスタートできるという、非常に有利性があります。中城城跡の利活用も含めて、今までやってきたキャンプ事業などいろいろなものがありますけれども、それを持ちながら移管できるという、非常に有利性が高いもので、私はいいスタートが切れるのではないかと期待をしておりますし、そこにいろいろな枝葉をつけて、そして観光協会がどんどん中城村をアピールしながらひとり立ちしていけるように我々はその準備をしていくものだと理解をしております。これはぜひ議員の皆さん方も数年前からこの話をしているつもりでございますので、ぜひ御理解いただいて、これを一緒になって応援できる、中城村を盛り上げるという意味で、そういう方向にいってくれたら幸いでございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　将来的に、企業立地・観光推進課はどうなりますか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

将来的にというよりも、もう既に縮小に入っております。ですから、企業立地・観光推進課の観光の部分はどんどん離していきます。企業立地の部分につきましては、今後、あえてＭＩＣＥの話をしますけれども、ＭＩＣＥが少し滞っていますが、今後、中城村の土地利用の見直しなどが入ってきたときには、企業立地が今の条件よりもものすごくよくなるものだと期待をしておりますので、この分野は残しながら、観光の分野を離していきたいと、そう思っております。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　私は村長と考え方が違います。

村長は今ＭＩＣＥの話をしていましたけれども、サンライズ推進協議会もＭＩＣＥを踏まえていろいろな事業を持っていこうという話。企業立地・観光推進課が、観光の面も一緒に動いて事業ができないかどうか。企業立地でこういったものが実行できなかったのは、企業立地・観光推進課の職員の人数が足りなくてそうだったのかとも思っています。今回の観光協会も６名、将来的には９名と資料が出ておりますけれども、そういう感じで進めていけば、企業立地・観光推進課でもこなせたのではないかと思っております。ここをどう考えていくか、今の答弁の中では、観光を離していこうとの話でした。この課を置いておけば、みんなでいろいろな議論ができます。補助金団体ということになってしまえば、本当に名ばかりのものにならないかと心配でそう言っています。そこは屋良課長の取り組みで、またいい観光協会になってほしいのですが、今つくって、すぐ観光協会がよくなるのかと。逆に企業立地・観光推進課の人間を三名、四名ふやして、観光に、取り組めないのかどうか。今までやっているものも踏まえて、また違う視点でいろいろな観光の分野を取り入れられるかどうか。

今、資源開発も、この観光資源開発というよりも、本村にはホテルが１つもない。宿泊施設もない。民泊を進めると課長から聞きました。民泊事業も加入者が少ない。そういった状況で、本村に、それだけの補助金を出した観光協会で結果が出るのかどうか。今はまだ私も疑問でありまして、そこをどうにかクリアしないと、この観光協会というのはただの補助金団体になってしまうのかと懸念しているところで、今質問を出しているのです。実際、運営予算が本当に見えないのです。それもぜひクリアしないと、すぐ「はい」ということも疑問になってきます。

村長の答弁の中でも共感するところもいっぱいありますが、やはり観光協会はないといけないものかもしれません。しかし、この観光資源の開発をして、新垣のグスクも整備をし、このハンタの道には、観光団がまだ入っていないですよね。それを踏まえて、観光団を入れていけるような体制をつくってから切り離してもいいのではないかと思うのですが、その点でどうですか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　今議員がおっしゃったことについて、全て観光協会がやったほうがいいと、私は思います。公の部分の人員をふやして、議員がおっしゃるようにもし同じであれば、民間に移したほうがいいです。この分の資金がかかるのであれば。人をふやしてやったほうがいいのではないかというのは、私は違うと思います。

今の財政だけの話をします。財政だけの話ではないのですが、比較検討のためにあえてやりますと、今回観光協会が設立できるということで、交付金もいただいて、その人員の配置も可

能になってまいりますし、ただ単に人をふやせばいいということの部分ではありません。私は、中城村が観光協会を持っていないのがおかしい状況ではないかと常日ごろ思っておりました。これだけの世界遺産を持って、そしてこれだけの誘致を可能にしてきたのが、観光協会ではなく、公務員としては物すごい大きな仕事をやったと思います。しかし、観光協会という形にして、そこを窓口にすれば、もっともっといろいろな形で情報も入ってくるでしょうし、いろいろな事業が展開されていくのはないかという期待があって、今回やらせていただきたいと思っております。

以前から、なぜ観光協会を設立しないのかという話はよくあったと思いますけれども、今回そういうことを決断させていただいて、何とか頑張っていきたいという気持ちを、ぜひ議員も酌みとっていただきたいと思っています。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　今の村長の答弁、考えは同じでありますけれども、運営資金は財政が絡んでいくから。

ちょっとまた趣旨を変えて、この予算から質問をします。今の事務局長の給料、これはどういった算出でそういう金額になったのか。また幾らなのかだけ。

○議長　與那覇朝輝　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えいたします。

今回の1,402万2,000円の予算の内訳になりますが、まず事務局長の報酬、賞与、社会保険等、そういうものを予算化、積算した場合に492万円、そのぐらいになるだろうと。あと事務局に、賃金職員を１名配置したいと。賃金職員は大体194万2,000円程度でございます。あと、事務的経費として、電話等も必要ですし、ファクスも必要です。パソコン等も必要になります。それと、異動する手段として車両等のリース等がございます。そういう事務的な部分を含めて400万円程度。あと観光協会の事業として、今回これから立ち上げるものですから、すぐにいろいろな事業を組むというのは大変だろうという考えがございまして、まず事務局体制をしっかりした後に事業を展開したほうがいいのではと考えております。そういうことで、事業費として、これはこれから観光協会で役員会を立ち上げ、そこで予算の中身については議論していただくのですが、その事業費としての300万円程度を考えております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。あと３分切っておりますので、絞ってやってください。

○７番　金城　章議員　ほとんどの観光協会、小さな観光協会は、大体200万円から300万円の事務局長手当、年間です。そういった観光協会が多いです。大きなところはもう少し額がふえますけれども、一度設定して、そこがもう決まっていくものですから、下げていくのは簡単ですか。実際、公募で応募した北中城村が400万円ぐらいと聞いておりますけれども、この件、事務局長手当がもう少し考えられないものか。490万円ということで、そこはもう少し考えていくべきものではないかと思っております。もう一度だけ答弁をお願いします。

○議長　與那覇朝輝　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えいたします。

先ほど年額の話をやっております。あと、北中城村の事務局長の報酬にしましても、月額31万円、我々もその予算内でおさめております。また、今後の観光協会というのは、お互い、地方自治体がこういう観光事業をやる中で、入場料とかいろいろ収益を出すような部分が、余りできないという状況がございます。観光協会を立ち上げ、観光協会が事業実施する中で集約性も生まれるだろうと考えております。そういうことで今回、先ほどから村長が答弁しておりますけれども、ぜひ、これまで、去年の施政方針にも、観光協会は平成30年度から立ち上げます

ということで施政方針にもうたい、議会の中でも以前から観光協会はどうなるのかという御指摘も受けながら、今回、こういう予算編成、それと観光協会の設立に向けて進めさせていただきたいと、御理解をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　金城　章議員に、誤解のないように答弁させていただきます。

私どもは、今、観光協会の設立は、ある意味後発組の有利性があります。我々が一番最初にやることではないです。全国いろいろなところで、もちろん沖縄、近隣市町村もそうです。いろいろなところで設立されてきた。そのサンプルをもって、今回の、例えば事務局長の給与だとか、いろいろな予算だとか、そういうものは我々が恣意的に何かをするだとか、給与のお話しをしたから私はあえて言いますけれども、まるで私どもが恣意的な部分があるのではないかと勘ぐられるような、そういうことがあったからあえて私は今答弁していますけれども、そういうことではなくて、全てサンプル、根拠があってできるという強みがあるのです、我々は。だからその辺は御理解をしていただいて、そして逆に、あえてこの場でお話ししますけれども、事務局長については、私が拝み倒してお願いしました。観光協会は誰がやればいいのかというぐらいの話をして、あなたがやって観光協会を大きくしてくれという話を、本人の前で言うのも非常にあれですけど、誤解が生じたら困りますから、あえてお話しをしますが、私の政策の一つとして、この観光協会には責任を持ってやらせていただくわけですから、ぜひともその辺は金城　章議員も、商工会の御出身でもありますし、ぜひ協力していただきながら、村の発展のために一緒に力を尽くさせてください。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　あと一つだけ質問させていただきます。

この観光協会の会員、そこも委員会で全然見えませんでした。どういう方を会員にするのか、この組織図全体の。その１点だけ伺います。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長　屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

観光協会の会員は、正会員と賛助会員を予定しております。正会員については、この協会の趣旨に賛同し、中城村内に事業所及び住所のいずれかを有し、理事会において承認された者、それから賛助会員については、この協会の事業を賛助するために入会した個人及び法人という形で、今会則をつくっているところでございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　金城　章議員。

○７番　金城　章議員　以上で、７番、金城章、終わります。

○議長　與那覇朝輝　以上で、金城　章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１５時５０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１６時００分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

本議会は、本来16時までの予定ですけれども、比嘉麻乃議員の一般質問が残っておりますので、一般質問が終わるまで本議会を延長いたします。

続いて、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　それでは改めましてこんにちは。もう少しおつき合いをよろしくお願いいたします。議席番号２番、比嘉麻乃です。きょうは、午前中、３小学校の卒業式でした。私も中城南小学校の卒業式に参加しましたけれども、子供たちが証書をとる前に、一言一言、

一人一人、将来の夢について述べておりました。これからも、この子供たちの夢がかないますよう、私たち地域の大人と、そして行政が一緒に、しっかりと守っていきましょう。

それでは通告書に基づきまして、大枠１．学校給食について。給食の時間は、学校生活で児童生徒が最も楽しみにしている時間の一つだと思います。給食は、子供たちの健康を維持するだけでなく、自然の恵みへの感謝の気持ちを育てる食育の面からも注目されています。そこで、本村の安心安全で、おいしい給食を提供するための取り組みを伺います。①外国産の食材を使用しているか。使用しているなら、その理由と産地名、そして食材名は。②年々、増加している食物アレルギーを持つ児童は、本村に何人いて、全体の何パーセントか。また、学校給食での食物アレルギー児童への対応はどのように行っているか。③残量調査は年に何回実施しているか。④異物混入防止の取り組みと対策は。⑤本村で「黙食」を実施している学校があるが、それに期待するものは何か。

大枠２．ひとり親世帯の支援について。村長が掲げた平成30年度の施政方針の子育て支援の中に「ひとり親世帯に特化した職員採用について積極的に検討」とありました。ひとり親世帯の就業支援を含め、さらなる支援で経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう期待して、次のことを伺います。①本村で実施しているひとり親世帯への支援は。②本村のひとり親世帯と児童扶養手当受給者数は。③児童扶養手当受給者の就学援助利用者数は。④就学援助制度の新入学準備金を、入学前に支給する考えはないか。⑤自立を目指すひとり親世帯に対し、家賃補助や就労、学習等の総合的な支援事業の考えはないか。

大枠３．こども医療費病院窓口無料化について。病院窓口無料化について、これまで、二度一般質問をしましたが、国庫負担金の減額があるため、考えていないという答弁でした。しかし、県は平成30年10月から、未就学児を対象に、現物給付の導入を予定しています。そこで伺います。①県の現物給付導入に当たり、県内29市町村の自治体が、平成30年度中に新たに導入を予定しているが、本村の導入予定は。②平成29年６月時点では、国庫負担金の減額（ペナルティー）は、300万円程度という答弁だったが、県現物給導入に伴い、ペナルティーの金額が減ることはないか伺います。それでは、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えいたします。

大枠１番につきましては、教育委員会のほうで答弁をさせていただきます。大枠２番につきましては、福祉課と教育委員会で答弁いたします。大枠３番につきましては、健康保険課のほうで答弁をいたします。

私のほうでは、お尋ねの大枠３番のこども医療費について所見を述べさせていただきますが、こども医療費の窓口無料化、現物給付につきましては、今、麻乃議員からありましたれども、二度御質問を受けまして、真剣に考えさせていただきますと。そして県の動向を見ながら、我々も判断させていただきますという答弁をさせていただいたと思いますが、今お話しがありましたとおり、沖縄県のほうではことしの10月から施行していくということが本決まりのようでございますので、当然我々も足並みをそろえて、ことしの10月、時期的にはもしかしたら、事務的な手続等で多少のおくれ等があるかもしれませんが、基本的には県と足並みをそろえてやっていくべきだろうという考えを持っているということを、あえて答弁させていただきます。詳細につきましては、担当課のほうでお答えさせていただきます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１．学校給食についてですが、子供の成長要因に大きく関係するのが食事であり、食の安全は保障されなければならないと強く思っています。また、栄養のバランスを考えて食事をとることは、児童生徒の発育にとって極めて重要であり、学校給食の果たす役割は、とても大きいと思っています。大人は子供の口の管理を行い、児童生徒の健全な育成を図らなければなりません。特に食育の指導は健康で豊かな人生を過ごす上でとても重要なことだと捉えています。詳細については①から④までは教育総務課長、⑤については主幹から答えさせます。また、大枠２の③と④については教育総務課長から答えさせます。以上です。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは、比嘉麻乃議員の大枠１の①から④と、大枠２の③と④についてお答えします。

まず大枠１の①については、外国産の食材については使用しています。その理由としましては、学校給食は大量の食材を使用しますので、特に生鮮食品で必要な量が確保できない食材などを主に冷凍の輸入品を使用しています。産地としましては、例として、インゲンでタイ産、ブロッコリーでエクアドル産、カボチャでニュージーランド産、豚カツ、またはサラダ油などもありますが、これはアメリカ産となっています。

②について。小学校において70人5.5％、中学校で28人6.3％、幼稚園で２人となっており2.5％となっています。調理場において献立表の中に、アレルギー７品目を表示しています。アレルギーを持っている幼児・児童・生徒は、家庭では子供と献立表を見ながら確認してもらい、学校においては学校給食担当、また学級担任において確認しており、保護者と学校において２重の確認を行っています。

③について。年に２回、国の統計調査がありまして、６月並びに11月において１週間を通して実施しています。

④の取り組みですが、毎日の作業前、作業中、作業後において、ねじ類や刃こぼれ、ゴムの破損など確認シートに記入しながら対策をとっています。野菜などの食材につては、葉野菜についている虫などもいますので、それを除去するため、３つのシンクを使用して、段階的に３回洗浄しています。また、土などがついている場合は、さらに別のシンクを活用して土などを洗い流した後、３回洗浄するなどの対策をとっています。

大枠２の③についてです。就学援助を利用している方は小学校で65名、中学校で38名となっています。

④の入学準備金については、前倒し支給について検討はしていますが、支給するためには課題があり、現段階においては支給する考えは持っていません。以上です。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田智。

○教育総務課主幹　安田　智　大枠１の⑤についてお答えいたします。

本村の３小学校の給食時間において、食事をする時間は20分間として設定しております。黙食という、黙って給食を食べる指導を学校全体で導入しているのは、中城南小学校のみとなっております。黙食の狙いは、おしゃべり等で、20分間で完食できない児童がいるため「いただきます」から５分間を黙食タイムとして位置づけて、しっかりと食事を摂取してもらうために実施しております。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　比嘉麻乃議員の御質問にお答えします。

大枠２の①、ひとり親世帯の支援として、村で実施している、母子及び父子家庭等医療費助成事業、ひとり親家庭等認可外保育施設利用料

補助事業、ひとり親家庭学童利用料補助事業、児童扶養手当の県への進達業務、県の委託事業として。母子家庭等日常生活支援事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業等を村で案内しております。

②ひとり親世帯数294世帯、児童扶養手当受給者数278世帯の405人。

⑤村独自では実施してはいないが、住宅補助であれば「ゆいはあと」を案内しています。学習等の支援では、高等職業訓練促進給付事業や母子家庭等就業自立支援センター事業を紹介し、貸付については母子父子寡婦福祉資金貸付及び社協やパーソナルサポートで情報提供をしております。

○議長　與那覇朝輝　健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　それでは比嘉麻乃議員の質問の大枠３についてお答えいたします。

先ほど、村長の答弁にもありましたように、①につきましては、県の現物給付の導入に伴い、村でも導入する予定で、現在進めております。導入時期については、県と同様に10月からと考えておりますが、システム改修に係る見積もり額がまだ示されていないため導入時期については、今後変動する可能性もあります。

②についてです。前回の試算では、平成27年度の決算ベースを参考に、未就学児までの分で試算し300万円程度のペナルティーになると答弁いたしました。平成30年10月からは、未就学児分が減額対象から除外されることから、県と同様の未就学児のみの現物給付とすれば、ペナルティーは課せられないことになります。以上です。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　答弁ありがとうございました。

大枠１の①ですけれども、外国産の食材は何パーセントかわからず、でも使用しているということで、理由は数の確保だということですけれども、インゲン、ブロッコリー、カボチャ、あと豚肉等いろいろあります。家庭で気をつけて、できるだけ国内産を使ったり、外食でも無添加のお店を探したりと、食材の体への影響を気にする人が多いと思うのですが、学校給食の外国産の安全性について伺います。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

外国産の食材の安全性ということですが、学校給食においては、沖縄県の学校給食会、また食品加工会社などを通して仕入れを行っています。独自で直接仕入れることはありません。また、輸入品についても国のほうで検査等が確実に行われていると認識していますので、村としては安心安全な輸入食材を使用しているということで考えています。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　全国の平均、外国産食品を使っているのは約25％だということですけれども、中城村におかれましては、それよりは低い数字になっているかと思っております。また、外国産の食材は基準を満たしているということになりますよね。安全だということなので少し安心しましたけれども、でもやはり生活に余裕がなくて国内産を食べさせたくても、手が届かないで外国産に頼るしかない家庭もあると思います。給食ではできるだけ国内産を優先にしていただきたいと思いますが、食材を総合的に、どのように判断して、この食材を決定しているのかをお伺いします。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　やはり食の安全については、保護者も気になるところであると思います。給食センターとしましても、主に県産品、県内の食材等を使用するということで取り組んでいます。先ほど答弁しましたが、食材の量が多いものですから、その分を確保できない

場合は、まず県外、県外でどうしてもできないということであれば、外国産ということになると思いますが、その分は県内と県外の分を中心に仕入れていきたいと考えています。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　まずはやはり中城村産、県内産、国内産、どうしようもなければ外国産を使用しているといいうことですけれども、これは数量の問題なのでしょうか。それとも金額もありますか。外国産のほうが安いからというものもありますか。やはり給食費の問題だけではなくて、食材に伴う費用不足は、私は、少しは村が負担してもいいのではないかと思っています。

次に、給食調理場に食材が納品されますよね。そのときの品名ですとか数量、産地、消費、賞味期限等の確認というのは、誰が行っているのか、伺います。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　食材等の確認ということですが、給食センターに従事しています栄養士、県費の栄養士がいます。また、本村の職員、調理員がいますので、その方々が仕入れるときに立ち会って、数量等の確認を行っています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　こういうことはやはり、きちんと責任者が立ち会う必要があると思います。前々から、ほかの議員も言っていますけれども、専従の所長の配置を強く要望したいと思います。

また食材に戻りますけれども、地産地消を通して、食べることに興味を持ち、地元への愛着心が生まれると思いますが、中城村産の食材は主に何を使っていますか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　中城村産の主な食材ですが、地産地消ということで、これについては集計をしていまして、主に大根、ホウレンソウ、キャベツ、ジャガイモ、セロリ、タマネギ、ネギなど、季節に合わせてということになると思いますが、このような食材を仕入れています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　ありがとうございます。多くの中城村産の食材が使われているのが確認できましたけれども、新鮮でおいしく、そしてまた栄養豊富な地産地消の推進を、村は推進していると思うのですが、先ほど材料が多いので、それを確保するのが大変だと言っていました。それに関して、ＪＡとか地元農家さんとの提携というのは結んでいるのか伺います。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　地元の農家やＪＡとの提携があるかということですが、提携ということで何か書類等があるということではないのですが、地産地消ということで、地元の農家さんにはコーディネーターが連絡を取り合いながら、出荷できる食材を調整したりしています。また、ＪＡのほうでは、婦人部がみそをつくっているということで、みそについては主に婦人部がつくっているみそを購入して使用するようにしています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　これはぜひ提携していただいて、給食に必要な食材の数量確保のためですとか、年間栽培計画を一緒に立てることで、農家さんと提携を組んでいただいて、一緒に立てることで、農家さんの所得向上にもつながって、最終的には給食費の問題で、やはり国内産のものも買えないということもあると思います。でもコストが、農家さんの所得向上によって材料の値段が下げられるのではないかと計画を持ってやれば大丈夫ではないかと思うのですが、この間、農家さんの畑を見て聞いてみましたら、中城村の子供たちのためなら、少し下げても、

ＪＡとかに出すにしても、子供たちのためには少し安い値段で出してもいいとおっしゃっていたので、ぜひ提携をしていただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　中城村の子供たちのためということで、農家さんがそのような考えをしていただけるのであればいいかとは思うのですが、ただし、今年度、台風等も来なくて虫が大量に発生したということで、先ほどから答弁しています大量の食材を活用するということになると、村の材料だけではなく、やはり県産であったり、県外であったりということも考えないといけないと思います。提携できて、常に数量を確保できるということであれば、その辺も検討していくべきものではないかと思いますので、考えていきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　一生懸命協議などをしていただいて提携をしていただきたいと思います。島野菜の村を目指す中城村だからこそ、未来を担う子供たちの健やかな成長のため、安心安全な食材を給食に提供していただきたいと思います。１品でも多く、中城村の食材が、給食、あるいは家庭の食卓で多く並ぶことを期待しまして、次のアレルギーについて質問いたします。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１６時２９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１６時３０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　食物アレルギーの児童に対応は、先ほどは献立のメニューを見て、親子で見ながら確認するということだったのですが、ある人から、弁当を持参するというのも聞いたことがあるのですが、それはないですか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

基本的には、やはり幾つかのアレルギーで、例えば牛乳は飲めないとか、であれば牛乳だけを除去するといいますか、飲まないようにするとかあるのですが、どうしても全体的に食せる献立がないということであれば、弁当を持参するということも聞いてはいますが、それが多くあるかということは聞いていません。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　確かに、どんな食物アレルギーにも対応できる給食というのは、とても難しいとは思いますけれども、アレルギーがあるから弁当持参ということではなくて、バランスを考えた給食提供を要望したいと思います。

そして2012年に、県外で学校給食を食べた後にアナフィラキシーショックで亡くなったという事例がありますけれども、アナフィラキシーショックについて、御存じだと思いますが、そのショックを防ぐためにエピペン注射というのがありますけれども、それは御存じでしょうか。また現在、本村にエピペン注射を保持している児童はいるかどうかというのを教えてください。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　エピペン注射については、私は、耳にしたことはあります。実物を見たということはないのですが、学校においては中城南小学校で４名、中城幼稚園で１人として、学校のほうから伺っています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　このアナフィラキシー症状があらわれた場合には、速やかに注射を打たなければならないのですが、この注射は医療行為ではなくて、人命救助だと私は思っています。ですから、本人はショック状態で意識を失ってしまう場合があります。そのときには、やはり教職員がその注射を打たなければならないのですが、その教職員のエピペン注射を打つ

講習会というのは行われているのでしょうか。教えてください。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　エピペン注射の講習会についてですが、基本的には本人が、打てる状態であれば本人が打つということです。やはり先ほど議員がおっしゃったように、どうしても打てない状況であれば、学校の教諭であったり、養護教諭とか担任の先生が打つようなことになると思うのですが、学校においては、４月スタートして、消防のほうに依頼しエピペンまたはＡＥＤ等、人工蘇生も含めた講習会を持っているということで聞いていますので、その対応に対する取り組みはできていると思います。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　現在、このエピペン注射を保持している児童は、中城南小学校に４人、中城幼稚園に１人ということですが、津覇小学校と中城小学校でも、講習会は同じようにやっているということですか。私もきょう卒業式でわかったのですが、中城南小学校はきちんと訓練しているということが用紙にあったので、それは安心したのですが、2011年からエピペン注射というのは、保険適用になっているので、保持している人も結構ふえてきていると聞いているので、確実に、４月にやっているということはとてもいいことだと思うので、いつ、どこの、誰が保持するのかわからないと思うので、中城村全学校では、遅くても４月には、毎年必ずこういった講習会、いざ目の前で倒れてしまったらどうしていいかわからない、それで命を落としてしまう場合もあると思うので、しっかりと講習をして、全先生にやっていただきたいと思います。

では次に、残量について伺いますけれども、残量は、先ほど年に２回やっているということですが、残量把握のため、私は１学期、２学期、３学期ごとに実施してもいいかと思っていますが、この調査内容はどういうことなのか、内容を教えてください。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　先ほどの残量調査の答弁した内容ですが、残量調査は１週間を通して学校給食における児童生徒の栄養摂取等、状況を把握するために行っているもので、料理の項目ごとに使用品目や消費量、摂取栄養量などを、この１週間を通して統計をとる調査になっています。これ以外に、毎日の、細かくではないのですが、残量といいますか、その調査も一応行っていますので、その分については毎日行っているということです。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　調査内容は、残った材料のキロ数だけではなく、中の食材も何が多く残っているのかという調査の内容ということで大丈夫ですか。例えば、魚の空揚げがたくさん残ったら煮つけにするとか、調理方法を変えたりとか、同じ栄養で、そういうことはしているのでしょうか。やはり多く残ったものは、何かの理由があると思うので、調理方法を、やはり家庭でも調理方法というのは、お母さんは変えたりしているので、給食でも工夫をしていただければと思います。

学校で完食を促すような取り組みというのは、どのようなことをしているのか、伺います。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田　智。

○教育総務課主幹　安田　智　完食に関する答弁をいたします。

完食指導に関しましては、これは担任の学級経営に関することに主につながってまいりますので、担任の思いが子供たちと一緒になってしっかり栄養をとろうと、そしてまた給食をつくっている方々への感謝も込めながら、しっかり給食をとりましょうという狙いがあって、完

食を進めるということになります。これに関しては、校長先生がやりなさいということはほとんど言わずとして担任が独自で行っていくというのが通例になっております。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　そうですね。やはりどんな情報も担任が一生懸命やっているということが多いと思いますが、今月の20日でしょうか。新聞に給食完食200日という、二、三日前のお話しなのですが、これは浦添市当山小学校５年５組の34名が、昨年の４月からスタートした約200日間の給食完食プロジェクトを達成した。子供たちは、１年間給食を残さず食べ、生産者への感謝の気持ちや食の大切さを学んだそうです。子供たちは、残しそうになったときもあったけど、もったいないという気持ちになって全部食べた。そして、世界には食べたくても食べられなくて困っている人がいると話しているのだそうです。やはりこの完食というのは、一つの目標に向かって、みんなが一緒になって頑張ったということは、すごくいい結果が出ているので、これはアドバイスとして、学校にこういう食の大切さ、また生産者への感謝の気持ちが出てきているというのが新聞に載っていたということで、強制はしないで、こういうアドバイスをして、子供たちもやはり目標を達成したときには、何か一つデザートを多くするとか、そういう御褒美があったら、やる気も出るのではないかと思うので、これはまた一つの案として、アドバイス、提案をしていただければと思います。ですから残量を減らす努力を、教育委員会、また給食センター、学校と一緒に取り組んでいただきたいと思います。

続いて異物混入についてですけれども、最近は県内でも給食にスライサーの刃ですとか、ハエの異物混入、食器洗い機のかごの中からネズミの死骸とか、あと食器の間にゴキブリの死骸が挟まっていたりとか、あってはならないことが教育の現場に起こっていますが、平成29年度、本村の給食からの異物混入の報告というのはあったかどうか、伺います。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは平成29年の学校給食における異物混入状況ですが、異物混入はあってはならない部分ではあります。

その中でも、やはり危険物と言われている、新聞でもありましたスライサーの刃とか、そういうものは大変な状況だと思います。本村においては非危険物と言われています、例えば食材由来の部分です。今回ありましたマッシュルームの根っことか、かつおぶしの小骨、またハンバーグ等を焼いた場合の焦げがありまして、そういうので６件、報告があります。葉野菜などについている虫等が、完全に除去できればいいのですが、そういうものが４件、飛翔性昆虫、コバエ等、それが１件、その他繊維ということで、先ほど話がありました、たわしの部分があったり、魚網といいますか、海で使う網の部分の繊維が食材についていたりということが３件ありまして、全部で14件の報告があります。以上です。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　非危険物ということは、県の教育委員会には報告しないでもいいというものだとは思うのですが、少しの異物でも本当に混入はあってはならない。確かに、本当に気をつけてはいると思うのですが、あってはならないことだと思うので、今後は絶対にそういうことがないように、みんなで気をつけていただきたいと思います。

昨年11月に、県内でスライサーの刃の一部が混入していたということがあったのですが、本村の調理場では、スライサーを使用する前と、先ほど答弁であったと思うのですが、スライサーを使う前と後、複数人数でチェックする、クロスチェックというのは行っているというこ

との答弁でよかったですか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　先ほど答弁いたしましたのは、いろいろな機械類等がありますので、その部分でのねじ等、そういう確認も使用する前、使用中、使用後、３回のチェックをしている。スライサーについても、やはり使用しているときも可能性がありますので、同じように作業前、作業中、作業後、そこについて２人でチェックする体制をとっています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　では、クロスチェックはきちんとされているということなので、安心しました。子供が最も楽しみにしている給食なので、給食提供の中止ということは、混入だとかノロウイルスなどで、提供の中止というのは絶対にないように、避けていただきたいと思います。

最後の黙食について伺いますけれども、子供たちにとって、この給食時間というのは、学習から少し、緊張感が解放される楽しいひと時だとは思いますけれども、その給食時間に、授業と同じように、黒板を見て一人黙々と食べているクラスがあるということは聞いています。先ほど答弁にありましたけれども、５分だけの黙食もあると聞いていますけれども、この中城村の児童には、注意をしても聞かないぐらいの行儀が悪い子はいないと思います。だから少し注意をすれば言うことを聞いてくれると思います。私はびっくりしました。給食の時間って普通はグループをつくって給食を食べているものだと思っていたのですが、給食の時間まで黒板に向いて、一人で黙々と食べていることについて、教育長の考えはどうでしょうか。どう思いますか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　基本的に給食時間は楽しく食事をするということは、これは一緒だと思います。ただ、校長の経営方針の中に栄養摂取の面とか、そういうことで低学年になればなるほど、食事をする時間が足りないという部分で、20分間黙って食べなさいという方針ではなくて、やはりその中の５分間だけを集中して食べようという、これは校長の方針ですので、そこは尊重したいと思っています。議員がおっしゃるように、基本的にはやはり楽しく食事をするということがいいかと思っていますが、その栄養摂取の面を考えると、校長として経営の中で必要だということでやっているかと思いますので、それは尊重したいと思っています。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　これは村全体で黙食というのを取り組んでいるのかと思ったのですが、先ほどの話は中城南小学校だけだと聞いています。残念なことに、残量は黙食をしている中城南小学校が一番多いですよね。ではないですか、残量は。多分そういうことを前に聞いたことがあるのですが、やはり中城小学校、津覇小学校でできる子供たちもいるので、中城南小学校でも、注意をすればきちんと食べる子はいると思います。中には、親の帰りが遅くて夕食も一人で食べている子供が中にはいます。給食のときぐらいは、みんなと仲良く、この野菜おいしいとか果物の話をしたりとか、会話をすることによって、またグループなので、目の前に自分が嫌いな食材をおいしそうに食べている子供の姿を見れば、この子供も、ちょっと苦手なものでも食べられるようになるのではないかと思っております。実際に、牛乳が飲めなかった子が、グループに励まされて牛乳が飲めるようになったという、１年生です。そういう話もありますので、ぜひこれは黙食という堅いイメージをちょっと和らげてもらって、せめてグループにして、黒板を見て食べるということは、絶対にやめてほしいということは、保護者からの声も多いので、これはよろしくお願いいたします。

そして今月の８日は中学３年生最後の給食でした。それは９年間親しんだ最後の給食だったと思うのですが、最後の給食ぐらいはいつもと違うメニューにしてほしいという、これは先生の声がありました。子供ではなくて先生からの声が。先生はやはりいろいろなところの学校を見てきていると思います。今回の、今月の中学校の生徒の食事を見て、とてもかわいそうだと思ったそうです。ある中部の中学校では、思い出づくりと、高校入試への応援を込めて、アンケートをとって、リクエスト給食というのを実際にやったりとか、あとバイキング形式の給食、これはメニューもすごいです。カレーピラフにエビフライ、チキン空揚げ、ケチャップのステーキ、マッシュポテト、野菜スープ、デザートはフルーツポンチ、祝と書かれたチョコケーキ、また牛乳のかわりにオレンジジュースだったそうです。中城村の中城中学校の最後の給食のメニューわかりますか。コッペパンにシチューです。唯一、中学３年生だけチーズケーキが出ていたということを聞きました。このバイキングとかは新聞でも見ているので、みんな子供たちもわかると思います。どこどこの中学校はバイキングだったんだなというのがわかる。でも自分たちのところはコッペパンとシチュー、キャベツとアーモンドのサラダ。これだけだったということです。本当にかわいそうなぐらい質素なメニューだと思いました。先ほども言っていたように、やはりこれを行うには、給食費の問題だと言われればそれまでなのですが、食材の購入、先ほども言いましたが、費用不足は村が負担してもいいのではないかと、私は思っていますけれども、村長、いかがでしょうか。食材を買えない、これはちょっと負担しても、確かに食材だけは給食費でしたよね。でもそれでも足りなくて、もしこんな材料でつくるもので、これだけのものを食べているとなれば、子供たちは選択制がないですよね、私たちは、皆さん、お昼ご飯もどこで食べよう、何を食べようと選択することができるのですが、子供たちはそれができないので、最後の給食だけではなくて、最近は量も少なくなったという話も聞いています。なので、給食費が少ないからとみんな言うのですが、それを村がちょっとでも負担するという考えはないですか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

ここですぐ答弁は厳しいのですが、いろいろ予算の部分も、本当に足りていないのか、学校は何を望んでいるのか。例えば教育委員会を差し置いてこうしろということの権限は、私にはありませんので、今、麻乃議員がおっしゃるようなことで、学校経営、そして教育委員会でもう一度再考してもらって、それで、村長、これだけ足りないということであれば、我々もしっかりそれは真剣に考えなくてはいけないことだと思っていますので、ただいまのお話しを聞いていると、最後がシチューとコッペパンだとちょっと嫌だなという思いはいたしますので、真剣に、子供たちの部分ですので、真剣に考えさせていただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　私もこれから調査とか、研究などして、また村長にお伝えしたいと思いますので、そのときにはまたよろしくお願いします。

では時間がないので、大枠２．ひとり親世帯の支援についての再質問ですけれども、ひとり親支援の中に、母子家庭、父子家庭に対し、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する母子父子家庭医療費助成制度というのがありますけれども、この制度を受けている人は何人いるのか。またこの医療費というのは、全額補助なのか、伺います。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

母子父子家庭医療費助成制度受給者数は744名であります。１人一月につき、一医療機関ごと1,000円の一部負担がありました。平成29年、今年度４月より、それは撤廃し、子供について全額補助としております。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　では、平成29年度からが実質全額助成ということで、1,000円もなくなったということですよね。親は1,000円の負担があるということで、子供たちはもちろんないですね。親の負担はあるということで、わかりました。現在、このひとり親世帯の医療費助成申請の流れというのは、まず親は病院に行って、一度自分の治療代を払って、その後に領収書をまた役場に持って行くというシステムだと思いますが、これを、こども医療費みたいに、病院に行って役場に来ないようにするという、自動償還払いにする予定はないですか。考えとかないですか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

現在、児童償還払いに向けてシステムの改修を行っております。平成30年８月から自動償還導入に向けております。８月からは領収書を役場に持ってきて申請することは軽減されると思います。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　８月からは、親も領収書を持って来なくていいということで、それをするには仕事を休んだり、仕事を休むと給料が減ったりするので、自動償還払いを進めようかと思ったのですが、８月からということなので安心しました。

次、就学援助の件ですけれども、2017年、本村が小学５年生と中学２年生を対象にアンケートをとったときには、利用している人は10％ということがあったのですが、しっかりとこれはまた周知などを徹底的にしていただければ、それもふえていくのではないかと思います。制度を知らなかったという世帯が絶対にないように、お願いいたします。来月４月は、小学校、中学校、新１年生の入学式を控えて、楽しみにしている家庭も多いと思いますが、その一方、入学に必要な学用品をそろえるために、生活費を使い果たして、今ごろぎりぎりの生活をしている人もいると思うのですが、この入学金の前倒しの予定は全然ないですか。伺います。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは入学金の前倒しの件ですが、先ほども答弁したところですが、課題がありまして、やはり各市町村、まだ取り組めていない部分が多くあります。その部分は、県内、県外等から、この時期に転入や転出があって、二重払い等の課題があることも、担当者会議等の中で話がありますので、その連絡体制等の構築、また市町村によっては金額等も異なる部分もあるようですので、やはりその部分に関しても、連絡体制も必要かと思っています。また、転出した場合に、その連絡体制がなければ返還もさせていかないといけないということもあると、また事務の負担等もふえますので、その部分も考えていかないといけない部分があります。その部分も含めて、前向きに検討できる部分を各市町村と調整しながらやっていきたいと考えてはいます。以上です。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　事務的な問題とかではなくて、やはり子供たちが、親子が、安心してこういった購入、好きな色のランドセルだとか、新しい制服を着て行けるように、その購入費の心配をしないように、行政からの入学祝という気持ちで、入学前支給というのを真剣に考えていただきたいと思います。どうせ入学前か後かの話ですよね。それはもう頑張って、事務のことも考えていろいろといいようにやっていただきたいと思います。

ひとり親のことですけれども、アパートの家賃補助など、就業支援とか、これは総合的な支援に一括交付金が活用できると聞いたことがあるのですが、それについて調査したことはありますか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　家賃補助についてですが、一括交付金でできるかどうか、調査検討したことはありません。

現在、沖縄県が実施している沖縄県ひとり親家庭生活支援モデル事業を委託しているゆいはぁとを、家賃補助としては案内しています。現在、中城村からは２名の方が利用し、家賃補助を中心に、生活や就労の相談、家計相談の支援を受けております。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　ありがとうございます。この事業につきましては、現在、糸満市、うるま市、宜野湾市とかでも一括交付金を使ってやっているようなものを新聞で見たことがありますので、ぜひ調べてみて、事業に取り組んでいただければと思います。

あと、平成30年度県の子育て支援の新規事業で、ひとり親の高校生に対し、バスの通学費の一部補助というのがあるのですが、これはどういう補助なのか。そしていつごろから実施するのか、県からのお知らせとかが来ているのか、お伺いします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

沖縄県のほうで平成30年度ひとり親家庭高校生等通学サポート事業というのを実施予定しております。児童扶養手当及び母子及び父子家庭医療費助成を受給している世帯の高校生等に対し、バスの通学定期券、通学回数券を半額負担するという事業であります。スケジュールとしましては、７月に県のほうから対象者へ申請書を郵送します。また８月から認定申請受け付けを開始し、県が専用窓口を設け、10月からバス会社の窓口で割引後の回数券等を販売するという情報は確認しております。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。あと持ち時間30秒ですから、最後の質問にしてください。

○２番　比嘉麻乃議員　そうですね。ではこども医療費窓口無料化についてですけれども、村長が先ほど言っていましたように、県と足並みをそろえてやるということですが、県は未就学までの間ですが、中城村だけは中学校卒業までの病院窓口無料化はどう考えているのかという質問です。

○議長　與那覇朝輝　健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　それではお答えします。

中学校までの無料化ということですが、やはり就学時から中学校まではペナルティーが課せられるというものがありますので、担当課だけでは判断しかねますので、今後、少し検討していきたいと思っております。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。

○２番　比嘉麻乃議員　村長、お願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

実は今最終段階に来ておりまして、最終段階というのは、数値を今出してくれと、ペナルティーの話、そして県は就学前までですけれども、我々は当然中学卒業までですので、違いがありますので、我々が負担すべきものの数値を出してくれということでやっていて、その数値次第で判断しようと思っていますけれども、普通に考えれば、かなりいい方向性の結果が出るとは思っています。大変申しわけないのですが、この数値がはっきり出た段階で決定したいと思いますので、あとしばらく御辛抱をお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　比嘉麻乃議員。質問なしで、御意見でまとめてください。

○２番　比嘉麻乃議員　では、前向きによろしくお願いいたします。

時間がないので、最後に屋良課長、新垣　正課長、今までお疲れさまでございました。それからどうもありがとうございました。以上です。

○議長　與那覇朝輝　以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散　会（１７時０９分）

平成30年第２回中城村議会定例会（第19日目）

招集年月日	平成30年３月５日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成30年３月23日　（午前10時00分）		
	散会	平成30年３月23日　（午後３時19分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 7 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　與那覇朝輝　これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員。

○３番　大城常良議員　おはようございます。３番大城常良、議長のお許しが出ましたので、これより通告書に従いまして、一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず１番、待機児童解消について。子ども・子育て支援事業計画にある「平成31年度中に待機児童ゼロ」の達成に向け、計画的に認可保育園の新増改築や小規模保育事業所の設置による定員増を図り、環境整備の推進を掲げていますが、そこで伺います。①平成30年度の各認可保育園への入園児童数も決定したと思いますが、４月時点での待機児童数は何人ですか、伺います。②平成31年度増改築予定の保育園等及び、小規模保育事業所の概要はどうですか。

２番、村立幼稚園の将来像について伺います。①中城幼稚園及び津覇幼稚園は建築後38年が経過し、園舎の老朽化に伴い今年度中に方向性を決定するとのことでしたが、教育委員会及び、村当局として方針は決定したのか、伺います。②教職員の年次的な配置計画、及び研修計画はありますか。これは幼稚園のことです。③幼稚園の２年保育を提案してまいりましたが、教育委員会で議論されたのか、伺います。

３番、学力向上モデル事業（15人学級）について伺います。①新聞報道からの情報で平成30年４月より４年間を目途に空き教室を利用して中城小学校、津覇小学校の１年生から３年生を対象とした15人学級に向けて議会へ提案されていますが、発案から決定までの期間とプロセスを伺います。②予算の総額と内訳を伺います。③４年間のモデル事業で結果にかかわらず終了するのか、継続することもあるのか、伺います。④議会に対して趣旨説明、事前説明は果たされていると思いますか、伺います。

４番、中城村観光協会の設立について。①事業所の所在地及び、予算・組織の編成を伺います。②設立に向けての基本構想、基本計画、実施計画書は作成済みですか。③地域おこし隊との連携はどう考えているのか。以上、簡潔な御答弁をお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは大城常良議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠１番につきましては福祉課、大枠２、大枠３につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。大枠４につきましては企業立地・観光推進課のほうでお答えさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの大枠３の④、学力向上モデル事業についての議会への趣旨説明、事前説明の部分でございますが、今議会でも少しお話しをさせていただきましたけれども、新聞報道が先に報道されまして、私どもとしましては、当初から事前に、議会前の全員協議会の中で、そこでしっかり説明をしようということでございました。本議会でも、休憩の中でありましたが、議員の皆様方が先んじて知らなかったという部分で、御不快な点はあったかもしれませんが、決して我々が議会を軽視しただとか、あるいは事前説明を怠ったとか、そういうことではございませんので、この部分についてはしっかりと議会にも説明をして、議会に臨んで、予算も計上して、理解を得ようという形はそのままでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。あとにつきましては、また教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　おはようございます。

大枠２の村立幼稚園の将来像についてですけれども、教育委員会としては、小学校との併設で小学校に隣接して建てる方針でしたが、村長を交えての総合教育会議の話し合いの中で、財政等の関係で土地を買って２カ所に幼稚園を建てかえることは無理であるということで、現在１カ所に幼稚園をまとめる方向で進めています。

②の教職員の研修計画については主幹から、③は教育総務課長のほうから答えさせます。

大枠３の学力向上モデル事業についてですが、①の発案から決定までの期間とプロセスについては、５月に東京での全国教育長会での講演会を聞いて、この後、本村でもできないかということを考えました。講演者が執筆した本を読んだ後、講演のテープ起こしの原稿を読み、進めたいと考えていました。そして、法的に村独自で教員を採用することができるのかどうか、県教育庁や中頭教育事務所等に問い合わせをした結果、可能だという回答を得ました。その後、10月に沖縄コンベンションセンターで同じ講師による講演会があり、役場職員にも呼びかけて参加しました。企画課職員にも呼びかけて、具体的な素案ができ、実現に向けて進めていきました。校長や中頭の教育長の皆さんなどに、いろいろな意見やアドバイスをもらいました。多くの人からいいことだから進めたほうがいいということを確認できました。それから村長、副村長、企画課長を含めた会議で、進めていく方向で話し合いが決まりましたので、その後、教育委員会の会議で話し合いを行って、同意を得て進めてきました。

③の４年後については、子供たちがよい方向に変容するであろうと考えていますので、今の段階ではできるだけ継続していきたいという考えを持っています。

②については、教育総務課長から答えさせます。以上です。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　大城議員の御質問にお答えします。

大枠１の①平成30年４月１日時点の待機児童は、１歳児が37人、３歳児が３人、４歳児２人の合計42人です。現在。利用調整中、また追加申し込みがありますので、少し動く可能性があります。

②平成31年度開所予定は、小規模保育所19人、ＣＥＣ、クリスチャン幼稚園の分園として108人、マシュー保育園の新増改築、60人から120人定員で60人の増加、合計で187人の定員増を予定しています。平成30年度開所を含めると、合計で335人の定員増となります。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田智。

○教育総務課主幹　安田　智　大枠２の②幼稚園教諭の研修会についてお答えいたします。

幼稚園教諭の資質向上の研修計画は立てております。幼稚園教諭研修会を２回行っておりまして、そのうち１回は西原町、北中城村、そして本村、３町村の幼稚園の先生方を一堂に会して研修を実施しております。また、研修の内容によっては、村内の保育園にも声かけをして参加するようにしております。また、幼稚園教材研究会を３回実施しております。初任者の教諭がいる場合は、幼稚園教諭の初任者研修として園内において10回、そして園外においては22回実施しております。また、中頭地区の研修が１回、そして県主催の研修会が３回行われております。以上になります。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　大城常良議員の大枠２の②の配置計画についてですが、両幼稚園においては、ここ数年を見ても２クラスの運営になっており、来年以降の住民登録人口も幼児に大きな変動が見られない状況であり、現在と同数の職員配置となりますので、現在のところ配置計画等は立てていません。

③についてですが、平成29年度の教育委員会会議において、幼稚園の建てかえ等の議論とあわせて行っております。

大枠３の②の予算の総額等についてですが、予算においては、30歳の方を採用した場合として試算し計上しております。総額が3,593万8,000円、内訳として給料が2,089万7,000円、扶養手当や通勤手当等の合計で1,179万4,000円、社会保険などの共済費として321万1,000円、あと旅費として３万6,000円となっております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　大城常良議員の御質問にお答えします。

大枠４の①でございます。中城村観光協会設立は、平成30年３月27日に設立総会を予定しているところでございます。所在地についてですが、観光協会の環境が整う当面の間は、中城村役場に設置したいと考えております。予算については、今回提案しております1,402万2,000円でございます。次に組織編成については、役員のほうで会長１名、副会長１名、理事５名以上、幹事２名としております。あと事務局体制でございますが、事務局長１名、職員３名、臨時職員４名、役場からの派遣、出向が１名、これは係長クラスをお願いをしております。

次に②の実施計画についてですが、５カ年の基本計画、単年度の平成30年度の実施計画は作成しております。これについては、設立総会において、提案する予定でございます。

③の地域おこし隊との連携については、地域おこし隊を実施する目的は、観光振興に寄与するため、地域外の人材を積極的に受け入れ、中城村のＰＲや新たな魅力の創出を図るとともに、中城村への定着を図り、中城村の地域力の維持・強化を図っていくものと考えております。主な観光に関する業務概要ですが、まず観光振興事業としては観光案内業務、それから中城村のオリジナルツーリズム、民泊等も含めての検討、そして観光商品化の開発、それから中城村各種まつりの支援、次に中城城跡を活用したメニューの検討、それから商品開発、特産品のＰＲ活動、観光振興に関する助言等を予定しております。次に情報発信事業としましては、Ｗｅｂ、ＳＮＳ等を活用した戦略的な情報発信業務を担っていただきたいと思っております。それから、地域活性化に係る村内伝統芸能等コミュニティー活動の支援業務等であり、特に観光業務を主体とした業務を予定しておりますので、観光協会との連携は十分可能だと思っております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　それでは１番のほうから詳細に伺いたいと思います。

まず待機児童の件につきまして、現在42名ということですけれども、私は、平成29年度12月定例会でも質問いたしましたが、そのときは170名の待機児童がいるということで、それから４カ月、新年度に向けて計算しますと約128名の待機児童が減っているということですけれども、例えばどの保育園がどれだけの児童を多く入れたのか。どの保育園が何名吸収して128名がマイナスになったというところがあれば、教えていただけますか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

まず吉の浦保育所、入所園児の増加で127名から147名、20名の入所増であります。ひよこの家保育園、これは改築による増員で、事前に入所させるということで33名の定員増。大育保育園、名称が育心保育園に変わりますが、そこで新規115名の定員増。この育心保育園の小規模保育所、名称がみやらび保育園、ここで18名の定員増。合計で186名の受け皿の確保をしております。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　すばらしい受け皿の確保ということで、186名分は確保されていると。

①、②、連続してやっていきますので。その中で、潜在的な待機児童、あるいは他市町村から流入してくるであろう保育児、児童数も含めた受け皿の確保、これはもう平成30年、平成31年度を通してきっちり、先ほど課長は335名ということで話をされていたのですが、これで十分確保できるという判断でのことなのか。自信のほどをお願いしたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

平成31年度までに335名の定員増を予定しております。特に待機児童が多いゼロ歳から２歳の部分で150名の受け皿を確保し、50％近くをゼロ歳から２歳を重点的に定員増を図っております。また、認可外保育所に移向調査を実施し、この計画に載っていない２園が小規模保育へ移行してもいいと返事をもらっていますので、その推移を見ながら、その２園に声かけをして、改修ですぐ対応できるように、調整は行っていきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　こうして保育施設の確保はできたということで、あと１点はやはり保育士の問題があります。保育士も施設と同様にとても重要で、施設はできて定員枠も335名を確保しているという中でも、果たして保育士が、それだけの人数分に対して、恐らく40名ぐらいの保育士の増になるかと思うのですが、保育士の確保に関して認可園と行政が一体になって、この40名近くの保育士の確保は、ことし、来年、確実に大丈夫なのか。それは各保育園と連携をとられているのか、そこのほうをお願いします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

平成30年度につきましては、小規模保育所１カ所で定員に対して保育士不足は起きておりますが、保育士不足で待機児童が発生している状況はございません。平成31年度に関しましてはマシュー保育園、ＣＥＣ幼稚園については、今から保育士が確保できるように情報交換をしております。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　ある保育園では、予定していた保育士がぎりぎりになってから急にやめたり、あるいはまた厳しいというところも、話を聞いたらあるみたいですので、そこも十分踏まえて、ぜひ保育所の話、それから保育園の話、十分聞き取りをして、そういう漏れがないような保育士の対応もお願いしたいと思います。待機児童には、やはり十分な施設の確保とそれに伴う保育士の確保、それがそろって初めて待機児童ゼロに向けての最終段階だと私は思っております。そして、平成30年度、平成31年度、開園予定を見ても、開園予定というのは、この計画表が福祉課のほうから出されております。これは平成30年度、平成31年度、きっちりした計画でありまして、これを見ればほとんど待機児童はゼロになるという計画表でありますので、そういった計画表がある中で、それに伴って着実に進行させて、ぜひ平成31年度には待機児童ゼロ宣言できるように、頑張っていただきたい。課長、よろしくお願いいたします。

２番に移ります。村立幼稚園の将来像についてです。まずこれは議事録がありますので、例えば今まで、平成29年度の議事録で、その話が行われていたということもあるはずでしょうから、その中から取り上げていきたいと思います。これは教育委員会の議事録であります。まず平成29年９月27日に第９回の教育委員会が行われて、そのときに小学校との併設が望ましいという話が出て、希望するということを採択いたしております。第10回の10月20日、そのときに教育委員会で、併設が望ましいということが承認

されました。これで間違いないですか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

教育委員会の会議で、教育委員の方針としていろいろ意見を聞いたところ、教育委員会としてはその方針でいきたいということで決定をしております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　その後、平成29年12月22日になるのですが、第１回総合教育会議の中で、先ほど教育長が言われた中において、教育委員会で決定した小学校ごとの併設の方針が、行政側の財源の問題でこれは無理だと。到底２園を並行して新たにつくるというのはできないということが書かれておりました。それは、第一に言えば、教育委員会の決定に対して、村長が相当持論を展開していると。例えば議事録を読んでみて、教育委員会で決定されたけれども、どうしても財源がないから無理ですという話にしか見えない。この中身を読んでみましたら。それに対して、教育委員会の決定は何だったのかという疑問さえ出てきているものですから、これは私の中でです。それに対して、村長、どういう条件でそういう財源の問題でその話を蹴ってしまったのか、そこをお願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

蹴ってしまうということではございませんので。教育委員会が出した方針と、私はこう思っているという方針と、それをその場でいろいろな意見を出し合いながら、どの方向性で持って行ったほうがいいのかというのを、これは議論であって、お互いがお互いの主張を否定しながらやっていくものではございませんので、その辺は誤解のないようにお願いしたいと思います。私は、財政的な面もそうでございますし、また中城南小学校という大きなモデル的な部分が、もう５年、６年たっていますので、そこには幼稚園を併設しなかったという、新設の小学校に幼稚園を併設しなくて、今に至っていると、これはいい方向で至っているという捉え方をしておりますので、そういう部分を含めながら、過去にとらわれることなく、沖縄の場合は、必ず小学校に幼稚園を併設するということではないということをお話しさせていただきました。本土のほうでは、もうほとんど幼稚園の併設という部分は、なくなってきておりますし、沖縄独特の復帰後から出てきたこの部分を、本当にこれでいいのですかということも含めて、議論をやっているところでございます。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　議事録を見ても、いろいろな議論がなされたというのは、私も存じております。その中でも、やはり教育委員会として、教育長として、いろいろな場所の選定の話もあっただろうかと思います。現在、空き教室が５つありますよね、中城小学校、津覇小学校に関しては。それを利用しての、今度は併設ではなくて小学校の中に幼稚園を入れた場合、その中で３教室、あるいはいろいろな道具を入れる場所があれば４教室、そういった議論は全然出なかったのかどうか。その辺はどうですか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　今、空き教室を利用しての幼稚園ということですが、教育委員会の会議では全く出ませんでした。それは考えていません。やはり幼稚園は、別に幼稚園単独としてあるべきだということです。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　これは教育長の方針が別だということであるのであれば、これはもう致し方ないと思っております。

次②に移ります。幼稚園の教職員の年次的な研修があるのですが、幼稚園の教職員というのは、村教育委員会で決定しているということで

私は判断しているのですが、それでよろしいですか。例えば津覇幼稚園から中城幼稚園に行きなさいとか、そういう人事の決定というのは、村教育委員会の中でやられているのか。どうですか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

教育委員会は、教員も含め、その他教育委員会の職員もですが、村の職員でありますので、村当局と調整しながら進めていっている状況です。以上です。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　例えば、平成30年度、新年度が４月から始まるのですが、今、中城幼稚園の２組の担任、あるいは預かりが、各１名ずつ不足していると。また津覇幼稚園も同様に、２組の担任と預かりの各１人、トータルで４名不足している中で、あともう２週間ですよね、始まるのが。それが不在だと。私の調査では聞いているのですが、その対応というのはどうなっているのか、伺います。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

預かり等の人材がなかなかなく、現在ハローワーク等を通して募集しているところで、配置について早目に決定できるよう取り組んでいるところです。以上です。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　これは重大な問題ですよ。新年度は、もう始まろうとしている。これから４月に入れば学校、幼稚園の中でいろいろな調整をする。そういった中で、今募集をかけているとか、私が先ほど言った教職員の配置は、段階的に、年次的にやられていますかというのはそこなんです。きちんとことしは、配置しますと。それは３カ月、４カ月前から決定して、幼稚園に配布して、次はこうしていきますという段取りをきちんととっておかないと、これは本当にまずい話ですよ。今から探してすぐ採用できたから、あしたから行きなさいというやり方ではまずいと思います。

さらに来年、教頭が２名、平成30年度末には退任するという話があるのですが、それの資格者についても果たして平成31年度はスムーズにスタートできるのかどうか。そこはどうですか。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３７分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

正規職員の人事配置については、村当局と協議しながら、現在も４名、両方で２名いますが、その配置については、今後も変わらず配置できるよう調整していきたいと思います。先ほどの預かり等の部分についても、現在いる臨時の方々へも継続の意思確認等もしながら、また新たに就職等でできない場合もありますので、その部分についてはハローワーク等を通して、人材を探していくということで、４月１日以降実施できるよう、さらに取り組んでいきたいと思います。以上です。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　私がいつも言っている年次的な計画、そして３年、５年後の計画、そういうものも全部そろえておかないと、今、現場は大変ですよ。とても困っている。誰が来るかわからない、どうしていくかもわからないと。これは両幼稚園の話なのですが、そういうものも、現場の不安やいろいろな問題、心配されていることを払拭していくのが教育委員会の仕事であって、それを全て現場にかぶせてしまった

ら、非常にまずいような話になってしまうものです。ぜひそこには早々と職員も決めて、そして４月１日からはそうしていきますというのを、きちんと幼稚園のほうにも投げかけて、きっちりと体制を整えていただきたい。そこは早急にお願いしたいと思っております。

あと研修等は、先ほど主幹から話を聞きまして、相当行われているということですが、研修に関しては、これは本務、正職と臨時、区別なく各研修会等は参加させているのか。お願いします。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田　智。

○教育総務課主幹　安田　智　お答えします。

村内で行われる研修におきましては、本務も臨時の方々も全員対象になります。あと、預かりの保育士の方々も対象になります。あと、村外地区研修、または県の研修に関しては本務が中心になっております。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　それでは３番に移ってまいります。

３番のほうは、先ほど教育長が詳細な話をされておりまして、いろいろな教育委員会の議事録の中にも意見があったと思います。さまざまな意見が出されて、その意見の集約、問題点、あるいは改善点は、それを始めるのに、15人学級を始めるに当たって、１月26日には教育委員会で採択された、承認されたという話を聞いているのですが、12月22日に出されたいろいろな問題点があろうかと思うのですが、それを１月26日までに、改善、問題点がある中で、その問題点に対しての議論がしっかり行われたかどうか。お願いします。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　議論というよりは、解決に向けて努力をしたということです。そういったことで、教員を探しきれるのかどうかということも、一つの大きな課題でしたので、実際に現場に行ってやったり、大学のほうへ行ったりと、解決に向けて進めてきたということで、議論をするというよりは、解決に向けて一つずつやってきたということです。以上です。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　先ほどの答弁で、教育長の最初の答弁ですけれども、全国教育長会の講演及びコンベンションセンターでの講演会時に、企画課にお願いしたとあるのですが、これはいつごろ本気で、教育長の中で意思を固めて、これはやらないといけない、やりたいということを自分の中で決定して、それから計画立案、それを導き出したのは大体いつごろなのか、伺います。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　このことについて考え出したのが５月からです。今、議員がおっしゃるように、自分の中で決定といいますか、それを進めようと実際に考えたのは10月ごろからになります。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　10月ごろ、自分で企画立案して、そして村当局と議案及び、それから財源の許可を得たということですけれども、それはどの会議で、大体いつごろの話なのか、お願いします。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　時期的には10月後半だったと思いますけれども、村長、副村長、そして企画課も含めて、その取り組みができないかということの話し合いを行っています。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　このモデル事業の実施計画書、これを見た段階で年間3,600万円とあるのですが、3,600万円の４年間ということは１億4,400万円。これは、財政的な面からも、これまでは学校教育に関する部分や、地域の教

育的な面からも、学力向上を段階的に図っていくといっても、ほかにもっと優先すべき課題が、本村にはまだまだあると思います。15人学級をやる前に重要で課題のある事業を、もっと進めないといけないのではないかと。予算をかけるべきではないかと思うのですが、3,600万円を企画、あるいは三役会議で決定したということなのですが、この財源に対して、どこからの財源を充てて、そして４年間、１億4,400万円、それをどうはじき出してきたのか。企画課のほうでわかるのであれば、お願いします。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは大城議員の御質問にお答えいたします。

当初、教育長からもお話しがありましたとおり、10月後半ごろにお話しがございまして、今回の少人数学級、学力向上モデル事業ということで、当初の段階については実施計画、３年間の実施計画が出された段階の中でも、一般財源ということで進めてきております。何か補助の活用ができないかということで、一括交付金を今現在申請しまして、活用の調整をしている段階でございます。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　我々の耳には、単費でという話が随分聞こえるものですから、一括交付金は当初から見込めないだろうという話もあり、本当にこれが一括交付金でできるのであれば最高にいい話なのですが、どうしてもできない場合には、単費での対応では厳しいため、次回またじっくり考えてもう１回出しましょうという話になると思うのですが、一括交付金がなければ単費でもやるという話になってしまっているので、４年間単費で3,600万円を使ってでもやるような事業なのか。これはモデル事業ということで、私も本会議、あるいは委員会で伺って、いいことだとは思います。しかし、3,600万円も出して、それが行く行くは中城村の将来、あるいは教育に携わっている方々、例えばこの教員７名が４年後にどこかに行ってしまうのではないかと。これは村の雇用ですから。その事業が終わってしまった段階は、皆さんどこかに行くわけであり、村が抱えるわけにはいきませんから。そういうのも踏まえて、本当に妥当な事業なのか。村長、どうお考えですか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

妥当かどうかということであれば、妥当どころか、これはぜひともやりたい事業でございます。まず第一に、教育委員会が、これは教育に非常にいい教育のモデルになるはずだと上がってきた段階で、私どもも、もちろんそれなりに勉強もさせていただきましたし、結論に至る経緯においては、当初は、何とか補助金などを活用できないのかというところから始まり、そして最終的には年が明けて、もちろん私が判断をいたしましたけれども、この事業については、教育委員会の意欲、そして本村の子供たちの将来、全て考えたときに、これだけの金をかけてでもやらなくてはいけない事業だということになってきました。私の頭の中にも。そこで今議員がおっしゃる一括交付金、その補助金がなければどうだとか、あったらどうだとか、もちろんこれは補助金があるのが一番いいのですが、しかし、なくてもこれはやらなくてはいけない事業ではないかということで、自主財源を使ってでも、我々の腕の見せどころではないのかと。今後、財政運営、財政経営をしていく中で、子供たちに係る経費を削って、あるいはほかの部分に何か影響を与えてこの事業をやるわけではなくて、そこの部分はしっかりとやりながら、今回の新規事業もやっていくと。これは当然子供たちのための将来、未来に、我々は責任がありますので、そういう意味では非常にいいことではないかということから、結論を出しました。

ですから、私が言いたいのは一般財源を使っ

てでも、優先事項を最上位に持ってきてやれる事業だという確信が持てたから、そして皆さんにその理解を得ているわけでございまして、今議員がおっしゃった、非常にいいことであるということであれば、私どもの思いは一緒ですので、その辺は御理解いただいて、必ずや財政に負担が大きくかからないように、当然、最終的に一般財源という形になったとしても、これは子供たちのためにはやっていきたい事業だというのを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　教育長、それから村長の話を聞いて、なるほどと思うところもあります。やはり私も総合的に勘案したら、これはいい話だろうと、進めるべき事案だろうと思うのですが、やはりクエスチョンマークがついてしまう。それはなぜかと言いますと、４年間限定と、先ほど教育長は続けられるのであれば続けていきたいという旨の話をしたのですが、やはり将来的な本村の子供たちの学力向上、あるいは前に言われたとおり、人前での発表力とかそういうのを踏まえれば、それは継続していくべきではないかという話で、私はそこが引っかかっているのです。４年間で、その後はもう終わるかもしれない。

もう１点が南小学校の問題。空き教室がない。そしてその中では、到底南小学校では受け入れられないだろうという中で、確かに学力の、前の話ではあるのですが、主幹が、学力の差が少しあるということで、下地区のほうの空き教室を利用して、きっちり学力を向上させたいという話もわかります。でもその中でもやはり南小学校との教育の平等を考えたときに、例えば２年後に保護者の方々からやってくれと、あれだけ学力が上がるのであればぜひお願いしようという話が出た場合に、果たして村でそれに対しての対応ができるのかどうか。きちんと説得して、教室がないからできない、無理ですと言うのかどうか。あるいはもっとほかに説得の仕方がるのか。村長、そこはどうですか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

まず誤解がないように。この事業はあくまでモデル事業ですので４年という期限を出していただきました。その間に、効果が大きいものであるということであれば、現在においては恐らく続いて行くだろうと思います、これは。数字があらわすわけですから。それと同時に、その数字があらわれたということであれば、沖縄県全体、あるいは全国的な広がりももしかしたら出てくる可能性だってございます。そうすると、基本的に空き教室の部分でやるということではなくて、子供たちにとっては少人数学級がいいという結論になったとしたときには、これは、ほかの学校でも、ほかの都道府県でも、空き教室がないところでも、どうやってやるかということに、今度は議論が移ってまいります。そうすると、校舎をもう一つどこかに建てられないかとか、あるいはあいているところに一つ建てて、15人学級で少なくやったほうがいいのではないかとか、いろいろな議論が出てくると思います。ただこれも、今回のモデル事業が、これは非常に効果があるという認識のもとでの話をさせていただいていますけれども、そうしたときには、例えば中城村においてであれば、中城南小学校との兼ね合いは、十分投資をしてでも、これは何とかしないといけないのではないかという議論になるはずですので、これは非常にうれしい悲鳴であって、子供たちがよりよい環境になっていくわけですので、それは４年後のことですから、あえてここでは申しませんけれども、非常にいい効果が出て、非常に相乗効果が生まれるものと期待をしております。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　今、４年後に本当にいい成果が出たということで継続できるのであれ

ば継続したいという旨の話であろうと思うのですが、これもいろいろな問題がまだまだ山積していると、私は思っております。今、村長が言われたとおり、教育の根本はみんなが平等で、そして学力をどんどん引き上げていくという１点に対しては、賛同できるところではあるのですが、いま一度疑問だというところもございます。

次、議会への説明、これは本会議で村長が言われた、報道記者は本当にアンテナが多くてすごい収集力を持っていると。我々議会は余り何も持っていないだろうと。逆から捉えればあるのですが、その中でも、やはり全員協議会とか、議会開会３日前とか、今は議案の説明はそこで行っているということで、村長としては一つの政策だという話を聞いたのですが、この15人学級に対しても。しかし我々としては県内、そしてどこでもないような事業が展開されようとしている中で、果たしてそれが本当に政策の一環で終わって、３日前に説明すれば十分だろうという判断のもとで行われているのであれば、到底、我々議会では納得できない。それだけの重要な政策であるのであればあるほど、やはり前もって、そういうのがある程度決定した段階で、今回こういう議案、あるいは事業を行いますというのがあって私は当然だと思っております。今までは何に関しても３日前の全員協議会、その中でしか発表されていないと。それは、あわよくば報道が先になってしまうことも今まで多々あります。そういうのを踏まえて、きっちりと説明責任というのは、我々議会に対して、いつも言われている議会と行政は両輪だという話ですけれども、今のままでは一輪車です。我々は一輪車の後を追って、議案が提出されればそれに沿って承認しないといけない、そういう状況になってしまっているものですから、そこは考え直していただいて、きっちりと相談すべきは相談し、説明すべきは説明するという旨を、村長、もう１回お願いしたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今議会でも何度かこの話は出ておりますし、またさせていただいていますけれども、通常であれば、恐らく大城議員もこの話にならなかったと思います。新聞報道がもしなければ。当たり前のことで、皆さんにも説明をし、そしてこういうことが出てくるのかということだったと思います。やはり、先んじて新聞報道が出たから、なぜ議会にその前に説明しないかということになっていると思うのですが、例えば、今回の件だけを見ますと、予算という部分があって、議会にそれを計上して承認をいただくという段階においては、これは、あの新聞報道が出た段階では、我々はまだ一括交付金、あるいは先ほどの自主財源という部分で、計上していいものかどうか。もし一括交付金がだめだったらどうしようかという話もありました。そこで最終的に結論を出したのが、これはもう自主財源を使ってでもやりましょうという結論で、計上して皆さんに説明をしたのでありまして、決してわざわざおくれて説明をしようだとか、そういう意図的なものは一切ございません。また議会を軽視しているわけでもありません。何度も言いますように、私も議会出身ですので、議員の皆さん方の気持ちもよくわかっているつもりでございます。ただ、計上の仕方とすると、この段階でしか、しっかり腹が決まった段階で、全ての予算が出てきた段階で初めてできることでございますので、この１点だけで説明するとかしないとかではございません。そこだけはぜひ御理解をいただいて、今後も、例えばこれも議会でお話ししましたけれども、今までやってきたものを、違う部分をやるのであれば、それはもう前もって、先んじてこの１点だけに限って議員の皆さんと全員協議会で、今までこういうことであったけれども、こう変えてやっていき

ますということを説明しないといけないと思うのですが、今回あくまでも新規事業のモデル事業でございますので、その辺は先ほど言った予算の関係だとか、そういう部分もございまして、計上の仕方というのが今回のような計上の仕方にしかできませんので、それはぜひ御理解いただきたいと。返す返す、重ね重ね、お話しさせていただきますけれども、決して、議会を軽視したわけでもないですし、我々ができる限りのことで今回の計上に至ったということでございます。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　我々は、議会側としましては、新聞報道がさきになってしまいますと、これも村民は見ているわけです。村民の多くが、ああいう大きい見出しで、中城村で４月から15人学級が始まると。それに対して、その後に議案が出て、予算が出て、我々は承認できませんと。村民から議員は何をしているのかと言われるような、いいことだから早く進めなさいという意見もいただきました。そういうことも、十分考慮して、やはり説明すべきはきっちり説明して、我々が納得いってからそういう議案、そして予算も含めて承認をある程度いただいてから進めていただきたい。それは重々にお願いしたいと思います。今回のモデル事業に関して、本村には、もっと優先して予算を使い、そして解決しなければならない問題がある中で、４年合計で１億4,400万円の予算を、さらに４年限定の事業、教育の平等を考えるときには、保護者の理解が十分得られるかどうか、これは心配だ。そして、少し時期尚早ではないかという私見であります。ぜひもう一度考えていただいて、本当にこれが十分な事業、そして100％成功していくのかということも考えながら進めていただきたい。

次、４番に行きます。観光協会の設立についてですけれども、先ほど、課長からいろいろ説明があったのですが、我々がもらった資料、観光協会の事業計画、その中を見てみましたら、白紙です。何も書かれていない。何がどうなって、ただ抽象的なことばかりしか書かれていない。それを出してきて、承認お願いします、1,402万2,000円の予算を承認してくださいと、そんなばかな話はないですよ、はっきり言って。それでは現在、県内の市町村で、観光協会が設立されている市町村は何カ所あるのか、伺います。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

県内41市町村のうち、34市町村が設置でございます。８町村が未設置のところでございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　例えば、この事業計画の案の中には、役員の名前、それから事務局の名前が入っていないのですが、これはまだ決まっていないということになろうかと思うのですが、どうですか。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

役員、事務局名が入っていないということは、委員会でも申し上げたとおりでございますが、現在、設立総会に向けて準備をしているところでございます。役員については、中城村観光協会設立準備委員会の行政職を除いた委員等でお願いしているところです。現在、承諾の同意作業を行っているところであります。まだ設立総会もしていないので、決定はしていないという御理解をいただきたいと思っています。また、事務局については、できるだけ一般財源の軽減を図るという意味から、総務省の支援事業とし

て地域おこし隊を採用するということで、今作業を進めておりまして、その中で、現在面接をしているところであります。その面接後に採用して、正式に決めていくということでございますので、現在、まだ事務局についても決まっていないと、設立総会の中でそういう方々も決めていきたいとなっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　まだということですね。先ほど課長は準備員会と、私はきのう初めて聞いたのですが、この準備委員会というのはいつごろ立ち上げて何名ぐらいの委員がいらっしゃるのか伺います。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

中城村観光協会設立準備委員会ということですが、８月に設立しまして、12名の委員で構成しております。委員長は副村長。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　例えば、準備委員会が８月ごろ、これは去年ですよね、平成29年。その中で準備委員を立ち上げて、議員に提出する事業計画というのはこれですか。観光資源、現在はやはり、本村は城跡、世界遺産中城城跡だと思いますけれども、これとは別に二、三年以内に、村内のほかの観光地、あるいは観光評価、ああいいね、こっち行きたいねという場所が、立ち上げられるのかどうか。それは抽象的ではなくて、こっちができます、あるいは二、三年あれば、こっちは観光地として十分使えますというところがあるのか伺います。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　ではお答えします。

観光協会を設立していきます。それについて、実施事業というのもありまして、きのうも村長から答弁がありましたとおり、行政でできない事務、例えば収益事業とか、そういうものを観光協会が担っていきましょうというのが、大きなポイントでございます。その中で、今大きな主なものを考えているのが中城城跡の管理業務であったり、その周辺の県営公園の維持管理の指定管理ですか、そういうものも大きな委託を受注できるものと考えております。

それから村の受託事業としても、観光イベントなど、サッカーキャンプの受け入れ事業なども、行政から委託のお話しがあればそこで受けられるということを考えております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。３分を切っておりますので、優先順位をつけてください。

○３番　大城常良議員　仮に観光協会を立ち上げたとして、これは来年度、平成31年度の概算要求、予算というのは大体どの程度を見込んでいるのか。ある程度把握しているのであればお願いします。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　ではお答えします。

平成30年度の予算については、先ほど申し上げましたとおり、当初予算の要求額よりは総務省の支援事業、地域おこし隊を入れたりということで、予算縮減を図っております。平成31年度の予算というのがございますが、全体的には支援事業、受託事業も入れて総事業費は2,000万円程度を考えております。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　次、②に移ります。

事業計画、これは余りに抽象的で、先ほど言いましたけれども、これは計画性に欠けていま

す。我々から見たら。議会に対してそれを出して、予算を承認してくださいというのが、本当にできるのかどうか。村長は数年前からいろいろ、観光協会の設立には準備していると、私は、そういう話を伺ったのですが、その準備の中で、もっと具体的な計画が出なかったのか。言われたとおり、準備委員会は去年の８月にしか立ち上げていないということも踏まえますと、なかなかどうかなというのもあるのですが、例えばこれは民間企業でしたら、そういった事業計画を出されたら、これはもうちり箱行きです。何を考えているのかと。中身が全く見えない。どういう計画で、何年後にどうなるのかというのが全く見えないから。1,400万円、これは村民の税金です。税金を使って、来年、平成31年度、また2,000万円ぐらいの予算を使うということであれば、これはもうしっかりとしたＰＤＣＡサイクルをつくって、きちんとした計画、実施計画、それから大まかな概算計画、それもつくるべきではないかと思います。これに対して計画性はどうですか。

○**議長　與那覇朝輝**　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○**企業立地・観光推進課長　屋良朝次**　ではお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、予算の内訳、目的等をしっかり説明したつもりでありますが、それに対して、資料の不足ということであれば、また観光協会の設立をしまして、承認を得られた事業計画等については、しっかり皆さんに提供していきたいと思います。それから実行に移すＰＤＣＡについては、私も行政を長年務めておりますので、その辺についてはしっかり前向きに努力を惜しまないと思っております。

○**議長　與那覇朝輝**　大城常良議員。あと24秒ですから、最後の質問になりますので、よろしくお願いします。

○**３番　大城常良議員**　わかりました。

村長の意気込みも私はわかります。本村発展のためには、観光協会を立ち上げなければいけないと。しかし、今の観光協会の設立は、現時点では、基本計画、それから実施計画が、しっかり作成されていない。また年次的な目標設定、３年後、５年後、10年後を見据えた事業計画をしっかり示した上で、予算の計上をやっていただきたい。そして議会が納得できるような、中長期的なものを計画書にしっかり出していただきたい。現状は議会に対して、白紙の委任を求めているような状況ですので、そこはぜひ改善していただいて、もっといいものを出していただきたい。

最後になりますけれども、長年にわたり、本村の発展に御尽力いただいた新垣　正課長、それから屋良朝次課長には、本当に心より感謝申し上げる次第でございます。お疲れさまでした。あと安田主幹も中学校の校長になられると思いますけれども、就任するに当たり、ぜひ今まで蓄えたノウハウを生かして、学校経営に邁進していただきたい。本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○**議長　與那覇朝輝**　以上で大城常良議員の一般質問を終了いたします。

休憩します。

休　憩（１１時２０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３０分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○**１番　石原昌雄議員**　議席番号１番、石原昌雄です。

一般質問に入る前に、都市建設課長と企業立地・観光推進課長においては、今月で定年退職を迎えられますが、私からもお祝いをしたいと思います。おめでとうございます。長い公務員生活を終えて、次の新しい人生設計になると思

うのですが、これからも何らかの形で行政にかかわり、培った知識と技能を生かしてほしいとお願いします。

それでは通告書に基づいて一般質問を始めます。大枠１番、子育て環境の充実について。平成30年度施政方針で、子育て環境の充実があります。教育環境の向上、健やかに子育てができる環境整備、安心して子育てができる環境の整備などが掲げられています。先日、行政視察に行った愛媛県新居浜市の発達障がい支援では、乳幼児期から小学校、中学校、高校まで一貫した切れ目のない支援体制がありました。本村の子育て支援も、妊娠期からの支援に始まり、中学校卒業までの医療費助成事業があり、切れ目のない支援をそれぞれの段階に応じたサービスの提供が必要とあります。次の子育て環境の充実について伺います。①平成30年度、平成31年度の認可保育園または小規模保育所の増設計画はありますか。②学童クラブの待機児童はありますか。今後の学童クラブの増設支援計画はありますか。③上地区に児童館が求められていますが、計画はありますか。

大枠２番、道路整備計画について。本村における道路事情は、南上原地区の区画整理事業が進む中で、いろいろな課題も出てきています。特に交通渋滞は、国道329号奥間付近を初め、県道29号線南上原から北上原にかけて、朝夕の慢性的な状況となっています。生活道路でも整備を進めて行くべき路線が残っています。今後の整備計画を質問します。①国道329号及び県道29号線の渋滞解消はどのようになっていますか。②村道２級路線、登又の三田線の整備計画はありますか。③南上原の井水線及び新田線の２号を北上原の新川線に接続するにはどのような方法がありますか。答弁をよろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠１番につきましては、福祉課のほうでお答えをさせていただきます。大枠２番につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、御質問の子育て環境の充実について、所見を述べさせていただきますが、今、石原議員からもお話しがありましたとおり、妊娠期から始まって、保育、教育と、これは非常に関連性も強いものがありますし、またそれぞれに応じて環境も整えていきたいというのは、同じ考えでございます。御質問の、特に保育については、御承知のとおりだと思いますので、割愛させていただきますが、特に、御質問の学童クラブにつきましては、本村においても数年前ですか、中城小学校と津覇小学校の空き教室を利用して学童クラブを開設いたしました。これは先駆けて開設をして現在に至っておりますけれども、そういう意味では、その学童クラブに対して、今後もし、今回待機児童も出ておりますので、待機児童の解消に努めて、学童クラブもしっかりと充実を図っていきたいと思っておりますので、詳細についてはまた担当課のほうでお答えをさせていただきます。いずれにしましても、今回の御質問にありますとおり、一貫した保育教育、そして今回御質問が大変多い空き教室を使った15人学級も含めて、一貫した保育教育の環境整備に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　石原昌雄議員の御質問にお答えします。

大枠１の①、先ほどの答弁と重なると思いますが、よろしくお願いします。①平成30年度開所予定は、小規模保育所１カ所で19人、ラポール保育所で129人。平成31年度は、小規模保育所１カ所19人、クリスチャン幼稚園の分園で108人、マシュー保育園の新増改築で60人で、

合計335人の定員増を予定しております。②平成29年度の待機学童は24人います。その対策として、平成30年度、中城みなみ学童、現在２支援80名定員を、３支援120名定員に、40名の定員増加、ひだまり学童の分園として南上原地区で１施設20名の増員を予定して、計60名の定員増を予定しております。③上地区に児童館は、大変必要と感じております。村有地等、いろいろ検討はしましたが、計画には至っておりません。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　石原昌雄議員の一般質問、最後の答弁になりますのでよろしくお願いします。

大枠２の①、②についてお答えします。①について。国道329号奥間交差点及び奥間交差点付近については、南部国道事務所が平成25年から当該箇所の交通事故対策の目的で右折帯を設置する交差点改良事業を実施しているところです。現在工事着手に向けて用地買収を行っているところですが、一部地権者の合意が得られない箇所があると聞いています。国道事務所では、平成30年度以降に用地買収難航箇所を除く箇所から工事着手を検討しているとのことでした。用地買収難航箇所が解決できないと右折帯の設置ができず、交通事故対策及び渋滞緩和に向けた供用のめどは立てられないということを伺っています。村としては、用地買収難航箇所が早期に解決されるよう、国道事務所と今後も用地交渉に全面的に協力してまいります。また、県道29号の拡幅については、以前から交通渋滞が慢性化しているため県道を管理する中部土木事務所へ再三要望しております。さらに、４月に予定されている沖縄振興拡大会議に村の要望事項とし中部市町村会に挙げており、今後も引き続き県道29号拡幅が実現するよう要望してまいりたいと思います。

②について。村道三田線の整備計画については予定はございません。次の新規路線の採択は、北上原の西坂田線を予定しています。

③について。当該路線を道路事業で整備する計画はありませんが、南上原土地区画整理事業が終盤に来ていますので、井水原への区画整理事業のＡ調査、Ｂ調査を検討しています。調査の段階で村道新川線も含めての調査になることから、区画整理事業を行うことで、接続が可能となります。

○議長　與那覇朝輝　石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　答弁ありがとうございました。

再質問をしていきたいと思います。乳幼児の待機児童対策は、村長の子育て支援の大事なものとなりますが、平成31年以降も、乳幼児の出生率、それに対しての保育施設の整備をしっかりやってほしいと思っています。毎年毎年乳幼児は増加しますので、それに向けての計画を進めてほしいと。あわせて、保育士の問題も同時に起こってきますので、保育士の問題についても、どのような対策を今後も検討されるか、再度お願いします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

公立保育園の確保については、きのうも答弁しましたが、待遇として月給制17万2,300円、そして通勤手当2,000円を支給しております。また、近隣市町村の状況も確認しながら、高いところがあればそれにまた追いつくように調整して確保してまいりたいと思います。認可保育園に対しましては、正規雇用化促進事業等を年々活用しながら、臨時職員が正規雇用になるように認可保育園と調整して、努力をしてまいりたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　ぜひまた認可保育園についても、同じような保育士の確保の課題があると思いますので、待遇面については、村のほ

うも気を配ってほしいと思っております。

次に２についてですけれども、子育て支援の中でも学童の放課後クラブが県内でも大きな課題となっております。本村においても、急激に学童クラブのニーズが高まり、幾つかの学童クラブが受け入れを始めております。しかしながら、学童においても待機児童が多くなっています。施設をふやすことを、もっと検討してほしいと思いますけれども、その前に、学童クラブの利用料についてお聞かせください。本村の平均の利用料はお幾らですか。あるいは県と比べてどのようになっていますか。あと、高い金額は幾らかを教えてもらえますか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　申しわけありませんが、正確な数字は持っておりません。

平均的に中城村の保育料は高めだと聞いております。学童クラブの各施設特色がありまして、中城小学校で空き教室を利用しているひだまり学童は、室内での遊びを充実させています。北上原分校のラポールクラブは、運動場がありますので、サッカー、競技を充実させています。空き教室を利用している施設は、子供たちがそのまま授業を終えて、学童クラブに通います。他の施設は、各学校に子供たちを迎えに行く通学車両とかに経費がかかりますので、それぞれ利用料がまちまちであります。高い施設に関しましては、県と協議しながらその学童クラブにもお願いし、安くなるように協議しています。

○議長　與那覇朝輝　石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　学童クラブについても、利用料のバランスが崩れているといいますか、やはり同じ学童クラブの利用の方法だけど、運営の仕方によって大分差があると。例えば保育園に関して、最近認可園という基準があって、県内割と均一化されてきたということがあるのですが、今後学童クラブにおいては、そういうところが課題になってくると思います。この学童クラブの高くなっている原因、要因として考えられるのが、恐らく家賃とか、あるいは送迎が入っているとか、例えば公設の分になったら家賃も、あるいは送迎も要らないという面が出てくると思うのですが、そこら辺を含めて、そういうものに対しての民営の学童クラブに対して、補助はできないものか。どうですか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　各施設、家賃とかがまちまちであります。その都度、改修費とか備品が足りないところには、補助事業に見合った補助をしております。また、学連協と相談しながら、補助事業を活用していきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　ぜひ学連協と協力して、県の補助金であれば、そこに対して市町村の要望をまとめていくことによって、その補助の対象項目にしてもらえるかと思いますので、ぜひそこら辺は県あたりに進めてほしいと、減額して保護者の負担を軽減させてほしいと思います。

あと、今後の対策の中に、公共施設整備を進め、保護者の負担軽減を図りながら、利用料の低い学童クラブによる子育て支援を実施してほしいと考えます。そこで、公的施設整備の補助メニューについて伺います。現在もやっているところはあるのですが、さらに追加してできないものか、補助金額とか補助率、あるいは設置の要件などを教えてほしいと思います。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　公設で建てるということと伺いました。前回の議会でも答弁しましたが、地区公園とか街区公園で建てられないかということで、都市建設課と協議しました。やはり狭い、斜面が多いということで、地区公園、街区公園では難しいという判断をいたしました。

○議長　與那覇朝輝　石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　中城みなみ保育園ですか、学童で追加して３クラスになっていると聞

いておりますけれども、できたら各小学校においても、もっと公設の部分をあと１クラスとかふやすことができないものかと、一応考えます。ぜひそこら辺も検討、お願いしたいのですが、そこであらためて村長に伺いますけど、今後の学童クラブの支援について、もう一度心意気をお願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

学童クラブにつきましては、正直なところ、まだまだ、改善といいますか、もっと勉強しながら、こういう方法はないか、ああいう方法はないかということを考えているつもりですけれども、ただ単純に補助金を出すだとか、そういうことよりも、もっと違った形であるような気もいたしますし、施設の話もございますけれども、そういうものを全部勘案しながら、せっかく中城村、保育教育で盛り上がっているところに水を差さないように、利用者の継続する部分を大事にしながら考えていこうと思っております。

○議長　與那覇朝輝　石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　ぜひ今後、学童クラブのほうにもしっかり目を向けてもらえるとうれしいと思います。

次に移ります。③の児童公園ですけれども、以前にも質問しましたが、上地区には本当に必要だと思っております。子供の居場所は多様化していますが、児童館については、小学校高学年、そして中学生も参加でき、異年齢交流が期待できます。また、中学生や高校生との交流が進むことによって、地域の活性化が期待でき、青年期の活躍にもつながっていくと思っています。そういうものも含めて、ぜひ児童館の建設、現在、区画整理地内に村有地が設置されている箇所があるという情報もあるのですが、そういう場所にも検討されたことがあるかどうか、お聞きします。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１１時５４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５５分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

児童館につきましては、隣の西原町、北中城村、宜野湾市あたりは、小学校校区に１カ所配置されている状況であります。私たち中城村も３校区ありますので、上地区にも大変必要だと感じております。区画整理事業の中の村有地に関しましては、一度検討には入ったのですが、そこでの計画にはまだ至っておりません。

○議長　與那覇朝輝　石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　やはり場所の選定が課題だと思うのですが、またさらなる検討を始めてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

大枠２番に移ります。中城村内の朝夕の交通渋滞が発生して、その解消がなく、かなりたっていますけれども、確かに国道329号の右折だまりの設置については、着々と進んでいるかと期待はしているのですが、今、課長の答弁ではそこまで至っていないと。工事が始まるのかと思って期待もしていましたけれども、まだまだのようなのですが、その都度また新しい情報を提供してほしいと思っております。そして県道29号線についても、朝夕の渋滞があります。そのほかに、北上原の消防学校付近の信号機のところの渋滞がずっとあります。そこら辺については拡幅という部分までになると、すごく時間がかかると思うのですが、もっと具体的な解消方法とかができないものか、ぜひ県中部土木事務所と、その渋滞の早期の解決に取り組んでいってほしいと思います。

②の三田線についてですけれども、具体的な整備計画が後回しということなのですが、当面

の維持管理についてはどのような計画をお持ちですか。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

村道三田線は、登又の公民館の前、村道大田線と接続しているところです。維持管理について、三田線については常日ごろから悪いところは直していっています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　先般、ちょっと見たら大分でこぼこがありましたので、再度お願いします。

あと③の部分について、土地建設課長のほうがいろいろ方法論で答えてもらいましたけれども、本当にこの路線がつながることによって、渋滞の解消につながるものと思っております。今ありましたように、新たな区画整理事業という方法論もあるということでありましたけれども、このプランは、平成30年度、平成31年度ということで、作業は進めていくことになるのかどうか、お願いします。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

井水原はもともと、当初計画の区画整理事業の中に30ヘクタールに入って、全体で120ヘクタールの事業化を目指していましたけれども、この地区を入れると減歩が大分上がったものですから、90.4ヘクタールで事業を行っています。ただここも、30ヘクタールが農振農用地になっていますけれども、ほとんどが原野化になっているということからすると、土地区画整理事業がいいのではないかと思っています。後任の課長も、区画整理事業は大分詳しいので、その辺はまた４月に入ってから検討する事項になると思いますので、その辺はよろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　そういう方法があるということでありますので、また後任の課長と進めていきたいと思います。

その辺で村長にもう一度、村内の交通渋滞についてですけれども、これから県と国との話し合いがないと、なかなか解決しない部分があると思うのですが、今後の方針と解決に向けての決意をお願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

国と県との関連も含めて、国道、県道、特に今、目の前の案件としまして、奥間交差点の改良工事がありますので、特にそこについては、今までも村が一生懸命協力をしてきたつもりでありますけれども、まだまだ用地買収、最終的な部分に至っておりませんので、それも含めて一緒になって、我々が協力というよりも、我々のものですから、いうなれば。場所的には中城村のものでございますので、当然当事者感覚で、しっかりと望みたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　しっかり取り組んでもらうことを期待して、終わります。

○議長　與那覇朝輝　以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１２時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

午後の部は、後ろのほうに今年度の新採用職員の皆さんが傍聴しております。よろしくお願いいたします。

それでは午前中に引き続き、外間博則議員の一般質問を許します。

○４番　外間博則議員　こんにちは。午前に引き続き、午後一から４番、外間博則、一般質問を行います。

質問の前に、屋良課長、新垣課長、議会で私は４年間ずっとお世話になりました。御苦労さ

までした。それと教育総務課主幹、安田主幹、校長職が待っているということで、おめでとうございます。これからは現場に出て学習指導に当たるという立場ですので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それでは一般質問、大枠１から質問します。まず観光振興について質問します。（１）中城城跡の入客数は前年度、今年度の年越しには、年間13万人前後で入客しています。本村の主要イベントでありますプロジェクションマッピングは２日間の開催で１万140人も実績が出ています。企業立地・観光推進課も頑張って成果が出たと思います。また、世界遺産中城劇場「伊藤園ゆずプレミアムＬＩＶＥ」を開催し、世界遺産中城城跡を全国的にアピールできたと大変うれしいことであります。①新年度はゴールデンウィークや夏休みを利用したイベントの計画はあるか伺います。（２）平成30年度から設立されます観光協会について伺います。①観光協会の職員、役員の設置、体制について伺います。②観光振興の取り組みと具体的な今後の計画について伺います。

大枠２．中城村農業振興ビジョンについて伺います。①本村の農業は高齢化による労働力不足、後継者不足、担い手不足で、農業が衰退傾向にあります。農業振興ビジョンを作成するにあたり、今後の取り組みについて伺います。②本村の伝統野菜である島ニンジン、島ダイコンの品質向上に向けたこれまでの研究の状況、成果について伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは外間博則議員の御質問にお答えいたします。

大枠１番につきましては企業立地・観光推進課、大枠２番につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは、お尋ねの観光振興について、御質問の中にもありますプロジェクションマッピング、今年度、平成29年度は１万140人の来場があるという報告があり、その節は大変お世話になりました。出演もいただきまして、また今後とも支援のほうをひとつよろしくお願いいたします。

その観光振興でございますが、午前中の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、４月からしっかりと皆さんの期待に応えられるように観光協会をスタートしていきたいと思っております。その中には、当然観光にかかわるものは、全般的なものではありますけれども、その中には、農産物あるいは特産品、漁業も含めた一次産業の分野もこの観光協会で担うことになりますので、そういう意味ではぜひとも外間議員には、農業関係のお知恵もいただきながら、しっかり中城村の農業、第１次産業をアピールしていきたいと思っておりますので、ひとつ温かい目で見守っていただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　外間議員の御質問にお答えします。

大枠１の（１）ですが、今のところゴールデンウィークや夏休みを利用した計画はありませんが、中城村観光協会設立後に、事業計画をいたしまして検討できるものと思っております。

それから（２）①の観光協会の職員、役員の設置、体制等についてお答えします。きのうから御質問がありましたとおり、重複しますけれども、観光協会の役員については、中城村観光協会設立準備委員会の答申に基づいて答弁させていただきます。まず役員に会長１名、副会長１名、理事５名以上、それから監事２名となっております。事務局については、事務局長１名、職員３名、臨時職員４名、出向職員１名という

計画でございますが、予算縮減のために総務省の地域おこし隊を導入したいと考えております。

それから次に②観光振興の取り組みということでございますが、観光協会の観光振興業務（案）としましては、まず12項目を予定しております。１番目に観光関係者との調整・連携に関すること。それから２番目に各種データ等の収集・分析、観光戦略の策定。それから３番目に地域ブランドの構築及び観光戦略に応じたプロモーション。この３つについては官公庁のＤＭＯの事業が受けられるという体制で計画しております。４番目に観光施設の整備及び運営、管理に関すること。５番目に観光情報の発信に関すること。６番目にスポーツキャンプに関すること。７番目にマリンレジャー等、海に関すること。８番目に観光客に対するサービスに関すること。９番目に観光人材育成に関すること。10番目に観光商品の開発及びその支援。11番目に民泊事業に関すること。12番目に各種の行祭事の実施及び推進に関すること。この件に関しても、観光協会設立準備委員会で提案されたものをそのまま実施したいと思っております。

これを受けて、平成30年度の実施事業については、２つの項目を実施したいと考えております。まず１つ目に、情報発信事業とイベント等の事業を開催したいと思っております。まず情報発信事業については、観光資源、特産品、イベント情報、地域の祭り等の情報を発信していきたいと。それからＦａｃｅｂｏｏｋ、Ｔｗｉｔｔｅｒなどによる情報を発信していきたいと。さらに観光マップ、パンフレット、チラシ等も作成して観光振興を図っていきたいと。さらには、外国人観光客のために外国語に対応したマップも作成していきたいということであります。次に、イベント等の事業実施については、中城村観光案内所を開設して運営したいと思っております。それから観光客誘客及びイベントの誘致活動をしていきます。クルーズ船の受け入れの対応もしていきます。さらに民泊事業の調整事業に取り組んでいきたいと思っています。それから会員募集も、設立後、積極的に行っていきます。次に村イベントの支援ということで、村のイベントの支援、それから具体的なお話しがあれば、受注も視野に入れていきたいと思っております。先ほど村長からもありましたとおり、村の特産品、特に農産物等のＰＲの情報発信をしていきたいと思っております。最後になりますが、中城城跡でのイベント誘致、そしてスポーツキャンプの誘致も実施していきたいという考えでございます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは外間議員の大枠２の①、②にお答えします。

①中城村の農業は、高齢化が進み後継者不足、担い手不足であります。反面、昨年発足しました農業青年クラブの設立など、明るい兆しも見えてまいりました。農業振興ビジョンの作成につきましては、２カ年計画で策定を行います。初年度となる平成30年度は、本村の農業の現状と課題を把握するアンケート調査やヒアリングを実施し、分析を行っていきます。そして、２年目となる平成31年度に分析結果をもとに、営農、農地、農作物及び観光など、農業全般を網羅したビジョン策定に取り組みたいと考えております。

続きまして、大枠２の②研究の状況について、県単事業のわった一島やさい産地力強化事業による現地調査と島ニンジン栽培研究事業による生育特性調査試験を実施し、島ニンジンにつきましては、現地調査等から、農家単位での栽培方法の違いや品質にばらつきがあること、また、根色への影響は環境的要因よりも遺伝的要因が大きいということなどがわかりました。その結果をもとに、島ニンジンの優良個体の選抜や栽

培密度試験、優良種子の選別法、成分調査などの各種研究を行いました。成果としましては、黄色固体を選んで、優良個体の選抜を行うことで一定の品質の選抜は行えており、さらなる品質向上を図るため今年度も継続して選抜を行っていきます。栽培密度試験や優良種子選別等につきましては、その結果を毎年行っている成果報告会で生産農家へ情報を提供しております。また、成分分析につきましては、根色が赤やオレンジの島ニンジンより、黄色の島ニンジンがミネラル等の成分値が高いことがわかりました。この成果を活用して、生産農家や市場に対し、黄色い根色の島ニンジンの特性をＰＲし、さらなる生産普及を図ってまいりたいと思います。島ダイコンにつきましては、栽培期間中における病害虫被害の調査を行っており、調査結果から、キスジノミハムシ、コナガや黒班細菌病、萎黄病などの被害が多いことがわかりました。以上です。

○議長　與那覇朝輝　外間博則議員。

○４番　外間博則議員　それでは順を追って再質問いたします。

観光振興において、我が村の課題である観光振興の向上について、午前の一般質問でも大城議員から人員体制、また構成などについては伺っておりますので、その点は割愛したいと思います。この立ち上げに向けての質問をいたします。観光振興において、新聞報道などで、浦添市で全国初の民泊推進都市宣言という宣言をしています。その中で、観光を誘致するには、やはり宿舎やホテルなどの施設が必要になってきます。その中で、民泊の受け入れが少ない本村で、今後この民泊の受け入れがスムーズにいくような計画等、また受け入れをどう考えるか伺いたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　ではお答えします。

民泊については、国も規制を緩和して推進しているところでございますが、外国人が民泊をして、いろいろな苦情、課題も出てきているようです。御指摘のとおり、本村には宿泊施設がないため、観光的な経済波及効果は、大きな期待はできないというのが重要な課題として認識をしております。幸いに、本村には、ＮＰＯ法人が民泊を運営しております。これまで何年か受け入れをしてきておりまして、いろいろなノウハウを蓄積しているものと認識しております。こういう方々も観光協会に加入していただいて、協会としても一緒に推進できれば、民泊家庭を拡大することができ、事業実施について生産的にできるものと考えております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　外間博則議員。

○４番　外間博則議員　民泊の受け入れについては、受け入れの家庭が厳しい状況にあるというのは、私も承知しております。そういう意味では、多くの方が受け入れてくださるように頑張っていただきたいと思います。

その件で私なりのアイデアなのですが、観光客を誘致するために、例えばクルーズ船によって外国人がいろいろな、県内外も含め、先ほど質問しましたゴールデンウィーク等、夏休み期間中の入客を進めていくために、５月はもうゴールデンウィークで行楽シーズンということで、家族連れとか子供連れの来場者が見込まれるのではないかと思います。その中で入客、入場していただくために、先ほど言ったパンフレットなどの配布し、キャラクターショーなど、予算的にもそんなにお金がかかるようなキャラクターショーではなくて、子供たちが興味を持つようなキャラクターショーなどを行っていただけないか、今後計画できないか、新年度計画できないか、伺います。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長

屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

ゴールデンウィークの観光客が移動する時期というのはすごく大事なところと認識をしております。今まで、中城城跡ではエイサーをしてみたりという実績はございます。５月ということで、新年度４月から始まって１カ月で仕上がる物かどうかは検討していきますけれども、大事なことだということで、前向きに検討していきたいと思っています。

○議長　與那覇朝輝　外間博則議員。

○４番　外間博則議員　今回質問したのは、入客数の増を見込めるということで、各種イベントもゴールデンウィークなどの、行楽シーズンを利用した取り組み、ぜひ行っていただきたいと思います。以上です。

質問を変えて、観光協会の質問をします。先ほど午前で大城議員からもございましたけれども、観光協会設立の正会員と賛助会員で構成されるという話でしたけれども、その中で地域おこし隊を県外から、企業立地・観光推進課のほうで、課長のほうで面接を行うというお話しですが、３名でしたか。３名を採用するというお話しでしたけれども、この方々は、県外地域でどのような観光に対する技術力、その辺はどう考えて採用するか、面接を行っていくか、お考えをお聞かせください。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　では答弁いたします。

地域おこし隊については、総務省の支援事業としてありますが、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動して生活拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし隊として委嘱し、隊員は一定期間地域に居住して、地域ブランドや地域地場産品の開発、販売ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民生活支援などの地域協力を行いながら、その地域への定着を図るという仕組みでございます。その中で、今回、大阪府、東京都、都心に募集をかけましたところ、一次募集者が少なく、二次募集まで行いました。幸いに４名の応募者が今現在応募しておりまして、３月18日の日曜日から20日火曜日までは、大阪で２人を面接してきております。それから、３月28日から29日にかけて東京で２人を面接する予定でございます。採用通知から、早くても１カ月後に採用を予定し、３名を採用することとしております。地域おこし隊については、今回、２名の方々を面接してきましたが、いずれにしても観光に特化した技術、そして経験をお持ちの方でありました。それについては、また東京のほうの面接を行った後に、総合的に客観的に判断をしまして、３名を採用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　外間博則議員。

○４番　外間博則議員　この３名の募集について、３月28日、東京へ行って面接を行うということであります。その点で、地域おこし隊の目的としまして、観光協会にこの３名の方がアドバイザー的なそういうお仕事だと思いますので、新たな視点を持った方たちへの批判とか、地域への溶け込みやすいような、組織でやっていけるような、その辺はどう考えているか、お聞きいたします。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

地域おこし隊ですので、当然地域の方々へ溶け込むことが一番大事だと認識をしております。ただ、すぐに地域へ溶け込めるかというと、対人間関係もありまして、個人差もありますので、そこについてはやはり１年をかけて、まず地域

を知ること、地域を歩くことという方向で一緒になって事業を進めていきたいと思っています。

○議長　與那覇朝輝　外間博則議員。

○４番　外間博則議員　地域おこし隊に関しては、やはり県外からいらっしゃるということで、溶け込むのは時間がかかると思いますが、地元が活性化することが目的だとされていますので、そのためにも、観光協会の運営に当たって、地域おこし隊もマッチングといいますか、一緒に協会の方々と会員の皆様との協議の中で、いいアドバイスができるような、そういう組織運営で頑張っていっていただきたいと思います。以上です。観光協会の設立については、これで終わります。

続いて、農業振興ビジョンも４月から設立ということでありますが、いただいた資料の中で、去年10月でしたか、中城村農業青年クラブの８名の方々が会員ということで名簿にありますが、その方々の中で年齢層を見ると、平均年齢が31歳、一番若い方が21歳ということで、20代と30代前半の方が主ですが、その方々の中で認定を受けられた認定農業者は何名いらっしゃるのか、伺います。その中で、これから新しく認定農業者として、育てていく計画もあるか、重ねて２点伺います。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

１名の方が認定農家です。あと７名については、今後育てていくのかという御質問だと思いますけれども、私たち農林水産課としても、できる限り認定農家を育てていきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　外間博則議員。

○４番　外間博則議員　それでは、関連する質問で、新年度で行う農業振興ビジョンの作成に伴い、農産物を試験、研究などをする施設があり、ハウス施設、新規で行う事業でありますが、その中で、どういう野菜、品目とか、どのような研究をして普及していくか。内容を教えていただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

外間議員の質問については研究ではありません。研究は琉球大学のほうで島ニンジンの研究を行っております。新年度の予算に含まれているのは圃場です。村独自の圃場を持って、その中で島ニンジンの種子の育成とか、あと島ダイコンに関しましては、まだまだ普及がなされていなくて、種子のほうが足りないということもありますので、その圃場で、種子を育てて農家さんのほうにお配りして、普及を図っていこうという考えを持っています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　外間博則議員。

○４番　外間博則議員　今、この事業は北浜２カ所で行っている島ニンジン、島ダイコンの品質を高める研究を、琉球大学の教授と一緒に研究をしていますが、その方も投入して、野菜など、新規で入っているハウス事業、この中に組めないかどうか。栽培研究も同時にできないかということです。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

栽培研究というよりも、先ほど申しましたように、種子、それを育てていくということです。島ニンジンの研究に関しましては、琉球大学のほうに委託をして行っています。今後、農業指導員もいらっしゃいますので、この圃場の中で栽培をしながら、琉球大学とも、ＪＡなどに普及員がいらっしゃいますので、そこと連携をとりながら、村の圃場では種子をふやしていくと

いう考えです。あくまでも研究とは別個に離して考えています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　外間博則議員。

○４番　外間博則議員　ただいま質問しましたのは、８名の若い方々、農業クラブに所属する会員の皆さんがいかに農業技術力をつけて、本村の老朽化、衰退した農業を継承していただくためにも、やはり勉強させて、技術力をアップさせていただけるようなそういう施設をぜひ目指して頑張っていただきたいと思います。

その中で、施設を充実させるために、遊休地など耕作放棄地、そういう土地をこの事業の中に取り入れて、新規でも構いませんけれども、そういう遊休地を利用した施設栽培ハウスなどのそういう事業も、今後も取り入れて頑張っていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長　與那覇朝輝　以上で、外間博則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続いて、新垣徳正議員の一般質問を許します。

○１１番　新垣徳正議員　本日、最後の一般質問になりますが、11番、新垣徳正、通告書に従いまして一般質問を行います。

先ほど、議員の皆さんが今回の一般質問の冒頭で述べていることでありますが、屋良朝次課長、新垣　正課長、以下同文でございます。また、本議会終わってから懇親会も予定されておりますので、またそのときには思いのたけを述べさせていただきたいと思いますので、つき合ってください。

それでは通告書に従い読み上げて一般質問を行います。まず大枠１番、施政方針を受けて。健全な行財政経営、組織強化の①「質の高い行政サービスを実現するため、互いの職員が研修等で得た知識の共有を図り、その中で職員の意識改革を図り、組織力の強化につなげる考えだ」と説いておられますが、現行はどのように認識していらっしゃいますか。

続きまして、産業経済の活性化につきまして。①「特産品の生産拡大、販路拡大の支援に向けた取り組みを行い、特産品のブランド化を目指す」とあるが具体的な取り組みがあるのか、伺います。

続いて、観光振興について。①「各種イベント等を通じて、国内外に広く中城村をアピールできた」との認識のようでございますが、その後の取り組みが気になるところであります。一括交付金頼みの観光客誘致の取り組みも、もおうそろそろ総括の時期だと考えておりますが、何か策をお持ちであればお聞かせください。

続きまして、平和社会を創出するために。①読谷村チビチリガマの事件に触れ、次世代を担う子供たちへの平和教育のあり方に懸念を抱くとのことでありますが、これからの平和教育のあり方をどのように認識しておられますか。②現行の平和教育等における次世代への平和継承の取り組みをどう評価されますか。③前回施政方針の中で、「辺野古新基地建設反対と、一日も早い米軍普天間飛行場の返還」を訴えていくとの文言がありましたが、今回そのことに関して触れられておりません。村長御自信の考えが変質してしまったのか、気になるところでございます。以上、お答えいただけたら幸いです。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは新垣徳正議員の御質問にお答えいたします。

それぞれの分野を、それぞれの課で答弁させていただきます。総務課、農林水産課、企業立地・観光推進課、教育委員会。私のほうでは、今御質問がありました辺野古新基地建設反対の、その考えは変質したのかという御質問にお答え

をさせていただきます。議員も御自身で触れられておりましたけれども、読谷村のチビチリガマの件が、余りにも衝撃が大き過ぎました。大き過ぎたというのは、我々大人も非常に反省をしなくてはいけない点ではございますが、平和の継承はしっかりできているのか。そういう部分で、今回はごらんになったとおり、チビチリガマの部分と、平和継承という部分を主に、施政方針の中で考えを述べさせていただきました。その中でも、議員がお聞きになっています、前回施政方針の中でというところでは、前回も、前々回も、その前も、私はずっと辺野古新基地反対と普天間飛行場基地の返還を掲げて、施政方針を述べてまいりましたので、それは変質したわけではなくて、今お話しした部分で、チビチリガマの衝撃的な事件を主に取り扱ったということがまず第一と、それとあえてここで述べさせていただきますけれども、私としては、今後も当然、私は建白書を実現する中城村民会議の共同代表でもありますし、また翁長知事が折れそうになりそうな環境の中でもあれだけ頑張っていらっしゃる、その翁長知事をしっかりと、私どもも連携をとりながら支援をしていきたいというのは、あえてここで述べさせていただきたいと思いますので、どうぞ誤解なきように、私もぶれずに頑張っていきたいと思っております。あとはまた担当課のほうで各質問に答えさせていただきます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　平和教育についてですけれども、学校では、学校経営計画に平和教育の指導に関する年間の指導計画を作成して計画的に平和教育を実施しています。また、次世代への平和継承の取り組みに関しては、平和学習のために講師を招いて講演会を開いたり、平和公園へ出かけて行って平和学習をしたりしていますが学校だけではやはり不十分な面もあるかと思っています。さらに、チビチリガマの事件に関しては、私は少年たちがどのような幼少期を過ごしてきたかはわかりませんけれども、教育現場の立場からすると、もちろん平和教育も大切ですけれども、その前に道徳教育はどうだったのかということを考えなければならないと思っています。幼いころからの家庭でのしつけや他人に迷惑をかけることはやらないというような、そういうしつけの問題、道徳教育の充実の問題も重要になってくるかという考えです。以上です

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　施政方針で掲げる組織強化についてお答えいたします。

これまで、各種研修へ職員を派遣することにより、職員一人一人が、全体の奉仕者であることを自覚し、職員個々の能力向上を通して、よりよい行政サービスの提供ができるよう努めてまいりました。そのような中、昨今の研修内容は、多種多様になっており、各業務の専門性を高めるような研修のほかにも、公務員としての考え方や取り組み姿勢など、いわゆる政策形成能力を学べる研修も多くあります。このような研修に参加した職員を中心に、研修で得たノウハウや知識を共有する場を設けることにより、より効率的に多くの職員の能力を向上させるとともに、職員の意識改革を図り、結果的に組織の強化につながるものと考えております。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは大枠１の産業経済の活性化についてお答えします。

まず特産品の生産拡大に関する取り組みについてですが、島ニンジンにつきましては、生産の拡大というよりも、黄色い島ニンジンの拡充を目指します。また、島ダイコンにつきましては、種子が少ない状況です。そのため、試験圃場を確保し、黄色い島ニンジンの種子や島ダイ

コンの種子をふやします。そして、それを農家へ配布し、生産の拡大に結びつけたいと考えています。次に、販路の拡大につきましては、平成29年度に引き続き、フェアーの開催や飲食店への営業など、ＰＲ活動を積極的に行うとともに、ＪＡや市場と連携して販促を行いたいと考えています。また、ブランド化に向けた取り組みとして、農林水産省が所管する地理的表示保護制度、いわゆるＧＩの登録に向けて、農家、ＪＡ、関係機関と調整を行っているところです。以上です。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　新垣徳正議員の御質問にお答えします。

観光振興についてお答えします。平成33年度で一括交付金は交付期限となります。その後の取り組みについては、これまで実施した事業については、十分精査した上で、今後の方向性を考えなければならないと思っております。可能性としては、独自事業や民間のイベントを誘致する策も検討できるものと考えておりますが、本村の財政状況を鑑みますと、単独での新規事業や、まつりやイベント開催はとても厳しい状況にあると認識しております。他の補助事業の検討を行う必要があると考えております。幸いに、現在、文化庁の一般公募事業の文化芸術創造活用プラットホーム形成事業等にチャレンジした実績も職員としてはありますので、その辺の職員の能力も生かしながら、他の事業を検討できるものと考えております。以上でございます。**○議長　與那覇朝輝**　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　それでは、再質問をさせていただきます。

今、村長を初め、教育長、課長の皆様のお話しを伺って、ずっと産業活性化等につきましては、今まで観光につきましても、今まで答えてきたことの範囲内かと思いますが、ただ一つ、今回気になることがありまして、健全な行政経営、組織強化につきまして、先ほど総務課長は、職員に関しては十分な情報を共有しながら、そして十分な教育を身につけさせているということをおっしゃっておられました。ぜひそれは強化していっていただきたいところではございますが、実はここに悲しいといいますか、皆さんにとってはおもしろくないことがあるのかということがあって、村長、あえて常におっしゃいますよね。行政運営ではなくて行政経営だということをよくうたっておられますが、これはおのおの、職員の方が住民に対して上から目線での行政対応ではなく、民間企業等におけるきめ細かいサービス、そしてお客様第一的な対応サービスを、本来行政においても反映させていきたいという、その強化の部分も含めてのことだと、あえて行財政経営だと言われていると、私自身は考えているのですが、村長、その辺どうでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

おっしゃるとおり、私は村長を10年前に就任して以来、民間出身ということもありまして、常に村民目線で、役場はあくまでもサービス業だということで、職員にも徹底してきたつもりではございますが、それが全てうまくいっていますと断言できないところは、私もまた知らないところがあるかもしれませんけれども、姿勢としては、その姿勢を常にうたいながら、職員がそこに呼応してくれるように臨んでいるところでございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　村長、今おっしゃったことも踏まえて、私のこれからものを聞いていただきたいのですが、村長以下、課長の皆さんもぜひ聞いていただきたいことがあります。

実は何かと言いますと、この間、ある住民の方から苦情と申しますか、お話しを聞くことが

ありまして、その方のお話しでは、御自身も含めて家族のパスポートの申請に役場窓口を訪れたということです。それでその窓口で何があったかと言ったら、知人や会社の同僚などからパスポートを申請するためには、こういう書類が必要だというある程度のことを聞いて、その書類をそろえて窓口に来て、そこで提出、窓口の担当の方に渡したと。その窓口の担当の方は、その書類に目を通して、一つだけ、この中のこの方の御主人の免許証のコピーに現住所ではなく、前の住所がそのまま記載されていた。それを見て、その窓口の担当の方は、御主人の免許証の住所変更がされていませんので、これは受け付けられませんと言われたそうでございます。その住民の方は、住民票には現在の住所記載なので、その提示で可能だと聞いている。住民票、あるいは健康保険証で可能だと聞いてきて、それを持ってきた。でもその職員は、免許証の住所変更をしなければそれらのものはできませんと、その後でなければこのパスポートの手続はできませんと言われたそうです。その住民の方は、保険証であるとか住民票を持って行って、それで可能だと、知り合いや同僚からも聞いていたので、これでできると思うのですがと食い下がったみたいです。もしこれでできなかったら、渡航するのに急いでいるということで、何とか方法はないか、それで何とか対応してもらえないかと、再度お願いしたのですが、その職員がそのとき何と言ったかというと「そんなに急いでいるのであれば、那覇のほうで申請してください。あちらのほうが早いですよ」と言われたそうです。「もしここでその書類を受け取っておくれたら、私たちは責任が持てませんから」と言ったそうです。窓口担当の方が。さすがに住民の方もカチンと来て、わかりましたと。これから那覇に行って、那覇で申請しますと。自分の住んでいる村で受け付けられなかったので那覇に来ましたということも言いますよと、ちょっとけんか腰になったみたいなのですが、ということを伝えたそうです。そうしたらその職員の方は「あなたの書類の不備で申請ができないのであって、こちら側の責任ではありません。もしあちらのほうでそういうことを言われたらこちらは困りますので、そういうことは言わないでください」と言われたそうです。そして帰り際、もう一度、パスポート申請のために必要な書類を渡されたそうです。それでその住民の方は、そのまま仕事場に戻ったということです。

問題はその後なのです。その住民の方は、仕事場に戻って職場の同僚にこういうことでできなかったという話をしたら、職場の同僚は、いや、私はこれだけで自分のパスポートをつくったことがありますと。渡された書類、資料を見てみたら、実際、その書類で用をなすことができるということがわかったのです。もう一度目を通してみたら。そしてその住民の方は、今あったとおり、上司の人に時間をもらって、また頭を下げて、もう一度役場に来たそうです。そして再び同じような手順でしようと思っていて、そこの窓口担当の方が、前の担当の方とは違う方だったと。それで、その担当の方に同じようにパスポートの申請に来たのですがお願いできますかと言ったら、できたということなのです。その書類で。これは、どう思われますか。

同じ事務手続で、個別の職員の対応いかんで、できたりできなかったりすること自体、あってはならないことです。今、総務課長がおっしゃったように、総務課長の思いが本当に末端まで、職員まで通じているかということです。上のほうで一生懸命こういうことをする、村長を初め、住民に対してのサービスなのだとやっている中で、多分その方は…きょうは初任者の職員もおられるのであれなのですが、初任者の教育がなっていなかったのか。本当に初任者でそういうことがわからなかったのか。でもそれ

自体問題だと思います。そういう対応をされて、住民が一遍帰されてまた来て、担当が違って、はいできましたという、こういうことがあってはいけないと思います。村長、一言お願いします。どう思いますか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今の話を聞くだけでは、私の物差しでも計れないぐらいの、そんなに難しい話なのかという感じがします。ですから、一つは担当職員の認識不足と、先ほど私がお話しした村民目線での対応、サービス業としての認識も足りなかった。両方足りなかったという意味で、これは私も監督責任という立場で考えますと、大変悲しいことでもあるし、しっかりまた指導して、こういうことがないように心がけていこうという気にもなるような出来事でございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　同じように、担当課長、一言お願いします。

○議長　與那覇朝輝　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それではお答えいたします。

先ほど村長からも申し上げましたけれども、こういった事態というのはあってはならないことだろうと思います。その意味で、今後また職員ともコミュニケーションをとりながら、今後そういうことがないように対応していきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　お断りしておくのですが、これはあくまでもその住民の方のお話しだけを伺って、担当課の窓口の職員の話は伺っておりません。というのは、その方が誰だったのか、その住民の方もわからないし、それを詮索する、犯人捜し的なものはしたくはないということでしたので、その辺は、私はわかりません。それにしても、このような対応を役場窓口で受けるようなことがあったら、住民はたまったものではありません。住民からすれば、職場の上司に気を使いながら、自分の仕事も都合をつけながら、役場の手続なりをしにくるわけです。皆さんはよく御存じだと思うのですが、だからこそ、行政というのは、村長がおっしゃる行政経営の号令のもとで、住民の負託に応えるべく、しっかりとした住民サービスを提供し、そのことを通して、住民への義務を果たしていく役割を担っているところではないかと私は思っております。

議長、済みません、休憩お願いします。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１４時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４８分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　きょうは本当にタイムリーで新任の皆様も後ろのほうで控えておられますが、私、この間、総務課長のほうにお願いして、多分、宣誓書というのがございますよね。この役場、要するに公務員になるときに、皆さん、この宣誓書を読み上げて、宣誓なさってから、多分役場の職員になられると思います。そうですよね。多分皆さんそうなさったと思います。後ろにおられる新任の皆さんもそれをちゃんと読み上げて、宣誓して役場の一員となると思います。公務員となると思います。この中に書かれていること、全体の奉仕者、先ほど総務課長がおっしゃっておられました。皆さんは全体の奉仕者であるべきなのです。公僕なのです。それを本当によく自覚してほしいと思います。ややもすると、そのことを忘れてしまって、そのような住民に対する行動に出てしまう可能性が多々あると思います。常に、本当に短い文章ではあるのですが、ぜひそのことは、課

長を初め皆さんは、常にそれを、その部下の人たちにきちんと教えて、みずからも律するという気持ちで、住民サービス、住民対応に当たっていただけるように、私はとても希望いたします。

ということも含めてなのですが、村長、それらも勘案して、今度いよいよ新庁舎建設がスタートするわけですが、どれほど立派な建物が完成したところで、その中身が伴わなければ、何の意味もなさないことは、今年度の施政方針にも書かれているように、重々御承知かと思っております。幾らすばらしいお題目を唱えてみても、その実態が伴わなければ、絵に描いた餅以外の何物でもありません。ぜひ、村民から、今度の庁舎は、建物も立派だが中身はもっと立派だと言われるように、ぜひ課長を初め、職員皆さん、邁進していただけるように希望いたします。ちょっと難しい話になってしまったと思うのですが、話を変えます。

次の質問です。産業経済の活性化ということで質問させていただいているのですが、先ほど来、ずっと農業に関しましても、課長、同じような答弁ばかりで、それ以上答弁するものはないかと私も思っておりますので、これ以上は聞きません。ただ一つだけ、村の農業青年クラブであるとか、生産組織に関しましては、ぜひともももっと手厚い予算配置なり、何なりして、育てていくのを、ぜひしていただけたらと思っております。その中にもあるように、農業はどうしても高齢化が進んでしまって、あちこち見たら耕作放棄地であるとか、そういうのが目立つようになっております。それを立て直すのは何かと言ったら、やはり若い力なのです。ぜひその辺は、若者のほうに力を注いでいただいて、しっかりと予算をつけるなり何なりで、頑張っていただきたいと思います。

あとは観光振興ですが、これに関しましても、多分先ほどからずっと屋良課長は立ちっぱなしの状況ではあるのですが、それ以上の答弁も期待できないかと思っております。ただ一つだけ、先ほどの課長の答弁の中で引っかかっていることが、民泊について、先ほど課長が言われたように、民泊事業にも力を入れていきたいというざーっとある項目の中からあったのですが、その民泊事業、課長の中では、この本村における民泊事業をどのように捉えておられますか。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

民泊についてですが、観光を振興する上では、やはり民泊、ホテルという滞在型のことが一番大事だと。これについては地域の経済効果が最も大きく波及するのではないかと思っております。ただ、ホテルがないために民泊ということではなくて、民泊を通じて、今の民泊は本土の高校生や若者を中心に行ってきておりますが、やはり農業を体験したり、歴史文化に触れたりという中で、地域との交流を生かせる滞在型の観光に位置づけられるものと認識しております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　おっしゃるとおり、本村には宿泊を兼ねたようなホテルであるとか、そういう施設がないというのが現実であります。そのために、今、本村ではＮＰＯ法人を立ち上げ、民泊事業に取り組んでいるところであります。ただ、課長は御存じかどうか知らないのですが、我々議員の中にも、何名か民泊の受け入れ家庭を実施している家庭がございます。ただ、先ほど、課長は、本村には民泊のそれがあるとおっしゃっておりましたが、去年、その民泊は行われたと認識しておられますか。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１４時５６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５７分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

企業立地・観光推進課長　屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

はっきりとした数字は持っておりませんけれども、この前調査したときには３校、本土から受け入れたということで認識しております。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　課長がおっしゃるとおり、３校受け入れております。３校を受け入れておりますが、これは去年の話ではありません。一昨年の話であります。というのは、去年は、民泊事業は行われておりません。私は、それはどうしてかというのを課長に伺いたかったのですが、多分その状況なので、課長自身も把握なさっていないと思っておりますので、この民泊事業にしても、今、課長が言われるように、農業体験であったり、歴史の探検であったり、そういうことを本村の民泊事業はやっているのです。これには、利害関係は多分生じていないと思います。なぜなら、年に１カ月３校、県外からの高校生を受け入れるという感じで、そこには本当にボランティア的に受け入れ家庭がかかわってきているというのが、実情でございます。もし本当にそれを観光事業としてやっていこうと思ったら、多分そういう形ではできないと思います。あくまでもそこに、課長がよく言われるように、イベントを打って、そこで、城跡に多くの人が来て、それを持ち帰ってそれがＰＲになるという感じで、民泊事業も全くそのどおりだと思います。来ていただいて、そこの家庭に触れて、畑を耕して、あるいは歴史を見て、持ち帰って、そこでリピーターとして、この中城村に来る。それを期待しての事業だと私も認識しております。それを本当に中城村が大好きな人たちが集まって、それで受け入れてという事業につながっていると思っております。よそでやっている民泊のように、それを一つのもうけ事みたいな感じには、多分中城村には無理だと思っています。それで、どういう民泊の構想をお持ちなのかと聞いてみたのですが、いろいろな手法、いろいろな手順などを踏まえて、この民泊の問題が、本土のあちこちでも問題になっております。その辺をクリアしながら、果たしてできるかできないかは、また検討していただければいいかと思っておりますので、よろしくお願いします。

平和社会を創出するためにということで、教育長、質問させてください。長崎原爆の日に合わせて、本村生徒の平和特使としての、本村の生徒を長崎に派遣する取り組みの事業がございますが、この事業は、平和につながると考えますか。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１４時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時０１分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは新垣徳正議員の御質問にお答えします。

長崎への中学生の派遣事業につきましては、企画課のほうで担当しております。それにつきましては、長崎へ派遣する前に、沖縄県の中でピースフォーラムであったり、長崎の原爆の式典に参加して、帰ってきた段階で慰霊祭にも参加しているので、平和の尊さなどを考える部分では大変勉強になっているかと考えております。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　私は、この平和特使の事業に関しては知っているつもりです。その平和特使の事業がどうなのかということではなくて、純粋にその事業の取り組みが、平和につながると考えますかということです、教育長。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　生徒の感想等を聞きますと、やはりまた改めて平和について考えるということを考えますと、もちろんためにいなっている事業だと捉えています。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　長崎原爆、ほかにも本村で取り組まれる、沖縄戦の実態を学ぶさまざまな平和学習が取り組まれていますが、その学校現場で取り組まれるさまざまな平和学習、ガマの見学であったり、語り部のことであったりという取り組み、そのことは平和の創出につながると考えますか。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１５時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時０４分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　学校でも実際にそういう事業を行っています。もちろん、平和の創出、それにつながるものだと捉えています。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　では、戦争に反対し、抗議行動をするようなことは、これもまた平和の創出につながると考えますか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　抗議行動等という質問ですけれども、確かに、個人的な思想で、これは学校教育の部分ではないと捉えています。というのも、本人や保護者の思想という部分になってくるかと。平和の尊さであるとか、戦争の恐ろしさであるというのを伝えていく、教えていくのは学校教育の部分だと思いますが、それに抗議をするとか、反対するとかというのは、あくまで保護者の責任のもとにやるものだと捉えています。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　実は次の質問で、その答弁が来るかと思っていたのですが、一つ前で来てしまいました。

次の質問というのが、沖縄における米軍基地の撤去を求めて、抗議行動を行うことは平和の創出につながると思いますかという質問をしたときに、多分教育長は、今言われた答弁が来ると私は構えていたのですが、一つ前でした。済みません、尋問質問みたいなことになって、お許しください。

なぜ私は一般質問のたびにこの種の質問を行うのかということ、それには理由がありまして、今の教育現場において、余りにも沖縄の米軍基地問題について、子供たちへの周知が図られていないというのをすごく感じるのです。政治の公平性であるとか、公平性を盾にするかのごとく、その問題から目をそらすことは、それこそ国であったり、今よく問題になっていますよね、現在国会のほうでもいろいろ問題になっています。文科省の介入などを擁護することにならないか大いに懸念されるところがあると私は思っております。教育長、前回も同じような質問を行いましたが、それに対して、教育長も、基地問題は各家庭において論じられるもので、学校現場であるとか、教育の場で取り上げるべきものではないと認識するとおっしゃっておられました。今もその考えは変わらないということでございますが、では教育長、これはどうですか。過去の戦争、沖縄戦にしても太平洋戦争、それについて、それは子供たちに戦争の悲惨さを伝えるために、その学習を通じて、子供たちには教え、導く必要があるとおっしゃっております。では、現在の戦争については、子供たちには、学校で教えないでそれを家庭任せにしていいのかと、私はすごく疑問に思います。前の沖縄戦と、今ここにあるそれはもう70年以上のあれがたっていながら、この沖縄に今現在、同じように米軍基地があるということ。これを過去とつなげることはできないのかということです。な

ぜそれを教えることができないのかなと。なぜそれは家庭任せにしてしまうのだろうというのが、すごく私は疑問なのです。なぜそれは教育現場で教えてはいけないのかという。

質問を変えますが、教育長、軍事基地というのは、一体どのような性質のものだと思っておりますか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　軍事基地というのは、もちろん戦争につながるそういう基地になっているかと考えています。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　教育長、本当にまさにおっしゃるとおりなのです。戦争につながるのです、軍事基地というのは。そこから出ていくもの、ここから放出されるものというのは、全て戦争につながっていくのです。なぜそれを過去の戦争では子供たちに教えて、今あるものは、それは口をつぐんで家庭に任せてしまうのか。すごく私は、その辺に矛盾を感じるのです。

今回、私も議員最後の一般質問になると思います。状況が変わるかどうかは知りませんけれども、これから私の議員活動において、これが最後の一般質問になるというのを覚悟して、ぜひ、議事録にきちんとしたものを残したいということで、あとは文章読み上げみたいになってしまうので済みません。

過去においても、現在も、またこれからも、戦争は決して認められるものではないし、起こしてはいけないし、起こさせてもいけない。このことは、今の私たちに課せられた大きな課題だと考えます。では、その大きな課題を前に、私たち大人は、教育を担う現場の教師は、何をすべきか。現状において、子供たちは学校教育の中でさまざまな平和学習を通して、過去については学んでいると思います。過去に学ぶことは大変重要なことです。でも、現在の戦争に、またこれからもしかしたら起こるかもしれない戦争については、どのように子供たちは学ぶことができるのですか。誰がそのことを教えるのか。各家庭の問題で済ませてしまっていいものか。私は決してそうではないと思います。

私たちも子供たちも、過去の出来事は現在につながっていることを知らなければなりません。戦後70年以上のときを経て、いまだこの沖縄には戦争の現実が横たわっております。平和な島、守礼の国と言われるこの沖縄に、これほど大きな、広大な軍事基地があるということ。そしてその軍事基地から飛び立つ爆撃機が、見ず知らずの土地の人々を殺し、幼い子供の命を奪っている。その現実を、私たちは見てみぬふりをするだけでいいのですか。自分には関係ない、自分の友達でもないし、自分の子供でもない。ましてや自分の孫でもない。そういってみずからの目、耳、口を塞いで知らないふりを決め込むのですか。学校では、いじめられている生徒がいたらどうしますか。知らんふりを決め込みますか。子供たちに、そんなことにはかかわるなと教えるのですか。そうではないはずです。戦争と学校のいじめを一緒にするなと言う方もいらっしゃるかもしれませんが、そんなことはありません。それは全て一緒で、底のほうでは全てがつながっていることを、我々知るべきです。

先日テレビで、中東における内戦のニュースを伝える画面で、小さな少年がテレビカメラに向かって、あなたたちの無関心が私たちを殺していると訴えている画面を見て、とても胸が痛くなりました。たかだか６歳か７歳ぐらいの男の子でした。軍事基地というものは、何一つ生産性を伴いません。そこから放出されるものは暴力であり、破壊であり、人殺し以外の何物でもないと私は考えます。そのような軍事基地は、この沖縄から、そして世界から一日も早くなくすべきです。そのことは決して、各個人の家庭だけで論じることではありません。学校という教育現場においてもしっかりと教えていくべき

事柄だと私は考えております。村長、その思いをひとつお願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

大変難しい、思いを述べよということでございますので、ただ基本的には、当然平和を尊び、戦争のない社会というのは当たり前だと思っておりますので、それを望んで、それのために子供たちにそれを継承していくというのは、当然だと思っておりますので、ただ先ほどからの教育委員会との徳正議員とのやりとりの中では、教育委員会での立場と、そして徳正議員の立場、おのおの違いはあると思います。しかし、向かっている先は同じだと思います。恐らくですけれども、日本国民全て同じところに向いているとは思いますが、その手段がそれぞれ違うし、もちろん多少の温度差はあるでしょうし、思いの強弱はあるかもしれませんけれども、しかし、基本的には、今議員がおっしゃったような、誰しも自分の子や孫が戦場に行くというのは、絶対に避けなければならないし、またこれは恥ずかしいことであると思っておりますので、それは議員とも一致した意見ではないかと思っております。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　教育長、一言お願いします。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　社会科の授業を中心に、教育現場でも過去の史実をもとに指導は行っています。戦争の恐ろしさや平和について考えることは、とても重要だと思っていますので、その強化だけではなくて、道徳や特別活動、総合的な学習の時間等、指導を行っている現状です。私は、平和教育の根本にあるものは、まず家庭が団らんで、兄弟仲よく、家族が仲よく過ごすというのが根本にあるものなのかと捉えています。それと、学校においては議員も今おっしゃっていましたが、学校の平和教育というのは、最小の単位であるクラスのメンバーが、いじめがなくて、仲よく楽しく過ごせるように、毎日学校生活が充実して送れるというのが重要かと思っています。そこから、それをベースにして、子供たちが社会に出ていったときに、平和を愛する大人、争い事のない社会を望んで、それをつくり上げていく人間になっていくものと考えて、学校現場では指導しているつもりです。以上です。

○議長　與那覇朝輝　新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　私も別に、村長や教育長を勘ぐるわけではないのです。思いは一緒だということも重々よくわかっているつもりです。ただ本当に、平和が、その平和というのが脅かされたときに行動できるような人をつくってほしいということなのです。今、すごくその辺が不安、懸念されるところだと思います。今現在、こういうことがあるときに、口をつぐんでしまうことがないように。危険だと思ったらそれは危険だと、間違っていると言えるような人材を、ぜひ教育の中からもつくってほしいと思います。英語教育も入ってくるということなのですが、英語教育の前に、まず主権者教育です。ぜひ我々国民に主権があるということを、ぜひ小さいときから教えていっていただければいいと思います。済みません、終わります。これが多分最後の一般質問になります。

○議長　與那覇朝輝　以上で、新垣徳正議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散　会（１５時１９分）

平成30年第２回中城村議会定例会（第22日目）

招集年月日	平成30年３月５日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成30年３月26日　（午前10時00分）		
	散会	平成30年３月26日　（午後３時14分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 8 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　與那覇朝輝　皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　おはようございます。９番の仲眞です。特に前置きはありませんので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、中城小学校、津覇小学校の低学年への15人少人数学級の導入についてを伺います。①導入の狙い及び教育委員会とのコンセンサス、またＰＴＡや保護者への説明はどうなっているのか。②財源確保及び今後の展開はどう計画しているのか、伺います。③教育予算増で、他の教育予算への影響はないのかどうか、伺います。

次、２点目に観光振興について伺います。①プロジェクションマッピング、その他イベント等開催の費用対効果をどのように捉えているのか伺います。②「中城村観光協会」の組織、財務はどのようになるのか伺います。③共同管理事務所、案内人控室等の整備計画はどのようになっているのか伺います。

３点目に、農業振興について伺います。①島ニンジンを初めとする島野菜の生産拡大及び販路拡大の具体的な取り組みはどう考えているのか伺います。②「中城村農業振興ビジョン」の内容、作成の目的は何なのか。③６次産業化への取り組みはどのように考えているのか、お伺いいたします。

大枠４点目に、財政運営の見通しについて伺います。①新庁舎建設の資金計画もほぼ確定し、それらを反映した財政運営シミュレーションがあるものと推測しますが、本村の財政運営見通しはどのようになっているのか。また、公債費の償還はいつごろがピークと予想され、その額はどの程度になるのか伺います。②今後、大きな額の財政需要にはどのようなものがあると予想しているか、お伺いいたします。以上、簡潔で明確な答弁を求めます。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番、施政方針について。①から④までございます。それぞれ教育委員会、企業立地・観光推進課、企画課、農林水産課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうでは御質問の②観光振興についてでございます。今議会でも観光協会を含めた観光についてはたくさんの御質問をいただきまして、そして答弁もさせていただきましたけれども、いろんな要素がある中で特に私のほうで思っているのが、観光協会の設立という部分に関しますと情報が一元化できるという大きな強みがございますので、商・工・農林・水産、これが一つの窓口になって情報の共有化ができると。それによって、御質問のプロジェクションマッピング等のイベントもそうですけれども、この観光協会が担う役割というのは大変大きなものになっていくのではないのかと思っております。中城村は特に観光の部分につきましては、非常にポテンシャルの高い地域だと自負しております。それをしっかりとウイングを広げられるような組織になっていけるものだと確信をしておりますので、どうぞ、仲眞議員におきましても、ぜひ応援していただきますようお願いを申し上げます。詳細については担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　おはようございます。ただいまの①中城小学校、津覇小学校の低学年への15人少人数学級の導入についての狙いについてですけれども、少人数にすることによって個に応じたきめ細かな指導の実現による学力向上

が狙いです。教育委員会の皆様には、基本的にはよい事業だという評価をしてもらいました。そして、いろいろ意見を出してもらいました。もっと話し合いを深めて来年からでもいいのではないかとか、高学年や中学校での導入はどうか等の意見が出されました。私のほうでこれまでの経過や有効性について話し、最終的には同意をもらっております。また、ＰＴＡや保護者への説明に関しては、今のところ教育委員会としては行う予定はありません。今後の展開に関しては、今の段階ではよい成果が出れば教育委員会としては継続していきたいと思っています。財源確保及び予算増での影響等については、教育総務課長から答えさせます。以上です。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　仲眞功浩議員の②財源の確保についてですが、現在沖縄振興特別推進交付金への交付申請を行っているところでありますが、交付決定については４月以降となっていることから、その状況を注視しながら企画課と今後調整をしていきたいと考えています。

③他の教育予算への影響についてですが、影響はございません。以上です。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長　屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　仲眞功浩議員の御質問にお答えします。

大枠２の①でございますが、①中城城跡のイベント開催については、徐々にではありますがイベント開催できる世界遺産として定着し始めていると考えております。将来的にもっと知名度を向上させ、各種イベントの取り組み、誘致などに推進していきたいと思っております。あわせて、地域への波及効果、特に雇用効果を生み出す工夫を検討しなければならないものと考えております。御質問の費用対効果については、中城城跡の諸事情等から現状での経済効果は低いものでありますが、周辺の県営中城公園整備の進捗に合わせて工夫することで、高まるものと考えております。

次に、②観光協会の組織、財務についてですが、観光協会の職員、役員の設置、体制については、中城村観光協会設立準備委員会の答申に基づいて答弁をさせていただきます。まず、役員で会長１名、副会長１名、理事５名以上、監事２名ということであります。事務局については、事務局長１名、職員３名、臨時職員４名、派遣職員１人、これは役場より係長クラスということでございます。次に財務についてですが、新年度予算計上額で説明をさせていただきますが、歳入1,402万2,000円でございます。これは村からの補助金を充てる計画でございます。内訳については、職員給与が360万円、手当78万円、共済費79万2,000円、賃金160万円、事務費3,000円でございます。これはＰＣやネットワーク構築、電話、机等を予定しております。財源の考え方ですが、観光協会において財源を縮減するために必要なことで、現在地域おこし協力隊や一括交付金や他の補助金を活用して、村から補助金の縮減に努めていきたいと考えております。今後の方針としましては、中城村観光協会設立に伴って正式な運営方針が決定するものと考えております。基本的には補助金に頼らず、自走できる組織を目指すためには、まずは体制の強靭化を図る必要があります。収益事業が軌道に乗るまで、当面の間は組織体制及び補助金を要請することになりますが、村からの補助金については可能な限り計画的に減額していけるよう努めてまいりたいと思っております。

最後に、③共同管理事務所、案内人控室等の整備計画ということですが、中城城跡の保存、管理、活用に関する事務の一部を中城村、北中城村で組織する中城城跡共同管理協議会が行っております。その中で共同管理協議会の事務所は現在のところ支障ないということですが、ボ

ランティアガイドの控室が事務所２階を利用しているため、高齢者のガイドは厳しいようですが、今のところ整備計画はございません。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それでは、仲眞議員の大枠３の①についてお答えします。

島ニンジンを初めとする島野菜の生産拡大及び販路拡大の具体的な取り組みについてです。まず、特産品の生産拡大に関する取り組みについてですが、島ニンジンにつきましては、生産の拡大というよりも黄色い島ニンジンの拡充を目指します。また、島ダイコンにつきましては、種子が少ない状況です。そのため、試験圃場を確保し、黄色い島ニンジンの種や島ダイコンの種苗をふやします。そして、それぞれ農家へ配布し、生産の拡大に結びつけたいと考えております。次に、販路の拡大につきましては、平成29年度に引き続き、フェアーの開催や飲食店への営業など、ＰＲ活動を積極的に行うとともに、ＪＡや市場と連携して販促を行いたいと考えております。

続きまして、②中城村農業振興ビジョンの内容、作成の目的についてです。中城村の農業は、年々、就業者数や生産高が減少しています。そのため、村の特徴や魅力を活かした農業を推進することを目的に農業振興ビジョンを整備します。内容につきましては、２カ年をかけて策定する計画で、初年度となる平成30年度は、村の農業の現状と課題を把握するためアンケート調査やヒアリングを実施し、分析を行います。そして、２年目となる平成31年度に分析結果をもとに、営農、農地、農作物及び農観光など、農業全般を網羅したビジョン策定に取り組みたいと考えております。

続きまして、③６次産業化への取り組みについてです。一般的に６次産業とは、第一次産業が食品加工や流通販売にも業務展開している経営形態のことと認識しております。現在、村において、そのような取り組みに対する具体的な施策はありませんが、農業振興ビジョンを策定する経緯において、６次産業化への取り組みも検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは、仲眞功浩議員の大枠４の①の御質問に対してお答えをしていきたいと思います。

本村の財政運営の見通しにつきましては、南上原土地区画整理事業の進展による人口増加などによりまして、自主財源の要である村税について、毎年増加が見込まれます。一方、歳出につきましては扶助費における障害福祉サービス等給付費、保育給付費などの社会保障関係費も増加傾向にあるほか、新庁舎建設事業や中城南小学校増築事業費などの普通建設事業が予定されていることなど、依然として歳出予算の増加が見込まれております。新庁舎建設事業完了予定である平成32年度までは今年度と同額の予算額で推移すると見込んでおります。

次に、公債費償還のピークにつきましては、平成28年度の５億7,269万6,000円となっております。今回の新庁舎建築に係る起債につきましては、５年据置、30年償還を予定しております。元金償還の開始される平成36年度の償還金総額は４億2,705万9,000円を見込んでおります。

②今後予想される大型事業につきましては、中城南小学校増築事業、消防の出張所、あと役場新庁舎建設事業を想定しております。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　それでは再度細かい質問のほうに移らせていただきます。お隣の西原町が財政難で、教育予算の大幅カットという報道がありまして、大変危惧しているところでは

ありますけれども、一方中城村においてはそういうことは全く関係なく、逆に自費を使った少人数学級の導入ということで大きな話題になっているのですけれども、その件に関しては大変評価をするところもありますけれども、私はまた心配するところもあります。今、教育長は４カ年の後、いい結果があればずっと続けていきたいというお話でしたけれども、そういう状況ではこれは非常にまずいのではないか。いい結果を生む確信があってそういうことをやっていると思いますけれども、結果によっては展開していくという考え方は納得できないなと思います。教育関係者の方はよくお使いになりますけれども、継続は力なり。あるいは１年先を見る人は花を育てなさい、10年先を見る人は木を育てなさい。100年先を見る方は人を育てなさいと、そういう言葉があります。どういうことかと言いますと、教育というものは長い目で見なければならない。早急な結果を求めるものではないということだろうと思いますけれども、やはりこの学級についても最低10年をかけてこの効果を見ないといけないことだろうと思います。やるなら最初から４カ年で悪ければこれは打ち切るという考えはやめていただきたい。その辺については、教育長、当初からこれはある程度想定して、これはいい結果が必ず出るという確信を持っておられると思うのですけれども、その辺について10年、20年、長い目で見てやっていくのだと、そのような考えはございませんでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　今、議員おっしゃるように私の考えとしてはずっと続けていきたいということです。知力だけではなくて、やはり健康や体力、道徳心や意欲、忍耐力等も学力に大きくかかわってくるものと思っております。将来的に社会貢献できる人に育てたいというのが、今議員がおっしゃっている何十年後効果が出るのかという場合もあるかと思っています。そういった意味で、ぜひ私としては続けていきたいという思いです。以上です。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　それでは村長にお聞きしたいのですけれども、村長はそういう思いというものを酌んで長期的に予算は確保しますと、そのような気構えはあるかどうかお伺いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今、教育長から答弁がありましたけれども、教育委員会がそれだけの気概と意欲を持っているわけですから、当然我々はその教育委員会の子供たちに対する思いをしっかりと受けとめて、今後も続けていきたいと思っておりますし、この件につきましてはとりあえず４年間のモデル事業としての最初の第一歩を踏み出すのが大事だと思っておりますので、そこで今後いろんなデータが出てまいります。そういう意味では今後続けていく大きな価値があると期待をしているところでございます。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　本当にこれをやる意思があれば、我々議会としてもこれは応援していきたいと思います。どのように応援するかと言えば、皆さんが20年の債務負担行為でも出したら、私はぜひ応援したいと思います。毎年１億円、あるいは5,000万円の教育債を発効してでも、このような事業を展開するという強い意志が明確に示されれば、我々議会としてもこれは十分対応して、その債務負担行為というのは保証していきたい、それぐらい思います。ただ、本当に皆さんの将来の展開等、そういう構図が見えない中で非常に心配する面もあるわけなのです。その辺はしっかりと財源も担保して、こういう少人数学級を導入していくのだと、そういう強い意識でぜひやっていただきたい。本当に長期的に、取り組んでいくならば、これは中城

の教育のメーンとして、それぐらいの意思表示をしないと、これは４カ年だけではモデル事業で終わってしまうのは非常に心配される面があります。

それから一つ、この中でまた心配されることは、学校教育の問題として小１プロブレム、中１ギャップ、それから高１クライシスという問題があると思います。これは教育長もよく御存じだと思うのですけれども、これはどういうことでこのような問題というのが発生しているのか、どう捉えているのか、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　一概にこれだということは言えないかと思っています。というのも、いろいろな要素がかかわっているのではないかと。例えば、学力不振であったり、人間関係づくりが苦手な児童生徒がいたり、家庭の環境の状況であったり、いろいろな要素が絡み合って起こってくるもので、これだという一つの要素と一概に言い切るのは難しいかなと捉えています。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　この一番大きな問題は、教育環境の変化についていけないという事態が起こるということなのです。私が心配するのは、この少人数学級は３年で終わります。４年生になると、また普通の学級に戻っていきます。これは子供たちにとっては非常に大きな教育環境の変化なのです。今まで手とり足とりきめ細かに指導されていた子供が、急に大きい普通の学級に戻った途端に、きめ細かい指導ができなくなってしまうのです。そこに陥ったときに、ある子は「自分は見放されてしまったのではないか」ということが起こってしまって、環境の変化についていけない。そういうことで小４プロブレムと言ってもいいかなという感じで、そのようなことも起こるわけです。その辺も考慮して、本当にこれも３年生だけで打ち切っていいのか、６年生まで続けていけないのか、その辺も教育委員会では十分に話し合われたことがあるのかどうかをお伺いします。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　教育委員会で話をしたのは、例えば高学年で実施したらどうかとか、あるいは中学校で導入したらどうかという話し合いをしましたけれども、今議員がおっしゃったことに関しては、話し合いをしておりません。私としては小学校の低学年で知識をきちんと確保はさせることによって、それが教育のシナジー効果として、高学年にもスムーズに知識の習得につながるという捉え方と、もう一つは人間関係づくりにおいても教師が子供に対する愛情の分配表現であったり、この子に対する関わりであったりとか、そういう手だてが手厚くできるようになるので、そのままスムーズに４年生に移っていけるものと捉えています。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　子供にとっては大きな教育環境の変化だと思います。今まで本当に少人数で緊密に築けていた人間関係が壊れてしまうと、壊れると言ったら語弊がありますけれども、そういう大人数の中に放り出されてしまう。そこの中で疎外感を感じてしまう。それから不登校や、あるいはいじめという問題が発生していく可能性も十分あるわけです。この辺については、これは大きな問題を引き起こす可能性もあると私は思っているのだけれども、その辺については教育長としてはこの辺の心配というのは全くなされていないということでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　子供たちというは、自分たちの仲間同士で助け合ったり、あるいは教え合ったり、学び合ったりする環境づくりが大切だと。それを少人数でやることによって、良好な人間関係づくりに結びついていくのではないかという捉え方をしていますので、確かに家庭

環境の変化、例えば親が離婚したとか、いろんな環境の変化で生じる場合はあるかと思いますけれども、そこら辺はそんなにまで心配はしていません。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　これは視点が全然違うようでありますけれども、私は３カ年間このような少人数学級でやってきた子供たちが、４年生になっていきなり大人数の中に放り出されると。そういうことが、環境変化というのは非常に大きいものがあるだろうと。その辺を危惧しています。それからこの事業は空き教室を活用してやるということですけれども、これまでいろいろお話もありましたが、平成32年度からは外国語学習、それからプログラミング学習というものも本格的に入ってくるわけです。そのような学習が入ってくる中にあって、これまで空き教室と考えられていたのが、空き教室としていいのか。これらの学習を押し進めていくために、やはり新たな教室も設置する必要があるのではないかということが危惧されるわけです。だから、今は空き教室があるから、それをずっと使っていけると。そのようなことについては、全然心配なされていないのか。特にプログラミング学習においては、これはいろいろ実践をする場がないと、例えばプログラミングはロボコンとかいろいろ実習する場が出てくると思うのです。それを高学年においては部活でそれをやっていくとか、あるいは語学においてはもっとラボとかそういうものが必要になってくるので、そういう学習に必要な教室が求められてくるのではないかという思いがあるのですけれども、教育委員会としてはこのような教室というものは必要ないと考えておられるのか、その辺はどう捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田　智。

○教育総務課主幹　安田　智　お答えいたします。

今、仲眞議員がおっしゃっています新学習指導要領から、プログラミング学習が導入されますが、小学校でそれは必修に採用されるということはもう決まってはおります。ただ、これは教科としてプログラミングの授業という新しい枠で行うのではなくて、理科、算数または総合といった現在行われている教科の中で取り扱って、プログラミング学習は実施していくと今話は進められております。英語教育に関しても、これは新しく小学校５、６年生、３、４年生に対して、完全実施の場合には１時間増という形で時間割がふえて設置されますので、それに関してまた英語学習ということで特別な教室、今実際に英語教室という形で利用しているところがありますので、空き教室の活用についてはその学校の年間の在籍数といったものも加味しながら教室の利用は実施していきますので、今のところ困るという状況は教育委員会のほうとしては捉えておりません。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　英語学習にせよ、プログラミング学習にせよ、実践というのが非常に大きい問題なのです。それができるような状況にあるかどうかというのが、子供たちの学力に大きく影響してくると思います。その辺も考慮した場合、そういう実践の場を提供できる学校、そうでない学校という差が大きく出てくるだろうと私は考えています。その辺においても空き教室が今あるから、将来的にもこれが空き教室という捉え方は非常に危険だろうなと思います。その辺も十分考慮していただきたい。いずれにしてもこれまで何名かが少人数学級についても質問をして、この中で教育長の思いというのは大変よく伝わりますけれども、ただ教育長の思いが先走って、思いが強くて、問題等が十分検討されずに走ってきているという気がしてなり

ません。いろいろな問題は潰されていないだろうと、教育の機会均等の問題もありますし、先ほど言ったように、この４カ年間でデータ取りだけで終わってしまう可能性もあるという今の話で、こういう問題はしっかりと潰した上でやるべきだっただろうと思います。教育長にお伺いしますけれども、なぜ４月からでなくてはならない理由は何なのか。コンセンサスとかＰＴＡの説明もやって、１カ年間じっくり教育委員とも話し合って、なぜ来年からではいけないのか、なぜこの４月からでないといけないのか。その辺についてお伺いします。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３８分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　いろいろな課題がございましたけれども、この事業をやるに当たってよいことだということがありまして、それでできるだけ早く進めたかったと。村長のほうからも予算的なものは大丈夫だからということを受けましたので、それでことし進めることにしました。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　教育長の思いはわかりますけれども、あまりにも無鉄砲ではないかと思います。先ほどありましたように、財源に一括交付金を充てたいのだけれども、この一括交付金のめどはまだ立っていないという話もあって、いろんなものがまだ何も決まっていない中でこのように走っていくと。教育長は今回、この４月からやらなければいけないという脅迫観念に駆られているのではないかという気さえするわけですけれども。我々議会の予算計上に関しては、余りにも未確定な部分が多すぎて、これは本当にコンセンサスを得られているかと非常に疑問なところであります。その辺は十分御理解していただきたいと思います。

次、観光関係についてお伺いします。今度観光協会を設立するということになっています。私もこの観光協会について、これは反対するものではないし、必要なものではあるだろうと思いますけれども、ただこの予算計上については非常に疑問なところもあります。まずお伺いしますけれども、この観光協会というのはどういう組織体になるのですか。一般財団の外郭団体になるのか、あるいは任意団体で行くのか。その辺について協会の位置づけ、その辺はどういう位置づけになるのかお伺いします。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

今年度設立総会をしまして、１年で任意団体のスタートということになりますが、予定としましては１年をかけて財団法人のほうに移行をしていきたいという方向でございます。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　一般の社団法人という形をとるわけですね。もう一つの位置づけとしては、これは任意団体なのか、あるいは村の外郭団体として位置づけるのかどうか、お伺いします。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

村の外郭団体としてスタートしていきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　それが順当だろと思います。それとちょっとお伺いしたいのが、これは予算計上の話になりますけれども、1,402万2,000円ですか、そういうふうに計上されてい

て、これがほとんど人件費だと伺っておりますけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

当初スタートする時点では、1,402万2,000円は人件費及び事務費、そして300万円の事業計画費でございます。最終的には御理解をいただきたい地域おこし協力隊の事業も導入しながら委託を受けながら進めていきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　ほとんどが人件費だということですよね。将来的に今回の予算で、かなり補正予算も必要とするような状況を私は予想していますけれども、そういう状況は考えられないでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

人件費の補正というのは今のところ考えておりません。ただ、先ほども申し上げたとおり村からのお話があれば、村から委託事業を受けまして、事業費として組み込んでスタートしていきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　先ほどこの協会は村の外郭団体として位置づけるという話ですけれども、今、中城村においてはこの観光振興基本計画とかそういうものがまだ確定されていないと思うのです。それはいつ確定し、そして公表されるという段取りになっているのでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えいたします。

平成29年度事業で今進めて、今完了をしております。印刷の段階にかかっておりますので、皆さんには４月１日、もしくは４月いっぱいで提供できるものと、今担当のほうが一生懸命作業をしているところでございます。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　そういう状況というのは大体わかりました。ただこういう状況の中にあって、やはり観光振興基本計画に沿った活動、あるいはそういったものを外郭団体であるならば、それに沿った活動をしっかりとやらなければいけないと思います。そういうもろもろの状況も出てくるわけでありますけれども、ただ、今我々が知る範囲内では、この団体がどういうものなのか、非常にグレーで見えない部分がある。その中でとりあえず人件費だけ予算計上をしてくれと、そういうことにはならないのではないかと考えています。観光協会を設立し、それから人事も決まり、年間の活動計画もしっかりと、あれは理事会で承認するのですか。理事会で承認された後に、実際この協会の運営にどれぐらいの補助金が必要ですと、そういう形を示して初めて、これは我々予算審議の対象になるのものではないかと考えています。どういう顔ぶれの人たちがこの協会に入ってきて、そしてこの人たちがしっかりとこの協会を運営していけるものだろうかと、そういうのが見えない中で予算審議をやっても、我々としては非常に困ってしまっているのが現状なのです。活動方針とか、あるいは役員の人事とか体制を整えてから、しっかりと必要な補助金を出していただけないかと思います。これも先ほど言ったように、４月から始めなければならないという理由は全くないと思います。お隣の北中城村においても途中から、８月、９月から設立して法人化していっているのです。そのような中にあって、余り急ぐ必要はないし、十分議会の理解も得られるような形で予算計上というものはやるべき

ではないだろうかと思いますけれども、この件に関してはどのようにお考えですか。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

県内の観光協会の現状については、県内41市町村のうち８市町村がまだ未設定ということもあります。県においては、沖縄振興特別措置法に基づき、観光地形成計画等も進めているところでございます。中城村が観光協会がないために、観光協会の集まりとか、県で主宰する観光振興の観光協会への情報提供等が気薄になっているということもありまして、早急に中城村も観光協会を立ち上げて、観光振興事業に取り組まなければならないということも一点あります。さらにでございますが、やはり基盤を強靭化するためには、できるだけ一括交付金がある間に必要なものはいただく。そして基盤を整備しなければならないというのも現状でございます。今回平成29年度に設立総会をしまして、一日も早く４月１日から県レベルで活動できることが望ましいものではないでしょうかということであります。確かに立ち上げるにも制約はございませんが、できるだけ早く観光振興を進めていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　気持ちはわかります。だけどやはりいろいろ手順を踏んで、そういうものを示しながら納得がいくように、そして信頼のおける人たちがこの運営に当たりますということを示していただかないと、これは納得できないところがあるのです。この観光事業というのは非常に難しいものなのです。特に中城村においては全く経験のない話ですから。だからその人員を見て、本当に会員が集まるかどうかが決まってしまうのです。どういう人たちが理事になっているかと、そういう顔を見て会員も入るか入らないか決めるし、我々議会としても、これなら外郭団体として予算配分をするのに問題ないだろうという判断もできるわけです。そういうのが全く示されない中で、私は手順も違っているところもあるのではないかと。とにかく予算を計上すれば、みんなは通してくれると。教育問題にしてもそうですけれども、大きな問題を手順とかを踏まないで全部予算計上をして議会に提出してくる。そういうことはやめていただけないかなと思います。議会としては、やはり根拠になるものがないと、これは審査の対象になり得ないのです。村民の税金を使う以上、そういうものも非常に形式的ではあるかもしれないですけれども、これは非常に大事なことなのです。根拠法があるかどうかというのは基本なのです。この辺はしっかりと詰めていただきたいと思います。

それからきょう、沖縄タイムスでしたでしょうか。浦添市が観光振興計画を発表したという記事が出ておりましたけれども、その中で彼らの課題としても宿泊施設が少ないというのが一つの大きな課題だと述べております。中城村もこれは全く同じだと思うのです。宿泊施設が少ない。村としては、この宿泊施設、ホテルの誘致とかそういうものを検討したことがあるかどうか、お伺いします。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

やはり観光振興を進めていく中で、経済波及効果というのが一番重要なものだと考えております。手っ取り早く観光振興の収益を上げるのは宿泊施設だという認識は議員と一緒だと思っております。ただ、誘致についてはいろいろな検討をしてまいりましたが、例えばゴルフ場の

都市計画区域の中でどうかとか、いろんなことを検討していますが、一番の課題は中城村の土地利用の大きい問題がありまして、今現状の中で大半の市街化調整区域の中でホテルというのが誘致できない法的な根拠でございますので、その辺は大きな課題だと思っています。ただ、中城村については将来的にはＭＩＣＥも来ます。それから沖縄県では観光振興を取り入れている中で、現状が解決していけば誘致は早く進むものだと考えております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　いろいろな問題もある中で、これは観光振興計画の中で述べられていると思うのですが、そういうものをいかにクリアしていくか。その観光振興計画の中においては、多分経済効果というのも出てくるだろうと思うのです。浦添市においては130億円とかそういうものがしっかり示されております。その辺に力を入れるべきであって、今はイベント中心にやっていますけれども、これは中城村にお金が落ちる仕組みにはなっていないです。早くこのイベント主体から脱却して、本当に観光産業として雇用も生み出せるようなビジョンというものをつくっていただきたいと思います。これは本当に切望します。

次、農業振興に移っていきますけれども、島ニンジン、島野菜について、今後力を入れていくという施政方針にも、村長の決意にもありますけれども、実際これは本当に早急な問題だろうと考えています。近年、農業新聞では種子法の廃止ということで、全国の農家は米とか麦とか大豆、その種子の安定供給について非常に心配しております。本村はそういうものには非常に関係は薄いのですけれども、ただこの島野菜の種子をいかに保存し、そして農家に安定的に供給していくかというのが非常に大きな課題だと思っています。その辺について、村としてはどのような対応をとるのか、お伺いします。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

どのような対応をとるのかという質問ですけれども、平成30年度、村独自の圃場を設置します。その中で指導員を１人配置しまして、島ニンジンの種、あとは島ダイコン等の種を栽培いたします。それで安定した種子を農家に提供していきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　この種子の保存というのは大変大きな問題なのです。かつては種子戦争と言われるぐらい、その種子を巡る経済的な争いもあったぐらいで、これはいかにこの優良品種を守っていく、あるいは伝統のある品種作物を守っていくかというのは大変大きな問題なのです。今、課長からありましたように村の圃場をつくって、これをしっかりと守っていくということをおっしゃいましたので、これはぜひしっかりと対応していただきたいと思います。この種子を守り抜くことが大変大事なことであります。去る冬季のオリンピックですか、もぐもぐタイムでカーリング女子が食べたイチゴが日本から流出したものであったと、そういうことで今、この種子というものについて注目されてはいるのですけれども、中城村においても伝統野菜の種子を持っているわけですから、その辺に関してはやはり先ほど言ったように村独自の圃場をつくって、その島野菜の種子保存をしっかりとお願いしたいと思います。

それから、今、平均年齢が31歳と若者の農業従事者で結成された中城村農業青年クラブが発足しておりますが、大変すばらしいニュースだと思っています。ただ、担い手を育成するというのは非常に難しいところもあります。一番手っ取り早いのはこの中で成功者事例を出すということ。これが一番大きな効果が出てくるだ

ろうと思います。その中で、こういう若い人たちが７名でしたか、８名でしたか、頑張っているということです。この中で、このみんなが成功事例者となるように、村としても大きなサポートをしていただきたいと思いますけれども、その辺に関しての何か計画とか、そういうものがございましたらお伺いいたします。

○議長　與那覇朝輝　農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長　比嘉義人　それではお答えします。

サポートということですけれども、去年発足したばかりですので、その農業青年クラブとお話し合いをしながら、今後中城村の農業をどのように生かすのか。また、若い青年が農業をしやすいように、今後どういう取り組みを行えばいいのか、青年クラブと話し合いをしながら農業に携わる若い青年をふやしていくことを行ってまいりたいと思っております。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　そうですね。本当に成功事例を幾つも早目に出して、つくって、それに続く青年の若い担い手が育成できるよう、これは村当局もそうですけれども、ＪＡとも連携をしながら頑張っていただきたいと思います。それで１つまたお伺いしますけれども、今度産業まつりが計画されているのですけれども、ＪＡも毎年ＪＡまつりというのを開催するようになりました。３年に一度はこの産業まつりとＪＡまつりが一体となって、農業を盛り上げているような企画ができないかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１１時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

企業立地・観光推進課長　屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

３年に一度のとよむ中城産業まつり、企業立地・観光推進課が担当をしておりますので、答弁をさせていただきたいと思います。今、予算要求をするときに、事業計画書も皆さんに提示したということでございますが、十分ＪＡも協力企業として位置づけしております。その中で、毎年ＪＡの店舗も１店舗ございます。そういうことからすると、しっかり調整をしていけば、その中で合同開催みたいな形は検討できるものと思っております。前向きに検討したいと思います。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　３年に一度はＪＡ等とのまつりとも同じようになりますので、ぜひこの辺は一体となって合同で農業振興に寄与できるような一大まつりにしていただきたいと希望します。

それから最後になりますけれども、財政問題ですけれども、今はおおむね財政運営は問題ないという話だけれども、ただ一つ気になったのが大きな財政需要として、中学校のプール建設、それから老人福祉センターですか、その辺の問題は、財政需要が建てかえ、または新築になるかと思うのですが、全く考慮されてないのですが、この10年の間ではこの老人センターの新築、これが一番大きな財政需要ではないかと私は考えております。その辺については、もう全く財政的には考慮されていないのか、そこをお伺いします。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは、仲眞功浩議員の御質問にお答えをいたします。

現在の老人福祉センターの計画につきましては、まだ行っておりません。しかし前回の議会のほうでもお話がございましたけれども、老朽

化については認識をしているところでございます。毎年の補正予算等で、改修部分があるのであれば対応をしているところでございます。中学校のプールにつきましても、教育委員会とこれから事業の内容につきましても検討をしていきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　こういう絶対上げなければならない財政需要、そういうものは幾らかでも乗せないと財政シミュレーションというのはだめではないですか。この辺をしっかりとやっていただきたいと思います。特にこの福祉センターについては相当大きなお金が必要だと思います。その辺考慮しないとしっかりした財政見通しというのは立てられないと思います。それから最後に要望します。他市町村では財政の中期、長期の見通しがちゃんと発表されております。本村もぜひそれはやっていただきたい。お隣の西原町みたいに、村民が知らないうちに財政難に陥ってしまったということがないように、ぜひ中長期財政見通しというのは出していただきたい。以上です。

○議長　與那覇朝輝　以上で仲眞功浩議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１７分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○８番　伊佐則勝議員　ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。まず、一般質問に入る前に前置きをさせていただきます。屋良朝次課長、新垣課長、長年のお勤め、３月末で無事卒業できるようでございます。大変御苦労さまでございました。今回、お二人にとっては最終の本会議になりますけれども、私からの一般質問でこの答弁の登壇の機会をなくしてしまいまして、失礼しております。次のステージに向かって、また御両人には頑張っていただきたいと思っております。それと安田主幹も、また学校現場にお戻りになって、学校長として栄転されるということでございます。おめでとうございます。それでは通告に従いまして、これより一般質問を行います。

大枠の１番、「学力向上モデル事業」について。施政方針で、中城小学校と津覇小学校での児童数減少による空教室活用で１年生から３年生までを、少人数学級にする「学力向上モデル事業」を新年度４月から2021年度までの４年間実施することに関連して伺います。①参考までに、今年度末の中城幼稚園と津覇幼稚園の在籍園児数について伺います。②本事業の財源措置について伺います。③当面の７学級の教員確保は万全か伺います。

大枠の２番、国保新制度についてでございます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が４月１日から施行されることに伴い、国保の財政運営が市町村から県に移管されることになりますが、国保保険料の賦課・徴収の仕組みについて伺います。

大枠の３番、こども医療費助成事業について。県は「こども医療費助成事業」に関して、10月より末就学児童（０歳から６歳まで）を対象に現物給付を導入することになりました。本村では、中学卒業までの医療費を既に無料拡充しております。現在自動償還方式で対応しておりますが、制度導入への準備体制はどうか。また、村独自の対象年齢の拡大の考えはないか伺います。

大枠の４番、消防団の充実強化について。消防組織は、常備消防（消防職員）と非常備消防（消防団）の二つの組織でもって、火災を初めとする各種災害から、地域住民の生命・財産を

守っています。特に消防団については、日頃は生業に従事する傍ら、一旦緊急事態が発生した際には、災害現場へ出動し、消防活動に従事し、地域住民の安全・安心を確保するボランティアの団員です。７年前の東日本大震災（３．11）の教訓を踏まえ、平成25年の臨時国会で議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、地方公共団体も消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずることになりました。中城村第四次総合計画（後期基本計画）にある地域防災体制の育成・充実の中で、消防団の育成強化や増員対策について伺います。その総合計画の中でも初めて消防団の育成強化という文言が示されております。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠１番につきましては、教育委員会。大枠２、大枠３につきましては、健康保険課。大枠４につきましては、総務課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうではお尋ねのこども医療費の助成についてでございますが、今議会でも答弁はさせていただきましたけれども、基本的には県と足並みをそろえてそれをやっていきたいと思っております。事務的な手続等がございますので、不確かではありますけれども、それをしっかりやっていくことと、それともう一つは、議員がおっしゃる本村独自でやっている中学までの医療費をどうするのかということは、このこども医療費については間違いなく子育て支援の一環ですので、第一義的にそれを真剣に考えさせていただいて、もう少し答えが出るのは先ではありますけれども、積極的に取り組んでいきたい案件ではあるなと思っております。詳細については、また担当課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の学力向上モデル事業についてですけれども、③の教員の確保の件ですが、この事業を進める上でとても大きな課題の一つでした。というのも、中頭教育事務所のほうでも補充の先生方を確保するのが難しい状況にありました。最初はとても悩みましたけれども、村独自で教諭を探して採用をすることができなければ、この事業は実施できません。まず琉球大学の私の先輩である教授のほうに相談に行きました。すると現在補充教員の２人と４年次の学生の３名は何とか私のほうで確保できるという返事をもらいました。また、沖縄女子短期大学の参与で元県教育長をなさっている先生のところに相談に行って、３名の学生を紹介してもらいまして、そのうちやる気のある１名の学生がやることになりました。残りの４名は県教育長や中頭教育事務所とも相談をしながら、各学校の校長を訪ねて、西原町、北中城村、読谷村、沖縄市等の各学校を回って話をしてきました。そして、私と課長、主幹の３名で面接も実施して、７名を確保することができました。①の園児数、それから②の財源措置に関しては、課長のほうから答えさせます。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それでは、伊佐則勝議員のまず大枠１の①についてですが、今年度末ということで平成29年度在園時につきましては、中城幼稚園が39人、津覇幼稚園で42人となっています。

②についてですが、歳入については沖縄振興特別推進交付金をチャレンジしています。歳出については、人件費等において3,593万8,000円を計上しております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　それでは、伊佐則勝議員の質問の大枠の２と３についてお答えい

たします。

大枠２についてですが、制度改正後は、県が市町村とともに国保の保険者となり、村においては、地域住民と身近な関係の中で、被保険者の資格管理、保険税率の決定、賦課、徴収、保健事業など、地域におけるきめ細やかな事務・事業を引き続き担うことになります。

大枠３につきましては、比嘉麻乃議員への答弁と重複しますが、県の導入に伴い、村でも導入する予定で現在進めております。導入時期も県と同様に10月からと考えておりますが、システム改修に係る見積額がまだ示されていないため、今後変動する可能性もあります。対象年齢の拡大につきましては、減額される額を精査し、検討をしていきたいと考えております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　消防団の充実強化について、お答えいたします。

消防団は、消防職員とともに地域防災力として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るという重要な役割を担っております。そのため、災害対応能力を向上させるための知識・技術を身につける訓練などが必要となることから、消防学校への派遣、火災模擬訓練、村主催の防災訓練等に参加し、消防団員の育成強化が図られております。しかしながら、現在、消防団員が定数に達していないことから、その増員対策として、団員募集についてホームページへの掲載や両村役場、郵便局、ＪＡなどに対し、消防団への入団を呼びかけ、団員確保に向けて取り組まれているところでございます。

○議長　與那覇朝輝　伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　それでは、順を追って再質問をいたします。今回の一般質問なのですけれども、ほとんど施政方針を受けての一般質問が多々出ております。かなり同じ内容の質問も重複というか、重なっている部分もありますので、そこら辺は再質問も割愛できるところは割愛して、再質問をしていきたいと思っております。

それでは大枠の１番になりますけれども、そのモデル事業が、全国的に同様なモデル事業導入校の実績があるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　30人程度とか、それから音楽の専科であるとか、生徒指導の加配の導入とかというのはあると思うのですが、15名程度の少人数というのは今のところ私は把握していませんので、ちょっとわかりません。ないものと思っています。

○議長　與那覇朝輝　伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　皆さんからの資料によりますと、アメリカテネシー州における実証実績の件になりますけれども、その実証実績が1985年から1989年の５年間実施されたと。それについては幼稚園から小学校３年生の４年間にわたる研究を行ったということで、それについてもその実証実験の結果についても教育長は本土に行かれたときにその講演を聞かれたと。県においてもコンベンションセンターでその講演があったということでありますけれども、要するにその実証実験が行われたのが、もう二、三十年前のことでございまして、講演は東京、あるいは大都市圏等でかなり実施されていると思いますけれども、その実績については全国的にはまだまだ調べてないということかと思います。それで参考までに聞きますけれども、先ほどは教育長から加配の件がございました。多分そこら辺の加配の趣旨の予算ではないかと思いますけれども、いわゆる県の教育委員会は小学校35名以下と定めておりまして、それを推進しているということで、平成30年度県予算案で教育委員会の予算項目の中で少人数学級の推進費、その少人数学級の言葉はありますけれども、今本

件の少人数学級とは趣が違うと思いますけれども、人件費として21億6,150万円計上されております。参考までに、その予算の内容について御存じでしたら教えていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　伊佐則勝議員の質問にお答えしたいと思います。

学級編成等におきましては、国の基準であったり、県の推奨している基準がありまして、県の基準等に基づいて実施するということにすれば、その先生の人件費が１人分等追加されますので、県における予算についてはその人件費だと認識しております。

○議長　與那覇朝輝　伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　では大枠の１番につきましては、たくさんの議員からまた質問も出てきますので、４月に入りまして、また入学式、新入学児童も入ってきております。今回の事業が採用されまして、例えば津覇小学校におきましては、２学級の新１年生を迎えられたらなと思っております。まず、そこら辺です。財源面もいろいろとお話はありましたけれども、その事業推進に向けて、ぜひ頑張ってもらいたいと思っております。次に移ります。

県の発表した資料によりますと、いわゆる標準保険料を各地方自治体に示して、各市町村の保険料の決定をしていくということになろうかと思います。当然保険税だけでは赤字でございますので、法定外の繰入金を入れ込んで予算に充てているということで、今回の試算の県の平均的な標準保険料が県全体の保険税と各市町村が拠出する法定外の繰入金、それの合算した分よりは低くなるという資料が出ております。本村におきましても、同じような傾向になっておりますけれども、保険税そのものは恐らく上がるであろうと。ただし各市町村とも繰入金を投入しておりますので、そこら辺での保険税の収納というのは各市町村のほうで検討すべき問題もあるかもしれません。そこら辺を踏まえて、本村の国保税の見通しについてはいかがなものか伺いたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　それではお答えします。

現在、県が試算した標準保険料が示されておりますが、今後は公費が拡充されますので、その辺で少し軽減はされていくと。ただ、保険税については平成36年までには全県統一型の保険税に持っていきたいという方針がございますので、それに近づけて少しずつ見直していかないといけないだろうと思っております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　大枠３につきましては、答弁にもありましたとおり、同じような再質問の答弁になるかと思いますので、ぜひシステム改修・改良なども含めて、県と歩調を合わせて10月に間に合うように作業を進行していただきたいと思っております。それと村長からも所見がございました。対象年齢の拡大につきましては、我が村は県よりも先行しております。その中学卒業までの窓口無料化についても優先順位はあるでしょう。やはり子供支援の一環でございますので。そこら辺も加味して積極的に検討していきたいという所見もございましたので、ぜひここら辺の方向に持っていってもらえればいいかなと思っております。ところでその就学児童以降、中学生までの通院費についても県のほうで各市町村と今後協議会を持って、その部分も進めていきたいと、検討していきたいという情報がございますけれども、そこら辺を伺います。

○議長　與那覇朝輝　健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　それではお答えします。

現在、県と協議しておりますのは未就学児ま

での現物給付をやっていくということです。県は中学卒業までの分を拡充するような話は、現在のところ確認していません。

○議長　與那覇朝輝　伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　では次、大枠の４番に移ります。

中北消防の消防団員の条例定数と実員数、実際の団員数について伺います。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

条例によりますと、定員数は25名となっております。現在、平成30年３月現在におきましては20名の団員でございます。

○議長　與那覇朝輝　伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　消防団への加入促進のケースとして、公務員の加入については消防団員との兼職に関する特例が示されているが、現在中城村職員の団員数についてお尋ねします。最近ですけれども、消防の広報誌が入ってきておりまして、村職員でしょうね。女性の方の写真も載っておりました。こちらのほうに５人の方の中で、多分村職員なのかな、中城村勤務とされておりますので、現在の村職員の団員数を伺います。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

現在、村職員の消防団につきましては、正職員でたしか２名であると認識をしております。それから先ほどの御質問の中にありましたように、臨時職員で男性が２人、女性が１人消防団でございます。

○議長　與那覇朝輝　伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　消防団は将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものですが、団員数については平成29年10月１日現在、全国では85万人の団員が活躍しております。本県においては1,740人、これは平成29年10月１日現在の資料です。全国各県に比べ、非常に低い現状がございます。県内の中でも常備消防を持たない離島の町村、12消防団を含め、全30消防団で構成されております。その全30消防団の中で中北消防の消防団、下位から二、三番目の位置になっておりまして、かなり団員数が少ない状況でございます。地域防災体制の育成充実を図るためには、自主防災組織の育成強化の支援とともに、早急に消防団員の増員の必要性があり、当面する重要課題と思慮しております。ちなみに30消防団合計定数が、これは県内です。2,069人、これは条例定数です。単純平均で約70人。次は、定数に対して実員数が30消防団全体で1,740人、単純平均しますと58人ということで、先ほど中北で20名というお話でしたので、これから比較してもかなり下位のほうに位置しているということがわかります。資料で条例の定員数を見ても、中北消防団はかなり低い位置にあります。比較しますと、近くからいいますと、比謝川行政事務組合ニライ消防団あたりで条例定数が80名、実員が71名。金武地区消防団が条例定数60名、実員が60名を満たしているということでございます。25名以上の条例定数が多くございます。本島内はほとんど条例定数が50名とか、60名とか、70名とか、100名とか。１番大きいところで名護市消防団が292名というところで、そういう定数もございます。いずれにしましても、もう少し消防団を増員して地域防災力に貢献していただきたいと思っておりますけれども、消防団には当然財政措置もついております。そこで質問になりますけれども、今後、条例定数を改正して、団員増の考えはないか伺います。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

基本的には、中城北中城消防組合は、特別地方公共団体でございますので、消防におきまして条例の改正は行われるべきものだと考えております。しかしながら、消防団の強化というの

は必要であるという認識はしておりますので、構成市町村である本村につきましても、北中城村、中城北中城消防組合とともに、消防団の強化に努めていきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　ぜひとも、議会は変わりますけれども、やはり本島内の消防団は25名の条例定数でもっている消防団はありません。全部25名以上になっております。そこら辺の管理者は村長でございますので、村長から一言お聞きできましたらよろしくお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

議員おっしゃるとおりもう少し消防団の団員増というのは真剣に取り組まなければいけないとは思っております。これは中北消防の管理者会議の中でも時々出てくる案件ではございますが、両管理者ともしっかりそれを認識して、その募集などももう少し強めの募集などができないかとか、住民の方々の危機意識が少し薄れてきている関係もあるのかと思いながら、もう少し地域は地域で守るという意識づけをやっていきたいと思っております。

○議長　與那覇朝輝　伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　ぜひ前向きに検討していっていただきたいと思います。以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長　與那覇朝輝　これで伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続きまして、新垣博正議員の一般質問を許します。

○１２番　新垣博正議員　皆さん、こんにちは。議長の許可が出ましたので、一般質問を通告書に従って行います。

大枠の１番、普天間基地所属ヘリによる落下事故について。①昨年12月７日、宜野湾市の緑ヶ丘保育園のトタン屋根に米軍ヘリＣＨ53Ｅの部品が落下したと思われる事故及び同月13日には普天間第２小学校に米軍ヘリの窓が落下した。本村上空も同基地、同機ヘリは、日常的に訓練飛行を続けているが、教育委員会では、小学校上空周辺を飛ばないよう要請すべきと考えるがどのような対応をとったか伺います。②保育所（園）上空についても同様に所見を伺います。

大枠の２番、一括交付金を活用した事業についてであります。①中城村移民調査事業の基本方針を伺います。②津覇のテラ文化財整備事業について、同敷地内に沖縄戦当時コンクリートで堅固に構築された防御陣地（トーチカ）が現存しています。あわせて調査をする考えがないか伺います。③戦争遺跡文化財に指定できる可能性があると思われますが、所見を伺います。

大枠の３番、「中城村非核宣言文」の掲示についてであります。これは以前の議会でも議員からの提案がありましたが、同様な質問を行います。村民に対し平和の尊さ、意識の高揚を図り、次世代に受け継ぐ意味からも1985年に宣言された「宣言文」を普及する考えはないか。伺います。①大型掲示板を村内の数カ所に設置する考えはないか伺います。②学校、自治会等へも掲示する考えはないか伺います。以上、簡潔明瞭な答弁等をお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番と大枠３番につきましては企画課。大枠２番につきましては、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの大枠３番の非核宣言文の掲示についてでございますが、今議会、施

政方針の中でも述べさせていただきましたけれども、去年余りにも大きな事件として読谷のチビチリガマの事件がございました。今後我々大人の責任という部分も含めて、平和の継承がしっかり受け継がれていくようにそういった意味合いも含めまして、議員提案の今回の案件につきましては真剣に考えさせていただきたいと思います。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の普天間基地所属ヘリによる落下事故についてですけれども、学校はまず何よりも子供たちが安全・安心して過ごせる環境を保障することが一番大切だと考えています。米軍による落下物等で子供たちが危険にさらされ、教育活動に支障があっては絶対にだめだと思っています。学校上空を飛ばないための対応に関しては、今までに教育委員会の会議等で話し合いをしたことはございません。

大枠２の一括交付金を活用した事業については生涯学習課長から答えさせます。

大枠３の中城村非核宣言文の掲示についてですが、平和の尊さや大切さを子供たちに伝えていくことは大事ですが、今のところ学校へ掲示することは計画としてはございません。以上です。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

②保育園所上空につきましても、これまでに要請等の対応をしたことはございません。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　大枠２の①移民調査事業についてお答えいたします。

①中城村の移民の歴史は、1903年、泊出身の比嘉キンピョウ氏がアメリカ合衆国に渡ったのが始まりでございます。戦前の中城村からの移民は6,382名と県内市町村で最も多くの移民を出しております。その渡航先としてハワイが最も多く、フィリピン、ペルー、ブラジルなどとなっております。県内でも最も多くの移民を出した中城村ではありますが、その移民に関する資料としては中城村史第１巻、同第２巻において、大まかな概要と証言が少し掲載されているだけで、海外移民で渡航した方々の移民先での生活や体験コミュニティーなど、暮らしの実態や活躍等についてほとんど把握されておりません。現段階で戦前移民１世の方で、御存命の方はほとんどいらっしゃらない状態ではありますが、中城村の近現代史を語る上で重要な移民について、移民先での関係者からの聞き取りや写真などの資料収集、その他文献の収集を行い、当時の時代背景や移民先での中城人（なかぐすくんちゅ）の生活やコミュニティーなどを記録し、最終的にはそれらの成果をまとめたものを発刊する予定でございます。この移民調査事業は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用して実施する予定でございまして、年次計画としまして、平成30年度から平成33年度までの事業実施計画を立て、移民名簿の収集、各種文献等の収集、移民先での聞き取り調査に向けての現地県人会及び村人会との協力体制づくりを行いまして、平成31年度に移民先での現地調査としまして、ハワイ、南米を予定しております。平成32年、平成33年に成果物の執筆、編集、発刊を行っていく計画でございます。

続きまして、②、③につきましては関連しますので一括してお答えいたします。トーチカについては整備に合わせて調査を行い、村の文化財として指定していきたいと考えています。津覇の寺の整備事業は村道潮垣線から敷地内のほこらまでの間に透水性舗装による参拝道の整備、潮垣線沿いに道路標識の設置、ほこら付近に文化財説明板設置などの環境整備を行っていく計画です。昨年12月25日には関係者として津覇出身の議員、自治会長及び役員、寺を管理してい

る方などに現地に集まっていただき、整備案の説明を行い、皆様から承諾をいただきました。その後、津覇の寺を管理している新垣リョウエイ様という方がいらっしゃるのですが、日本軍がこのトーチカを構築した際のことについて詳しく知っているということがわかりましたので近いうちに聞き取り調査を行いたいと考えております。また、現在実施しております戦争調査事業の資料調査担当が日本軍の資料等の収集を行っておりますので、新たな資料が見つかればと期待もしております。津覇の寺の敷地内にあるトーチカは県内に残されている多くの戦争遺跡の中でも非常に保存状態がよいことからも多くの犠牲者を出した悲惨な沖縄戦を語り継ぎ、風化させないために161.8高地陣地同様に沖縄戦に関する遺跡として、できるだけ早く村の文化財に指定していきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは、大枠３の①、②についてお答えをしていきたいと思います。

①本村の非核宣言につきましては、役場前の国道沿い、老人福祉センター前に看板が設置されております。しかしながら、看板の設置はございますが、宣言文につきましては表示されていない状況でございます。世界の恒久平和は、「全人類の共通の願いである」と言っても過言ではなく、本村においても1985年、非核宣言を行っております。近年では、近隣国における急激な核開発が進んでおります。恒久平和の確立のためにもこの脅威を看過することはできないと考えております。今後、役場新庁舎においても看板の設置、宣言文の表示につきましても検討する必要があると考えております。

②についてお答えをいたします。本村の非核宣言文は、「世界唯一の核被爆国民として、（中略）全ての戦争を否定し、人類の生存を脅かす核の廃絶を世界の全核保有国に強く求めるものである」とうたわれています。この思いは今後も不変のものであると考えておりますので、学校や自治会への非核宣言文の掲示につきましては、現在のところ予定をしておりませんが、検討するべき必要性があると認識をしております。

○議長　與那覇朝輝　新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員　順を追って詳細の質問をしていきたいと思います。

１番のヘリの落下物です。昨年からことし明けても異常なほどヘリの不時着も含めて発生しております。これは何を意味するかなと本当に思うのですけれども、特にこういった被害というのは全国広しと言えども、沖縄に起こるのが一つの特徴であります。今に始まったことではなくて、過去には宮森小学校にジェット機が墜落したという悲惨な事故も発生しているのはニュース報道等にもよく取り上げられますが、この普天間第二小学校も子供たちが授業中に落下してきて、１人の子供の足に小石が当たってけがをしたという、本当にびっくりするような事故だったのです。こういった事故は本村もそのエリアに入っているようなものでありまして、教育委員会でほとんど話し合ったことがないというのは、私はびっくりするぐらいです。また保育園関係者もそういったのを語らないというのは何なのか。大変言い方は悪いかもしれませんが、鈍感なのかなと思ったりするのです。ぜひこの問題を取り上げていただきたいと思います。なぜかといいますと、この緑ヶ丘幼稚園の園長を初め父母会が立ち上がって、３月６日現在で12万6,907筆の飛行禁止の署名を集めて、防衛省や外務省に要請をしたという新聞報道は皆さんお目通しだと思います。そういうふうにして、もう父母会が動かざるを得ないぐらいの深刻な問題だと思います。なおかつ、３月７日には琉球大学を初め、県内の大学、あるいは高等学校の学長や校長が学校上空の飛行禁止を求める声明を発表しております。さて、私たち中

城村ではそのような動きに対して今後どのような対応をとっていくか、再度お伺いいたします。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　今お話がありましたけれども、今後教育委員会会議で話し合いを持って、対応について検討を進めていきたいと思っています。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　村の保育所連絡協議会の中では要請はしたことはありませんが、月１回の会議では情報として取り上がってはいました。今後また保育所園長等と相談をしながら対応を協議していきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員　これは普天間飛行場というのは、世界一危険な飛行場というサブネームがついています。もちろん沖縄では超危険な嘉手納飛行場もあるのですけれども、いずれにしても低空で住宅上空を飛び交う、そして日本の航空法にも合致しない飛行場として有名であります。普通の民間機では、あの飛行場は使えない。要するに法律の体を満たしていない危険な飛行場であります。これは政治の中でも公約として５年以内の運用停止ということで、来年の２月までには運用停止という約束を取りつけているつもりなのですけれども、一向に基地の閉鎖撤去というのが見えてこない。そういう中では、この危険はまだまだ続いていくだろうと思います。このまま声を上げなければ好き勝手になると思います。そういった意味できょうの新聞にも、たしか第二小学校で雪の遊びをしていた子供たちの上空を飛んだという写真まで掲載されて、動かぬ証拠というのか。そういうふうにこれまで学校上空は飛ばないでほしいという要求に対してもほとんど破られている。本村でも全く一緒であります。こういった状況が続くというのに対しては、教育長、屈辱というぐらいの気持ちがありますか、どうですか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　屈辱といいますか、先ほども申し上げましたけれども、子供たちの安全で安心して過ごせる教育環境を保障するということを考えますと屈辱になるのかと思いますけれども、学校は子供たちの命を一番大切にしないといけない場所だと思っていますので、そういった意味では屈辱に値するのかと思います。これはやはり児童生徒のみではなくて、一般住民も含めた命の保障という考え方になってくるのかということを考えています。

○議長　與那覇朝輝　新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員　屈辱という言葉は教育者としては、なかなか使いづらいような言葉だったかもしれませんが、気持ちの中ではそれぐらいの憤りを感じるような気持ちだと私は察しておりますので、教育長ぜひ、子供たちの安心・安全が第一ということであればこのことは教育委員会の中で十分に議論して、また校長会とも十分に議論をして、一緒に声を上げていく。一つの声だったら小さいかもしれませんが、これだけ大学周辺で大学も声を上げているのです。そして高等学校も声を上げているのです。そういった中では束になって声を上げることによって、子供たちの安心・安全というのが担保されていくと私は考えます。ぜひ取り組んでいただくことをお願いいたします。

それでは次の質問のほうに移らせていただきますが、移民の調査についてでありますが、最近教育委員会の文化財関係は職員の数もふやされて、精力的に取り組まれていることを私自身としてはうれしく思っていますし、ちょっとおくれたかという懸念はあるのですけれども、それでも前を向いて調査に取り組んでいる姿勢というのは評価していきたいと思います。以前にも移民調査については、ぜひ取り組んでもらいたいという提案をして、やっと新年度から動き出すということでありますが、その次のステッ

プになるかとは思うのです。移民といえば海外移民というのが通常頭に浮かぶと思うのですけれども、沖縄の人たちというのは先ほど言いました1899年に沖縄を出発して、ハワイについたのが翌年の1900年と歴史的に言われていると思うのです。それを皮切りにして海外移民というのが多くなってきたと。何回目あたりからか中城からも旅立っていって、今では沖縄県の人口の約15％の割合で、海外には40万人ぐらいいるといいましたか。それぐらいのウチナーンチュのコミュニティーが世界中にできているということで、非常にすごい活躍をしていると思いますし、５年に１回のあのウチナーンチュ大会の様子を見れば一目瞭然おわかりいただけるかと思います。地球上には沖縄という地名が２つあると言われています。南米にもコロニアオキナワという地名があって、地図にも載っているというぐらいです。これが沖縄の海外に旅立って行ったと人たちが開拓していった移民の歴史を物語っていると思います。その中で、実は海外だけではなくて県外に、これは移住と言ったほうがいいのかわかりませんが、移住した方々もかなりおられます。今でいうような進学とか就職で県外で生活するというのとはちょっと違って、家族ぐるみで移住していくということで、戦前にもかなりの多さで移住しております。そういった意味においては県外へ移住していった歴史というのも研究の一つのテーマかと思います。そして必要性があるかと思っておりますので、その点について今後研究とか調査を広げていくという考え方があるのか、お伺いいたします。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

現在計画している移民調査事業におきましては、基本的に国外移民の調査として、また先ほどは申し上げませんでしたが、時間とか人員体制に余裕があれば、戦後移民のほうも調べようと思っておりますので、今御提案の県外移住を含め、今後検討していきたいと思っております。

○議長　與那覇朝輝　新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員　いきなりたくさんの量を研究・調査するというのは、物理的には無理があるかなとは思いますが、ただ移民については私も幾つか本を持っているのですけれども、たくさんの書物が出ていて、読んでみると中城人がたくさん登場してくるのです。非常にうれしく思う反面、これはやはり研究して表に出して、もっともっと村民にも知ってもらいたいという思いに駆られるのです。そういった意味では、今回の調査に期待をしていきたいと思います。よろしく、取り組んでもらうことを期待します。

それでは、２番目の津覇の寺の文化財整備事業。寺の整備事業は文化財としてそれで進めていっていただきたいのですけれども、私の主語はこの戦争遺跡でありますので、この戦争遺跡の文化財として推薦したいと私、言おうかと思っていたら、２番目として指定に向けて取り組みたいという課長の答弁でありましたので、これもまた161.8高地陣地に続いて、２番目の本村の戦争遺跡文化財として指定される方向にあるということは大変意義深いものがあると思います。ぜひこの調査がしっかりと確立されて、歴史のまだ明らかになっていない部分がかなりあると思います。これも村史の中でもどのような経緯で構築されていったのかというのがなかなか出て来ないものですから、今回の調査に期待をしますし、今後また人員もふやすそうですので、県外での調査活動も行うということを聞いております。その中で当時の日本軍の守備軍の方々も、もちろんその方々はもう生きてはいないと思うのですけれども、家族を探して遺品とか、あるいはまた手紙のやりとりがあって、中城村に関する記録が出てくる可能性も私はあるのではないかと思っていますので、その辺ま

で調査を進めていくという考えはありますでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

戦争調査につきましては、今年度東京及び熊本県に現地調査、聞き取り調査に行く予定でございまして、戦争にかかわる疎開については関係者の家族と平成29年度で事前調整を行ってまいりましたので、疎開に対する関係者からの聞き取りは行っていきたいと思っております。東京では主に防衛省を初め、各関係機関からの資料収集になると思いますけれども、博正議員からの御提案のようにそこから何か聞き取りができる方がいらっしゃった場合に、また来年度以降も継続して聞き取り調査などを行っていければと思っております。

○議長　與那覇朝輝　新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員　聞き取りも私は十分可能かと思います。なぜかと言いますと、戦後この隊長の家族が見えたという情報も聞いたことがあるのです。そういった意味では中城村に対しての思いれがあって、家族が戦後落ち着いた時期に墓参も兼ねて見えたのではないかと思います。そういった意味では、また家族を探し当ててインタビューをとるなりして、あるいはまた資料がさらに持ち込まれるのであれば、調査が深まる可能性が十分考えられますので、一遍にたくさんとは言いませんが、できる範囲で進めていくことを希望いたします。

大枠の３番目のほうに移ります。この宣言文、教育長、学校では今予定はないと答弁されましたが、ぜひ次世代にこの平和のとうとさを語り継ぐという意味では、こういった宣言文とかは大切にしていただきたいと思います。戦争を経験された方々は、もう日々少なくなっているのは、現実にこれはもう避けて通れません。生きた人間はもうどんどん他界していきますので、あとは遺跡が物語るか、あるいはまた語り継いで、戦後世代の私たちが次の世代に語り継いでいくかしかないような気がします。そういった意味では子供たちにそういう教育をぜひ伝えてほしいと思います。ここでちょっと紹介をしたいのは、ひめゆりの館長さんに戦後初めての館長が誕生するという新聞記事が出ていたのを皆さんごらんになったかと思いますが、普天間朝佳さん、南上原の出身です。中城人であります。私たちより２つぐらい先輩ですか。先輩は若いころからひめゆり資料館の職員として働いておりまして、その中で戦争を経験されたひめゆり学徒の方々からさまざまなお話を聞いて、この仕事に携わってきたという経験から、戦争を直接経験した方々はもう90歳になられて、引退せざるを得ない状況になっていると思います。そういった意味から、戦後世代にバトンが渡ってきたということであります。このようにして戦後世代にバトンが渡っていって、さらに次の世代に渡さなければならない時期が当然来ると思います。そういう意味では、この沖縄戦の悲惨な戦争、そして今も置かれている米軍基地の問題というのは避けては通れないと思います。子供たちにしっかりとその現状というのを認識させて、その次の世代には少しでも平和な世の中、そしてこの平和宣言文の中にも掲げられておりますように、核廃絶を、恒久平和の確立を目指して全力を尽くすと中城村民は宣言をしているのです。これも何回か読み返してきましたけれども、企画課長からも文の一文を紹介していただきましたが、この思いというのは本当に普遍だと感じます。全く同感でありました。これは32年前ですか、ことしで33年を経過するのですけれども、この文面が決して風化していなくて、ますますこの宣言文の重要性が私は再認識するような時期に来ているかと思います。その意味では、この文章をぜひ村民に広く知らしめていくという必要性を強く感じております。その意味で村長の今回の施政方針の中で、平和宣言文

を次の世代に語りついでいく、継承していくというのは非常にすばらしいことだと思っております。よくぞ書いてくれたなと私はこの文章を読む限りにおいては非常に感動しております。チビチリガマが荒らされたという、あの事件。あの子たちも多分に、この戦争の悲惨さというのを本当に事細かくは肝に銘じてはなかっただろうと思います。これぐらい平和の認識でありますとか、沖縄戦の悲劇というのはもう薄れてきている。ややもするとこれは忘れ去られてしまうという懸念があります。そういった意味では反面教師的に、このチビチリガマの事件は私たち大人にも反省させられる部分を教えてくれたのではないかと思います。事件ではありましたが。こういう意味では平和のとうとさを後世に語り継ぐ上において、戦争遺跡の指定、そして平和宣言文の普及というのを努めていただくように要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長　與那覇朝輝　以上で、新垣博正議員の一般質問を終了いたします。

休憩します。

休　憩（１４時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１６分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○５番　仲松正敏議員　皆さん、こんにちは。ただいま議長より一般質問のお許しが出ましたので、通告書に従い質問をしたいと思います。きょうの最後の質問者になりましたが、もう少しおつき合いのほど、よろしくお願いします。

それでは大枠１番から、認知症対策について。認知症対策は、わが国において重要な施策であることは間違いありません。厚生労働省は、認知症と正常の中間に当たる高齢者の有病者数は約400万人と推計しています。本村における高齢者の認知症日常生活自立Ⅱ以上の高齢者は何人いるか。今後もふえ続ける認知症については、予防の推進や対策をどのように考えているか。

大枠２番、村道管理状況は。①村道に設置されている側溝ふたから発生する騒音について、側溝とそのふたのスキマや、側溝とふたの接点がネジレのため３点、または２点となり、常に接触する２点を結ぶ対角線を中心、重量が載ったほうにスキマ分だけ下がり、車のタイヤが側溝に載ると、衝撃で音が発生します。側溝の多くは住宅地域内に設置されていて昼夜問わず騒音が発生し、住民生活に悪影響を及ぼしています。そのような騒音公害について村はどのように考えているか。

大枠３番、河川の整備状況は。中城村と宜野湾市との境にある普天間川について登又自治会の区民より、河川の整備や里道、また野嵩地域から河川に流れてくる水質に問題があるとのことですが、村はどのように考えているか。以上、簡潔な答弁をよろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、仲松正敏議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては、福祉課。大枠２番につきましては、都市建設課。大枠３番につきましては、住民生活課と都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの認知症対策についてでございますが、議員おっしゃるとおり大変重要な課題だと認識しております。もうかなりの部分でこの問題は取り上げられてくるだろうと思っておりますし、村としましても健康寿命の伸びをいかに伸ばしていくか等も含めて、ただ寿命が長いとかそこを目指すとかではなくて、この認知症対策も含めて、健康寿命をいかにして伸ばしていくかをしっかりと勘案しながら対策は練っていきたいと真剣に思っております。詳細につきましては、また福祉課のほうでお答

えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　仲松正敏議員の御質問にお答えします。

介護認定を受けている65歳以上の高齢者の認知症高齢者の日常生活支援度Ⅱ以上の人数は介護認定情報をもとに沖縄県の統計によると、平成28年度末、中城村は538人となっております。認知症対策としましては、包括支援センターに認知症事務局を設置しました。認知症推進員、認知症キャラバンメイトの配置により、認知症サポーターを要請し、啓発活動に取り組んでいます。また、昨年11月に認知症カフェを開所し、高齢者及び認知症の疑いのある方、その家族の参加のもと、お茶やコーヒーを飲みながら情報交換等をしております。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

大枠２と大枠３について、お答えします。大枠２、排水ふたの騒音については、地域住民から同様の相談があり、今年度潮垣線（ゴルフ場前）、あと伊集和宇慶旧県道線（和宇慶公民館近く）２カ所の修繕を行っております。修繕内容としては、グレーチング側溝から暗渠型側溝及び埋設型側溝への変更を行っており、どちらも騒音が出ないよう改善されております。ただ、暗渠型・埋設型にすると既設の排水機能に支障を来す場合もあるため、騒音場所について現場確認を行い、どういった対策が最善かを検討いていきたいと思います。

大枠３、普天間川の維持管理に関しては、県管理（中部土木）の管理となっています。場所が特定していれば、村から中部土木事務所に連絡できますので、情報提供をお願いしたいと思います。また、里道については、中城村法定外公共物管理条例第１号に基づいて村で管理を行っており、現場の状況に応じて個別対応しています。不特定多数の者が利用する里道については、整備する場合もあります。この件については、従来から議会において答弁してきたとおりであります。排水の水質についても、場所が特定していれば、関係課と調査をして対応をしていきたいと考えています。

○議長　與那覇朝輝　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それでは、大枠３についてお答えをいたします。

先ほど、都市建設課長からも述べましたとおり、普天間川は県の管理する河川となっており、汚水流出などの場所が特定できる通報や水質汚染の疑いがある場合には、宜野湾市及び県の中部土木事務所へ報告し、調査等の対応を要請したいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　それでは、順を追って再質問をします。

認知症対策の中で、若年性認知症は本人や家族にとって介護の面だけにとどまらず、経済的・精神的にも大きな負担を強いられています。それで、本村における若年性認知症の数は把握しているかどうか、伺います。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　介護認定を受けている60歳以上65歳未満の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、若年性認知症の人数は９人となっております。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　思ったより人数は少なめに感じます。認知症は一般的には高齢者の方に多く起きる現象であります。65歳未満で発症した場合、若年性認知症とされます。国の推計によると若年性認知症の推定発症年齢の平均はおよそ51歳。本当にいわゆる働き盛りの世代であります。本人だけではなく、家族の生活への影響が大きいにもかかわらず、その実態は明らかではなく、支援も十分ではないのが現状だと言われております。本人や配偶者は現役世代で

あり、病気のために仕事に支障が出たり、仕事をやめることになって経済的にも困難な状況に陥るといったことも考えますが、企業や地域社会の理解はまだまだ十分であるとは言えません。また、子供が成人していない場合には、親の病気が与える心理的影響が大きく、教育・就職・結婚などの人生設計が変わることになりかねません。さらに本人や配偶者の親の介護が重なることもあり、家族の負担は図り知れないものと考えます。皆さんも、見た方もいると思いますが、渡辺謙さん出演の映画「明日の記憶」では、もし身近な家族・知人が急に若年性認知症になったらどうするかと問いかけるテーマが話題となり、若年性認知症を世に知らしめるきっかけを与えたのはまだ記憶に新しいところであります。若年性認知症は認知症高齢者に比べると、社会的認知度がまだまだ高くないという課題があります。しかし、本人の社会参加や自立意欲は高く、体も比較的元気な方が多いことから、認知症高齢者への支援とは違う形の支援が必要であると考えます。そこで、まずこの若年性認知症について多くの方々に周知し、今後の施策や介護につなげていくことが重要だと考えますが、それで本村における若年性認知症の方に対する支援、施策の現状をお聞かせください。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　若年性認知症は40歳から65歳までの方が包括支援センターのほうに相談に来られたという事例は余り少なく、これまで50歳代の男性が１人相談に来られておりました。そのときには介護保険制度の説明、介護保険制度の申請を促し、北中若松病院内にある認知症疾患センターへとつなげております。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　高齢者が認知症になって、いつまでも可能な限り住みなれた自宅や地域で生活できるように必要なサービスや医療並びに保険、福祉サービス等の相談に応じてくれる機関、地域包括支援センターが重要と考えますが、専門職員の人数と、それぞれどのような業務を行っているかお聞きします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　包括支援センターの職員として、現在10名います。その中で職員が２名、嘱託職員が５名、臨時職員が３名。その中で資格を持っている社会福祉士が３名、保健師１人、看護師１人、介護支援専門員が２人います。業務の内容としては、先ほどの認知症の予防及び相談とか、ケアプランの作成、介護予防体操、高齢者配食サービスの申請、ヤクルト給付の申請等の業務を行っております。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　やはり認知症や高齢者の介護は家族を孤立させないための支援の充実が望まれると思います。多重介護や老介護、介護離職者、あるいは仕事と介護の両立に苦慮している方など、家族介護の実態を把握した上でさまざまな状況に応じたきめ細やかな対策を検討していただくべきと考えるが、その辺はいかがですか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　先ほども答弁しましたが、認知症の家族の孤立を防ぐために、昨年11月から認知症カフェ「中城オレンジカフェ」を開所しております。目的として、高齢者に対する認知症予防、理解の促進、認知症の方々と家族を支える地域づくりとしてコーヒーを飲みながら、お茶を飲みながら、ゲームをしたり、手芸をしたり、塗り絵をしたりして楽しんでおります。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　国が認知症対策として設置を推進する認知症カフェが全国的に広がりを見せているが、今課長の答弁にもありましたが、参加者が集まらなかったり、スタッフが不足していたりという課題があると。認知症カ

フェは昨年の11月に開所されたということですが、今言ったスタッフ不足とか、参加者の集まりぐあい、それとカフェの場所はどこかお聞きします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　スタッフは地域包括支援センターの中から、看護師と社会福祉士２人で担当しております。開設している場所はございまる陸上競技場の隣のそば屋さんで、ピーク時を過ぎて２時から３時半で設定しております。これまで９回か10回ぐらいの認知症カフェを実施しましたところ、平均９名から10名の参加者がいらしております。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　認知症カフェの参加者、それからスタッフ不足が全国的にあるという話を聞いておりますが、お隣の宜野湾市の地域包括支援センターぎのわんは県内初の取り組みとして、市内にある沖縄国際大学と連携し、認知症カフェ「まなびやカフェ」をことしの２月23日、同大学内に開設されたと。大学と地域をテーマに学生ボランティアの力をかりながら、高齢者の知的好奇心を満たすような大学ならではのプログラムを設計・計画をしているとのことですが、開設のきっかけは同センターに寄せられた認知症家族の声で、「デイサービスなどの既存の介護サービス利用に抵抗感を持つ認知症高齢者の居場所がなく、家に引きこもりがちになる」という悩みがあると。同センター長は「大学なら行ってみようかという高齢者もいると思われる。また、敷地内で散歩もできるし、図書館もあって、学生が運営にかかわることで、福祉の現場では思いつかない斬新なアイデアも生まれる」と話されております。学生たちに、認知症サポーター養成講座を受講してもらい、受講した学生たちがボランティアとしてスタッフや参加者を支え、認知症になっても住みなれた地域で暮らせる社会をつくるためにも福祉に携わる若者の育成も重要とのことです。本村も琉球大学というすばらしい大学が隣接しておりますので、琉大と連携し、認知症カフェを開設していく考えはないか、お伺いします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　認知症予防は大変重要なことだと思います。また、大学生が認知症サポーターとして活躍をするのは大変望ましいことだと思います。私たちも11月に認知症カフェを開設したばかりであります。徐々に事業所等と連携をしながら、またボランティアを活用しながら広げていきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　ぜひこの大学の学生と、若い人たちにこの認知症問題にかかわっていただき、将来その若い人たちが理解を示し、この認知症対策として一緒にやっていただくことを考えると、ぜひそういったことも課長、考えていただきたいと思います。総合的な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化は重要であると考えます。同センターは地域包括ケアシステム構築のかなめの役割も担うべきで、村は新たな担当を配置するなど、その体制強化を進め、改めて同センターが果たすべき役割を整理し、抜本的に機能強化を進めていくべきと考えますが、村の見解を伺います。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　人口の増加、高齢者の増加に伴い、包括支援センターの強化は必要と考えております。現在、包括支援センターの正職員は保健師１人、社会福祉士１人、そのほか嘱託職員、臨時職員で賄っております。きめ細かなサービスを提供するためには、職員の強化は必要だと考えております。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　重点を置くべき認知症対策については、医療・介護・地域が連携した、早期発見・早期診察の仕組みづくり、次いで認

知症グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備、徘回行動などに対する制度の充実、また認知症患者を見守るボランティアなどが考えられますが、今後もふえ続ける認知症については、重点的・戦略的に対策を行う必要があると思われますが、予防の推進や対策はどのように考えているか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　今後ふえ続ける認知症高齢者については、住民同士が助け合う地域づくりが必要と考えております。今年度より社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを配置しております。地域の実情の把握、地域資源の掘り起し、村民参加の声かけと社会福祉協議会と連携しながら認知症対策に取り組んでいきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　今年度より社会福祉協議会へ委託し、生活支援コーディネーターを設置されたということですが、2015年の介護保険制度では、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が明記されています。ここには補助メニューの強化に当たる生活支援サービスの充実強化が盛り込まれており、ＮＰＯや民間企業、協同組合などが参画し、連携を図る協議体の設置と生活支援コーディネーター、いわゆる地域支え合い推進員の配置が2018年４月までに各市町村に義務づけされたということで、生活支援コーディネーターを本村も設置されたということですが、まず本村のコーディネーター、いわゆる推進員ですが、何名おられるか。それと人数はどのように決めているか、お聞きします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　介護保険地域支援事業ということで、介護広域からの収入の範囲内で社会福祉協議会にコーディネーター２名を配置しております。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　コーディネーターが２名ということですが、それで十分だと思いますか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　今年度は２名のコーディネーターで全地域の活動に参加しております。地域を知ることから始め、あとはニーズと資源把握に努め、来年度に生かしてまいります。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　それでは、先ほどの答弁でコーディネーターの役割についてはお聞きしましたけれども、コーディネーターの役割はほかにも業務は多岐にわたると思いますが、コーディネーターの方々はどのような資格を持った人たちか。また、身分についてもお伺いします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　コーディネーターについては、沖縄県介護広域からは特に資格は必要としないということでございます。社協に配置している２名の方、１人は社会福祉士、精神福祉士の資格を持っており、もう１人の方は民生委員、児童委員の中から選ばれております。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　それでは推進員を配置したことによって、どのような成果が出たか。また課題等はどのようなことが出てきたか。その辺をお伺いいたします。

○議長　與那覇朝輝

休憩します。

休　憩（１４時４８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４８分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　認知症地域支援推進員を配置したことにより、認知症やその家族への

支援及び医療と介護の連携が以前に比べて改善していると思います。課題としましては、早期発見・早期診断につながらず、認知症が進行してしまってからの相談が主に多いと思います。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　次に、高齢者を見守るための地域ネットワーク。見守り協定を２年前からスタートさせた鳥取県では、８月現在、所在不明高齢者がゼロであることの報道がありました。埼玉県でも要援護高齢者等の支援ネットワークの取り組みを進めており、既に平成17年度からネットワーク会議も持たれているようです。本村でも介護保険課と地域包括支援センターが柱となって、地域の組織などが一丸となり、地域の方々にも協力をいただくために見守り支援ネットワーク連絡協議会を立ち上げているのか、その辺をお聞きします。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　見守り支援ネットワーク連絡協議会の設置はしておりません。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　これだけよそでしっかり成果も現れておりますので、ぜひ本村でもこの見守り支援ネットワーク連絡協議会設置に向けて考えていただきたいと思います。

では次に、高齢者の見回り体制について伺います。現在高齢者の孤独死が社会問題となっています。また、近年は個人情報保護の観点から、単身者に対する情報の入手が困難となっていることを考えると、第１発見者となり得る地域の組織や地域包括支援センター、村民に身近に存在する団体などと定期的な在宅訪問の回数をふやすなどの考えを持つ必要があると考えます。今後はネットワーク連絡会の充実などを含め、さらなる連携の強化を図り、迅速に見守り、安否確認がとれる安心・安全なまちづくりに向けた地域ネットワーク体制の強化を推進していくべきと思いますが、その辺はどのように考えますか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　介護保険地域支援事業による配食サービス、保険飲料給付事業、緊急システム等見守りのための事業はいろいろと実施しております。また、中城、宜野湾郵便局と地域における協力に関する協定と宜野湾警察署と平成29年２月に認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定を締結しております。その中で、現在３名の方を登録しております。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　ぜひこれからも見守り体制の強化をしっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、続きまして大枠２番のほう。先ほど課長のほうからはいろいろと答弁をいただきましたけれども、やはりこの騒音公害というのは大変な問題であると私は思っております。夜中寝ているとき急に大きな音がして目が覚めることがあり、その原因が道路に設置された側溝のふたから出ていると。要するに皆さんもよく御存じだと思いますが、車が側溝の上を通るとがたがたと大きい音がします。誰もが経験したことだと思いますけれども、特に村道でも潮垣線は車の通行量が多くて、北浜、南浜地区においては住宅地域の真ん中を道路が通っていて、多くの住民がその側溝から発生する騒音で困っています。北浜自治会、南浜自治会及び住民からこの騒音について苦情とか、役場のほうに改善するよう要請はありましたか。伺います。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

要請文の話だと思いますけれども、老朽化した側溝はふたと本体が摩擦し、車両が通過する際音が出ることがあります。議員のおっしゃる騒音についてもそれが原因だと思われます。道路管理者としては、地域住民からそういった相談があれば現場を確認し、対応しなければなり

ませんが、北浜、南浜地区の潮垣線沿いの側溝騒音については、そのような相談はいまだありません。また、ここ５年間の間に北浜自治会、南浜自治会から、側溝騒音に対して要望はいただいたことはありません。先ほど答弁したとおり、議員が把握している騒音の発生場所について、今議会を終えてから都市建設課職員と現場確認をお願いしたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　私が自治会長をやっているとき、正式な要望書ではありませんでしたが、たしか口頭でのお願いはしたと考えます。ただ、あのときの職員も今では配置がえで特に誰かというのは覚えはありませんけれども、一応私としてはそういったことを口頭で話した記憶はあります。側溝のふたからの騒音については、多くの村民から役所が改善してくれないので、自分でやらないといけないのかなという話は私も何名かから聞いております。しかし、それを自分でやるには車の通行量も多いし、また側溝のふたは結構重たいです。もし万が一手なんかを挟んだ場合、本当に大けがをしかねないとも限りません。やはり騒音公害に悩まされている住民にとっては、行政にお願いするしかないと思いますので、年次的に改善できないか。その辺を課長、お願いします。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

年次的に改善できないかということですけれども、改善については現場確認後、どういった工法が合うのかを検討し、修繕を実施したいと思います。過去には久場の集落でふたを全部とりかえた経緯があります。その路線については、今は騒音は出ないというのがありますので、また新たな維持管理の資材が出ていますので、これも含めて本当に騒音がひどいところをやっていきたいと思っています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　地域によってはある程度改善されたという話もされました。次の引き継いだ課長に、また改めて私のほうからは要望・要請をしっかりやっていきますので、次の課長の方、よろしくお願いします。改善するには村内全域、確かに膨大な量で予算的にも大変な金額になると思います。しかし、やはりこういう騒音を改善しないと、住民の生活環境は本当によくなりません。住宅が密集している地域からやっていただいて、徐々に村内全域を改善していくよう要望します。

次に、北浜、南浜地区において、同じような質問になると思いますが、潮垣線の中でも特に道路の幅員が狭く、車が交差するとどうしても車は側溝の上を通るわけです。ですから常に側溝のふたから騒音が発生しているわけです。特に朝の通勤時間帯や夕方の帰宅時間とかはひどいものです。ほとんどが西原町の工場地帯の会社関係の車だと思いますが、来年から国道329号の奥間交差点での道路拡張工事も始まると言われておりますので、そうすると車が潮垣線に流れてきて、今まで以上に潮垣線の車の量は多くなってくると思います。ですから、課長からたしか前に聞いたことがあるのですけれども、課長がおっしゃたようにポストコーンの設置です。それによって、ある程度騒音も解消できるのではないかと考えます。課長、このポストコーンの設置はいつごろからできるか、できたらお聞かせ願いますか。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

ポストコーンの設置はいつからできますかという質問だと思いますけれども、当初は平成27年から平成30年まで４年計画で潮垣線北浜から浜、伊集和宇慶旧県道線、津覇中央線、津覇前原線の路肩から舗装をやってきました。当初はカラー舗装ではなく、ポストコーンの設置をしてやろうということで予定をしていましたが、

狭隘な道路をさらに狭くすると歩行者の安全確保をすることが難しくなると判断し、歩行者の安全を第一に考え、カラー舗装へ変更しております。先ほども答弁しましたが、改善については現場を確認後、どういった工法が合うのかを検討し、修繕を行っていきたいと思います。また、交通量の話がありましたけれども、奥間交差点の拡張工事については、国道329号の渋滞緩和が見込まれ、潮垣線を今まで抜け道として使っていた車両も国道329号へ流れると予想されますので、潮垣線の通行量は減少すると期待しております。また、西原工場地帯の車両については、平成27年度に工場地帯で掲載されている西原産業通り会へ車両の通行抑制を要望しておりますが、今後も引き続き車両通過の抑制について住民生活課とともに協議をし、要望していきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　課長の考えでは道路拡張後、国道329号に車が流れていくということですが、私の考えではその工事期間、この期間に関しては恐らく今まで以上に交通量が多くなってくると思われます。ですから、ぜひポストコーンのほうを考えていただきたいと思います。それとこの西原町の工場地帯への車両通行抑制の要望についてですが、ぜひ住民生活課のほうでも地域の自治会長と一緒になって、そのときは私も一緒に行きますので、ぜひ車両の過剰通過を控えてくれるようお願いすることをお願いします。騒音公害については、さまざまなものがあります。沖縄県におきましては、基地から発生する騒音が大きな問題であり、また工場から発生する騒音というのはそこに住んでいる住民にとって最も劣悪な生活環境であると考えます。騒音によって心身に与える被害というのは計り知れないものがあり、また騒音によって隣近所とのトラブルによって多くの事件も起きていて社会問題となることもあります。村長は常に本村を「住みたい村、住み続けたい村づくりを目指す」とよくお話をされていますが、それでこのような騒音公害が発生する住民の生活環境を村長はどのように考えておられるか。村長の考えをお聞きします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

あえて答弁させていただきますけれども、今米軍基地のお話もされましたし、また生活環境の騒音の話もなさいましたので、当然中城の長としても、これは全ての騒音に共通することではありますけれども、全て生活に単純に密着するという形になりますので、それを脅かすものについてはやはり最善の努力をしなくてはいけないと思っております。先ほどのやりとりも見ていますと、できるものから１つずつやればその改善に向かっていくのではないかと思っておりますので、一生懸命またやらせていただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　ぜひこのことは村長、できることの一つですので、ぜひ騒音公害のない村づくりを目指していただきたいと思います。

次に、大枠３番の普天間川の河川。今、私も見に行ったのですけれども、河川の中はジャングル状態、本当にジャングルと言っていいです。それと河川の管理、道路も車はおろか、人間さえも通れない状態になっております。そういった状況を職員は見回ったことがありますか。もし何らかの事件が起きて、あのあたりに連れ込まれ事件でも起きたらと、地域住民は不安視されていますが、河川や道路の管理はもちろん中部土木事務所の管轄であることはわかりますが、地域住民の生活に悪影響を及ぼすとしたら、やはり村のほうでも早急に対策を考えたほうがいいと思いますが、その辺はどうですか、課長。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

普天間川は今、中部土木の管轄であり、村で管理できないかという質問だと思いますが、下線の中がジャングルになっていることが、地域住民に直接的に悪影響があるかという質問に関しては、すぐにあるものとは思っていません。また、管理道路についてはそもそも村管理でないことから、職員の見回りについては行っていません。ただ、地域住民からの問い合わせがあった場合は現地を確認し、県に連絡をして対応をお願いしているところです。河川及び管理道路については、議員も承知のとおり県の管理となっております。村の管理としても村道、公園の管理、手いっぱいの状況でありますので、村が積極的に管理をすることはないです。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　すぐに地域住民への悪影響は少ないと言われておりましたが、河川の中があれだけ大きな木も生えてくると、やはり今の環境問題に関して、想定外の大雨になると県道29号線や新垣北上原あたりから大量の水が流れ、河川の氾濫にもなると考えられます。そうすると、あのあたりの地域住民の生命、財産を脅かすことにもなりかねませんので、村のほうでぜひ県に河川の整備を要請していただきたいと思います。課長、よろしくお願いします。

登又区の住民によると昭和55年４月10日に宜野湾市野嵩排水工事に対して、普天間川には雨水のみを流すと字区常会において決議され、村にも報告されていると思います。現在、どうも野嵩宅地造成区域から普天間川にし尿や家庭からの生活排水が流れて出ているように見受けられると言っているが、河川は県の管理しているところであるが、中城村の住宅地域を通っているこの河川に対しては、そういった地域からの話も出ておりますので、水質を把握する必要があると思うが、その辺はどのように考えますか。

○議長　與那覇朝輝　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それではお答えいたします。

基本的に野嵩区域の住宅に関しては、多くは下水道に接続されていると思われますが、古くからの住宅がある場合や中城村内にある住宅は下水道に接続されておらず、雨水以外に生活雑排水も普天間川へ排水されていると思われます。特にきちんと管理・点検されていない合併浄化槽からの排水の場合には水質に関しても好ましくない場合があると思われますので、現地調査を踏まえて検討してまいりたいと考えます。

○議長　與那覇朝輝　仲松正敏議員。

○５番　仲松正敏議員　野嵩区域の住宅に関しては、ほぼ下水道に接続されているということも聞きましたが、私が聞いた話では100％ではなくまだ、今おっしゃったように下水道に接続されていない住宅もあると聞いています。調査することは難しいと思いますが、水質の検査に関しては、この地域住民がそういう疑問を持たれておりますので、ぜひ現地調査を踏まえて、この水質の調査を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に一言。両課長、大変お疲れさまでした。それと安田主幹、大変おめでとうございます。またこれまでの経験を生かし、現場で子供たちにしっかりした教育をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。では、これで私の一般質問を終わります。

○議長　與那覇朝輝　以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１５時１４分）

平成30年第２回中城村議会定例会（第23日目）

招集年月日	平成30年３月５日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成30年３月27日　（午前10時00分）		
	散会	平成30年３月27日　（午後３時51分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	大湾朝也
	副村長	比嘉忠典	企業立地・観光推進課長	屋良朝次
	教育長	比嘉良治	都市建設課長	新垣正
	総務課長	與儀忍	農林水産課長兼農業委員会事務局長	比嘉義人
	住民生活課長	津覇盛之	上下水道課長	仲村武宏
	会計管理者	知名勉	教育総務課長	比嘉健治
	税務課長	稲嶺盛昌	生涯学習課長	金城勉
	福祉課長	仲松範三	教育総務課主幹	安田智
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 9 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　與那覇朝輝　これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　皆さん、おはようございます。質問に入る前に、久しぶりに女性が管理職に登用された。大変喜んでおります。今度の女性課長の誕生で、他の女性団体や女性に与える影響も大きいし、やる気と勇気を与えることと思っています。次枝さん、おめでとうと言いたい。同時に、村長の政策でできたと思っておりますので、村長さんもありがとうございます。でも、どちらにしても女性の登用、本当にありがとうございます。女性の登用というのは大変難しいけれども、やはりいろいろと更年期とかそういった家庭の事情とか、親を看取るとかということで難しい中、誕生させたということに、大変敬意を表したいと思います。

１．ごみの減量化について。①ごみ問題に関して女性団体との連携を考えていますか。②ごみ減量化への計画はどのように考えているか。③災害時に女性団体の果たす役割をどのように考えていますか。④分別について、浦添市と同様にしないといけないと思いますが、浦添市の分別の方法について伺います。⑤村の婦人連合会においては、会員も少なくなって現在５カ字となっています。婦人会は、交通安全防犯協会等、あらゆる団体への協力事業等で果たしている役割は大きいと思います。行政として支援の方法は考えられませんか。以上について伺います。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えいたします。

①から⑤まで、住民生活課と総務課、教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは、お尋ねの村の婦人連合会の件でございますけれども、議員も長年婦人連合会で御活躍で、御苦労もなさってきたことだと思います。敬意を表したいと思います。非常に懸念されている会員の減については、私も報告を受けて、これから何とかして一緒になってやっていけないかということで考えているところでございます。行政として、でき得る限りの最大の支援をやっていきたいということでございます。婦人連合会や村労連、あるいは文化協会などは、この婦人会も含めて、村の柱でございますので、しっかりと行政として何ができるか、真剣に取り組んでいきたい案件だと思っております。詳細については、また担当課のほうから答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　おはようございます。

⑤の村の婦人連合会についてですけれども、とても意義深い活動が行われており教育委員会としても子供たちの健全育成の面でもとてもありがたく思っています。教育委員会としても支援していく所存でございますが、会員の減少や役員のなり手が少なくて困っているのが現状であります。詳細については生涯学習課長から答えさせます。

○議長　與那覇朝輝　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それでは安里ヨシ子議員の①、②、④についてお答えいたします。

①について。ごみ問題に関して、現在のところ女性団体との連携等は実施しておりません。分別収集を開始した初期のころには、アルミ缶等の資源ごみ回収を子供会や婦人会等の団体と連携していた時期もありましたが、業務の効率化等を考慮し、現在では、一般廃棄物処理業者へ収集運搬を委託しております。ごみ問題には、住民、事業者、行政の三者による連携は重要でありますので、今後も各種団体と連携し取り組

んでいきたいと考えております。

②について。家庭からのごみは、日常生活に伴い必ず発生してしまうものでありますが、１人当たりの排出量はここ数年、横ばい傾向にあります。現在も再資源化物の分別徹底等をお願いしているところですが、引き続き再資源化物の分別徹底、包装物の省略化や店頭回収、買い過ぎの抑制といった「ごみにならない買い物」への意識を住民及び小売店等への浸透、生ごみ等の堆肥化による資源化推進といった施策を住民・事業者協力のもと実施してまいります。

④について。現在、浦添市においては「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」の４分別となっており、本村においては、これに加えて収集の安全確保の面から「危険ごみ」を区分しております。区分については、現在の本村とほぼ変わりはありませんが、個別の細かい分類に差があるようです。新しく整備される処理施設の能力等により、３市村それぞれ分別区分の見直しが必要となる可能性がありますが、今後協議を行ってまいります。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　災害時における、女性団体の果たす役割について、お答えいたします。

災害時には、特に女性の果たす役割は大きく、また重要であると考えております。防災対策の基本として「自助・共助・公助」を掲げておりますが、実は、「共助の主役は女性である」とも言われております。女性は、日常生活の細かな点に配慮できること、隣近所の住民のみならず、地元の情報に強いこと、日常的に育児や介護に関わる時間が長い分、その知識と経験が豊富であることなどから、避難所などでの生活にどのような支援が必要かを具体的に提言し行動することができます。このようなことから、女性団体が災害時に果たす役割は、大変重要であると考えております。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　⑤の婦人連合会の支援についてお答えいたします。

村長、教育長答弁にもございましたけれども、婦人連合会の果たしている役割は非常に大きく、地域への貢献は多大なものがあると認識しております。婦人会のさまざまな事業への御協力に感謝しております。現在の課題であります会員の減少と役員の成り手不足への対応につきましては、平成29年度、婦人連合会と相談いたしまして、新たな会員の確保として広く村民に呼びかけるため、平成30年２月の村広報誌へ、役員及び会員等募集の掲載をいたしました。今後も婦人連合会とも意見交換しながらでき得る限りの協力、支援はしていきたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　よくわかりました。

以前に、総務のほうで扱っていたと思うのですが、女性問題懇話会ということで、女性の地位向上を目的に、女性問題懇話会という組織がありました。随分前になっていますので、課長も変わったり、担当も変わったりしておりますけれども、メンバーは婦人会のＯＢとか自治会長、職員だったと思いますが、老人クラブからも入っていたかと考えていますけれども、あのとき必要のない組織だと思ったのか、ほかに理由があったのか、御存じでしたら伺いたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

女性問題懇話会につきましては、当時、男女平等の意識改革のための啓発を行い、女性に関する施策のあり方について、調査研究する必要があると、そういう目的を持って設置された委員会であったと考えております。

○議長　與那覇朝輝　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　随分前のことですので、そんなに取り立てて取り上げる問題ではないかと考えてはおりますけれども、あのとき

必要ではなかったのかとか、いろいろ考えてしまいます。それにかわる、そういった現代に適したような組織づくりに頑張ってほしいと思っております。

災害時に、婦人会の果たす役割といいますか、これは安里地区で起こった地すべり災害のときに、県保連がいち早く電話で中城村の婦人会長に電話をして、何が一番必要かということで、北上原の詰所では、野菜不足で大変困っていると返事をしたら、県保連では早速北部地区の婦人連合会、南部の婦人連合会のほうへ電話をして、その他の物品と一緒に差し入れをしてくれました。お見舞いに訪れたり、県北部からも南部からも見えていました。県全体に大きな組織を持つ婦人連合会だからできたことだと思っております。このように、婦人会の果たす役割というのは、本当に大変な、なくてはならない組織だと思います。村の認識は、今、答弁で聞いたとおりだと思いますので、あえてそれを聞かないのですが、やはりいろいろな防災でも、いろいろな面で学習会などを持って、婦人会が長続きするようにお願いしたいと思います。私も10代目の会長ということで、いろいろ責任があると思っておりますので、婦人会のほうに全面的に協力していきたいと思っております。

村長の施政方針の中でも、ごみの減量化は喫緊の課題だと。行政と住民が協力し、分別収集の徹底により、再資源化及びごみ減量化の啓発や環境教育指導を実施しますとありますが、まだ具体的な計画には至りませんか。

○議長　與那覇朝輝　住民生活課長　津覇盛之。

○住民生活課長　津覇盛之　それではお答えいたします。

具体的な計画といいますが、本村では今年度、一般廃棄物処理基本計画を策定中でございます。それに基づいて、ごみの減量化の施策等について定めて、このあたりの計画を実施していきたいと考えております。具体的に、平成30年度の予算のほうで、やはりごみの減量化に向けた啓発というのを図るために、分別収集の手引き、それとパンフレット等を再度印刷しまして、新年度には各家庭への配布を予定しております。

○議長　與那覇朝輝　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　大変大事なことです。パンフレットとか手引きを家庭に備えて、それをたびたび見て分別をやるということ、今でも私たちも忘れてしまったりしてまたあけてみたりして、分別をやっております。浦添市は、瓶もカラーの瓶とか白い瓶とか、空き瓶といいますか、そういったものの分別も徹底してやっていたのです。あれは多分、浦添市の婦人会の皆さんが、多分ボランティアでだったと記憶しております。村の婦人会では、新しい役員が出てきますが、６月には新しいリーダーがそろって、やんばるで１泊２日の研修があります。１年間の会の運営方針を学ぶ事になりますけれども、要請があれば社会教育課からの参加が可能でしょうか。１泊２日ですけれども。済みません、社会教育課でもどこでもよろしいと思います。住民生活課でも。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

現在、生涯学習課としても国内研修や離島研修などで支援しております。婦人会の組織としての宿泊研修ということで、毎年県内の北部や南部での宿泊研修をしている中で、いろいろな講師を呼んだりさまざまな視察をしておりますが、婦人会からこういった目的で講義してほしいとか、講演をしてほしいとうい要望がございましたら、私ども生涯学習課も支援課でございますので、内部での調整をしながら、今おっ

しゃるような問題ですと、住民生活課の担当なり、また関係する講師を紹介して、宿泊研修で講義していただくことは可能だと思います。

○議長　與那覇朝輝　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　わかりました。

ずっと前は、社会教育課にも主事がいました。社会教育主事というのが。その人は、考えたらいろいろあるのですが、県内研修のときに、やはり相談とか婦人学級の講師などを務めたり、いろいろなアドバイスをしたり、農協婦人部と婦人会との違いとか、そういったものについてやはり勉強していくと考えています。現在は、皆さんも大変お忙しい中を、各種団体との交流とか各種団体の指導、助言ということで、本当によく頑張っていらっしゃると考えています。だけど、リーダーのなり手がない中で、今度もリーダーが生まれていますので、よかったと。次のリーダーを育てるために頑張ろうということで、私たちは顧問に呼ばれて意見を聞かれました。最近になってから。ごみ問題に取り組む中で、婦人会全員で一つの事業に取り組むことによって、会員同士のコミュニケーションとか、結束とかが出てきて、村の活性化につながると考えております。それで、婦人学級などでずっとそういったものも取り上げてやってほしいと考えております。

それと、ごみ問題に取り組む中で、農業問題に波及していけると思っております。生ごみを利用した堆肥づくりの問題でも出てくることで、やはり循環型の社会形成につなげていけると思っております。地球温暖化の問題や環境保全の問題など、学習をする中で自信が持ててくるようになり、リーダーのなり手も出てくると考えますので、たかが婦人会と思ってはいないと思うのですが、本当に、うるさいこともありますけれども、村政を含め、やはり村全体が活性化していくために婦人会との連携をこれからもやってほしいと思います。要望になってしまいましたけれども、村にたかろうとそういったものではなくて、村長の力もありますけれども、補助金は十分にいただいていると考えます。だから、支えといいますか、支援といいますか、そういったものにやはり力を入れてほしいと願っていますので、最後に答弁をいただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

安里ヨシ子議員の婦人会に対する思いが、非常に私のほうにも伝わってまいりますので、また、これは当然のことではあり、先ほどもお話ししましたけれども、柱となる団体でございますので、我々でできる限りのことはやらせていただきたいと思っていますし、また一緒になって魅力ある婦人会をどうやってつくっていくかも含めて、一緒に考えて、また歩んでいければと心から思っております。

○議長　與那覇朝輝　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　ごみ問題についての質問はこれで終わりたいと思いますけれども、最後に、私の所見といいますか、考えを最後に述べてみたいと思います。

朝ドラで「花子とアン」というのを毎日見ています。「わろてんか」というのも続けてあるのですが、戦争前夜の物語で、今の質問と矛盾するかと思いますけれども、国防婦人会が自分の息子も含めお国のためだ、お国に命を捧げるのだということで、日の丸の小旗を振って、万歳、万歳で、戦場に送り出すシーンがありますが、今の社会情勢もその戦争前夜の動きに大変似ていて、やはり背筋が寒くなるといいますか、冷たくなるようなものを感じております。憲法第９条を変えて、自衛隊の存在を明記する、戦争のしやすい国にしようとしています。森友学園問題の公文書改ざんの問題、今、国会でも相当やられていますけれども、権力はやはり国会でも平気でうそをつくわけです。

この前、最近ですけれども、名古屋市立中学校で２月に行われた公開授業で、文部科学省の前事務次官の授業の中身を執拗なまでに調査を行っていると。この事務次官という人は、加計学園の獣医学部新設をめぐって行政がゆがめられた問題を告発した人であり、政権に逆らった人には圧力をかける、意見の違う人を排除する、まさに戦前の国家主義的教育の復活を思わせるようなもので、大変重大であります。まさに民主主義の危機、教育の危機だと考えております。過去の侵略戦争への反省から、戦争放棄、戦力不保持の交戦権否認を明記した憲法に、自衛隊を書き込めばどうなるかと。憲法９条を変え、海外で無制限に武力を行使する、戦争する国に道を開くことになると考えます。

安倍政権は、秘密保護法、安保法制、共謀罪を国民の猛反対を無視して強行採決をしました。今度の公文書改ざんなどは、どれもこれも全て憲法違反だと思っております。憲法にうたわれた国民主権、平和主義や立憲主義を守るためにも、国民一人一人が、声を上げることが必要です。このような権力側は、やはり最初に教育に介入してくる。それが今度の事務次官の講演、授業を執拗に調査する、そういうことが行われ、その声に屈したということ、大変残念なことがありますけれども、教育の危機を叫んで、私たちは教育から子供たちの頭がどんどん洗脳されて、戦争に駆り出されていくということもありますので、やはり教育委員会として、物すごく危機感を感じて、対処してほしいと思います。村行政も国からおろされたものに対して、面と向かって反対できないこともあるかもしれませんけれども、どうしても若者とかを戦場に送らないためにも、勇気を出して頑張ってほしいと思います。私も、微力ではありますけれども、平和な沖縄、日本をつくるために頑張っていきたいと思いますので、今後もよろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。

○議長　與那覇朝輝　以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４６分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続いて、宮城重夫議員の一般質問を許します。

○１５番　宮城重夫議員　皆さん、おはようございます。傍聴席から同級生の鋭い視線を感じながら、一般質問を始めていきたいと思います。

最初に大枠１番、中城村立中城小学校、津覇小学校で2018年度から始まる空き教室利用で15人学級制導入について伺います。①空き教室を利用した少人数制で、学力向上や少子化に伴う空き教室の活用が目的であるとの新聞報道がありました。それらの背景、要因は下地区の伊集から久場までの地域と上地区の北上原から登又までの地域で、子育て世代、働き盛りの世代がふえないことが原因だと思います。その実情に村長はどう対処なされますか。②１年生から３年生までの低学年の学力を向上させるのに5,000万円の予算が必要なのか。学力向上の攻めのターゲットを見間違っていないか伺います。

大枠２番、中城村内に高等学校の誘致に関して。現在中城村内には琉球大学教育学部附属も含め小学校４校、中学校２校がありますが、高等学校の誘致の検討はできないでしょうか。

大枠３番、中城村の今後の土地利用の見直し。先ほどの質問にも関連しますが、上地区の北上原から登又までと、下地区伊集から久場までの地域に子育て世代、働き盛りの世代がふえないために児童生徒もふえない現状だと思います。村長の村づくりの基本理念である「住みたい村、とよむ中城」はそれらの地域ではまだ認知されていない現状だと思います。均衡のとれた村土の発展の目標に向かって、新たな土地利用見直しと計画を早急に考える時期だと思っています。

那覇広域圏からの離脱を含めその他の方策等について村長の考えを伺います。

大枠４番、地区ふれあい事業補助金。平成29年度予算４款１項１目19節地区ふれあい事業の村補助金予算153万4,000円が平成30年度は計上されていませんが、なぜか。また、平成30年度予算３款１項５目19節ふれあい事業補助金472万2,000円の事業内容について伺います。以上、答弁をお願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは宮城重夫議員の御質問にお答えいたします。

大枠１番につきましては、②のほうで教育委員会、大枠２番も教育委員会、大枠３番は私のほうで答弁させていただきます。大枠４番につきましては福祉課のほうで答弁をさせていただきます。

お尋ねの大枠１の①と大枠３は関連いたしますので、関連した答弁をさせていただきますが、御質問は、以前にも宮城重夫議員からありまして、非常に中城村の今後を考えたときに、私もこの件につきましては本当に真剣に考えなくてはいけないと思っております。南上原を含めた上地区、市街化区域については、そう心配せずとも人口の増、あるいはまちづくりも含めて順調に推移していくものと考えております。今おっしゃる下地区、そして市街化調整区域の地域をどうしていくかということでございます。数値的に見ますと、市街化調整区域の人口は減っております。これは1.6％ほど減っております。しかしながら、少し光が出てきたのが、同じく市街化調整区域の世帯数は6.8％ほどふえております。ということは、これまでの緩和区域、あるいは優良田園住宅制度も含めた、いうならば市街化調整区域で住宅をどうつくっていくかという分野が少しずつ緩和されている、あるいは広がりを持ってきたということになると思います。そこももちろん大事な部分でございます。

それと同時に御質問の那覇広域都市計画からの離脱もということでございますが、以前も答弁させていただきましたが、それを視野に入れながら、今後はやっていくという、ただここの部分は物すごくハードルが高いというのも議員も御承知のとおりでございます。やれるものをしっかりやりながら、そして将来的に今お話しの那覇広域都市計画から中部広域都市計画への移行も含めた分野を視野に入れながら最大限の努力をしていくというのが私の務めだと思っておりますので、できる限り、私の任期中にでもある程度の光が見えるような形で結果を残していきたいと思っております。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の中城小学校、津覇小学校での15人学級導入についてです。

②の学力向上の攻めのターゲットについてですけれども、15名程度の少人数で個に合わせたきめ細かな指導を小学校の低学年で実施することによって、知識の習得、認知能力を高めることができるようになると捉えています。また、低学年で手厚く指導し基礎をしっかり定着させることによって高学年、中学校に行ってもスムーズに認知できるようになり学力向上につなげていきたいと考えております。②の予算については教育総務課長から答えさせます。

大枠２の中城村内に高等学校の誘致に関しては、県庁の総務課及び県立学校教育課のほうに問い合わせをしました。中部地区への高等学校の新設の計画は今のところないということですので誘致はできないものと捉えています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　大枠１の②についてですが、現在予算計上している部分については、教諭の人件費等として3,593万8,000円を計上しています。７名の教諭の人件費となってい

ますので、必要な部分であると考えています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　宮城重夫議員の御質問にお答えします。

大枠４、地区ふれあい事業については、対象者が高齢者であることから、健康保険課から福祉課の介護予防事業へ移ります。また、介護広域より地域支援事業として収入が見込めます。472万2,000円の内訳として、看護士の人件費として279万6,000円、各地域への助成金として166万5,000円、その他消耗品、雑費として26万1,000円が計上されております。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　それでは順を追って再質問させていただきます。

まず、15人学級は平成30年度から始まるわけですけれども、各クラス何名の児童数を予定しているのか。両小学校１年生から３年生までのクラスの人数、大まかでよろしいです。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　それではお答えします。

現在平成30年度予定しています中城小学校の１年生39名、それを分けますと３クラス。２年生が57名で４クラス。３年生が36名で３クラスに分ける予定です。津覇小学校、１年生が27名で２クラス、２年生が37名で３クラス、３年生が40名で３クラスという配分になっています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　余りにも小刻み過ぎるのではないかと思います。宜野座小学校ですか、向こうは35名学級を導入すると。そこの違いです。あえてそんなに小刻みにやらないと学力というのは上がらないのかどうか。教育長、どうお考えですか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　15名程度の少人数にすることによって、これから求められる能力である思考力、判断力、表現力を養いたいと考えています。特に本村の子供たちの特徴として、発表する力、人前で堂々と自分の意見を発表することが苦手な児童生徒が多くいます。そういった意味で、少人数にすることによって、思考力、判断力、表現力を高めて、将来、社会で活躍できる人つくりたいということを考えています。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　この件に関して、後ほどの質問がありますので、そこのところで再度聞きたいと思います。

質問の内容を変えて、平成30年度の中城小学校は39名が今度１年生になるわけですね。あと福祉課長にもお伺いしますけれども、平成29年度の村内の認可保育園の５歳児は何名ですか。平成30年で１年生になりますよね、５歳児は。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１１時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０２分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

村内の認可保育園、公立保育園、認定こども園で在籍入所している現在の５歳児は66名でございます。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　認可園からの５歳児が66名、平成29年度、両幼稚園でたしか79名ですよね、両幼稚園。中城小学校、平成29年度は。ということは、79名、公立幼稚園、保育所が66名ということは、１年生の年齢に達した中城村内の子供は134名、公立幼稚園が79名、保育所の５歳児が66名、145名。それだけの児童がいるのですから、１年生、あえて小刻みにクラスを編成する必要があるのかどうかです。一方宜

野座村、これも新聞紙上ですけれども、宜野座村の中学校で、35名学級編成で学級運営をすると。中城村は15名で小学校低学年の学級運営をすると。もっと普通のクラスに編成して、あえて5,000万円を使わなくても、そうなると教員は、県費で賄えないのですか、これはどうなるのですか。5,000万円を使うのは、村独自でやるからですよね。クラスを多くするか。普通人数のクラスにすれば、県費で対応できるのではないですか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　議員がおっしゃる県の基準等にあわせて、35名学級等を編成すれば、それはやはり県の予算において職員は配置されますので、そういうことになると思います。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　39名の生徒や57名の生徒では２クラス編成はできないわけですか。例えば中城小学校を例にとれば、39名で３クラス、３年生は57名で４クラスと言っています。２クラスで学級編成はできないのですか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田智。

○教育総務課主幹　安田　智　お答えいたします。

平成30年度の計画、通常の県職員の職員配置の計算でいけば２クラスになります。１年生２クラス、中城小学校においては１年生２クラス、２年生２クラス、３年生も２クラス、通常であればそうなります。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　私が疑問に思うのは、なぜ通常で２クラスができるのに、県費でもってできるのに、あえて15名クラスにするかということです。これはまた後ほど質問しますので。この件は角度を変えて質問していきますので。

そうなると、平成30年度は新１年生の数は多くなりはしないかと思うわけです。それがそのまま多くなったら、また来年度は、その学級編成はどうなるのか。来年、５歳児が何名出てくるかどうか。そうしないと１年生の数も、計算できない部分が出てくるのではないかと思うのですが、児童を割り出して、来年に向けてのこれをやっていかないといけないと思うのですが、ことしより少なくなればいいですが、ことし、もし仮に多くなったら、どう対応なさるか。４年計画と言いながら、ことしはこれ、来年はどうというのも、本当に一貫性を持った計画なのかどうか、これも疑問に感じますけれども、誰か答弁してください。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

先ほどの答弁と少し関連しますけれども、下地区においては、爆発的な人口の伸びというのは、ここ数年は非常に厳しいですよね、議員も御承知のとおり。南上原のように、爆発的にぼーんと予想もしない人口がふえてくるということはまず考えられないだろうということが１つと、それと、ゼロ歳児からの子供たちを計算した上で、ことし並みの部分で推移していくだろうという予測は、これは大変大まかではありますけれども、しかしかなり確立の高い数値が出てくると思っておりますので、大幅に減になったり、増になったりということはないものと思っております。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　私は先ほど、教育委員会と福祉課から資料をもらったのですが、中城幼稚園が来年は十何名か、ことしは39名ですが、中城幼稚園は。平成30年度は48名。９名多い。平成29年度は40名だけど、平成30年度の幼稚園生は60名、多くなっていますよね。あと保育園関係でも５歳児保育が、平成29年度は68名だけど、平成30年度の５歳児は116名と。そうなると本当に来年の１年生は私の資料に基づけば多くなると考えて、今質問していますけれど

も、数字は間違っていますか。福祉課長、この来年度の数字は。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１１時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　現在の、平成30年１月の人口の部分でお答えしていきたいと思います。

中城小学校区域にいる５歳児ですが、42名です。津覇小学校区域が30名。中城南小学校区域がありまして、これが159名で、トータル231名となっています。先ほどの保育所の受け皿とかが多くなっていたりする部分で、そういう人数の集計方法があって、そういう数字にはなっていると思いますが、実際的に、区域ではそうなっています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　平成30年度は、231名が１年生の対象ですよね、年齢的に言えば。そこのところで、この少人数クラスでやっていけるのかどうか。中城南小学校区域になると、津覇小学校が多くならないといけない。中城小学校は変わらないと思いますけれども、津覇小学校は多くなると思います。231名はデージドー。15名クラスだったら。何十学級になるから。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１１時１５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１５分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　中城南小学校区域が多くなっていくと、例えば小学校の見直しはできないか。例えば、南上原から津覇小学校、あるいは北上原の登又からは中城小学校へとね、親やＰＴＡ、あるいは地域に協力をお願いして、なるべく下地区の学校も普通並みの学級運営ができないかどうか。親とか地域にお願いをして、協力できるのであれば、通学は可能だと思うのですが、そこはどうですか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課長　比嘉健治。

○教育総務課長　比嘉健治　校区変更という考えだと思いますが、現在、中城南小学校においては、増築を計画している段階でありまして、実際、校区変更については一旦、増築で中城南小学校の人口増に対する教室に対応するということになっていますので、現在議員がおっしゃる校区変更については考えてはいません。以上です。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　中城南小学校では、教室増で予算増、下地区では少人数学級で予算増、そういった財政運営はどうかと思います。

次、続けます。私の主観と３名の子供を育てた経験論だけの知識ですが、小学校低学年の学力向上に村予算を年間5,000万円も充てる程度の価値が私には見出せません。そこで、安田主幹に伺います。小学校低学年までは、子供自身も学習意欲旺盛で、また親や家族も子供たちの学力に関心を持っているので、ほとんどの子供たちが、私は小学校低学年までは優秀だと思いますが、主幹はどうお考えですか。

○議長　與那覇朝輝　教育総務課主幹　安田　智。

○教育総務課主幹　安田　智　お答えいたします。

今現在の３小学校の学力から見ますと、やはり中城南小学校との学力の差ははっきり出てはいます。ですので、通常の在籍するクラスの35人学級という人数というのが基準になっておりますので、この人数をやはり先生一人、担任が35人全員に対して目配り、気配り、本当に、か

かわっていくというのは、やはり現実難しい部分があるわけです。そういった子供たちに対してのかかわりの部分で、少人数、本当に少なくなればなるほど、その先生が子供たちにかかわる部分というのは、やはり35人学級よりは必ず有効だと捉えています。教育長のお話しの中にも出てきていますように、先生方が子供とかかわる部分の時間とか、支援する時間が従来よりは確実に大きく有効になってくると捉えておりますので、その辺、学力についても、学力ありきではありませんので、やはり子供たちの内面的な部分もしっかりと育てて行くということが大きな要因の一つになっておりますので、その辺、御理解していただけたらと思います。以上です。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　私たちが、確かに知・徳・体もいいですけど、社会に出た場合、あるいは高校受験、大学受験となると、やはり「知」の部分、最大限「知」の部分をクリアしないと次のステップには進めないです。そういったことが私はあると思います。就職にしてもそうだと思います。役場の採用試験もそうではないですか、村長。知的な部分をやってからしか、次のはあるさ。やはり知的な部分というのは、最優先で上げて、そこの部分を我々中城村の教育方針を考えてもらいたいと思います。

次に進みます。教育長に伺います。低学年の子供が学ぶ内容は、個人的考えですけれども、３年生まで、足し算、引き算含めて、国語の読み書きと作文が主な学習内容だと思います。その予算を学力向上に充てるよりは、分数や割り算等、丸暗記ではだめで、理解力がないと吸収できない時期だと思います。４年生、３年生がどれだけかはわからないですけれども、多分、足し算、引き算はいいとして、丸暗記ではだめなのです。割り算とか分数とか、その学年。４年生以上の子供たちに、その予算を充てて、４年生以上の学力向上に充てたほうがいいのではないかと思いますけれども。あとは、低下するターニングポイントは、どの辺で学力が低下するのか、４年生と、あと夏休み、その間を挟んで、その時期にも私の考えとしては、子供たちの学力が落ちてくるのではないかと思うのですが、その件に関して、教育長、どうお考えですか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　まず、教育のシナジー効果というのがありまして、一番最初に獲得する技術や技能、知識、これがとても重要であると言われています。最初に知識や技能、技術等を身につけることによって、次の知識を習得するのに大きく役に立つということで、例えば掛け算九九ができないと因数分解はできません。因数分解ができないと微分積分と、つながっていかない。今、議員がおっしゃるようなことと、全く同じことで、小学校の２年生、３年生で算数がわからなくて勉強嫌いを生んでいくという現象が起こっています。ですから、さらに新学習指導要領で、３年生から外国語活動が導入されてきます。そういった意味で、低学年のうちに、私はきちんと基本的な知識、技能を習得させたいという思いで、15人学級をぜひ実施したいと。

それから、夏休みのお話がありましたけれども、学力の定着の面で、確かに家庭での学習の定着という面で、とても重要な部分があります。両親の子供へのかかわりがとても重要であるということも含めて、同時に家庭での学習の定着も進めないといけないことだと。その件に関しては、担任が、児童の数が半数に減りますので、家庭学習をチェックしたり、家庭との連絡帳とか、そういうものを充実させることによって、家庭での学習の定着に結びつけたいという思いもあります。以上です。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　低学年の学力のおくれは、四、五、六年で取り戻せるのではないかと思います。４年生以上、中学校まで行くと、その学力を取り戻すのは物すごく厳しい面があるのではないかと、個人的に。そういった意味で、低学年の学力向上に予算を使うよりは、４年生以上中学校までの生徒たちの学力向上に予算等を使ったほうがいいのではないかと、そういう観点からの質問であります。

今、当面はモデル事業として、４年の短期間を目指していますけれども、私は、これは短期間の問題ではないと思います。中学校までの学力向上も含めて、中城村の子供たちが、将来長い人生においての生きる力や日常生活で役立つ学力向上、また将来中城村の人的な財産を目指すべきだと思います。特に、低学年ですぐ結果があらわれるのは、誰が考えても当然だと私は考えております。そこで、教育長、今、我々村には、琉球大学という国立大学があって、琉球大学の教育学部の学生の考えはないですか。と言いますのも、バイトや臨時採用、臨時雇用等、その他の方策では対応できないか。彼らは、受験では猛勉強した経験が生かせるし、中学生に対しても学習の重要ポイントや、あるいは参考書等の紹介等、あるいは生徒との年齢差も近いし、子供たちも素直に受け入れるのではないかと。琉球大学の学生ならば、夏休みや春休みの期間中でも対応できるし、学習効果は絶大だと私は考えています。その件に関して、教育長のお考えを伺います。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　議員がおっしゃるとおり、大変重要なことだと。我々もウィンウィンの関係ということで、琉球大学と教育実習等の受け入れをする、そして今おっしゃっているような、学習だけではなくて、中学生の部活動の指導であったり、いろいろな面で琉球大学の学生を活用できないかということで、実は先日も琉球大学の先生方と話し合いを持っています。次年度、また詳しく、お互い助け合いができるような、一方向ではなくて、本当にお互いに利益が出るような形の方向で進めていきたいと考えています。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　あるいはバイト対応、嘱託職員みたいな対応でもいいから、ぜひこれを採用してもらいたいと私個人的に思っています。

最後に村長に伺います。待機児童ゼロ、子育て支援の諸政策では、達成したと確信しています。そこで、その延長線上で教育委員会と協議なされ、小学校高学年から中学校までの学力向上へと、政策の継続はできないか伺います。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１１時３０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

考え方からすると、議員と全く一緒だと私は思っております。保育で充実をさせて、これはもちろん子育て支援、そこで今、子供の教育に移ってまいります。これは今、低学年の少人数学級が注目されておりますけれども、これの継続は非常に大事であって、少人数学級の継続というよりも、そういうことを中城村は、昔から、議員御承知のとおり、教育立村、教育の村中城ということでございますし、その環境を整えることが、その次の高学年、あるいは中学、高校とつながっていくものだと思っておりますので、私のほうで今すぐ、中学に入ったらこれをしよう、高学年はこれをしようということは、今の段階ではまだ確立されておりませんけれども、教育委員会としっかり協議をしながら、次のステップではどういうことをやっていこう、その

次はどういうことをやっていこうということは、今後、十分に話し合いながらできるものだと確信をしております。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　最後に、やはり４年…私の考えです。４年生から中学３年生まで、とりあえず６カ年間見て、その子供たちの中学校の進路がどういうぐあいに変わっていくか、ぜひ教育長は、任期中に６カ年間、４カ年を６カ年に延ばしてやってもらえないですか。もう答弁はいいです。

次の大枠２番に行きます。中城村内に高等学校を誘致できないかという件です。かつて、中城村にも高等学校があったといいます。幻の高等学校と言われていますけれども、戦争が終わった時期、多分この議場内にいる３名の方以外は、みんな畑のサシグサーだったはず。この中城村史ですけれども、中城実業高等学校のときです。これは、昭和22年、米軍政府の許可を得て、中城実業高等学校ができたと。それが昭和22年１月７日に軍政府からの許可を得たのですが、昭和23年４月に６・３・３制が施行されて、この中城青年実業高等学校は廃止になります。コザ高等学校と野嵩高校ですか、歳のいっている方はそこに、高校に行って、年相応の方は中城村には、中城中学校が設立されて、現在に至っているということです。そのため、やはり戦後間もなく、教育に、中城村の先輩たちは取り組んでいるのではないかと思いますので、ぜひ今後、高等学校がないのは、中部地区では中城村だけではないですか。西原高等学校、宜野湾高等学校、普天間高等学校、北中城高等学校、北谷高等学校、読谷高等学校、嘉手納高等学校。教育長、中部地区では我が村だけですよ。ぜひ検討してください。

次、大枠３番に移ります。村長はこの土地利用計画を見直しという答弁をなされていますけれども、私も議員として３月16日に南城市に都市計画についての行政視察に行ってまいりました。特に那覇広域からの離脱や経緯、事務手続、国、県、行政の地元住民への対応、膨大な事務手続等があるらしい。南城市は平成19年の４月１日に土地利用対策室を設置し、スタートし、平成22年９月10日に南城市都市計画区域が指定され、制度の運用開始が始まったということです。引き続き、ことしの１月23日から24日まで、四国の愛媛県に行って、愛媛県新居浜市と西条市、両市の線引き廃止についての研修も受けました。新居浜市では平成13年12月に専門部会を開き、平成16年５月に都市計画決定、西条市も同じ平成13年に始まって、平成16年５月に線引き廃止。検証の結果、３市とも見直し手続を始めてから、おおむね３カ年間の月日を要しているわけです。その経緯等、西条市の、なぜ線引きを廃止したこの経緯が、西条市の約半数が住んでいる市街化調整区域において、集落の過疎化が進み、祭りなどの伝統的な地域文化を持つコミュニティーの存在が危ぶまれる。だから線引きを見直したと。それが理由らしい。南城市の佐敷、大里は区域の96.4％が開発の規制が非常に厳しい都市区画調整区域と、南城市は。あとの理由は、那覇広域都市計画の端に位置する本市は、土地利用規制、開発抑制のみが先行する都市計画になっていると。知念とか玉城です。南城市からの意見として、中城村のみの、那覇広域からの離脱は非常に厳しいのではと。与那原町、西原町、中城村で、広域の離脱しかないだろうと、そういう意見がありました。それを、北中城村、中城村、ともに中部広域に編入したらどうかという意見も聞かれました。当局はどうお考えですか。都市建設課長。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　この問題については、平成27年度第２回定例会でも離脱の話がありました。それについてお答えします。

宮城議員の市街化調整区域を撤廃し、見直し

を図るべきではないかという質問でございますが、先ほど村長の答弁で、那覇広域都市計画区域からの離脱については、ハードルがすごく高いとの答弁がありました。議員御存じのとおり、本村は那覇広域都市計画区域の一員でございます。沖縄県のさまざまな重要機能が集中する地域といたしまして、土地利用の方針や都市施設の方向性を定め、広域全体としての土地利用がつくられているところであり、そのことを踏まえて、村の都市計画マスタープラン、見直しをして、進めてまいったところでございます。先ほど議員から説明がありましたけれども、南城市に平成30年１月16日に、議員７名と離脱の勉強会に参加しましたけれども、那覇広域都市計画区域に入っていない旧玉城村、旧知念村との市町村合併に伴い、南城市は離脱という選択をしましたけれども、離脱までには３年以上の時間を要したとのことでした。また、単独広域で非線引きとなり、風致地区以外で、どこでも住宅が建築できることから、インフラ整備が追いついていかず、離脱するのも一長一短あるという話と、今後は不良市街地ができないかが懸念される課題であることから、村の那覇広域からの離脱についても、しっかりとした議論が必要であります。

先ほど、議員から北中城村と中城村ともに、中部広域に入れないかという話がありますけれども、この問題についても、やはり北中城村と歩調を合わせていかないと、中城村だけ単独でやってしまうと、どうしても歯抜けになるものですから、この辺は、この議会でも勉強して、協議しながら進めていかないと「はい、すぐできました」とはできないと思います。この辺はゆっくり議論をする必要があると思います。以上です。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。３分切っていますので、まとめてください。

○１５番　宮城重夫議員　最後に、2022年から始まる予定の中城村第５次総合計画に向けて、線引き廃止に取り組む必要があると思います。膨大な事務量、国、県との対応、地域住民への説明等、処理するには強力な職員体制、職員の事務研修等も含め、庁舎建設等で多忙な時期ではありますが、村長の取り組み方について、お伺いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

事務的な手続、例えばマンパワーが必要ということであれば、そこは全然投入しても価値のあることですので、それはやぶさかではないですし、また当然だと思っております。ただ、先ほど都市建設課長からもありましたけれども、ハードルが高いがゆえに、この１点だけを那覇広域都市計画から中部都市計画への移行だとか、あるいは離脱だとか、その部分だけに特化してしまうと、これはどうしても降下してしまう可能性がありますので、以前に答弁したとおり、今回、大型ＭＩＣＥが東浜のほうに来ますけれども、それに伴っての土地利用の見直しが大きなチャンスだというお話しをさせていただいたと思うのですが、それも踏まえながら、そして今、先ほどと同じ答弁をしていますけれども、もう一方では、離脱や、あるいは那覇から中部への移行をどのようにしてやっていくかというのを、これは県との協議、あるいは相当密になる会議が必要になると思いますので、本村には２年前に県会議員も誕生いたしましたので、足並みをそろえて、中城村発展のために頑張っていきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　休憩お願いします。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１１時４４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４４分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　地区ふれあい事業ですけれども、今、当間、２月16日ですか、村長も出席いただいて、20周年記念を迎えたわけです。20年間ふれあい事業をやってきて、問題点になっていることが、毎月何をやっていいのか、今、各地区、ボランティアはそうだと思いますけれども、今月は何をやるか、来月は何をやるかという、そういう企画で頭を悩んでいます。そこで福祉課長、社協が１カ所で、１カ年間のスケジュールを組めば、それを各部落、地域におろせばいいから、そういった政策等も考えられないか、伺います。相当頭を悩まして、各部落のボランティアの方々が。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

地区ふれあい事業については、各自治会、各ボランティアが中心になって計画を立てているところではありますが、福祉課同様、健康保険課も大変忙しい課であり、職員、嘱託職員も、いろいろな事業を兼務しております。それを社会福祉協議会に委託し、担当として１人の看護師を配置し、ふれあい事業を専門的に実施していきます。社会福祉協議会も地域福祉活動の推進の役割と目的を掲げていますので、現在よりは地域ふれあい事業、高齢者の皆様にとってはよくなると思います。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　看護師、血圧、それはやってもらっています。足りないのは、毎月の企画。そこを重点的にやってもらえますよう、社協に、提携する考えはないですか。提携する考えがないなら、提携してください。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

社協の職員も老人連合会、障害のある方、いろいろな団体とのおつき合いも結構ありますので、そういう部分に関してはいろいろ企画し、活性化できると思います。またそういうことになるように、福祉課からも助言したいと思います。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　これで私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長　與那覇朝輝　以上で、宮城重夫議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時４８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

宮城議員から、法事で少しおくれるという連絡がありますので、そのまま進めてまいりたいと思います。

続いて、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○６番　新垣貞則議員　それでは通告書に基づいて、６番、新垣貞則、一般質問を行います。

大枠１番、久場地区の環境整備について。①第１児童公園、バックネットの設置は。②久場公民館前の排水路対策は。

大枠２番、高齢者の健康づくりについて。①今後、高齢者、65歳以上の人口は。②公民館を活用しての高齢者健康づくりは。③今後、老人福祉センター建設の取り組みは。

大枠３番、吉の浦公園を整備して「とよむ中城」を図る。①吉の浦公園入り口、国道329号、花園の現状は。②サッカーキャンプ誘致の効果は（メリット・デメリット）。③吉の浦公園等機能強化整備計画策定の目的は。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠１番につきましては都市建設課、大枠２番につきましては福祉課、大枠３番につきましては総務課と企業立地・観光推進課と教育委員

会のほうでお答えさせていただきます。

私のほうでは、所見といたしまして、大枠３番のサッカーキャンプの誘致の効果、メリット、デメリットとあります。メリットは担当課のほうでお答えさせていただきますが、デメリットというよりも、課題はあるものだと思っております。よくこの議会の中でも御質問を受けたりいたしますけれども、経済効果等、ホテルの誘致はという話など、よくありますが、もちろんその辺についての努力も、雇用効果も含めて努力はさせていただきます。現在においても、沖縄県全体で俯瞰して見たときには、我々が今行っているキャンプ誘致事業も大きな観光の一助になっているのではないかと自負をしております。今後は、それを生かしながら、地域には、吉の浦一帯には、我々では目の届かなかったといいますか、非常に大きな宝もあるようでございます。例えば海岸、エココーストの部分も、かなり評判のいい海岸だということで、ネット上では非常に、吉の浦海岸、隠れ家的な海岸だということで取り沙汰されているようですので、いろいろな面を含めて、今後整備をしながら、観光客、サッカーキャンプ誘致の成功につなげていきたいと思っております。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠３の③の吉の浦公園等機能強化整備計画策定の目的についてですけれども、生涯にわたって運動に親しむ習慣を身につけることは、とても重要なことだと思っています。早い時期から運動に親しむ習慣を身につけ、健康寿命を伸ばす努力をすることはとても意義深いことだと考えています。そういった意味で、幼児から老人まで活用できるように吉の浦公園の機能強化整備を進めていきたいと思っています。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

大枠１の①、②についてお答えします。①について。平成29年９月定例会でバックネットの質問があり、答弁しました。バックネットに関しては、交付金を活用するには、グラウンドの年間利用状況等を求められており、利用率が低い状況では交付金の活用としては認められないと答弁しました。平成29年度は遊具の設置を30日までに終える予定をしています。今後は一般財源での設置になることから、利用状況を把握検証して、バックネットが必要かどうかを判断する必要があると思います。

②について。既に国道側溝への接続に伴う南部国道事務所との協議は終えており、道路施工承認申請を提出していますので、工事の許可が下り次第、工事着手し国道側溝への接続を行うことで、冠水被害も防げますので早めに行ってまいります。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大枠２の①中城の高齢者、65歳以上の人口は、平成27年２月末で3,262人、平成30年２月末で3,788人、３年間で526人増加しております。１年平均170人程度増加しております。

②各公民館で介護予防教室として「とよむちょ筋教室」等を開催して筋トレ、脳トレを実施しております。また毎月１回、各公民館で地域住民のふれあいを目的とした「ふれあい事業」を実施しております。各老人クラブ単位で、ゲートボール、グラウンドゴルフ、民舞、琴教室、手芸教室等が盛んに行われている自治会もあります。

③老人福祉センターは昭和52年４月に建設し、41年がたちました。現在老朽化は進んでおりますが、修繕を行いながら利用しております。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　国道329号、吉の浦公園入り口付近の花園についてお答えいたします。

国道329号、吉の浦公園入り口付近の村有地は、久場出身の有志の方々により、雑草が取り除かれ、コスモスやベゴニア等が植えられております。近ごろは、花々が咲き誇り、付近を通過する人々にとりまして、心を和ます風景になっております。久場の有志の方々には、心より感謝を申し上げたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　サッカーキャンプ誘致についてお答えします。

平成29年度、Ｊ１ガンバ大阪及び川崎フロンターレのＪリーグ人気チームのキャンプ誘致を実現しました。キャンプ期間中は、ふだんテレビでしか見られないプロの選手が間近で見られこともあり、連日、村民はもとより、県内外から見学者が本村に訪れております。また、キャンプの様子が地元及び全国のニュースで取り上げられ、中城村及び世界遺産中城城跡を全国に放映しております。着実に中城村の知名度アップと観光客誘客につなげております。期間中に、観客数も１万人前後で推移し、地域経済の活性化や中城村の観光ＰＲにもつながっているものと考えております。また、次代を担う子供たちを初め、村民に夢と希望も与え、青少年の人材育成にもつながっているものと考えております。このように、サッカーキャンプの誘致は、知名度アップによる観光客誘客促進、地域活性化や青少年の人材育成にも貢献しているメリットがあると考えております。反面、デメリットについては、本村には宿泊施設がないため、経済波及効果が低いところではないかと認識しているところでございます。以上です。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　それでは大枠１番、久場地区の環境問題の①第１児童公園のバックネットの設置について、再質問をします。

児童公園は、児童福祉法第40条に、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的として、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供するとされています。第１児童公園は、平日は、子供たちが野球とかバスケットボールをやりながら、スポーツ活動を楽しんでいます。土、日曜日は、小学生、中学生、高校生が野球のゲームをして互いに楽しんでいます。きのうも、春休みですので子供たちがここで野球をしてゲームをしています。そういう感じで利用状況はあると思います。それから子供たちからの意見は、バックネットがないので早急にバックネットを設置してほしいとの声があります。児童福祉法にもありますように、子供たちの遊び場には、バックネットが必要です。生徒たちの声を聞いて、バックネットを設置する考えはないでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

バックネットの設置は考えられないですかという質問ですけれども、もともと、このバックネットは平成18年度に電源立地地域対策交付金で、ゲートボール場の整備の要望があり、野球場のライト側で整備を終えています。場所の決定に至った経緯は、野球場としては余り利用していないとのことで、有志の協議で決定をしていますバックネットを設置すれば、余計にゲートボール場が荒らされ、利用できない状況になり、トラブルの原因になると思います。なぜ今となって、有志からのバックネットの要望があるのか、疑問であります。先ほども答弁しましたが、今後は一般財源での設置になることから、利用状況を把握検証していきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　都市建設課長の答弁で、前もそうですけれども、老人クラブの有志の方々からバックネットを使わないからということで、子供が使っていないということでありますが、老人クラブの皆さんから、バックネットを設置しても構わないとの意見がありますので、

バックネットを設置する考えはないですか。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

その辺は久場区民の有志の会と子ども会も含めて、本当にバックネットが必要なのか。もともとは、平成15年までは少年野球の大会も開かれる場所でありました。しかしその後、ここでは少年野球の大会にも貸さないということで、利用していませんので、本当に正式なバックネットが必要なのか検証していかないと、実際は簡易的な持ち運びのバックネットでもいいのではないかと思っています。そのときには、うちの資材等を提供していきますので、その辺で御理解を得られればいいかと思っています。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　今、都市建設課長の答弁で、前までは、長寿命化計画でバックネットを設置するとか、次は一括交付金でバックネットを設置するとか、そういった形で答弁をされています。それでは、久場自治会長からのバックネットの設置の要請はなかったでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

確かに久場自治会からバックネットの設置要請があります。ただ、そのときにも簡易的なバックネットをやりましょうという話をしていました。もともとはバックネットがありましたけれども、今は基礎部分から上のほうは撤去しています。正式なバックネットを設置すると二、三百万円かかりますので、その辺の財源を一般会計から捻出するのは厳しいと思っています。

それから先ほどの質問で、長寿命化とかどうのこうのの話がありましたけれども、今回は一括交付金で、30日までに遊具を設置しています。一括交付金でつくったところに、長寿命化では整備できないことになっております。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　もう一回確認します。

最初の答弁では、子供たち、費用対効果がないからということで、そういう答弁をされています。次は、必要ないということで老人クラブの有志の方々が、子供たちは少年野球をやっていないからということで、そういう意見を取り上げてバックネットは設置しないという答弁だったと思います。それでよろしいのですか。もう一回お願いします。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

私の中では、有志からこの場所では野球はさせないという認識がありますので、それで去年も有志からゲートボール場に土も入れてほしいということで、そのゲートボール場に、何台か資材提供をして、ゲートボール場を整備しています。以上です。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　この前、今都市建設課長が言ったように、この有志の方のところに行って確認しました。子供たちがバックネットがないので困っているということで、そういう状況を説明したら、この有志の方々は、子供たちが遊んでいるのに、早急にバックネットを設置してくださいという回答です。なぜかというと、バックネットがないせいで、ゲートボール場で子供たちが遊んでいるのです。そういうことで、ゲートボール場自体が少し凹凸になっていますので、この有志の方から早急にバックネットを設置してくださいと要請がありましたけれども、その要請に対しては、バックネットを設置する考えはないのですか。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

先ほども答弁しましたけれども、有志の会からバックネットを設置してほしいという要望という話ですけれども、私たちのところには、有志からはこの場所はライト側にありますから、やはり使わせてほしくないというのが有志の思

いですので、この辺は久場区民できちんと協議をして役場のほうに要望を出してほしいと思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　今の課長の答弁で、自治会のほうでまとめたら、バックネットを設置する考えでよろしいでしょうか。これは自治会で調整してやりますので、そういうことでよろしくお願いします。

次に、②です。久場公民館前の排水路対策についてです。南部国道事務所と対策をやられていると思います。もう一回確認ですが、前に南部国道事務所の方が現場を確認したと思いますが、４月ごろから工事をやる予定で、確認ですけれど、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　都市建設課長　新垣　正。

○都市建設課長　新垣　正　お答えします。

今月もあと５日しかありませんので、一応業者選定をして、随契で４月からやっていこうと思っていますので、早目の対策をやっておきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　久場公民館前の排水路対策については、公民館前は、毎回、大雨のたびに、賀武道線から国道に流れる雨水で、排水路から雨水が氾濫して、公民館の道路が雨水で氾濫します。その雨水が中通りの住宅側の道路にも雨水で氾濫して生活に支障を来し、区民は困っていました。今、都市建設課長から答弁がありましたように、南部国道事務所と調整をするということで、これが解決することによって、排水路から雨水が氾濫していましたので、区民も助かると思います。

次に進みます。次、大枠２番です。高齢者の健康づくりの①です。今後、中城村の高齢者65歳以上の人口について質問します。平成27年度の国勢調査における本村の人口は１万9,452人で、今後も南上原地区への転入が見込まれ、また新たな住戸建設もされ、平成33年度には約２万2,000人となる予定です。人口増加に伴い、65歳以上の高齢者も平成29年度は3,405人に達し、毎年のように高齢者の人口がふえます。団塊の世代が75歳以上になる、後期高齢者の増加数に伴い、介護を受ける人がふえると思います。今後、65歳以上の方が予想される病気は、健康課題は何がありますか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

将来的に、65歳以上の高齢者、５人に１人が脳の病気になると予測されています。その認知症が今後の対策の課題となると思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　ただいま福祉課長から答弁がありましたように、高齢期になっても社会生活を営むために、必要な運動機能を有するには、筋肉や骨、それからバランスや反射などを調整する、脳神経系統の両方の機能が保たれることが大切。これらの機能が低下すると、転倒の原因となり、足腰を骨折して寝たきりの状態になり認知症の原因となります。10年後は、高齢者の５人に１人の割合で認知症の病気になるとされています。認知症の人たちをサポートする認知症サポーターは、中城村は平成26年度に228名と少ないですが、現在は何名いますか。認知症サポーターとはどういった仕事内容でしょうか。それから認知症サポーターを指導する認知症キャラバンメイトとありますが、それは増加しましたか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　認知症サポーターは、現在1,424人に増加しております。認知症サポーターの仕事として、認知症サポーターになったからといって、何かをしなければならないということではありません。各自できる範囲での活動として、知人、友人、家族に、認知症の正しい知識を伝えることや、認知症を正しく

理解し、認知症やその人の家族、困っている人たちのよき理解者になることだと思います。認知症キャラバンメイトは７人から11人へ増加しております。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　認知症サポーターもふえて非常にいいことだと思っています。高齢者の認知症対策に、どうしても認知症サポーターの力が必要です。

次に②です。公民館を活用しての高齢者の健康づくりについて質問します。高齢者の人たちに公民館を利用させ、社会参加させることが認知症の対策や健康づくりに役立ちます。公民館を活用して、ふれあい事業を実施していますが、何地区実施していますか。その効果は。ふれあい事業を終了して、公民館を活用して、サークル活動をしている自治会は、何自治会ありますか。サークル活動は、高齢者の健康づくりに役立ちます。サークルができていないところは、何が課題でしょうか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　お答えします。

ふれあい事業を実施している自治会は14地区であります。ふれあい事業の目的として、住みなれた地域でいきいきと生活を送れるように、地域においてボランティア団体を組織し、機能訓練、趣味活動などを実施することで、地域で考え、地域で助け合う取り組みができるようにという目的であります。現在、単位老人クラブを立ち上げている自治会が16地区、全体の約３分の２に当たります。その自治会では、定期的にゲートボール、グラウンドゴルフ、健康体操、民舞などを行っております。そういったところがない自治会に対しては、単位クラブを立ち上げ、その地域のリーダーを見つけ出すことが大事だと思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　各地区に指導者、リーダーがいたら、サークル活動も活発になると思います。これからの高齢者の健康づくりは、公民館を活用した健康づくりに積極的に図る必要があります。公民館でスポーツや文化教室、カラオケ、三味線、踊りなどの事業を実施することで、公民館は身近にありますので、参加する人がふえ、外出する機会もふえ、健康づくりが図られます。公民館を活用することで、高齢者の健康づくりや、子供たち、婦人会、青年会、各種団体の健康づくりが図られます。今後の地方自治が進めるべき道であると思っております。

こうした公民館を活用した事業を実施する場合に、現在の自治会長１人では負担が大き過ぎます。吉の浦総合スポーツクラブみたいに、村が事務局職員を支援し、補助金を出す、久場地区、南上原地区、人口1,000名以上をモデル地区に指定して、地域の支援コーディネーターを公民館に配置して事業を進める。進める当たり、事業計画、組織体制規約、予算書などを作成して村に提出する。村が審査して認定する。今後、公民館を活用した健康事業に取り組むことが、高齢者の健康づくりにつながります。高齢者の健康づくりを果たす意味からも、公民館に久場地区、南上原地区をモデル地区に指定して公民館に支援を配置する考えはないでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　公民館に配置ということで、公民館の事務員ということではなくて、健康づくりのために、介護予防のためにということでの配置ということでお答えをさせていただきます。

各公民館で定期的に、先ほど申した琴教室とか手芸、健康体操、そういう事業に対しての講師ということであれば、今後、介護広域と相談して謝礼金が、地域支援事業の補助に該当するかどうか確認して検討したいと思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　将来的には、こういっ

た公民館を活用しての健康づくりをやられたほうが、身近に公民館がありますので、高齢者、青年会、婦人会、いろいろな形で波及して地域がよくなると思います。そういう形の支援制度を設けてやられたほうが私は、今後の地方自治が進むべき道だと思っています。私も研究しますので、公民館を活用しての将来的な高齢者の健康づくり、そこを図ったほうがより効果的な活動ができると思っていますので、一緒にこの課題について研究していきましょう。

次、③です。今後、老人福祉センター建設の取り組みについて質問します。中城村は、県下初の老人福祉センターが昭和50年に建設され、これまで総合的な社会福祉センターは画地に設置されているが、老人を対象とした福祉施設は、これが初めてで関係者はますます充実した活動ができると喜ばれました。老人福祉センターは高齢者の憩いの場、憩いの家として高齢者の健康づくりに役立っていますが、現在、どういった団体が活動し、どういった団体が事務所を置かれていますか。老人福祉センター建設で、約40年が経過して老朽化しています。この施設の現状と課題は何がありますか。

○議長　與那覇朝輝　福祉課長　仲松範三。

○福祉課長　仲松範三　老人福祉センターは、主に老人クラブ連合会が活動の拠点となっております。障害がある方の地域活動、あとはふれあい総合相談等、地域活動センターむつみ、B型きらりが活動しております。老人福祉センターは、築40年が経過し、現在は施設修繕の対応をして利用しております。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　老人福祉センターは40年が経過していますので、老朽化しています。柱や床に亀裂が入り、事務所は職員が仕事をやっています。事務室は、雨が降ったり、それの修繕を繰り返しやっています。鉄筋は腐食して、コンクリートが落ちているところもあります。

３月11日に地震と津波をテーマに、沖縄気象台地震火山課の比嘉　雅さんの防災講演会がありました。講演会の中で、沖縄県は地震が多いとして、沖縄地方の地震活動は2017年、去年１月から12月までマグニチュード4.0とマグニチュード6.4の地震が９回も起きているとあります。地震から建物を守るために、昭和56年に新耐震基準が定められておりますが、新耐震基準と旧耐震基準の違いは、どういったところが違いますか。耐震診断とは。それから老人福祉センターは、耐震診断は実施していますか。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

旧耐震基準と新耐震基準の違いということと、それからもう１点は、耐震診断とは何ですかということでよろしかったでしょうか。旧耐震基準と新耐震基準の違いということでお答えをいたしますけれども、昭和56年以前に建てられた建物は、旧耐震基準が適用されております。昭和56年以降の建物につきましては、新耐震基準が適用されております。旧耐震基準の建物は、中地震に耐えられるように、設計がされていましたが、大地震に対するチェックはされていないということでございます。一方で、新耐震基準以降の建物につきましては、中地震に対して損傷しないことに加えて、大地震に対しても倒壊しないことや平面や立面的にバランスよくすること、そういうことが要求されているものでございます。

耐震診断とは、既存の建築物の構造的強度を調査し、想定される地震による安全性、受ける被害の程度等を判断するものでございます。地震による破砕、倒壊を未然に防ぐため、その恐れの有無を把握する目的で行う調査でございます。老人福祉センターにつきましては、耐震診断は実施しておりません。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　耐震診断を実施していない理由としては、老人福祉センターは旧耐震基準で建てられたから、それで耐震診断を実施していないということで理解していいですか。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

老人福祉センターにつきましては、現在、その建物そののもの建てかえ、あるいは補強工事を行うということの予定がございません。予定があるのであれば、どの工法を選択するのか、そういうことを判断するために耐震診断を行う、そういうことでございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　新聞のアンケート調査の結果から、県内41市町村のうち、被災者が必要な間、滞在をさせるための指定避難所があります。18市町村は、耐震性が確保されていないおそれのある建物を指定避難所にしています。本村も１カ所、老人福祉センターは、耐震性がない建物とあります。耐震性がない建物とは、どういうことでしょうか。耐震性がない建物を指定避難所に指定しているということは、問題はないでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

後ろのほうから答えたいと思います。耐震性のない建物を避難所として指定するということに問題がないということはないと考えております。当然、問題はあるものだと思います。ただ、避難所で、災害等がいつ発生するかわからない時点で、老人福祉センターにつきましては、社会福祉協議会の職員が常に常駐しております。そういう意味では、避難所を開設するというときに、一つの優位性はあるものだと考えております。

それから、避難所として指定した理由ですけれども、老人福祉センターにつきましては、平成６年度に策定をされました中城村地域防災計画の中で、避難所として指定されて以降、現在まで指定されているものでございます。当時、老人福祉センターにつきましては、建築後16年が経過していた中で、本村では数少ない公共施設の一つであったことから、その時点で避難所として指定されております。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　アンケートの結果、震災対策に詳しい防災士の稲垣さんという方がおります。指定避難所になっているということは行政側に住民の命を預かっているという意識が足りないということです。もし、地震が起きた場合に、震度５ですか、旧耐震基準から新耐震基準に変わりましたので、新耐震基準は住民の命を守るということに変わっています。そういうことで、旧耐震基準が新耐震基準に変わったと思います。そのことを稲垣さんは言っています。それで、この老人福祉センターを指定避難所にしているということは、問題だと批判しています。専門家の方が言っていますけれども、それはどう捉えますか。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

地震等の専門家の方が問題であるということをおっしゃっておりますので、確かにそのとおりであると感じております。先ほども申し上げましたけれども、本村におきましては、老人福祉センターは、下地区において割と高台に位置しているところでもございます。そういう意味では、津波等が発生したときには、十分避難所としての活用はできるものだと考えております。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　もし地震が起きたら、ここは災害の拠点になるはずです。それで、震度５以上が起きたら、建物が倒壊するということでやられています。旧耐震の建物ですから。それで、新耐震は、今言ったように倒壊しないようにということで、生命と財産を守るという

ことで新耐震基準に変わっています。それで老人福祉センターは、旧耐震基準でつくられた建物だから、新耐震に合致しないのです。そういうことで、防災の専門の方は。合致しないから。ということは、リフォームもできないし、建てかえとかやらないといけないということを、専門家が言っています。そういう避難所を指定しているということが、自治体の方が、住民の生命と財産を守るための防災対策のあり方が、根本的に問われるということで、専門家の稲垣さんは、言っております。

それで村長にお伺いしますけれども、仲眞議員、仲座議員、大城議員からも老人福祉センターの建設について一般質問があります。今後、2011年から2021年の中城村第４次総合計画に、後期基本計画の中に、高齢者の福祉の充実として、老人福祉センターの老朽化に対する対応とあります。今後、老人福祉センター建設に向けて、どのような考えで取り組むのでしょうか。お聞かせください。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

議会でも何度か答弁していると思うのですが、ハード部門の建物、老人福祉センターだけではなくて、今、必要なものが多々あります。御承知のとおり、今回、喫緊のものとしては、庁舎建設が始まります。中城南小学校の増設もございます。本議会でもありましたプールはどうするのか、はたまた児童館はどうするのか、中城村にとってはいろいろ課題がございます。ここで申し上げるまでもなく、一括して全てができるものではございませんので、やはり優先順位をつけながら、財政的な部分もございますので、これは全て存じ上げていることでございます。老朽化も含めて、耐震化の問題、そして避難所の問題。しかし、今現在においては、そういうことでなんとか、中城村の今ある建物でやっていかざるを得ない状況というのは、また御理解いただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　今、村長から答弁がありましたように、今から９年後、老人福祉センターは、建設50年になります。建設費には、莫大な予算を伴いますので、今から準備をしてもらいたいと思っています。老人福祉センターは、老人を対象にした福祉施設で、沖縄県では初めての施設です。先人たちの頑張りがあったから、今の福祉施設ができ、ここで健康づくりが図られ、高齢者の方々の憩いの場、安らぎの場となっています。これからも、高齢者の福祉や地域の福祉を図る意味で重要な施設です。今後、65歳以上の５人に１人の割合で、高齢者は認知症になるとされています。高齢になっても幸せである社会にしなければならないと思います。そのためにも、今から、老人福祉センターの建設に向けての取り組み、基本構想、基本計画をつくってください。そうすることによって、高齢者の皆さんに感謝と、住んでよかったという村づくりになると思います。

次、大枠３番です。吉の浦公園を整備して「とよむ中城」を図るです。吉の浦公園入り口、国道329号、花園の現状は、先ほど総務課長からありましたように、11月４日に久場遊花会の皆さんが花園を清掃し、ベゴニアの苗を植え、それからコスモスの種をまいたら、色とりどりの花が咲き、村民の心を癒しています。先日、清掃の日に久場遊花会の皆さんから、役場入り口の花園は草が生えているので、花園をきれいにしてほしいとの要請がありました。役場入り口の花園に花を植えてきれいにすることはできないでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

役場入り口のクロキが茂っているところの下のことだと思いますが、年に２回程度職員が一斉清掃を行っております。ただ、夏場には、雑

草が生えるのが早い傾向がありますので、その周期を短くするか、あるいは回数を多くするか、そういう対応を職員でやりたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　指導する立場でありますので、役場も花を植えてきれいにしてください。

次に②サッカーキャンプの誘致の効果、メリット、デメリットについて質問します。サッカーキャンプ誘致が平成24年から平成30年まで実施されている。約７年間の事業が終了しました。私はサッカーキャンプに対しての疑問と課題を持っています。その観点から質問します。サッカーキャンプ誘致は、平成29年度、何チームが参加し、ごさまる陸上競技場を使用した日数、平成27年度は５チームが参加しています。平成28年度、平成29年度は２チームの減となっていますが、その原因は何でしょうか。

○議長　與那覇朝輝　企業立地・観光推進課長　屋良朝次。

○企業立地・観光推進課長　屋良朝次　お答えします。

５チームから２チームになっている原因だと理解をしております。５チームについては、ワールドカップイヤーのときに、夏場に１チーム、８月に１チーム来ていただきました。それから冬場に３チームとなでしこ関係の女子チームが入ったということで５チーム入っておりますけれども、どうしても５チームを１年間に入れるということになると、村民の利用の頻度の問題と、芝の対応が難しい状況から２チームを現在限定しているところでございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　続いての質問は生涯学習課から提出された資料をもとに質問をします。

平成30年度の予算は芝管理委託料1,263万6,000円が計上され、平成29年度予算は970万8,000円です。去年よりも約300万円も増加しています。なぜ約300万円も予算が増加していますか。その理由を説明してください。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

フィールドは、年々利用され続けると、踏圧などによる土中硬化が避けられず、透水性が悪くなります。水たまりができやすくなったりと、年々手入れに手間と作業がふえてまいります。来年度の増額の理由としましても、日々の適正管理のため、散水、芝の補修等の諸作業、諸工費と、夏場の芝の生長の旺盛期の芝刈りの回数、キャンプチームの要望として、芝のベストコンディション維持に応えるために、回数をふやしているための増額でございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　この芝管理委託料、１年間で約300万円も増加しています。約30％です。普通では考えられないことです。平成24年にキャンプ誘致をしたときは、芝管理委託料の予算は504万円でした。毎年のように増額されて、平成30年は1,263万6,000円になっている。７カ年間で759万6,000円も増額しています。この７カ年間で芝管理委託料は入札しましたか。入札しない理由を説明してください。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

本村のフィールドの適正管理につきましては、県内でも実施できる、委託に応えてくれるところがございません。結果、随契ではありますけれども、公募をして入札にしたとしても１社のみの入札参加しかないというところで、これはほかの市町村でも同様でございまして、自前で持っているところは別ですけれども、基本的には受ける会社が少ないということで、随契でやらせていただいております。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　専門的な技術を持って

いる理由で、この１業者が７カ年も随意契約をやっていると思います。しかし、私は非常に疑問を持っています。先ほど、約300万円、１カ年で増額しています。行政の皆さんは疑問を持っていないですか。専門的な知識を持っているという理由で随意契約をやっています。それでお聞きします。沖縄県では業者に委託しないで、町村で芝管理をしている町村はどこがありますか。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

今私の記憶にあるところで申し上げますと、西原町のみとなっております。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　今言った西原町は、陸上競技場や東崎サッカー場の芝管理をきれいに整備して、平成29年度は４チームのサッカーキャンプを誘致しています。中城村は２チームです。それで、西原町は町の人を、報償費として委託職員２人を採用しています。芝管理の予算は約500万円です。中城村も予算削減につながると思いますので、西原町みたいに委託職員を採用する考えはないでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

まず議員がおっしゃった西原町の500万円につきましては、多分人件費だけをおっしゃっていると思います。維持管理で使う機械類、プラス種子代、肥料代等を含んでおりませんので、直接比較できる額ではないと思っております。本村におきましても、平成28年度までは、芝管理として、県の事業であります芝人育成事業を卒業した嘱託職員を要しておりましたけれども、なかなか永続雇用という形が整わず、西原町におきましてもいろいろ問題を抱えているという現状でございまして、県が育てている芝人育成の人材も、そのまま芝の適正管理につながるというところが現在ございませんので、私どもも直営といいますか、これまでいた芝人の管理分としての人材を探してはいるのですが、なかなか見つからない状況でございますので、このまま委託管理というところでつなげていきたいと思っております。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　いろいろリース料とかありますけれども、500万円で西原町はやっています。西原町はそういったリースをやって30万円とか60万円で機械のリースをやっているのです。私なりにサッカーキャンプに対して非常に課題を持っています。本来、ごさまる陸上競技場なのに、２年前からハードルがなくて、中学校の生徒たちや大人の皆さんがハードルの練習ができなくて困っている。いまだに陸上競技場はハードルがないです。サッカーのスタッフ用のベンチはすぐ購入して、今倉庫にありますよね。そういう現実でいいのかと、非常に疑問を持っています。私は、本来あるべき姿は、村民が使用できる施設に、備品をそろえて村民が活用することによって人が育ち、人材育成につながり、村が活性化すると思います。この課題については、引き続き調査します。

次、③です。吉の浦公園等機能強化整備計画について質問します。中城村吉の浦公園等機能強化基本計画について、平成30年２月19日に住民説明会が開催されました。説明会の資料に基づいて質問します。計画策定に関して調査、分析結果に対する意見書、要望、提言などを行う有識者、施設利用者、各種団体代表者などを委員とする検討委員会を開催し、これを計画に反映させています。村民アンケートの結果、吉の浦公園を利用したスポーツ活動は、どの順となっていますか。施設の改修、改善の順は、どのような順になっていますか。

○議長　與那覇朝輝　生涯学習課長　金城　勉。

○生涯学習課長　金城　勉　お答えいたします。

吉の浦公園でのスポーツ活動による、利用さ

れている順位としては、ジョギングまたはウオーキング、グラウンドゴルフ等、あと体育館での球技、トレーニング室の順となっております。施設の改修等の要望の順につきましては、吉の浦公園区域外ではありますが、海岸、海浜、次にウオーキングコース、体育館の順となっております。

○**議長　與那覇朝輝**　新垣貞則議員。

○**６番　新垣貞則議員**　村民アンケートの結果は、公園の利用はウオーキングやジョギングが一番多く、改修、改善してほしい施設は海岸が一番多いです。次にウオーキングコースなどの順となっています。施設の改修、改善では、村民はウオーキングコースを整備してほしいというのが多いです。ウオーキングコースをどのように整備する考えでしょうか。それから整備計画（案）では、ウオーキングコースはいつごろから開始して、いつごろ終わる予定でしょうか。

○**議長　與那覇朝輝**　生涯学習課長　金城　勉。

○**生涯学習課長　金城　勉**　お答えいたします。

基本計画におきましては、ウオーキングコースの整備は、平成30年度からの計画となっております。整備方法につきましては、コース路面の整備です。ゴムチップ等、素材の内容も含めた検討を行いながら、フットライト等、照明等の増設、コースへの距離表示などを計画しております。

○**議長　與那覇朝輝**　新垣貞則議員。

○**６番　新垣貞則議員**　今、生涯学習課長からありましたように、住民はウオーキングコースを整備してもらいたいということが多いです。それで、住民説明会の計画案では、ウオーキングコースは平成30年に事業を実施し、平成32年に終わる予定でありますが、平成30年から実施するとありますけれども、どういった形で実施しますか。

○**議長　與那覇朝輝**　休憩します。

休　憩（１４時３５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時３５分）

○**議長　與那覇朝輝**　再開します。

生涯学習課長　金城　勉。

○**生涯学習課長　金城　勉**　平成30年度に実施設計を行って、平成31年度、平成32年度で工事ができればと思っております。

○**議長　與那覇朝輝**　新垣貞則議員。３分切っていますので。

○**６番　新垣貞則議員**　計画どおり進めてください。

それで次です。アンケート結果から海岸を改善、改修してほしいというのが一番多いです。去年、議員や役場職員、企業の皆さん、ボランティアの皆さんで協力をして、海岸の草刈り作業をして、護岸をきれいにしました。そうしたら、護岸を散歩する人もふえました。海岸、護岸の草刈り作業をすることで、海岸を利用する村民もふえます。アンケート結果からも海岸をきれいにしてほしいとありますが、現在、護岸は草が生えて、だんだん村民が利用しにくい状況です。その対策はどのように考えていますか。

○**議長　與那覇朝輝**　生涯学習課長　金城　勉。

○**生涯学習課長　金城　勉**　お答えいたします。

今後も、沖縄県に対しまして、草刈り等要請はしながら、必要に応じて、去年同様、議員の皆様、地域とボランティア、役場職員の協力をお願いしながら、草刈り作業ができればと考えますので、またその際はぜひ御協力をよろしくお願いいたします。

○**議長　與那覇朝輝**　新垣貞則議員。

○**６番　新垣貞則議員**　生涯学習課長から答弁がありました。共同体ですので、そういったことは非常に大切だと思っています。この公園を、みんなで協力してやるということは非常に大切だと思っています。私も協力しますので、ぜひみんなできれいな海岸整備にしていきましょう。

教育長にお伺いします。吉の浦公園の機能を

強化、整備して、今後、吉の浦公園をどのように活性化していく考えでしょうか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　村民の憩いの場として、吉の浦公園が、先ほどお話ししましたが、幼児から老人まで活用できるような整備を進めていって、健康の大切さというのは、やはりスポーツというのはチャンピオンスポーツもありますが、余暇の善用であったり、楽しく過ごすという面も含まれているかと思いますので、仲間と楽しく過ごせるような憩える場所という感じで、整備を進めていけたらと。雨降りにも対応できるような場所があればということで、屋根も考えていますので、計画的に進めていきたいと思っています。

○議長　與那覇朝輝　新垣貞則議員。

○６番　新垣貞則議員　私は、吉の浦公園を整備することで、たくさんの村民がここに集い、各種スポーツを楽しむことで、結の輪が広がり、結の輪が広がることによって、村民が憩える施設になります。この吉の浦公園機能強化整備計画を着実に進めることが「とよむ中城」が図れると思います。

琉歌にも「とよむ中城　吉の浦のお月　みかけ照りわたて　さびやねさみ」という琉歌があります。「とよむ」という言葉は、中城村においては文化、生活、全ての面で活気があり、世に響き渡る理想的な村の姿をあらわしています。これからも吉の浦公園を整備して、活気あふれる公園、子供からお年寄りまで憩える施設にしていきましょう。そのためには、行政の皆さん、それから議員の皆さんともに「とよむ中城」を目指して頑張っていきましょう。

最後に、都市建設課長の新垣課長、企業立地・観光推進課長の屋良課長、これまで村民福祉のために御尽力なされたことに対して、御苦労さまです。退職なされても、健康に気をつけて頑張ってください。それから安田主幹におかれましても、健康に気をつけて学校経営に頑張ってください。これで私の一般質問を終わります。

○議長　與那覇朝輝　以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時４１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５２分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続いて、新垣善功議員の一般質問を許します。

○１４番　新垣善功議員　それでは本日最後の質問をさせていただきます。

それでは議長からの許可を得ましたので、通告書に基づきまして、質問します。２点です。まず１点目、職員の規律と倫理教育について。職員の規律と倫理教育については、日ごろから実施していることは、私が言うまでもなく実施されていると思います。ことし１月17日の新聞報道で、県青少年保護育成条例違反で本村役場職員が警察に逮捕されたとの報道に、村民は大きなショックを受けていることと思います。このようなことはあってはならないことであり、村長も本定例議会冒頭に村民、議会に謝罪しましたが、次の点等について伺います。①これまで職員に対する規律と倫理教育はどのように行ってきたか。②今回の事件に至る兆候はなかったのか。③今回の処分はどのような処分を下したのか。④さらに今後の再発防止はどのように取り組んでいくのか。再発防止策は策定したのか。⑤今回の事件に対する監督責任の所在はどうなっているのか。

２点目少人数学級学力向上モデル事業について伺います。２月23日の新聞報道によると、本村の中城小学校、津覇小学校の１年生から３年生までの低学年生で15人少人数学級を導入して、向こう４カ年間、学力向上モデル事業を沖縄振興特別推進市町村交付金事業として実施すると

の報道があり、議会に事前説明もないまま唐突でびっくりしたところであります。そこで次の点等について伺います。①モデル事業実施に当たり、本村教育委員会での議論はなされたのか。②モデル事業の基本計画、実施計画は策定されているのか。そして教育委員会の承認、同意は得たのか。③モデル事業終了後の予定は、単なるデータ収集なのか。④沖縄振興特別推進市町村交付金事業と実施するとのことであるが、交付決定はなされたのか。⑤マスコミの報道でしか議員は知ることはできなく、事前に議会と協議すべきではなかったか。まさしく私は議会無視も甚だしいと考えております。以上について、答弁をよろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠１番につきましては総務課でお答えいたします。大枠２番につきましては教育委員会と企画課でお答えいたします。

私のほうでは御質問の議会無視ではなかったかという大枠２の⑤でございますが、今定例会でも何度か答弁させていただきましたけれども、マスコミ報道が先んじたということではありますけれども、決してこれは議会を無視したり、軽視したりということではございません。議会前に、しっかりと議案が上がった段階で全員協議会の中でこの内容について説明をするという、その段取りまでつけてのことでございましたので、その辺は議員が議会無視だと言うことは、不快な気持ちになったということは私もこの場でも申しわけなかったという話をしたことがありますけれども、決して議会無視ではなかったということは御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠２の少人数学級学力向上モデル事業についてですが、①については教育委員会の会議で話し合いを行いました。

②については、基本計画は策定していませんが、村の第４次総合計画、中城村の教育に基づきました。実施計画は策定しています。

③については、教育委員会としてはできるだけ継続したいという考えを持っています。データ収集が主ではなくて、あくまで子供たちがよりよい方向へ変容するということが最大の目的でございます。以上です。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１４時５８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５９分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　答弁の依頼がありますので、私のほうから答弁いたします。

新垣善功議員の大枠１の①これまで職員に対する規律、倫理教育についてお答えいたします。新採用職員においては、採用前の３月のオリエンテーションで村長並びに総務課より、公務員倫理等について説明をしております。また、市町村職員研修センターで実施される新採用職員研修や中堅職員等を対象とした研修、公務員に求められる倫理や姿勢等についてのプログラムが組まれております。

④再発防止策は、策定しておりません。庁議等を通して、職員に対する声かけ、異変等について、常に気にかけていくことを確認しております。なお「公務員倫理」に関する研修は定期的に実施したいと考えております。

⑤の監督責任、処分内容についていうことでございますが、今回の事件は、業務時間外に起きたものでございます。業務時間内、あるいは業務遂行の上で犯した罪であれば、部下を指導・監督する立場である上司が責任を負うのは当然でありますが、業務時間外におけるプライベート性の高い個々の行動につきましては、職

員一人一人の倫理や規律の問題であると考えております。しかし、村民の皆様の信用を失墜するような事件が起きてしまったことに責任を感じております。監督者としての処分につきましては、当該職員の処分が決定してから検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　企画課長　大湾朝也。

○企画課長　大湾朝也　それでは新垣善功議員の大枠２、④についてお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金の交付決定は、毎年４月以降になるため、現段階では少人数学級に関わらず、全事業の交付決定は確定しておりません。また、本交付金に限らず国費を申請する場合は国の予算などにおきまして、国会の状況によって大いに影響を受けるものでございます。そのため、決まった交付決定日が定まっておらず、内閣府との調整がつき次第、交付申請及び交付決定を受ける手順でございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　副村長、まさしく想定内の答弁ですね。勤務外だから責任はないということなのですか。公務員は、17時以降は公務員ではないのですか。そうではないでしょう。公務員は、24時間公務員という自覚を持って仕事に励まないといけないのではないですか。時間外の不祥事だから監督責任はないという発想でしょう。それでいいのですか。それで、今あなたの答弁の中では、新採用云々ではないです。この人は10年も勤務しているのです。皆さん方、日ごろから職員に対するそういう教育がなっていないのです。この件について、私は何度も職員の教育、規律の問題については取り上げてきました。一向に実施しない。だからそういう事件が起きるのです。これは村民の恥です。時間外だから関係ないというそんな発想では、もう話にならない。

そして、これまで職員に対してどのような教育をしたかというと、していないではないですか、皆さん方は全く。声かけ、これで教育になるのですか。私は村長に何度も言いました。せめて年に二、三回は、村長訓示、講話をして、職員に対して、村長の意志をきちんと伝えることをしないと。副村長もずっと公務員をしてそういう考えなのですか。今再発防止策もとっていない。あなたの仕事は何なのですか。職員の管理でしょう。なぜ再発防止策はつくっていないのか。またそういう事件、事案が起きる可能性はないとは言えないですよ。なぜ策定しないのか。理由を伺います。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

再発防止策、そのものにつきましては、策定はしておりません。ただ、今回の事件を受けまして、新聞報道があった翌日に、すぐ臨時庁議を開催し、村長から各課長に対し、職員の服務規律を徹底するように、綱紀粛正についての通知をしております。さらには、２月22日ですけれども、臨時職員を含む全職員を対象に、公務員倫理に関する研修会を開催しております。先ほど副村長からも答弁がありましたように、公務員倫理に関しましては、これは今後も定期的に継続していくということで考えているところであります。再発防止策は策定しておりませんが、この公務員倫理に関する研修であるとか、あるいは村長からの訓示であるとか、そういう行動を起こすことが大事であると考えております。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　だから再発防止策を策定しないといけないのではないですか。１月の事案でしょう。もうそろそろ再発防止策の策定をつるくべきですよ。なぜつくっていないのですか、総務課長。あなたが副村長の代理で答弁に立っていますけれども、私は副村長にこの問題は、大きな責任があると思っているのです。副村長は何のためにいるのですか。副村長の職

務を言ってください。副村長は何のために、どういう職務なのか。

○議長　與那覇朝輝　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えします。

副村長職務は、村長の補佐、また村長が病気等で欠けた場合、村長の業務を代理するという業務でございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　職員の指揮監督は誰がやるのですか。私は、副村長、あなたが職員の実態を把握して、職員に対する規律の問題とか、公務員倫理はあなたの責任だと思いますよ。ただそれだけなのですか。村長が欠けた場合の代理とか、村長の補佐とか、これだけなのですか。だったら副村長なんかいらないですよ。総務課長がやればいいのです、そういう場合は。

村長、済みませんけど、今一番怒っているのは、もう答弁が余りにも情けない。こんな答弁していいのですか、皆さん方が。もうちょっと真剣に考えて、村民から負託されたのですから、もっと真剣に仕事に取り組んでいただきたいです。

では総務課長、この再発防止策もできていないと。今後、再発防止策について策定する考えがあるのかないのか。これはもうあなたよりは村長に聞いたほうがいいかもしれないですね。村長、どう思いますか。再発防止策をつくるかつくらないか。つくるべきか。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

再発防止策のマニュアルという意味合いだと思うのですが、できるもの、恐らくどういうものをそこに明記すればいいかというのは、もちろんこれから策定していくことになると思いますけれども、やはり大事なのは、我々のその行動が、常に公務員としてあるべき姿をしっかりと見せること、そして中城村でこういうことがあったということを、全職員がしっかり自覚をして、今後絶対にない、こういうことが起こらないようにするために、職員一丸となってやらなくてはいけないことですし、私も当然責任を感じておりますし、議員がおっしゃるように、常日ごろからもっともっと、訓話やら講話などをやるべきではないかということも身に染みておりますので、年何回か、全職員を集めて、今後の職員のあるべき姿というのは、こういうものだということを常にしっかりと認識させていくことが務めかと思っております。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　我々も経験上、ずっと、月１回は上司の訓示を受けたり、いろいろな教育を受けてきました。私がいつも、公務員に厳しくやるのは、皆さん方に厳しく言うのは、皆さん方がしっかりして質が上がれば、村の発展に大きくつながるのです。皆さん方がこういう事案をやったら、幾ら一方で一生懸命中城村のアピールをしても、一方でこういう事件が起きたら、相当のイメージダウンですよね。違いますか。副村長もしっかりやらないと、あなたは自分の仕事が何であるか、まだ自覚していないのではないですか。私の考えでは、副村長を中心として、課長、そして職員、あなたがトップに立って仕切らないと、職場内は乱れてきますよ。

今回のこの事件、担当課はどこですか。課長に質問しますけれども、兆候はなかったのかどうか。課長、答弁してください。

○議長　與那覇朝輝　健康保険課長　仲村盛和。

○健康保険課長　仲村盛和　それではお答えします。

この職員は、日ごろから、業務に対してもまじめに行っていましたので、そのような兆候は感じられませんでした。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　これも私の経験上、兆候というのはあるのです、こういう人たちは。

あなたがこれを見ることができなかっただけのことなのです。その兆候はあったと思いますよ。10年も勤務すれば、この人の性格とかいろいろなものが読めるはずです。職員の性格とか、上司、課長の皆さん方は、自分の部下の性格とか、いろいろなものをよく注視しておかないと。そしてもし問題が起きそうであれば、前もって注意ではなくて対話しながら直していくということをやらないと。大体問題を起こすのは兆候があるのです。その辺をよく、各課長、自分の部下を把握して、職員一人一人の性格をよく把握していてください。

それと、今回の処分は決まっているのと同じではないのですか、副村長。あなたは、中城村の分限懲戒審査委員会の規則で、７名の方がいて、委員長をしているから、その処分をまだ下していないのですか。

○議長　與那覇朝輝　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　お答えいたします。

今回の事件につきましては、事件後、懲戒審査委員会を３回持っております。懲戒審査委員会での判断は持っています。その中で、なぜまだ処分していないかということの御質問ですが、きのうから第１回の公判が始まっております。その中で、本人の主張がどういった主張になるのかということを見きわめながら処分をしていきたいと考えております。以上です。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　副村長、公務員は起訴された時点である程度の処分をしないといけないわけでしょう。起訴されているのでしょう、この方は。違いますか。余罪も何件かあるという話でしょう。裁判が確定しないとこの処分はできないのですか。おかしくないですか、皆さん方。中城村職員の懲戒処分の基準に関する規定がちゃんとあるでしょう。こういう事案を起こしたら懲戒免職、減給とか、停職とか、ちゃんと条例を読んでいるのですか。ちゃんと書かれているはずです。そしてその中には、監督責任も入っているでしょう。この監督責任というのは、何も、勤務中以外は、監督責任はとらないということなのか。私は、職員のこういう不祥事の場合は、村長、みずからとりますということをやらないといけないですよ。沖縄市の市長なんか、給食センターでの異物の混入でも、自分なりにちゃんと処分を受けているでしょう。私は、村長にはっきり私が責任をとりますと、あなたも口癖のように言っているように、部下の不祥事は全部自分の責任だと言ってきた中で、いまだに、副村長任せではなくて、みずから責任をとるべきだと思います。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

当該職員は、２月２日に起訴されておりますので、２月２日以降につきましては起訴休職ということになっております。先ほどの処分の時期の話なのですが、村としても、できるだけ早く、これは村民に対する説明責任ということも踏まえまして、早目の処分決定ということで考えてはおりますが、新聞報道のみをもっての処分ではなくて、先ほど副村長の答弁にもありましたように、公判が始まっておりますので、公判が始まり、そこでの事実確認ができましたら、早急に処分をしたいと考えております。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今、総務課長からありましたとおり、事実確認が大事な部分でございますので、それをしっかりと、我々のほうで見定めて、それから処分はしましょうということで、これは先ほど議員がおっしゃった、例えば異物混入があったとかというのは、もう事例がそこにありますので、すぐそこはどういった処分、あるいはどういった責任という所在がきちんとわかるところではございますが、今回については、責任が私にあるのは当然でございます。これは行政の長とし

て、中城村長として、私が責任をとるのは当然でございます。今言っているのは、誤解のないようにもう一度お話ししますけれども、しっかりと公判の内容を見て、公判もずっと半年も先ということではございませんので、もう第１回目の公判は終わっておりますので、そういうもので事実がどういったものだったのか、そして本人がどういうことを話しているのかを見きわめた上で、本人の処分、そして私自身の責任の取り方を、しっかりとまた皆さんに示していきたいと思っております。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　公判が終わってからということですが、その前に、副村長、ちゃんと本人も認めているのでしょう。皆さん方は情報収集しないのですか。検察庁や警察に行って、どうなっていますかと聞けないのですか。どうですか、これは。警察とか検察庁に照会したことはありますか。

○議長　與那覇朝輝　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

２月２日に起訴されまして、２月５日に保釈が認められております。保釈後、本人からの事情聴取は終えております。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　本人からの事情聴取で、本人はやったことを認めているのでしょう。そうであれば、処分してもいいのではないですか、判決が出る前に。ひとつ、こういう事案が二度と起きないように、気を引き締めて職務に専念してもらいたい。ただ言えることは、勤務外だから村長に責任がないという考えは、これは答弁の中で、副村長が答弁する前に、恐らくこういう答弁がくるだろうと想定はしていたのです。私は勤務中であろうがなかろうが、公務員としてそういうことがあったら、新聞には中城村役場として載るでしょう。本当にイメージダウンですよね。これ以上にイメージダウンすることはないと思いますので、ひとつ村長、しっかりと、村長よりは副村長ですね。あなたがしっかりやらないと、どうしようもないですよ。副村長の職務について、もう一度一から勉強し直したほうがいいのではないですか。そして再発防止策をきちんとつくって、村長も年末と年頭だけでなく、日ごろから講話、訓示をしていただきたい。そして職員の質を高めていただきたい。そういうことをひとつ指摘、要望して、この質問は終わります。

大きな２番目です。２月23日の新聞を見て、唐突に知ったわけでございます。村長は、議会軽視はしていないと言うけれども、最初の答弁で、これをスクープした記者の情報収集能力を絶賛しましたね。あなたも議会出身として、あの発言を聞いたらどう思いますか。私は、裏返せば、我々議員を相当ばかにしていると思いました。これは新聞記者にリークしたのは誰ですか。教育長、誰がリークしたのですか。新聞記者にリークしたのは。議会に話す前にリークしたのは誰ですか。これは、リークしたのは内部でしょう。自分たちがリークしておいて、我々議会を軽蔑するような発言、これはまさしく議会無視ですよ。だから発言には気をつけていただきたい。誰がリークしたのですか、琉球新報に。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

まず一つ、お話ししておきますけれども、リークという言葉は、隠しておくべきものを漏らすという意味合いにとられます。そういうことではないですから。これはいいことをしようとしているときに、私はこの場での発言が、皆さん、特に新垣善功議員にとって不快だったということであれば、それは真摯に謝罪をしたいと思いますけれども、しかしリークとかそういうことではないです。これは、我々がずっと教育委員会からの答弁もありましたけれども、温

めて、温めて、いろいろなことを一つずつ潰していって、いよいよ、そろそろできるかもしれない、予算的な部分のクリアはどうなのか、そういうところにおいて、今回の新聞報道がありました。それについては、決してこれは悪いことでもないし、漏らすほうが悪いということでありませんし、犯人捜しみたいなことではないですので、そこら辺はまず理解していただきたいと思います。そして、私の発言で、先ほども返す返すの話になりますけれども、新聞記者の取材能力がという話は、これはその話の例え話というだけの話で、決してそうではない。皆さん議員をばかにしたような話がありましたからあえて言いますけれども、そういうことではなくて、こういう報道が先に出てしまって、先に私は謝罪しましたけれども、不快な思いをしたのであれば、申しわけなかったと。そういうことではなくて、きちんと事前説明もやるつもりで、今回の件に及んでおりますので、そういうことではないということだけは御理解をいただきたいと思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　村長、幾ら弁解しても、私には理解できないのです。あなたも議会出身でしょう。あなたが逆の立場だったらどう感じていたか。恐らく私みたいな気持ちになると思います。その前に皆さん方は、そこでなぜ新聞記者に、マスコミに話す前に、なぜ議会にこの話が来ないのですか。教育長、これはどういうことですか。一体全体、皆さん方は議会の承認がないと何もできないのですよ、極端に言うと。１円たりとも予算は執行できないでしょう。この仕組みというのは、議会と執行部の仕組みというのは、よく勉強しておかないと。村長は軽視していないと言いますが、これは本当に私としては屈辱でした。

今後ひとつ、常に議会優先で、マスコミ優先ではなくて議会優先で物事を進めてほしい。そうしないと、村の活性化、発展はないですよ、ばらばらでは。今後、説明をするのではなくて、議会と協議してほしい。協議と説明は意味が違いますよね。前もって議会と協議して、それを議会に上げてもらえれば、すんなりスムーズに通りますよ。今後、ひとつそういうことがないように。

それと教育長、このモデル事業を実施するに当たり、なぜ教育委員会とじっくり、念には念を押して、なぜ協議しなかったのですか。あなたは、教育長に就任してまだ１年、ようやく１年ですよね。その前に、中城村の学力の状況はどうか、分析しましたか。何年前か、中城村は学力向上対策の県指定を受けて、これまで学力向上に取り組んできました。その団体とも話し合いはなく、教育委員会の中でも全くなく、この教育委員会の議事録を読んでみますと、協議していないでしょう。議論はしていないでしょう。きょうの午前中の答弁では、我々から追究されたらやりましたと言って、その後やったのかどうか。どうですか、教育委員会と議論しましたか。そして、何で基本計画、実施計画をつくらないのですか。あなた方は、これをもって実施計画といっているでしょう。これは単なるスローガンですよ。あなたたちはこの中から抜粋したと思いますよ。学校教育の充実の中で、教育カリキュラムの充実、それから支援を必要とする児童生徒への教育の充実という項目をとっている。少人数学級をモデル事業にしようと。いつまでモデル事業をするのですか。協議しましたか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　教育委員会の会議の中では、２回協議をいたしております。その中で、議員がおっしゃるように、確かにもっとじっくり話を進めるべきではないかであるとか、高学年でとか、中学校の段階で実施したらどうかという意見もございましたけれども、私のこれを

やりたい趣旨、狙い等、目的等、話をして、それに同意してもらったということであります。実施計画については、ちゃんと策定をしております。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　実施計画とはこのことですか。この１枚ですか。これ１枚でしょう。何枚になるの。この１枚で実施計画と言えるのですか。こんな簡単なものなのですか。４カ年間の実施計画をつくって、ことしはこうやっていくという、そして、途中で検証もしないといけないでしょう。仮説を立てて、それに基づいて皆さん方は今の中城村の子供たちの学力は、どの程度あるのだと、十分現状を認識して、分析して、それに基づいてどこまで上げていくのだと。これには全然ないですよ。この１枚には。こんな計画でいいのですか。

そして教育長、実施するからには、こんな大金、１億円余りの大金を使うのですから、いい結果を出すためにも、計画はつくるべきだと思うのですが、どう考えていますか。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　この件につきましては、琉球大学のほうとも連絡をとって、話し合いをしています。議員がおっしゃるように、検証できるようなことについて、今後計画を進めていきたいと考えています。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　だから、そういう分析をしたかどうかです。分析もしないまま教育長は全国会議で、この学力の経済学の本の著者の講演を聞いて感動を受けて、これを実施すると。そんな大金をかけて、そんな簡単にできるのですか。これはあなた独自の、教育長独自の判断でやっているのではないですか。学力向上モデル事業は。私はあなたが就任当時、紹介した本を読んでみました。特に少人数学級の効果について、いろいろなことが書かれています。これは貧困家庭の子供たちは大きく成果が出ています。今、中城村の学力が低い原因は何か、教育長、答弁願います。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　学力の問題というのは、いろいろな要素があると考えています。例えば、教師の指導力であったり、それから親の幼児期のしつけや家庭の経済状況、教育に関する両親の子供へのかかわり方とか、いろいろな要素が入り混じっているかと。学力の捉え方ですけれども、知力だけではなくて、健康で健やかな体であったり、道徳心や意欲、忍耐力などの徳育の部分にもかかわるものだと思っています。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　教育長、今、村内の子供の貧困率について、ちゃんと把握していますか。福祉課は知っていると思うのですが、子供の貧困率は、中学校で38％、小学校で27％、ちゃんと新聞記事に載っているのです。これは、今、沖縄県の子供たちの学力が、全国に比べて低いという大きな原因は、貧困問題ではないですか。何が原因と思っているのですか、教育長。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　先ほども話をしましたけれども、貧困の問題というのも確かに一つの要因として考えられると思います。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　一つではないでしょう。今、県を挙げて子供の貧困について一生懸命やっているでしょう。こんな大金を使うぐらいだったら、私は中城村の子供の貧困問題を解決すれば学力は上がっていくはずですよ。この本にも書かれているとおり。この本はいろいろなデータをとってあるのですが、何が正しいかというのは、いろいろな、今教育長が答弁したように、家庭、学校、家庭でも親の学歴、収入、いろいろなものが絡んでいるのです。１点だけではないです。しかし、今沖縄県での大きな問

題は、子供の貧困が大きな問題ということで、県を挙げて取り組んでいる中です。村長、この辺、村長の認識はどうですか。学力が低い、全国と比べて低いということは、何が大きな原因かと思いますか。村長の考えを。

○議長　與那覇朝輝　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

教育長と同じような答弁にしかならないと思います。貧困も一つの原因でしょうし、もしかしたら大部分を占める割合はもうちょっと上なのかもしれませんけれども、いろいろな要素が織り交ざった状態ではないかと思っております。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　教育委員会と福祉課、横の連携を取り合ってやらないと、こういう学力向上の問題でもうまくいかないと思います。そして、教育長は、これは仲眞議員への答弁ですか、今後ＰＴＡとの話し合いはしないと言っているでしょう。学力向上対策協議会がありますよね。やはり子供たちの学力を上げるには、学校、家庭、地域の皆さん方の協力がないと、学校だけで学力向上はできますか。なぜ今後、ＰＴＡ、父兄と話していく考えはないという答弁をしたのですか。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１５時４３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時４４分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　学力向上についての保護者との話し合いについてですが、ＰＴＡの会長、それぞれの単Ｐの会長がいらっしゃいますので、学校長も含めての学力向上推進委員の中で当然のことながら、子供たちの学力向上に向けての話し合いは進めていきます。

それから、少人数のＰＴＡへの説明はしないという仲眞議員への答弁ですけれども、これは教育委員会としては少人数を実施することについて、保護者への説明はしないという意味であって、学校長が必要であれば、学校長を通して保護者への説明をやるべきだという考え方でいます。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　なぜ現場に任せるのですか。皆さん方も現場に行って、教育委員も校長も一緒になって、ＰＴＡに話すべきではないですか。逃げているのではないですか、あなた方は。デスクワークはしないでほしい。常に現場を踏みなさいと前回の一般質問でも私は言いました。皆さん方は、現場を踏んでいない。ちゃんと教育委員も一緒になって、説明してください。校長１人に任せて、それでいいのですか。どうしても地域の協力も必要、家庭の協力も必要でしょう。そうしないといい成果は上がらないと思います。このモデル事業がもし悪い成果が出た場合は、教育長、あなたは責任をとらないといけないですよ。

このモデル事業をする場合でも、村内にもいろいろな校長経験者、教職経験者がいっぱいいるでしょう。私はこの進め方、あなたが感動を受けて、それをすぐ実施していくというのは、私は早過ぎると思います。１カ年間はみっちり、中城村の子供たちの学力はどうなっているのかと、なぜ低いのか、分析をして、そしてどうしたら子供たちの学力を上げていけるかは、教育委員会を初め、地域の皆さん方も十分協議しながら、そして計画書をつくって、実施していくべきではないですか。私はそのように考えていますが、教育長の考え方を伺います。

○議長　與那覇朝輝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　いろいろな、自分で考えたことを自分だけで判断したというわけではございません。いろいろな先輩方の教育長の皆さんであったり、いろいろな市町村の学校長に聞いたり、１人だけの判断でそういう判断をした

というわけではございません。やはり子供たちの将来にとって、よいことであろうと。確かに短いスパンでの成果というのは、この知力の面が成果として出てくるとうことを予想しているのですが、長い意味での教育の効果という面で考えますと、例えば今、貧困の問題をおっしゃっていますけれども、逆に家庭に対して、教育委員会では支援できない部分を、子供たちには教育委員会としての支援ができます。教育の一つの効果として、将来的に仕事について、納税者にすることによって、貧困の解決にもひとつ一助となるという捉え方をしています。ですから、私としては早く実施したかった、そういうことでございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。３分切っていますので、よろしくお願いします。

○１４番　新垣善功議員　教育長、いいことを進めるのにも、やっても成功させないといけないですよ。今のあなたの進め方だと、父兄の皆さん方、あるいは議会の皆さん方も協力しなければできないでしょう。いいことをするにも、ちゃんとした計画書もつくって、こうなりますという、成果を出しますということをやらないと。やらないよりはやったほうがという発言も、ちょっと気をつけたほうがいいですよ。投げやり的に、やらないよりはやったほうがいいという、この言葉も私は腑に落ちないです。今後はひとつよく議会とも協議してください。こういう問題、新しい事業をする場合は、議会と前もって協議しましょう。そして議会執行部、協議していいのをつくり上げていく、これがまさしく両輪のごとくだと思います、私は。そして村民も巻き込んでやらないと、１人の人間が考えたことを唐突にすぐ実施するということは、これが100万円、200万円のお金だったらいいのですが、４カ年で何億円というお金を使うのですから。ひとつそのことを、よく肝に銘じて、議会軽視しないように、そして教育委員会の皆さん方もしっかり活用して、教育委員会も無視、軽視しないように、議会も。強く要望いたしまして、終わります。

○議長　與那覇朝輝　以上で、新垣善功議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散　会（１５時５１分）

平成30年第２回中城村議会定例会（第24日目）

招集年月日	平成30年３月５日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	平成30年３月28日　（午前10時00分）		
	閉会	平成30年３月28日　（午後０時17分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	石原昌雄	９番	仲眞功浩
	２番	比嘉麻乃	10番	安里ヨシ子
	３番	大城常良	11番	新垣徳正
	４番	外間博則	12番	新垣博正
	５番	仲松正敏	13番	仲座勇
	６番	新垣貞則	14番	新垣善功
	７番	金城章	15番	宮城重夫
	８番	伊佐則勝	16番	與那覇朝輝
欠席議員				
会議録署名議員	10番	安里ヨシ子	11番	新垣徳正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者				

議 事 日 程 第 １ ０ 号

日　　程	件　　名
第　1	議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例
第　2	議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算
第　3	議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算
第　4	議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算
第　5	議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算
第　6	議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算
第　7	議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算
第　8	議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算について
第　9	選挙第１号　中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
第　10	選挙第２号　南部広域行政組合議会議員の選挙
第　11	発議第１号　閉会中の議員派遣について
第　12	発議第２号　閉会中の所管事務調査について
第　13	請願第１号　４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書

○議長　與那覇朝輝　皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　新垣徳正。

○文教社会常任委員長　新垣徳正　おはようございます。文教社会常任委員会に付託されました議案第３号について報告をさせていただきます。読み上げて報告します。

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

文教社会常任委員会
委員長　新　垣　徳　正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第３号	中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例について	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で委員より、別紙のとおり意見がありましたので報告します。

別紙（委員会審査の中での委員意見）

１．本事業の重要性に照らして考えるに、立案から実施まで、あまりにも短期間すぎており、議会に於ける審議も含め、充分な検証が成されていないとの意見が委員よりあった。また、議会軽視の意見もあり、今後の議会への対応は、より一層の配慮を持って臨むよう要求する。

２．職員採用に於いても、方法、手順に問題がないかとの指摘が委員からあり、これらに関しては、今後、公募等の手法も考慮されるべきとの意見も有り、検討を要する。

以上、よろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　これで委員長報告を終わります。

これから議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例ですが、今委員長から報告ありましたけれども、可決ということですが、これは全会一致ですか。

○議長　與那覇朝輝　文教社会常任委員長　新垣徳正。

○文教社会常任委員長　新垣徳正　お答えします。

これは全会一致というわけではございませんで、委員５人のうち３人が賛成、そしてお一人の方が反対とありました。その反対に関しましての少数意見といたしまして、先ほど読み上げた意見を添えているということでございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　その審議するときに、これは本当に皆さん方は真剣にやったか。そしてこれは根拠法が何に基づいてやっているのか。提案理由の中では、学力向上モデル事業として実施するとあります。その学力向上モデル事業の計画書とか、こういうのはちゃんと策定されているかどうかです。それもされてないのに委員の皆さん方はこれを十分に審議したと、私は言えないのではないかと。こういう根本的なことがなされてないのではないかと、その辺はどうですか。

○議長　與那覇朝輝　文教社会常任委員長　新垣徳正。

○文教社会常任委員長　新垣徳正　そのことについてでございますが、学力向上モデル事業ということで今回それを行われていくことなのですが、委員の中においてもそういう意見はございました。こういうのもちゃんとなされてない中で、これをスタートさせる意味合いでありますとかそういう意見もございましたが、本議会においても、皆さん、審議の中においても、また一般質問の中においても、教育長が答弁されたような答弁で終始しているというのは実情でございまして、そのことが委員の中でも審議されました。これは結局最終的には、先ほど言ったように決を採るということになりましたので、そういう結果になったということでございます。

○議長　與那覇朝輝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　これは皆さん方もよくわかるように、教育委員会でももう全くと言っていいでしょうね。議論もなされていない、ただ資料を配って説明だけ。教育委員会とは、いったいどういう責務を持っているのか。これは教育委員会で念には念、熟慮をして、そして計画書もつくって私は出すべきだと思うし、これをすることによって費用対効果とか、そういう点まで皆さん方は審議したかどうか。ただ執行部から出されたからもういいだろうと、こういう安易なことでは私は皆さん方の責務は果たされていないと思います。その件について教育委員会ではどのように議論をされたかどうか。そこまで皆さん方は審議したかどうかです。

○議長　與那覇朝輝　文教社会常任委員長　新垣徳正。

○文教社会常任委員長　新垣徳正　まず教育委

員会において、ちゃんと審議されたかどうかというのも我々の審査の対象になりました。そのときに教育長からは、各教育委員会の中ではそのことを審議されたと、約１名の方が時期尚早ではないかという話もあったのですが、最終的にはその方の理解も得て、この事業がスタートすることになったと教育長のほうはおっしゃっておりましたので、我々もそれは納得して、審議が十分尽くされてはないのではないかと委員の方からもありました。最終的には可決という結論に達したということであります。今議員がおっしゃるように、教育委員会の責務等についてのことが審査の対象になったかということに関しましては、今回我々の委員の中での審査の対象には、なっておりませんでした。

○議長　與那覇朝輝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例についての委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例について、反対の立場から討論します。

本条例は学力向上モデル事業を実施するに当たり制定するとのことであるが、その学力向上モデル事業の根拠となる計画書及び実施計画書もないこと、また村教育委員会での議論もないまま、教育長の独断・思いつきでの事業であり、学力向上モデル事業と言いながら、実は空き教室の利活用がスタート発想であるとの教育長の説明は納得できません。またモデル事業４カ年間の終了後のことが不明確である。この４カ年間の事業費は１億円余りであり、今社会問題になっている子供の貧困対策が優先されるべきであり、沖縄県の学力の低さは貧困が大きな原因であると言われていることからも、ちなみに中城村の子供の貧困率は中学校では38%、小学校で27%である。調査の結果、モデル事業より子供の貧困対策に財政投入することにより学力が向上するものと思い、反対いたします。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　議案第３号につきまして、賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

先ほどからお話がありますように今回の少人数学級に関しましては、我々議会議員のほうにその旨が届くのが遅かったため、なかなか審議する時間も少なかったということで意見も添えられておりますが、私はこの中城村議会におきまして、今までの経緯、過去に照らしまして、2003年３月の定例議会において、30人学級の早期実現を求める陳情書が上がっております。この際におきましても、議会においてはその陳情を採択し、意見書も提出されております。その後、2014年にも同じような30人以下学級の早期実現を求める陳情というのが上がってきております。これも本議会において採択されております。それらのことを踏まえますと、今回この15人学級というふうにはなりますが、少人数を求めることに関しましては、今まで本村議会において採決されているということもありますので、これを反対する理由はないと思っておりますので、その部分において賛成という立場でございます。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

石原昌雄議員。

○１番　石原昌雄議員　１番　石原、賛成の立場で討論をします。

私もこの30人学級を求めてきた部分も十分理解しております。本村においても、特に今、下地区の学校においては学力向上について、学校でも取り組みの試案をしているところだと思います。今回の15人学級で下地区の学力が上がるという評価が出れば、非常にいいことだと思います。そういうことも踏まえて、今回の提案に賛成します。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例について、反対の立場で討論いたします。

この議案第３号は先ほどから言われているとおり、余りにも拙速な議案の提出であり、我々議会に対しても議会を軽視しているとしか言いようがない。そして現場のほうでもさまざまな議論があったにもかかわらず、それを一概に教育長の判断のもとで全てを許したという話になっているものですから、それはどうしても到底納得できるものではないと思います。さらに今30人学級という話があるのですけども、それと15人学級にする場合とは到底話が違う問題であり、容認することはできません。以上であります。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてを採決いたします。

本案の委員長報告は原案可決です。ただいま反対討論もございましたので、採決は起立によって行います。

議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長　與那覇朝輝　「起立多数」です。したがって、議案第３号　中城村立小学校に勤務する教育職員の給与等及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第２　議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　新垣博正。

○総務常任委員長　新垣博正　それでは委員会審査報告を読み上げて報告といたします。

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

総務常任委員会
委員長　新　垣　博　正

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第15号	平成30年度中城村一般会計予算	原案可決

なお、その委員会審査経過の中で、割り当てした建設常任委員会、文教社会常任委員会の委員より、別紙のとおり意見がありましたので報告します。

別紙（委員会意見等）

１．７款２項１目19節の中城村観光協会補助金（14,022千円）については、組織を構成する会員数、役員数の記載もなく、事業内容、事業収入も不明であり、新たに組織を設立するに際して基本計画、実施計画書、会則（案）等を事前に作成し、予算審議に付すべきである。

２．学校給食調理場
教育総務課長の所長兼任の現状を早期に改善行うべきとの意見がありました。

３．社会教育の充実を図るうえで、社会教育主事の設置は義務であり、早急の配慮、処置を求める意見がありました。

以上です。

○議長　與那覇朝輝　これで委員長報告を終わります。

次に、本案に対しては、仲眞功浩議員、また新垣善功議員からお手元に配付してありますとおり修正動議が提出されております。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

初めに仲眞功浩議員からの説明を求めます。

仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　それでは読み上げて修正動議、提案といたします。

平成30年３月28日

中城村議会
　議長　與那覇　朝輝　殿

発議者
　中城村議会議員　仲　眞　功　浩
賛成者
　中城村議会議員　大　城　常　良

議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の３及び中城村議会会議規則第17条第２項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算に対する修正案

議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算の一部を次のように修正する。

第１表　歳入歳出予算の一部を次のように改める。
（歳　出）

款	項	金　　額
７．商工費		121,993　千円 ~~136,015~~
	１．商工費	121,993 ~~136,015~~
14．予備費		34,022 ~~20,000~~
	１．予備費	34,022 ~~20,000~~

提案理由としましては、中城村観光協会補助金1,402万2,000円が計上されておりますが、理事や役員の人選も明らかにされてなく、ブラックボックスになっております。また、年間活動計画も示されないまま、ほとんど人件費だけが補助金として計上されております。本協会は村の外郭団体として位置づけられるにもかかわらず、活動根拠となるべき中城村観光振興基本計

画は概要説明があっただけで、発表も公表もなく、一番肝心な期待される経済効果も示されていない状況にあります。このような状況を鑑みますと、計上された中城村観光協会補助金は一旦凍結して予備費とし、手続を踏んで後ほど補正予算として計上すべきものと認識し、修正動議として提案します。

以上、提案いたします。なお、予算変更に伴う事項別明細に関する変更は、添付明細書のとおりでありますので、お目通しを願います。議員の皆様の御理解、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時３３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

続きまして新垣善功議員からの説明を求めます。質疑は一括して受けます。

新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　それでは議案第15号の一般会計予算に対する修正動議を提出いたします。

平成30年３月28日

中城村議会
　議長　與那覇　朝輝　殿

発議者
　中城村議会議員　新　垣　善　功
賛成者
　中城村議会議員　仲　座　　勇

議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の３及び中城村議会会議規則第17条第２項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算に対する修正案

議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算の一部を次のように修正する。

第１表　歳入歳出予算の一部を次のように改める。

（歳　出）

款	項	金　　額
10．教育費		813,856　千円 ~~846,673~~
	１．小学校費	135,488 ~~168,305~~
14．予備費		52,817 ~~20,000~~
	１．予備費	52,817 ~~20,000~~

提案する理由は、この予算に関する条例については、先ほども討論の中で述べたように、基本計画や根拠となるものがない。それとどのようにやっていくか具体的な実施計画もないまま、それを認めるわけにはいきませんので、提出したものでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長　與那覇朝輝　これから委員長報告及び２つの修正案に対する質疑を行います。

まず初めに、委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４０分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に仲眞功浩議員から提出されました修正案に対する質疑を行います。

宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　それでは仲眞功浩議員から提出されました修正案、７款商工費の1,400万円余りを減にして、予備費に組み込まれている修正案が提出されていますけれども、この件に関しては建設常任委員会に付託されたと思います。建設常任委員会の審査の結果はどうなっていますか。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　これは先ほど総務委員長から報告があったように、全会一致ではなくて少数意見で示されたように、いろいろまだまだ考慮すべき点があるということで、全会一致ではなくて、反対意見も少数意見も添えて報告されているとおりであります。少数意見が委員長報告に述べられているとおりでありまして、まだまだ内容がよくわからないところがあるということで、全会一致の採決というわけには至らなかったと、そういうことであります。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　私が尋ねているのは建設常任委員会の中で採決の結果はどうなったかです。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時４２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　再度確認します。私

が尋ねているのは、建設常任委員会でどういった結果が出たかです。採択か不採択か。

○議長　與那覇朝輝　仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　これは宮城重夫議員も建設常任委員会で一緒に審議していますので御存じかと思うのですけれども、その件に関しては意見をまとめるに当たってどうしますかということになったのですけれども、先ほど申しましたように反対意見はどうするかということになり、少数意見という形で委員会に戻すということでありまして、この建設常任委員会では一応原案のとおり賛成するということになっております。採決は先ほど申しましたように、これは総務委員長がおっしゃったように本会議でやるということになるようであります。以上であります。

○議長　與那覇朝輝　宮城重夫議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、仲眞功浩議員の修正案に対する質疑を終わります。

続きまして新垣善功議員から提出されました修正案に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４５分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

まず初めに、委員長報告に対する討論を行います。

○議長　與那覇朝輝　大城常良議員。

○３番　大城常良議員　議長、休憩お願いします。

○議長　與那覇朝輝　休憩します。

休　憩（１０時４６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４７分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、委員長報告に対する討論を終わります。

続いて仲眞功浩議員からの修正案に対する討論を行います。

宮城重夫議員。

○１５番　宮城重夫議員　修正案に反対し、原案賛成の立場から討論をいたします。

まずもって述べたいことは、2000年に世界遺産に登録された中城城跡の所在地の中城村でいまだ観光関連窓口がないのは、行政機関を初め、関係機関の怠慢だと、私自身も含め、村民に対し申しわけない思いです。沖縄県の観光客目標1,000万人台の今どき、なおかつ沖縄県内41市町村で観光関連窓口がない市町村は、中城村を含め８自治体です。中城湾港に去年までに５万トン級の船舶が入港しましたが、先日の新聞にもありましたように、ことしから16万トン級の船舶が月１回入港するとの新聞報道もあり、外国人観光客が押し寄せる今、他の自治体に観光客を持って行かれていいものでしょうか。絶対にノーです。沖縄県はもちろん、日本全国、今世界的にも平和産業の観光産業、観光ビジネスが近代社会で経済活動の主役的位置だと思っています。そのような今の時代で、観光協会を設置する・しないの議論をする時ではないと私は思っています。沖縄県内でのおくれを１日も早く取り戻すチャンスだと思います。人件費、理事会構成員のレベルでの議論ではありません。観光産業、観光ビジネスは戦いだと思います。競争に勝たねばなりません。観光事業であれもやります、これもやります。情報化の今、水面

下で確実にできる体制を整えて初めて、対外的に大々的に宣伝していくのがビジネス社会の常套手段だと思います。観光関連事業の見返りは確実に村民に還元されます。今この重要なときに、中城村民の期待を裏切り、足を引っ張るような態度は私にはできません。中城村議員の皆さん、村民の利益になるか、不利益になるか。村民の立場に立ちきり、熟慮、即決の決断をお願いします。以上の観点から私は修正案に反対し、原案に賛成いたします。以上。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算、中城村観光協会補助金1,402万2,000円の修正動議に対し、賛成の立場で討論いたします。

観光協会事業計画案が議会に提出されましたが、役員及び事務局の氏名が記載されておらず、事業計画も抽象的で計画性に欠けております。年次的な目標設定、３年後、５年後、そして10年後を見据えた事業計画をしっかり示した上で予算の計上、そして自主財源の推移も考慮しながら費用対効果を考えて、議会が納得できる中長期的な予算計画と事業計画が示された段階で観光協会は設立するのが妥当ではないかと思います。現状では、毎年2,000万円以上の補助金を投入しないと事業運営ができない補助団体になるおそれが十分考えられる。以上のことから、観光協会の設立は時期尚早であると言わざるを得ない。我々が修正動議を行っているのは絶対にだめだという話ではなくて、時期尚早ということできっちりとした計画を持ってそれを提出してもらいたいということで予備費に回している段階でありまして、きっちりとした計画が出れば我々も賛成するという話でございますので、一切拒否しているというわけではございません。各議員におかれましても、やはり我々は村民の税金を預かっている以上、そういったきっちりした計画性を持った議案が出された時点での審議をお願いしたいという観点から修正動議に賛成する立場であります。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　ただいまの議案第15号平成30年度中城村一般会計予算に対する修正動議に反対の立場で討論します。

本議会においても以前から観光協会の設立については、いろいろと一般質問も出てきたという記憶がございます。やはり議員諸氏におかれましても、早目に観光協会の設立が必要だという思いは一緒かと思います。中城村の観光振興計画に関する説明資料、これは１月時点で説明を受けたものでございます。それと本議会で中城村の観光協会の事業計画案というのも出ておりまして、現在印刷に回しているということで、近々に配付できるのではないかと現担当課長からの説明はありました。先ほど、宮城重夫議員の討論の中でも出ておりましたけれども、やはり県内41市町村の中で三十二、三の市町村がもう既に観光協会を立ち上げまして、どんどん観光に関してスタートをしているというところで、本村におきましてもやはり観光に特化する観光協会、それを担う観光協会の設立を一日も早くスタートさせねばならないと思っております。つきましては、今回の議案第15号の修正動議が出ておりますけれども、４月には総会設立をもって、平成30年度のある程度事業計画の骨子はもうできております。その１年間で進めていって、２年目から実際の事業に入っていくという段取りになろうかと思いますけれども、それからしましても一日も早目に観光協会を設立してスタートしなければ、クルーズ船の問題、中部広域の中でも中城港へのクルーズ船の入港に関して、その客をやっぱり村内にも誘導していくという作業もこれからどんどん入ってくるかと思いますので、一日も早い設立を願う次第

でございまして、本議案第15号の修正動議に反対いたします。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、仲眞功浩議員からの修正案に対する討論を終わります。

続きまして新垣善功議員からの修正案に対する討論を行います。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算の修正動議に賛成の立場で討論いたします。

平成30年度より４年間行われる学力向上モデル事業は実施計画書及び説明書にも記載されているように、アメリカ・テネシー州において実証実験、いわゆるスター計画でアメリカ教育市場最も重要な実験の一つとして評価されており、その研究によって既に実施効果は示されている。そして重要案件で年間3,600万円の予算が伴うにもかかわらず、教育委員会や議会に対し事前説明が不十分で、プロセスが欠如していると言わざるを得ない。さらに、教育の平等を考えたときに空き教室がないのを理由に、中城南小学校を対象外にするのは保護者の理解が得られない。また、４年間のモデル事業で限定的であり、将来性が見通せない。さらに中城小学校、津覇小学校の平成30年度の児童数を見ても、中城小学校の１年生、３年生及び津覇小学校の２年生、３年生においては通常学級でも20人以下学級になっております。本村にはもっと優先して予算を計上し、解決しなければならない問題があり、４年総額１億4,400万円の予算はモデル事業としては、果たして妥当なのか。総合的に判断した上で修正動議に賛成いたします。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算に対する修正動議に反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

本議会におきましても、30人学級、少人数学級に関しましては、さまざまな陳情に対して我々村議会においては全会一致をもって採択をしてきた経緯がございます。今回の部分に関しましても、先ほどから経緯につきましてはいろんな問題があると思ってはおりますが、今回の15人、少人数学級との整合性を鑑みても、何ら問題は発生しないものかと我々村議会では認識しているところでございます。それでもって今回の修正動議には反対とさせていただきます。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

仲眞功浩議員。

○９番　仲眞功浩議員　それでは平成30年度中城村一般会計予算の修正動議に関して、賛成の立場で討論します。

まず今回の中城小学校、津覇小学校、低学年への少人数学級導入が余りにも唐突で、中城村の教育の基本理念をゆがめるものになりかねない懸念があります。まず学校教育法の基本である教育の機会均等に反することであります。このモデル事業で期待される立派な成績を上げることができても、中城南小学校へは決して導入されることはないと断言されております。その理由が空き教室がない、そういうことであります。空き教室がなければ、教室の増築計画を検討しています。その中で空き教室をつくればいいと、そういうことも言えるかと思います。中城村一教育委員会において、２つの学校教育制度が果たして許されるものかどうか。これは大きな問題だと私は認識しております。このような一教育管内で違う学校運営の二制度が存在するということは決して認められない、そのように考えます。

２点目に４年間限定の単なるデータどりの学者の研究のための実証実験の可能性があること

であります。モデル事業の基本計画や実施計画も明示されてなく、事業実施後の展開がＰＴＡや保護者、議会などにも一切示されていないことであります。将来への展望なき実験事業はすべきものではないと思います。

３点目に財源の問題であります。口やマスコミでは村独自の単費事業だということでありますけれども、実際には全く確定もしない。その予算が獲得できるかどうかもわからない一括交付金を予算に充てていることであります。職員の給料というものは４月、５月からすぐ発生するものであります。その中にあって、この一括交付金の決定というものは、いつ決まるかはっきりした時期も明示されてなく、本当に村の単費でもやりますと、そのような姿勢は全く見られない、そういうふうに考えます。

それから４点目に、安易な動機にもってこのモデル事業が計画されているのではないかという懸念があります。今回の議案審議の中でも出てきましたけれども、やってみる価値があるものだと、やらないよりはやったほうがいいだろうとそういう意味合いにとれるような、安易な動機に基づいた発想という感じの答弁が多々ございました。このような大きな教育理念にかかわる問題について、実証実験的にモデル事業としてやってみようと、そういうことは決して許されない。それに教育というものは、１年、２年、３年、４年、こんな短期的なもので結果を要求するようなものではないと思います。教育というものは10年、20年、これが継続して初めてその教育効果というものが出てくるものと、そういうものであります。お金をつぎ込むつぎ込まないとか、そういう費用対効果ではなくて、やはりこれは継続して初めて効果が出るものであるということでありまして、単なるモデル事業としてやるべきものではない。本当にやる気があるならば財源確保もしっかりと、我々議会も一緒になって、例えば債務負担行為で10年、20年のこの教育債を保障してやる。それぐらいの気持ちがないと、この教育というものは成り立っていかないだろう。単にもモデル事業とか実証実験のためにやるものではないものであると思っております。それから先ほど申したのですけれども、余りにも唐突で見切り発車的な事業であるということであります。いろいろ言われましたけれども、教育委員会でもいろんな懸念が示されております。中学校の問題、高学年の問題はどうするかと。その中にあって、教育長はとにかくやってみる価値があるからさせてくれと、そういう形で教育委員会も説き伏せて、それからもし中城南小学校のＰＴＡや父兄から説明を求められたら、その時点で説明をすればいいと。そのような考えのもとにこういう、本当に見切り発車的な事業展開になっております。このようなことは後々大きな禍根を残すというおそれがあります。そのような意味でこれは実践するには、まだまだ議論の余地がある、そのような考えのもと、先ほどの観光協会と同様に一旦予備費に移して、それから財源確定、あるいは教育委員会の本当のコンセンサス、そういうものを得て初めて予算計上、あるいは実施に移すべきものであると考えます。そういうことでこの修正動議には、賛成の立場で討論します。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

金城　章議員。

○７番　金城　章議員　ただいまの議案第15号平成30年度中城村一般会計予算に対する修正案に対して反対の立場で、原案に賛成の立場で討論いたします。

教育においては、子供たちの知識の向上を図れるこの案件であります。我々中城村において、一番の宝物と言えば子供たちだと考えております。一般財源をつぎ込んででも、ぜひ子供たちの育成並びに資質向上は図るべきだと思っております。この案件に対しては確実な面において、

子供たちの資質向上及び知識向上は図れるものだと思っております。よって、一般財源を投入してでも、この事業は早目に行うべきであると思っております。よって、修正案を反対し、原案に賛成の立場で討論をします。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、新垣善功議員からの修正案に対する討論を終了いたします。

これから議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算を採決いたします。

本案に対する仲眞功浩議員から提出された修正案についてを、起立によって採決いたします。修正案に賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長　與那覇朝輝　「起立多数」です。したがって、仲眞功浩議員から提出された修正案は可決されました。

次に、本案に対する新垣善功議員から提出された修正案に対しての採決を行います。起立によって採決いたしますので、修正案に賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立少数）

○議長　與那覇朝輝　「起立少数」です。したがって、新垣善功議員から提出された修正案は、否決されました。

休憩します。

休　憩（１１時１４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１４分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第15号　平成30年度中城村一般会計予算は、修正部分及び原案のとおり決定されました。

休憩します。

休　憩（１１時１７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３１分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

日程第３　議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　新垣徳正。

○文教社会常任委員長　新垣徳正　それでは読み上げて報告させていただきます。

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

文教社会常任委員会
委員長　新　垣　徳　正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第16号	平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算	原案可決

よろしくお願いいたします。

○議長　與那覇朝輝　これで委員長報告を終わります。

これから議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案の委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第16号　平成30年度中城村国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第４　議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　新垣徳正。

○文教社会常任委員長　新垣徳正　読み上げて報告させていただきます。

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

文教社会常任委員会
委員長　新　垣　徳　正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第17号	平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

○議長　與那覇朝輝　これで委員長報告を終わります。

これから議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算の委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案の委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第17号　平成30年度中城村後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第５　議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　金城　章。

○建設常任委員長　金城　章　では読み上げて報告いたします。

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

建設常任委員会
委員長　金　城　　章

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第18号	平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算	原案可決

○議長　與那覇朝輝　これで委員長報告を終わります。

これから議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案の委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第18号　平成30年度中城村土地区画整理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第６　議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　金城　章。

○建設常任委員長　金城　章

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

建設常任委員会
委員長　金　城　　章

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第19号	平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算	原案可決

○議長　與那覇朝輝　これで委員長報告を終わります。

これから議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案の委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第19号　平成30年度中城村公共下水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第７　議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　金城　章。

○建設常任委員長　金城　章

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

建設常任委員会
委員長　金　城　　章

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第20号	平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算	原案可決

○議長　與那覇朝輝　これで委員長報告を終わります。

これから議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算を採決いたします。

本案の委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第20号　平成30年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第８　議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　金城　章。

○建設常任委員長　金城　章

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

建設常任委員会
委員長　金　城　　章

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第21号	平成30年度中城村水道事業会計予算	原案可決

○議長　與那覇朝輝　これで委員長報告を終わります。

これから議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案の委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第21号　平成30年度中城村水道事業会計予算については委員長報告のとおり可決されました。

続きまして日程第９　選挙第１号　中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙第１号

中城村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

平成30年３月31日をもって、中城村選挙管理委員会委員及び同補充委員の任期が満了しますので、地方自治法第118条第１項及び第２項の規定により選挙を行うものとする。

選挙すべき数　　８名

平成30年３月28日

中城村議会
議長　與那覇　朝　輝

選挙管理委員会候補者名簿

選挙管理委員

政党名	氏　　名	生年月日	住　　所
無所属	西波照間　達也	昭和39年生	中城村字伊集
無所属	米　須　恵　子	昭和22年生	中城村字北上原
無所属	仲　眞　勝　治	昭和31年生	中城村字屋宜
無所属	普天間　富士子	昭和33年生	中城村字南上原

同補充員

順位	政党名	氏　　名	生年月日	住　　所
1	無所属	與　儀　勝　彦	昭和27年生	中城村字和宇慶
2	無所属	比　嘉　惠　子	昭和22年生	中城村字伊舎堂
3	無所属	新　垣　善　功	昭和24年生	中城村字安里
4	無所属	比　嘉　光　子	昭和22年生	中城村字久場

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって、指名推選をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には西波照間達也さん、米須恵子さん、仲眞勝治さん、普天間富士子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認めます。したがって、ただいま指名しました西波照間達也さん、米須恵子さん、仲眞勝治さん、普天間富士子さんが選挙管理委員会委員に当選されました。

次に選挙管理委員会補充員には、與儀勝彦さん、比嘉恵子さん、新垣善功さん、比嘉光子さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指名いたしました與儀勝彦さん、比嘉恵子さん、新垣善功さん、比嘉光子さんが選挙管理委員会補充員に当選されました。

お諮りします。補充員の順序はただいま議長が指名した順番にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

続きまして日程第10　選挙第２号　南部広域行政組合議会議員の選挙を行います。

選挙第２号

南部広域行政組合議会議員の選挙

南部広域行政組合規約の変更に伴い、当該組合議会の議員を次により選挙してもらいたいとの旨、南部広域行政組合から通知があったので、当該組合規約第５条の規定により選挙を行うものとする。

選挙すべき数　　１人

平成30年３月28日

中城村議会
議長　與那覇　朝　輝

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって指名推選をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長

が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

南部広域行政組合議会議員に、14番　新垣善功議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した14番新垣善功議員を南部広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、14番　新垣善功議員が南部広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいま南部広域行政組合議会議員に当選されました14番　新垣善功議員が議場におりますので、会議規則第33条第２項の規定により、当選の告知を行います。

続きまして日程第11　発議第１号　閉会中の議員派遣についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

金城　章議員。

○７番　金城　章議員

発議第１号

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

提　出　者
中城村議会議員　金　城　　章
賛　成　者
中城村議会議員　仲　眞　功　浩
中城村議会議員　外　間　博　則

閉会中の議員派遣について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

閉会中の議員派遣について

本議会は、閉会中に下記の諸研修会へ全議員参加することを発議する。

記

１，　沖縄県町村議会議長会主催による議員研修会
（平成30年度沖縄県町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）

２，　中部地区町村議会議長会主催による議員研修会
（平成30年度中部地区町村議会議長会事業計画に基づく諸研修会）

３，　本村議会主催による議員研修会
（平成30年度中に開催される諸研修会）

平成30年３月28日
沖縄県中城村議会

○議長　與那覇朝輝　これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、発議第１号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから発議第１号　閉会中の議員派遣についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、発議第１号　閉会中の議員派遣については原案のとおり採択されました。

日程第12　発議第２号　閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

新垣博正議員。

○１２番　新垣博正議員　それでは読み上げて発議いたします。

発議第２号

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

提　出　者
中城村議会議員　新　垣　博　正
賛　成　者
中城村議会議員　新　垣　貞　則
中城村議会議員　仲　松　正　敏

閉会中の所管事務調査について

上記の議案を別紙のとおり、中城村議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

閉会中の所管事務調査について

本議会は閉会中に、下記の所管事務調査を実施することを発議する。

１，調査の目的

（１）常任委員会

本村及び他市町村の実態を調査し、村政の伸展に寄与することを目的とする。

（２）議会運営委員会

議会運営の実態を調査し、議会の円満かつ積極的な運営を図ることを目的とする。

２，調査事項

常任委員会

（１）行財政運営等に関する事項

（２）学校教育及び社会教育に関する事項

（３）監査及び選挙に関する事項

（４）福祉等に関する事項

（５）環境衛生等に関する事項

（６）健康保険等に関する事項

（７）商工観光の振興に関する事項

（８）農林水産業の振興及び農地等に関する事項

（９）土地開発等に関する事項

(10) 住宅、道路及び河川等に関する事項

(11) 都市計画等に関する事項

(12) 上下水道整備等に関する事項

(13) 安全・安心・防災に関する事項

(14) その他上記以外の村政に関する事項

議会運営委員会

（１）定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項

（２）議会会議規則、委員会条例等に関する事項

（３）議長の諮問に関する事項

３，時期及び方法

平成30年度の閉会中に調査を行うこととし、その方法については各委員会において、それぞれ決定する。

４，調査費用

議会費予算の定める費用弁償の範囲内とする。

平成30年３月28日

沖縄県中城村議会

以上です。

○議長　與那覇朝輝　これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０３分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第２号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、発議第２号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから発議第２号　閉会中の所管事務調査についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、発議第２号　閉会中の所管事務調査については原案のとおり採択されました。

続きまして日程第13　請願第１号　４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　新垣博正。

○総務常任委員長　新垣博正　それでは読み上げて報告いたします。

平成30年３月28日

中城村議会議長　與那覇　朝輝　殿

総務常任委員会
委員長　新　垣　博　正

委　員　会　審　査　報　告　書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	付　託 年月日	件　　名	審査の結果	措　置
請願第１号	平成30年 ３月５日	４月以降の米軍ゴミ受け入れを拒否する請願書	採択	関係機関への送付 （中城村・中北清掃事務組合）

○議長　與那覇朝輝　これで委員長報告を終わります。

これから請願第１号　４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書の委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１２時０６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０６分）

○議長　與那覇朝輝　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。

新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　それでは４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書について、反対の立場から討論をいたします。

中城村・北中城村清掃組合が運営する青葉苑は15年前に旧防衛庁施設補助で建設されましたが、その際、米軍基地キャンプ瑞慶覧内の一般家庭から出るごみについて、同施設で受け入れ処理することの条件が付されましたが、分別がなされないとのことで今日まで受け入れてなく、民間廃棄物処理業者で処理されてきましたが、民間廃棄物処理業者が県からの処理許可の取り消しがなされたために処理ができなくなり、青葉苑に受け入れ要請があり、青葉苑で処理することになり、分別は民間会社が行った後に搬入

することになっており、危険物の混入はなく、また国の会計検査から米軍ごみの受け入れをこれまでやってこなかったことを指摘され、補助金交付の条件、米軍ごみの受け入れについて指導されたことから、受け入れは不本意ではありますが、やむを得ないものと判断して反対いたします。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論はありませんか。

大城常良議員。

○３番　大城常良議員　請願第１号、本委員会に付託された４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書に対して、賛成の立場で討論いたします。

15年前の青葉苑建設時に旧防衛省施設補助条件の中に、キャンプ瑞慶覧のごみ受け入れがあったとのことですが、民間委託処理が不可能になったからといって、これを即座に組合議会、あるいは両村議会を通さずに決定したということに対し、ものすごく不快感を覚えるものであります。確かに今言われた会計検査院の指摘があったということなのですけれども、現在まで15年間にわたりそういう指摘がなかったということが今回、急な指摘項目にされたということは、これは私にしては脅しというほかありません。このような村民からの請願に対しては真摯に向き合い、我々は村民が負託する議会でありますので、それに対しての意見は十分反映させていくものだと思っております。以上のことからも、この請願に対しては賛成であります。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論はありませんか。

新垣徳正議員。

○１１番　新垣徳正議員　今回の請願第１号４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

そもそも我々中城村議会、北中城村議会においても、米軍基地の撤去は決議されてきております。その米軍基地撤去の決議の中から、そこから出てくるごみを受け入れる筋合いはないと私は考えております。また先ほどからあるように、このごみは今まで米軍ごみは分別がなされていないという理由で受け入れることができませんでした。今回その分別を民間企業にまかせて、それがちゃんと分別がなされているということをもって受け入れということになっておりますが、それに関しましても我々民間は、それぞれ自力でもってごみ袋も購入し、そのごみを何分別で分けてきて、それを自分たちの門口に出すというのを奨励されてきております。そのために、このごみの減量化を図っていくということでございました。そういうことを我々住民は行ってきている中において、米軍はそれぞれのごみをその民間企業に全部流してしまって、それで民間の部分でそのごみの分別をやってやると。これは余りにも理不尽だとしか私は思っておりません。それらのことも含めて、米軍のほうにも、そのシステムをちゃんとできるようなことでやってくれるということの要請も何もされていないということに、私はすごく不満を感じているところがございます。ですので今回、この請願第１号については、当然出されるべきものだと思っておりますので、賛成の立場で討論させていただきます。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論はありませんか。

伊佐則勝議員。

○８番　伊佐則勝議員　今までのいきさつにつきましては、今の請願に賛成するという立場の議員からお話がありました。本議会の12月定例会におきまして、４月１日以降の米軍ごみの受け入れに反対するという意見書を採択しております。現在、受け入れのごみ量というのですか、資料がございますけれども、一月に1.5トンぐ

らいしか搬入がされていないと。それが週１程度。既に民間企業も焼却炉を稼働しておりまして、わざわざそれを分別して、その敷地から青葉苑まで運んでくると、非常に経済的にも損失を被るということもございます。それはそれとして、青葉苑に持ち込むのではなくて、わずかそれだけのごみをわざわざ搬入しているということもどうかと思います。やはりその４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書について、賛成いたします。以上です。

○議長　與那覇朝輝　ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「討論なし」と認め、討論を終わります。

これから請願第１号　４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書についてを採決します。

本案については反対討論もありますので、採決は起立によって行います。

請願第１号　４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書について、委員長報告に賛成の方は起立お願いいたします。

（起立多数）

○議長　與那覇朝輝　「起立多数」です。したがって、請願第１号　４月以降の米軍ごみ受け入れを拒否する請願書は原案のとおり採択されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　與那覇朝輝　「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

閉　会（１２時１７分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　與那覇　朝　輝

中城村議会議員　安　里　ヨシ子

中城村議会議員　新　垣　徳　正